

学籍番号： CD102006

論 文 題 目

IFRS 改定プロジェクトにみる会計思考の変遷に関する研究
—MoU プロジェクトを中心として—

大学院商学研究科

博士後期課程 会計・金融専攻

近見 名緒子

はしがき

IASB・FASB が取り交わした 2011 年までにコンバージェンスを達成すべき基準に関する覚書 (MoU) 項目の多くが期限を過ぎた現在も最終基準化に至っていない背景にはどのような理由があるのかという疑問を出発点に、本論文では MoU 項目の主要プロジェクトを分析対象とし、その展開及びその背後にある会計思考の変遷を分析した。そして、MoU プロジェクトの全体的な展開から従来の会計基準がどのように変化したといえるのか、また変化したとはいえないのか明らかにすることを目的とした。

MoU プロジェクトの下での新たな基準開発の混迷は、従来の会計基準を変更することに対する抵抗が背景にあり、それは従来の会計基準とそこに横たわる会計思考が依然として重要視される理由があるからであり、基準案とその背後にある会計思考を分析する作業がこの点を明らかにできると考えたためである。ただし、本研究における分析からインプレーション提示までの作業については不十分・未熟な点は多々残されており、この点を反省点として今後の研究課題としていきたい。

なお、博士論文の執筆にあたって、多くの先生方のご指導・ご鞭撻を頂いた。この場をお借りして謝辞を申し上げたい。

まず修士課程から博士後期課程にわたる指導教授である万代勝信先生、そして博士論文の副指導教授である佐々木隆志先生に感謝を申し上げたい。先生方のご期待に沿った研究成果とは言い難い点を自覚しながらも、熱心なご指導・ご鞭撻があつてこそ、浅学非才の筆者がどうにか博士論文の完成まで辿り着くことができたと考えている。特に、修士課程から学問としての会計学を学びはじめた筆者にとって、万代教授のご学恩への感謝は一言で言い表すことはできない。博士論文における反省点をふまえ努力を怠らず、今後も先生のご期待に少しでも近づくことができるよう精進することを誓いたい。

そして博士論文の審査において、ご指導を賜った福川裕徳先生にも感謝を申し上げたい。先生からご指摘を受けた改善点について心に留め、今後の研究につなげていくことができればと考えている。今後とも折に触れ、ご指導・ご鞭撻をお願いする次第である。

さらに、伊藤邦雄先生、加賀谷哲之先生には、大学院の授業などを通じて、温かいご指導・ご助言を頂き、そのご学恩に心より感謝申し上げます。

また、大学院ゼミの先輩であり、現在は松山大学准教授となられた松下真也先生からは、ご卒業後も Skype やメールを通じて親身なご指導を賜った。日頃のご厚恩に深く感謝申し上げます。このほかにも、大学院ゼミにおける議論を通じて様々な刺激を与えてくれた、万代ゼミおよび佐々木ゼミの院生の皆様にも感謝申し上げます。

最後に、筆者の学究生活を精神面及び経済面で支援してくれた両親・家族に感謝の意を表したい。

2014 年 6 月 1 日

近見 名緒子

IFRS 改定プロジェクトにみる会計思考の変遷に関する研究 —MoU プロジェクトを中心として—

—目次—

第1章 研究の課題と分析のフレームワークの提示	1
1. 問題意識と研究の課題	
2. 先行研究の概観	
3. 分析のフレームワークの提示	
3-1. 収益費用アプローチと資産負債アプローチ—FASB[1976]をもとに—	
3-2. 会計利益モデルと純資産モデル	
3-3. 会計モデルの細分化	
3-3-1. 単一属性会計	
(1) 歴史的原価会計—モデル(A)—	
(2) 包括的公正価値会計	
① 自己創設のれんも含めて認識する包括的公正価値会計—モデル(D①)—	
② 自己創設のれんを認識しない包括的公正価値会計—モデル(D②)—	
3-3-2. 混合属性会計	
(1) 会計利益モデル系列の混合会計—モデル(B)—	
(2) 純資産モデル系列の混合会計—モデル(C)—	
3-3-3. モデル(B)とモデル(C)の区分規準	
4. 本論文の構成	
第2章 金融商品プロジェクト：分類及び測定（金融資産）及びヘッジ会計	25
1. はじめに	
2. 2008DP 公表以前の金融商品プロジェクト	
3. 会計利益モデルにおける資産評価と純資産モデルにおける資産評価	
3-1. 会計利益モデル—投資の性質に注目する資産評価—	
3-2. 純資産モデル—包括的公正価値会計—	
4. 2008DP	
4-1. 2008DP の概要	
4-2. 2008DP の分析	
4-2-1. 分類測定基準の分析	
4-2-2. ヘッジ会計の分析	
5. 2009ED 及び IFRS9（2009 年版）	
5-1. 2009ED の概要	
5-1-1. 分類アプローチ	
5-1-2. 公正価値が信頼性をもって見積もることのできない持分金融商品	
5-1-3. FVOCI オプション	

- 5-2. 2009ED の分析
 - 5-2-1. 分類アプローチ
 - 5-2-2. 公正価値測定を拡張させる提案
 - 5-2-3. FVOCI オプション
- 5-3. IFRS9 (2009 年版) の概要
 - 5-3-1. 償却原価測定への分類プロセス
 - 5-3-2. FVOCI オプションを指定した持分金融商品の受取配当金
 - 5-3-3. 当初認識後の測定区分の分類変更
 - 5-3-4. IAS39 の非上場持分金融商品に対する公正価値測定の特例規定
- 5-4. IFRS9 (2009 年版) の分析
- 6. 2012ED
 - 6-1. 2012ED の概要
 - 6-1-1. 測定区分追加の目的
 - 6-1-2. 分類アプローチ及び会計処理
 - 6-2. 2012ED の分析
- 7. ヘッジ会計プロジェクトの概要及び分析
 - 2010ED、2012DR 及び IFRS9 (2013 年版)—
 - 7-1. ヘッジ会計プロジェクトの概要—2010ED、2012DR 及び IFRS9 (2013 年版)—
 - 7-1-1. ヘッジ適格要件の緩和
 - 7-1-2. ヘッジの会計処理方法
 - 7-2. 2010ED 及び 2012DR の分析
- 8. むすび

第 3 章 金融商品プロジェクト：金融負債 …… 57

- 1. はじめに
- 2. 2008DP から 2009DP まで
 - 2-1. 2008DP の概要及び分析
 - 2-2. 2009DP の概要
 - 2-2-1. 負債の信用リスクを含めることに対する賛成論
 - 2-2-2. 負債の信用リスクを含めることに対する反対論
 - 2-3. 2009DP の分析
 - 2-3-1. 金融負債の公正価値測定に関する提案
 - 2-3-2. 金融負債を公正価値測定する場合の信用リスクの取扱いに関する提案
- 3. 2010ED 及び IFRS9 (2010 年版)
 - 3-1. 2010ED の概要
 - 3-1-1. 公正価値オプションを指定された負債の公正価値変動額に関する会計処理
 - 3-1-2. 信用リスク変動の影響額の算定方法
 - 3-2. IFRS9 (2010 年版) の概要—2010ED からの変更点—
 - 3-3. 2010ED 及び IFRS9 (2010 年版) の分析
- 4. むすび

第4章 金融商品プロジェクト：減損 …… 71

1. はじめに
 2. 2009ED
 - 2-1. 2009ED の概要
 - 2-2. 2009ED モデルの数値例
 - 2-3. 2009ED モデルの分析
 3. 2011SD
 - 3-1. 2011SD において共同提案された減損モデルの概要
 - 3-2. 2011SD モデルの数値例
 - 3-3. 2011SD モデルの分析
 - 3-3-1. グッドブック
 - 3-3-2. バッドブック
 4. 2013ED
 - 4-1. 2013ED の概要
 - 4-2. 2013ED モデルの数値例
 - 4-3. 2013ED モデルの分析
 5. むすび
- 【参考資料】 2013ED 数値例：ケース 1

第5章 保険契約プロジェクト …… 97

1. はじめに
2. 現行基準の位置づけ
3. 2007DP
 - 3-1. 2007DP 測定モデルの全体像
 - 3-2. 現在出口価値
 - 3-3. 測定属性に現在出口価値が提案された背景
 - 3-3-1. 保険契約を金融商品と同一視
 - 3-3-2. 情報提供機能の重視
 - 3-4. 保険負債の三つの測定要素
 - 3-5. 2007DP の分析
—保険負債の継続的評価及び変動額の取扱いからみえる会計思考—
4. 2010ED
 - 4-1. 履行 CF の現在価値
 - 4-2. 三つのビルディングブロック
 - 4-2-1. 将来 CF の見積り
 - 4-2-2. リスク調整
 - 4-2-3. 残余マージン
 - 4-3. 2010ED の分析
5. 2013ED
 - 5-1. 各ビルディングブロックにおける見積りの変更の取扱い

- 5-1-1. 将来 CF
- 5-1-2. 貨幣の時間価値
- 5-1-3. 契約上のサービスマージン

5-2. 2013ED の分析

6. むすび

- 【参考資料 1】 測定モデル比較表
- 【参考資料 2】 2013ED 契約上のサービスマージンに関する会計処理
- 【参考資料 3】 2010ED 残余マージンに関する会計処理
- 【参考資料 4】 2007DP サービスマージンに関する会計処理

第 6 章 収益認識プロジェクト …… 115

1. はじめに

- 1-1. 現行基準の問題点及び収益認識プロジェクトの課題
- 1-2. 収益認識プロジェクトの展開及び本章における検討対象

2. 2008DP 以前の収益認識プロジェクト

3. 2008DP 以前に有望視されていた収益認識モデル—公正価値モデル—

- 3-1. 公正価値モデルの概要
- 3-2. 公正価値モデルの分析

4. 2008DP—顧客対価モデル—

- 4-1. 顧客対価モデルの概要
 - 4-1-1. 契約の正味のポジションに基づく収益認識
 - 4-1-2. 顧客対価による履行義務の測定
 - 4-1-3. 履行義務の充足に伴う収益認識—「支配の移転」概念の導入—
- 4-2. 2008DP の分析—顧客対価モデルに対する二つの解釈—

5. むすび

補論 2010ED 及び 2011ED における修正点

第 7 章 リースプロジェクト …… 131

1. はじめに

借手側処理の検討

2. 2009DP (借手側処理)

- 2-1. 2009DP の概要
 - 2-1-1. 使用权モデルの提案
 - 2-1-2. リース契約に付帯する不確実性を伴う条件の測定
 - (1) 更新オプション
 - (2) 変動リース料

2-2. 2009DP の分析 (借手側処理)

3. 2013ED (借手側処理)

- 3-1. 2013ED の概要

- 3-1-1. 2013ED のリース分類
- 3-1-2. 2013ED の借手側会計処理
- 3-1-3. 更新オプション及び変動リース料に関する処理
- 3-2. 2013ED の分析（借手側処理）

貸手側処理の検討

- 4. 2010ED（貸手側処理）
 - 4-1. 2010ED の概要
 - 4-1-1. 履行義務アプローチ
 - 4-1-2. 認識中止アプローチ
 - 4-2. 2010ED の分析（貸手側処理）
- 5. 2013ED（貸手側処理）
 - 5-1. 2010ED 貸手側会計処理の問題点
 - 5-2. 2013ED の概要
 - 5-2-1. タイプ A リース
 - 5-2-2. タイプ B リース
 - 5-3. 2013ED の分析（貸手側処理）
- 6. むすび

第 8 章 研究の総括と今後の課題 …… 162

- 1. 研究の総括
 - 1-1. MoU プロジェクトのダイナミズム
 - 1-2. 総括—MoU プロジェクトのインパクト—
- 2. 今後の課題

参考文献一覧 …… 174

第1章 研究の課題と分析のフレームワークの提示

1. 問題意識と研究の課題

2002年9月のノーウォーク合意に基づき、高品質で単一の国際的な会計基準のコンバージェンスを達成するべく、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, 以後 IASB と略称する）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, 以後 FASB と略称する）の間で進められている国際会計基準（International Accounting Standards/International Financial Reporting Standards, 以後 IAS/IFRS と略称する）の改定プロジェクトは混迷を深めている。周知のように、IASB・FASB が 2006 年 2 月に取り交わした 2011 年までにコンバージェンスを達成すべき基準に関する覚書（Memorandum of Understanding, 以後 MoU と略称する）項目の多くが現在も最終基準化に至っておらず、審議が継続されている。MoU プロジェクトが当初の期限を過ぎた現在も完成をみないのはいかなる理由によるものなのかという疑問が本研究の出発点にある。

コンバージェンスプロジェクトが改定しようとする従来の会計基準は、実務慣行から公正妥当と認められた基準を帰納的に集約したものである¹。そこでは、フロー（取引）を会計測定的基础におき、投下原価の流れを歴史的な原価で測定する考え方と結びついた収益費用アプローチが中心的な役割を果たしている²。

一方、コンバージェンスプロジェクトの背後に存在する会計思考は貸借対照表の資産負債を公正価値によって評価することを重視する、公正価値会計と結びついた資産負債アプローチと捉えられている³。

プロジェクト難航の原因は、IASB を中心にトップダウン方式で開発されているストック重視、公正価値重視の画一的な会計基準⁴と稼得利益計算を重視する従来の会計基準⁵の背後に存在する会計思考の相克にあったのではないかという問題意識の下、本研究では以下のようなアプローチから IFRS 改定プロジェクトの展開にみる会計思考の変遷、及び従来の会計基準に与えた影響を明らかにしたいと考える。

- Step1: 個別プロジェクトの各公表文書の提案内容を吟味し、それが依拠する会計モデル（本章で提示）を明らかにする。
- Step2: Step1 の結果をもとに個別プロジェクト単位のダイナミズムを示す。
- Step3: 検討した IFRS 改定プロジェクト全体のダイナミズムを示し、従来の会計基準に与えた影響があったとするならばそれがどのようなものであるのか明らかにする。

¹ 辻山[2011], p.53.

² 藤田[2009], pp.12-15.

³ 藤田[2009], p.12.

⁴ 辻山[2011], p.65.

⁵ 辻山[2013], p.176.

(Step1 及び Step2 は第 2 章から第 7 章で、Step3 については第 8 章で取り扱う。)

なお、具体的な分析対象として、進行中の IFRS 改定プロジェクトのうち、2012 年 4 月、金融安定理事会 (Financial Stability Board) に対する報告書⁶において両審議会が確認した、完了していない 4 つの優先的共同プロジェクト—金融商品、収益認識、リース及び保険契約—を取り扱うことにする。

2. 先行研究の概観

現在の会計基準の変化を二つの会計思考 (会計パラダイム) の対立構造によって捉える先行研究は数多く存在する。コンバージェンスプロジェクトを背景とする近年のパラダイム変革の動きを分析した研究の中で、伝統的な会計モデルを収益費用アプローチとして、コンバージェンスプロジェクトの指向する新たな会計モデルを資産負債アプローチと関連づけて説明した研究として辻山[2007a]、藤田[2009]及び佐々木[2013]等が挙げられる。

辻山[2007a]では、伝統的会計パラダイムを収益費用アプローチとおいたうえで、資産負債アプローチに二通りの解釈を与えて、現在のコンバージェンスプロジェクトにみるパラダイム変革の動きを説明している。まず第一は資産負債アプローチに対する初期の解釈であり、資産負債アプローチが伝統的な会計パラダイムとしての収益費用アプローチと相互補完的な関係において機能しているという解釈である。そこでは、利益計算においてフロー (取引) 情報を重視しながら、貸借対照表のリアリティ回復を目的に定義によって資産負債アプローチがストックの認識要件として機能し、収益費用アプローチの補完的役割を担わされていると理解されている⁷。

一方、新パラダイムへの転換過程で、資産負債アプローチは認識要件に留まらず、定義によって測定値を導くことにより測定問題に関する含意までにその機能が拡張されて解釈されていると説明する。資産が将来の経済的便益として定義されていることから、定義に基づいて測定尺度を導こうとすると、資産を将来キャッシュフロー (以後キャッシュフローは CF と略称する) の現在価値によって測定すべきと解釈されることになる。この第二の解釈に立つと、資産負債アプローチは収益費用アプローチと相互排他的な機能として捉えられることになる⁸。

藤田[2009]ではコンバージェンスプロジェクトを背景とするパラダイム変革を、歴史的原価測定の下での収益費用アプローチから、公正価値測定の下での資産負債アプローチへの動きと捉えて会計測定の問題に焦点をあてた分析を行っている。

そこでは歴史的原価測定を基礎とする古典的なパラダイムを Littleton の確立した理論に

⁶詳細は以下の URL を参照されたい。

IASB/FASB[2012]http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Global%20convergence/Convergence-with-US-GAAP/Documents/r_120420d.pdf

金融商品、リース、収益認識の 3 項目は MoU の長期優先的プロジェクトの中で技術的判断が完了していない項目であり、保険契約は MoU 項目外の優先的共同プロジェクトに位置づけられている。IASB・FASB は 2012 年 4 月の共同文書において MoU 三項目の完成と保険契約に関し引き続き共同で関与することを確認している(par.11)。

⁷ 辻山[2007a], pp34-35.

⁸ 辻山[2007a], pp34-35.

求め、パラダイム変革として Sprouse & Moonitz 理論から IASB・FASB の概念フレームワークプロジェクト（2010年9月に改定された「第3章：有用な財務情報の質的特性」に関連する審議）までの流れが示されている。パラダイム変革によって「古典的なパラダイムにおいては明確であった『なにを』測定しようとしているのかという共通の認識対象が曖昧になってしまった」⁹と分析し、その理由をパラダイム変革の過程で歴史的な原価では表現できない資産の価値を表示しようとした点に求めた。藤田[2009]では、実体のない価値を測定することの困難さが現在のパラダイム変革の混迷の理由に挙げられている。

佐々木[2013]では20世紀後半に我が国で主流であった会計思考を表すものとして収益費用アプローチを位置づけ、現在の会計思考を表すものとして資産負債アプローチをそれと対置させた¹⁰。従来の会計思考である収益費用アプローチは取得原価主義会計あるいは発生主義会計と相互に重なりあうものとされ¹¹、現在の中心的会計思考、資産負債アプローチは、「企業に将来もたらされるキャッシュ・インフローの現在価値とキャッシュ・アウトフローの現在価値（あるいはその代替物としての公正価値）をそれぞれ資産・負債とし、両者の差額である純資産の変動によって収益および費用を測定しようとするもの」として説明された¹²。

そして、現在の企業会計では「伝統的な収益費用アプローチに属する会計処理の対象と、理念的資産負債アプローチに属する会計処理の対象が共に存在しており、その全体像は混合（ハイブリッド）会計」¹³として表現されると指摘した。さらに、IASBの新収益認識基準を取り上げて、全ての将来CFを現在価値で貸借対照表に収容することを狙う理念的資産負債アプローチの貫徹は実際（現在のところ）不可能と結論づけた。なぜなら、確度の高い将来CF、即ち契約等の裏付けによって金額とタイミングがかなり高い確率で判明しているものを除くと、それ以外のCFに関して言えば、特に営業損益の計算プロセスではCFを過去の企業活動から推定するしかなく、そのために過去のCFで測定された財・サービスが貸借対照表に収容されることになるからである。それ故に、伝統的なアプローチは営業活動に関連する損益計算においては今後も重要な地位を占め続けると結論づけられている。

上記の収益費用アプローチ対資産負債アプローチの対立軸を基本とする先行研究に対して、企業価値評価の観点から、伝統的な会計モデルを利益から企業価値を捉えるものとして、そして新たな会計モデルを純資産から企業価値を捉えるものとして説明する最近の研究としては、徳賀[2011]及び草野[2012]等が挙げられる。

徳賀[2011]では、利益を企業の経常的、正常的、中長期的な業績指標または利益稼得能力の測定値として捉え、平準化された会計利益に基づいて将来CFを推定し、自己創設のれん価値を含む企業の経済価値の推定を行うモデルとして、「会計利益モデル」を提示した。会計利益モデルでは平準化された利益の算定のため、収益費用の期間的対応が重視されるという¹⁴。

⁹ 藤田[2009], p.19.

¹⁰ 佐々木[2013], p.16.

¹¹ 佐々木[2013], p.17.

¹² 佐々木[2013], p.21.

¹³ 佐々木[2013], p.22.

¹⁴ 徳賀[2011], pp.6-7.

一方、新パラダイムの「純資産簿価モデル」では、企業の経済価値が企業のトータルで生み出す将来 CF の現在価値によって示されることから、企業に将来 CF をもたらすものは全て公正価値でオンバランスされる。そこでは、オンバランスされている全ての資産・負債を公正価値で評価するだけでなく、究極的にはオフバランスの自己創設のれんも公正価値で評価し、オンバランスすることが指向される。純資産簿価モデルでは、投資意思決定に有用な情報は純資産簿価である。会計利益は純資産の変化に過ぎないため投資意思決定にとって有用なものとはならないと考えられることになる¹⁵。

さらに徳賀[2011]では、上記の会計モデルをもとに現在の混合会計に二つの解釈を与えた。一つは一部の資産負債に対して公正価値評価を適用することによって、フローベースの伝統的な会計パラダイムが補強・洗練されている過程にあると捉えた場合の混合会計である。もう一つは新パラダイムへの転換の過程で全てのストックを公正価値評価することにより、純資産簿価によって企業の経済価値を提示しようとするが、測定値の信頼性の問題から現状はやむなく混合会計となっているという解釈である¹⁶。

草野[2012]では、企業価値評価モデル(残余利益モデル)に基づいて「フロー重視の会計」と「ストック重視の会計」が対比され、IASB・FASB のコンバージェンスプロジェクトにおいて採用される会計モデルをストック重視の会計として位置づけた¹⁷。そして、Nissim/Penman[2008]の記述から、投資家が純資産簿価(ストック)と利益(フロー)の二つのボトムラインの金額のうちどちらを重視するかによって二つの会計モデルが識別されるとして、それらの会計モデルの整理が行われている。

草野[2012]においても、フロー重視の会計は、投資家の意思決定に有用な情報として利益を重視する会計モデルと位置づけられた。持続性の高い利益は将来 CF の予測能力が高いと考えられることから、フロー重視の会計ではそのような利益の算定のため、資産負債の測定基準として歴史的原価が指向されるという¹⁸。

一方、ストック重視の会計は、投資家の意思決定に有用な情報として純資産を重視する会計モデルと位置づけられた。情報優位の経営者によって資産と負債の価値を適時に貸借対照表に反映させ、純資産簿価を株式価値に近づけるため、ストック重視の会計では、資産負債の測定基準として市場価値/使用価値が指向されるとする。以上、両会計モデルでは意思決定情報として異なるボトムラインが重視されることから、指向する測定基準も異なることが指摘される¹⁹。

また、IFRS 改定プロジェクトの個別テーマ単位でその提案内容を検討した先行研究としては、金融商品プロジェクトの分類測定基準に関する研究に坂本[2010]²⁰、金融負債に関して辻山[2011]²¹、減損会計に関して草野[2010]²²や吉田[2010]²³等が挙げられる。また保険会

¹⁵ 徳賀[2011], pp.7-8.

¹⁶ 徳賀[2011], pp.9-10.

¹⁷ 草野[2012], p.15.

¹⁸ 草野[2012], p.21.

¹⁹ 草野[2012], p.21.

²⁰ 坂本[2011]では、金融商品プロジェクト：分類測定における 2008 年討議資料及び 2009 年公表の IFRS9 の論点が検討されている。

²¹ 辻山[2011]では 2010 年公表の公開草案「金融負債の公正価値オプション」におけるリサ

計については羽根[2012]²⁴、収益認識プロジェクトについては万代[2008]²⁵や辻山[2009]²⁶、そしてリース会計の借手側処理に関して坂井[2010]²⁷や角ヶ谷[2013]²⁸、また貸手側処理について加藤[2011]等が挙げられる。このように、個別プロジェクト単位での提案内容の変化、またプロジェクト内の一部の公表文書の論点を取り扱った研究は存在する。

しかし、筆者の知り得る限り、二つの会計思考の対立を分析軸として、個別プロジェクト単位の提案内容の変化及び背後にある会計思考の変遷に関する分析を基礎に、現在までの MoU プロジェクト全体のダイナミズムを示した研究は乏しいといえることができる。

以上、現在の会計における二つの会計思考の対立構造を分析のフレームワークとして、前記の最終基準化に至っていない 4 つの共同プロジェクトの展開から会計思考の変遷を分析すること、さらにプロジェクト全体のダイナミズムを示し、現行の IFRS がどのような影響を受けたといえるのか明らかにすることを本研究の課題として位置づける。

3. 分析のフレームワークの提示

本研究が分析対象とする会計は、制度としての会計、ないし基準化のデュープロセスにおいて提案された会計である。このような限定を行う必要は、会計理論上は様々な会計モデルが主張され得るため²⁹、それら全ての会計モデルを単一のフレームワークによって類型

イクル問題について論じている。

²² 草野[2010]では、現行 IAS39 の減損処理と 2009 年公開草案で提示された減損モデルを比較し、期待 CF の每期改定を要求する 2009 年公開草案の減損モデルにおいて従来の償却原価概念が変化している点を明らかにした。

²³ 吉田[2010]では、2009 年に公表された減損プロジェクト公開草案を取り上げ、「期待 CF の每期見直し」や「実効金利算定方法」をはじめとする論点を提示し検討を行っている。

²⁴ 羽根[2012]では、IASB の前身 IASC 時代から始動している保険契約プロジェクトに関して、1999 年に公表された論点書から 2010 年公開草案までの史的展開を提示している。

²⁵ 万代[2008]では、収益認識プロジェクトにおいて公表された討議資料に関する検討が行われている。その後公表された収益認識公開草案についても他論文において検討がなされているが、詳細は本論文第 6 章を参照されたい。

²⁶ 辻山[2009]では 2008 年の収益認識討議資料に提示された収益認識モデルは現行の稼得実現アプローチとさほど変わらないモデルであると評し、提案された正味のポジションに基づく収益認識に実質的な意味がない点を批判している。

²⁷ 坂井[2010]ではリース会計プロジェクトの 2009 年討議資料によって、オペレーティングリースがオンバランスされるだけでなく、更新オプションや変動リース料の認識測定に関する提案からオンバランスされるリース取引の範囲が拡大している点について明らかにした。

²⁸ 角ヶ谷[2013]では、2009 年討議資料から 2013 年公開草案までのリースプロジェクトの展開から借手側の使用権モデルが変容している点について論じている。

²⁹ 収益費用アプローチとして一括される利益計算方式を例に挙げた場合、伝統的な企業会計としての「歴史的な原価会計」は、棚卸資産や有形固定資産などの非貨幣資産を過去の取得原価に基づいて評価するとともに、売上原価や減価償却費などの費用が、取得原価を基準として測定され損益計算書に計上される。そして、このような歴史的な原価会計においては名目資本維持概念が前提とされる（壺岐[2012], pp.93-94）。

一方、収益費用アプローチの利益計算方式の下で同じ名目資本維持の観点から、Edwards & Bell[1961]のように再調達時価を用いる「現在原価会計 (current cost accounting)」も主張され得る。現在原価会計では、期末の入口価値としての時価である再調達時価、即ち

化し、分析することが困難とみられるためである。実際に制度化された会計ないし、基準化のデュプロセスにおいて提案された会計基準案が分析対象であることを明らかにしたうえで、以下ではその分析に当たって妥当と思われるフレームワークを提示することにする。

3-1. 収益費用アプローチと資産負債アプローチ—FASB[1976]をもとに—

会計思考分析にあたって、我が国において多く用いられる枠組みに、収益費用アプローチ（収益費用観）と資産負債アプローチ（資産負債観）がある。収益費用アプローチと資産負債アプローチは識者により種々の意味で用いられているため、その意味するところは曖昧なまま残されている。

両アプローチを最初に明示した 1976 年 FASB 討議資料（FASB[1976]）では、これは連繋した財務諸表における利益計算の二つの側面を示したにすぎなかった。即ち、資産負債アプローチでは資産負債の定義から純資産が決定され、その二時点間の差額によって利益が計算される一方、収益費用アプローチでは、利益は収益と費用の定義及びその関連付け（対応）によって決定されるが³⁰、FASB[1976]ではどのアプローチを選択するかによってどの測定属性が適合するといえるのかは必ずしも明らかにされていなかった³¹。つまり、FASB[1976]によれば、収益費用アプローチまたは資産負債アプローチの採用が特定の測定基準や、一方の財務諸表の優位性に必然的に結びつくわけではない。そこでは特定の測定基準や財務諸表との結びつきは両アプローチの「実質的でない相違」として明記されている³²。

期末の現在原価に基づいて非貨幣資産を評価するとともに、売上原価や減価償却費などの費用を認識時点の現在原価に基づいて測定する。現在原価と取得原価の差額は保有利得と呼ばれ、期末資産に関する保有利得は未実現保有利得とされ、費用化された部分については実現保有利得とされる。また、収益から現在原価に基づいて測定された費用を差し引き、操業利益が計算される。これは、歴史的な原価会計の営業利益から実現保有利得を除外した額になる（壺岐[2012], pp.100-101）。

また、1861 年普通ドイツ商法第 31 条に規定された「附すべき価値」をめぐる論争で初期に展開された「客観価値説」は、企業の清算を前提として財産計算を行う静態論（清算静態論）と捉えられている（興津[2012], p.181）。債権者保護の観点から、ここで測定すべき属性は企業の債務弁済能力であり、このため選択される測定値は売却時価となる（万代[2011], pp.339-340）。このように、19 世紀ドイツでは計算構造的には資産負債アプローチと類似した考え方が主張された時期があったがそこで選択されているのは清算価値である。

IASB の主張する公正価値評価と結びついた資産負債アプローチは、19 世紀ドイツの清算静態論と同じく、測定値として出口価値としての公正価値を選択している。しかし、その前提は企業の継続性であり、投資意思決定有用性の観点から企業の生み出す将来 CF を測定するために公正価値による測定が主張されている。

以上、収益費用アプローチ及び資産負債アプローチとして一括される利益計算方式においては、それぞれ理論上複数の会計モデルが主張され得るため、本論文で取り扱う会計は制度としての会計に範囲を限定する。また、測定属性・測定値について言及する際は費用測定の内容までには拡張せず、貸借対照表に関わる概念に限定することにする。

³⁰ FASB[1976], pp.49-50.

³¹ FASB[1976], p.57.

³² FASB[1976], pars.44-47.

しかし、会計思考分析の枠組みとして用いられる場合、一般的に収益費用アプローチは20世紀後半に我が国において主流であった原価主義と結びついた稼得利益計算を重視する会計思考をさすものといえ、また、資産負債アプローチはストックの公正価値評価を重視し、ストックの二時点間の評価差額を利益とする近年の基準開発の背後にある会計思考をさすものといえる³³。

以下では、両アプローチが最初に明示された FASB[1976]を基に収益費用アプローチと資産負債アプローチの概念整理を行う。そのうえで本研究における会計基準（案）の分析にあたって、収益費用アプローチ及び資産負債アプローチに代わる別のフレームワークの提示が必要となる理由を説明する。

FASB[1976]の検討は藤井[1997]に詳しいが、そこでは従来の損益計算書指向の会計思考を「収益費用アプローチ」(revenue and expense view)なる用語のもとに一括し、これと対比させるべき会計思考として「資産負債アプローチ」(asset and liability view)が提示されている³⁴。

「この検討では連繫した財務諸表における利益測定に対する二つの見方を asset and liability view 及び revenue and expense view と呼ぶ」(“The two views of earnings measurement in articulated financial statements are called the asset and liability view and the revenue and expense view in the discussion”) ³⁵と記述されるように、FASB[1976]は利益測定に対する二つの見方を示したにすぎなかったのである。

FASB[1976]では両アプローチにおける利益計算をそれぞれ次のように説明する。まず、資産負債アプローチでは、利益は一期間における正味の経済的資源の変動の測定値として決定され、資産負債の定義に依拠して利益及びその内訳要素が定義されることになる。このアプローチの支持者たちは、適正な利益測定は資産負債の慎重な定義から生じるという立場をとる³⁶。

次に収益費用アプローチでは、利益は、インプットを利用しアウトプットを獲得して販売する企業の効率性に関する測定値であり、それは必ずしも正味の経済的資源の変動にもとづくものとは限らないとされている。収益費用アプローチでは、利益を定義するために収益費用の定義ならびに収益費用の関連づけ（対応）に依存し、適正な利益測定はその他の会計測定値の基礎となる。そのため、収益費用アプローチでは、期間利益を測定するうえで必要とされるものの、企業の経済的資源あるいは義務を表わすとはいえない「繰延費

³³ 佐々木[2013], p.17.

³⁴ 藤井[1997], p.35.

FASB[1976]の原語からは「収益費用アプローチ」及び「資産負債アプローチ」という用語は用いられていない。藤井[1997]によると“view”は view of earnings（利益観）にとどまらず、view of earnings measurement（利益測定観）や view of financial accounting and financial statements（財務会計・財務諸表観）にも連なる包括的な用語として用いられているとして、訳語としても原語の趣旨に則して難点の少ない「収益費用アプローチ」及び「資産負債アプローチ」を採用したとある(藤井[1997], p.54)。ここでもそれに倣い「収益費用アプローチ」及び「資産負債アプローチ」の訳語を用いることにする。

³⁵ FASB[1976], par.33.

³⁶ FASB[1976], p.49.

用]、「繰延収益」や「引当金」を資産負債に含めることになる³⁷。

以上より、両アプローチの概念上の差異は、収益費用または資産負債のどちらの正確な定義がその他の財務諸表構成要素の定義を決定するかという財務諸表の構成要素の選択に起因するもの³⁸というのが FASB[1976]の基本的姿勢であり、どのアプローチを選択するかによってどの財務諸表がより有用と捉えられるか、またどの測定基準がどのアプローチと適合するかを示すものではないとされている³⁹。さらに、利益計算書と財政状態表が連携しているならば、一期間における利益の測定と資産負債（純資産）の増減の測定は、同一の測定の異なる側面をなすにすぎないと説明されている⁴⁰。

以上、FASB[1976]の資産負債アプローチと収益費用アプローチは、利益を定義するにあたって財務諸表の構成要素のうち資産負債と収益費用のどちらの定義が先に決まるかという点に着目した分析軸である。その他包括利益（Other Comprehensive Income、以後 OCI と略称する）を介在させず財務諸表の連繫を前提とすれば両アプローチの利益額は一致し、両者は収益費用の差額と純資産の期間差額という利益計算アプローチの二つの側面を示したものにすぎないのである。

先行研究の概観において示したように、コンバージェンスプロジェクトの会計思考は一般的に公正価値会計と結びついた資産負債アプローチの採用と評されることが多いが、ここでの資産負債アプローチは FASB[1976]の資産負債アプローチから変形した解釈において用いられていると捉えるべきである。

なぜなら上記で確認した通り、FASB[1976]においては構成要素の定義と測定尺度の選択は切り放して論じられているからである。FASB[1976]が資産負債アプローチをあるべき会計思考として位置づけていると解釈したとしても、藤井[1997]で指摘されるように「資産負債アプローチを個々の会計基準（とりわけ認識・測定に関わる会計基準）にどのように反映させ、また会計実務において当該アプローチをどのように具体化していくかは、当該アプローチの論理構成それ自体からは必ずしも演繹できない」⁴¹。

一方、MoU プロジェクトにおいては貸借対照表項目の公正価値評価が中心的課題となっており⁴²、認識・測定に関して概念的に曖昧な「資産負債アプローチ」に代わる枠組みを分析フレームワークとして用いる必要がある。

さらに、FASB[1976]では、資産負債アプローチの支持者のほとんどは、利益計算書の方が、財政状態表における情報よりも投資者及び債権者にとってより有用であるという主張に同意し、両アプローチの支持者はともに利益測定が財務会計及び財務諸表の焦点であるという点で意見は一致していると記されている⁴³。

即ち、資産負債アプローチの支持者であっても収益費用アプローチの支持者と同様、利益計算を重視する点に違いはないとされ、FASB[1976]の資産負債アプローチは会計利益に

³⁷ FASB[1976], pp.49-50.

³⁸ FASB[1976], p.49.

³⁹ FASB[1976], p.57.

⁴⁰ FASB[1976], p.58.

⁴¹ 藤井[1997], p.53.

⁴² 万代[2011]では MoU プロジェクトでは測定値を公正価値で統一することが自己目的化する議論がなされていると指摘されている（万代[2011], p.336）。

⁴³ FASB[1976], par.45.

意味をおくパラダイムに位置づけることが可能である。この点に関連し、辻山[2007b]において、「初期の資産負債アプローチは、CF というアンカーの存在を前提として、発生主義会計の枠組みの中で CF の配分を行っていく際の、繰延ベコストの資産性、見越しコストの負債性を、資産・負債の定義に照らして判断するというアプローチであった」⁴⁴との指摘がなされている。

一方、MoU プロジェクトでは稼得利益（純利益）という概念自体を捨てて、ストックの評価そのもので利益を計算しようとする動き、つまり公正価値評価による資産と負債の測定の副産物として利益を認識しようとする動きが強まっているという指摘がなされることも多い⁴⁵。このように、MoU プロジェクトでは利益計算よりもストックの公正価値評価が会計測定の一義的目的とされ、この観点による基準の改定が議論の中心となっている。

さらに言えば、そこでの議論は、会計利益から企業価値を推定する従来のパラダイムから資産負債の公正価値評価によって純資産簿価自体が企業価値を提示することを狙うパラダイムへ会計基準を塗り替えようとする基本思考が背後に存在すると捉えることができるのではないだろうか⁴⁶。

この場合、資産負債アプローチは会計利益の企業価値評価のインプット情報としての役立ちを期待する従来のパラダイム内ではなく、公正価値による純資産簿価が企業価値（ないしその近似値）を提示することを狙う新たなパラダイムにおいて用いられることになる。つまり、会計利益を重視するパラダイムにおいて用いられる FASB[1976]の資産負債アプローチとは異なる解釈において資産負債アプローチが用いられることもあり、その概念自体に解釈の幅が存在するということができる。

以上、近年の IFRS 改定の動きは収益費用アプローチから資産負債アプローチへのパラダイムシフトと総括されることが多いが⁴⁷、両アプローチが最初に明示された FASB[1976]から変形した種々の解釈が存在し、この対立軸は概念的に明確とはいえない⁴⁸。伝統的なパラダイムを収益費用アプローチとおく場合、実務慣行から帰納された概念であるため⁴⁹、どのような会計パラダイムをさすのか想像することは比較的容易といえる。

しかし、演繹的に導かれた基準によって基準の統一化を図る IASB の会計思考を表現するために資産負債アプローチを用いる場合、上記で示した通り、これがどのような概念で用

⁴⁴ 辻山[2007b], p.142.

⁴⁵ 辻山[2010], pp.11 and 16.

IASB は、純利益概念を捨て、包括利益に置き換えようとする議論も行われており、包括利益をヒックス流の利益概念に結びつけて正当化しようとした時期もあった。

この問題に関する検討は福井[2011]に詳しい。米欧の会計基準設定機関の公正価値論者は、包括利益の有用性の根拠としてヒックスの所得の定義を提示し、資産負債の公正価値評価に基づいた純資産の変動額である包括利益は経済学者の定義する期間所得と整合的であるとの主張を行う。そのような主張に対して福井[2011]では「公正価値論者がヒックスの所得概念としてしばしば持ち出す「客観」的な事後所得は、ヒックス自身が投資意思決定有用性を持たないと主張している」として批判している(福井[2011], p.53)。

⁴⁶ 徳賀[2011]や草野[2012]もこの見解に立つとみられる。

⁴⁷ 藤田[2009], p.12 参照。

⁴⁸ 徳賀[2011], pp.4-6 参照。

⁴⁹ 辻山[2011], p.53 参照。

いられているのか種々の解釈が存在するといえ⁵⁰、両アプローチを対置させ、そのまま MoU プロジェクトの分析の枠組みとして用いることは適切とはいえない。このため、MoU プロジェクト分析にあたっては、会計思考に係る精緻な分類が可能な別の枠組みを用いる必要がある。

3-2. 会計利益モデルと純資産モデル

今日の会計の目的は投資意思決定に役立つ情報を提供することにある。投資家の投資意思決定プロセスはブラックボックスのままとなっており、どのような情報が有用なのかに関する合意は得られていないとされているが⁵¹、IASB 概念フレームワークでは投資家による企業価値評価に役立つ情報の提供が財務報告の目的におかれている⁵²。つまり、企業価値評価に役立つ情報の提供は個別基準設定の基礎といえることができる。

このように IASB の個別基準開発は企業価値評価に役立つ情報の提供が基礎となっているため、本研究では徳賀[2011]及び草野[2012]と同様、企業価値評価の観点から分析の枠組みを提示することにする。そこで、伝統的なパラダイムを「会計利益モデル」とし、新パラダイムを「純資産モデル」とおいて以後の議論を進めていきたい。

まず、会計利益モデルは会計利益からのれん価値も含んだ企業価値を推定しようとするモデルとおく⁵³。当モデルにおいては稼得実現概念が鍵概念となる⁵⁴。利益は収益と費用の差額として計算される一期間における企業の業績であり、企業の利益獲得能力を表す指標となる⁵⁵。利益測定の基礎は事業計画の遂行状況を表すフロー（取引）とされるが⁵⁶、余剰資金を運用するトレーディング目的の投資に関連して一部ストックの価値変動も含まれている。

このように、収益は実現基準に基づいて認識され、成果としての収益とそれを生み出すために必要とされた努力としての費用を対応させることによって正味の成果である利益が計算される⁵⁷。会計利益は企業の利益獲得能力を示す指標として測定される点から、将来 CF に対する予測価値を有し、企業価値評価のインプット情報として機能することになる⁵⁸。

しかし、継続企業を前提として適正な期間損益計算を目的に適用される対応概念によって貸借対照表には資産性・負債性を満たさない計算擬制項目が計上される⁵⁹。このため、会計利益モデルにおいて貸借対照表は損益計算書の残余物として位置づけられる⁶⁰。

株式価値の理論値を求める方法には様々な手法があるが、その一つとして Ohlson[1995]

⁵⁰ 徳賀[2011], pp.4-6 参照。

⁵¹ 万代[2011], p.338.

⁵² IASB[2010], par.OB7.

⁵³ 徳賀[2011], p.6.

⁵⁴ 辻山[2013], p.176.

⁵⁵ Nissim/Penman[2008],p.32.

⁵⁶ Nissim/Penman[2008],p.32.

⁵⁷ Nissim/Penman[2008],p.32.

⁵⁸ 徳賀[2011], p.6.

⁵⁹ 草野[2012], p.19 及び辻山[2013], p.174 参照。

⁶⁰ Nissim/Penman[2008], p.32.

によってその原型が示された残余利益モデルが挙げられる⁶¹。このモデルの特徴は純資産簿価と当期純利益という会計情報を利用して、株式価値の理論値を求めようとする点にある。残余利益モデルでは、純利益から資本コスト（正常利益）を控除して求めた残余利益（超過利益）を自己資本コストで割引き（のれん価値に相当）、これと純資産簿価を合計することで株式価値が求められる。

$$P_t = BV_t + \sum_{\tau=1}^{\infty} \frac{E_t [RI_t]}{(1+r_E)^\tau}$$

なお上式の P_t は t 期の株式価値であり、残余利益は $RI_t = NI_{t+\tau} - r_E BV_{t+\tau-1}$ と定義される。また、 r_E は自己資本コスト、 NI_t と BV_t はそれぞれ t 期の純利益と純資産簿価を表している。

残余利益モデルに示されるように、会計利益モデルのパラダイムにおいては、純利益にのれん価値を含んだ企業価値算定の基礎情報としての機能が期待されている。

一方、純資産モデルは公正価値評価された個別の資産負債のネットである純資産額が企業価値（またはその近似値）を直接提示することを目指すモデルとおく⁶²。純資産モデルにおいて、利益は特定の利益概念から導かれたものではなく、単に純資産簿価の期間変動額としての定義が与えられるのみである⁶³。つまり、純資産モデルにおいて利益概念は存在しないものと捉えることができる⁶⁴。

Nissim/Penman[2008]によると理想的な公正価値会計における利益は、価値変動額であるため将来の価値変動額を予測するものでも、価値に関する情報を提供するものでもないとされている。ヒックス学派の経済的利益の定義によって公正価値会計における利益測定を正当化する主張も存在するが、そこでは貸借対照表が企業価値を十分説明するため、損益計算書の情報が不十分であることを懸念する必要はないと説明されている⁶⁵。

このように、純資産モデルにおいては、ストックの公正価値に情報価値があるとしても、利益は単なる公正価値の期間変動額であり予測価値を持たない。よって、そこで算定される会計利益に企業価値評価のインプット情報としての機能はなく、企業価値は貸借対照表の純資産簿価の情報によって直接的に提示されることになる。なお、純資産モデルは、全ての資産負債を公正価値評価するケースだけでなく、（市場性のある有価証券など）一部の資産または負債を公正価値評価するケースも含むものとする⁶⁶。

なお、辻山[2007a]に着想を得て、本論文では、会計利益モデル対純資産モデルと収益費用アプローチ対資産負債アプローチの四つの概念の関係を説明するにあたり、次のような解釈を提示する。辻山[2007a]では、伝統的な会計を収益費用アプローチとおき、パラダイ

⁶¹ 残余利益モデルについては須田・竹原[2003]を参照。

⁶² 徳賀[2011], pp.7-8, 草野[2012], p.21.

⁶³ Nissim/Penman[2008],p.29.

⁶⁴ Nissim/Penman[2008],p.27.

⁶⁵ Nissim/Penman[2008],p.29.

⁶⁶ Nissim/Penman[2008],p.29.

ム変革の過程で資産負債アプローチの機能が収益費用アプローチと相互補完的な関係から、相互排他的な関係に解釈されるという変化が示されていた。相互補完的な関係において資産負債アプローチはストックの認識要件として解釈され、相互排他的な関係になると、資産負債アプローチは概念フレームワークの定義に基づき、測定面の含意までその機能が拡張され解釈されていると説明されていた。

本論文において従来の会計パラダイムを表す会計利益モデルでは稼得実現概念が鍵概念となっている。現在のところ、純利益の計算プロセスにおいては、収益費用アプローチを基礎としつつ⁶⁷、一部の金融資産については公正価値による評価と公正価値変動額を純利益に含める資産負債アプローチに基づく利益計算が採用されている。これは、のれん価値のない金融投資については時価（公正価値）変動がそのまま実現した成果と捉えられるため、上記のような資産負債アプローチに依拠した利益計算が稼得実現概念からも説明できるためである。

この場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチと矛盾せず、相互補完的な関係において機能していると捉えることができる。金融投資の例にあるように、ストックの測定値のレリバンス確保のため、資産負債アプローチの機能を認識面に加え測定面にまで拡張した場合も、従来のパラダイム（会計利益モデル）の基本思考（稼得実現概念）と矛盾することにはならない。よって、会計利益モデルの枠組みにおいて、資産負債アプローチは認識面だけでなく測定面においても補完的に機能すると捉えることができる。

これに対して、新パラダイム、純資産モデルにおいて、利益はストックの期間変動の結果として捉えられている⁶⁸。そこには利益概念が存在せず、伝統的な会計の利益計算に横たわる実現、原価配分、及び対応といった概念⁶⁹が否定されることになる。つまり、そこでは実現、原価配分及び対応と結びついた収益費用アプローチに基づく利益計算とストックの期間変動に基づく資産負債アプローチの利益計算との間で、背景とする基本思考が対立しているといえることができる。よって、純資産モデルにおいて、収益費用アプローチと資産負債アプローチは二律背反の関係において捉えられることになる。

つまり、会計利益モデルの下、資産負債アプローチは収益費用アプローチと相互補完的な関係において機能するため、会計利益モデルは資産負債アプローチと収益費用アプローチの双方に結びつけて説明することが可能である。一方、純資産モデルは本来資産負債アプローチとしか結びつかない概念であるため、純資産モデルの下、資産負債アプローチは収益費用アプローチと二律背反の関係において捉えられることになる。

以上、会計利益モデルと純資産モデルという二つの会計パラダイムの概念整理を行ったが、「現実の会計モデルは二つの理念型のどこかに存在する」⁷⁰ことになる。よって、現実の会計基準の位置づけを行うためには、両極にある理念型の会計モデルを提示し、そのうえで中間に位置する会計モデルの特徴を示す必要がある。

会計利益モデルでは、企業価値評価のインプットとして会計利益を利用するため、算定される利益は、将来 CF の予測能力の高い反復性の高い利益であることが求められる。その

⁶⁷ 辻山[2007a], p.32.

⁶⁸ 徳賀[2011], p.8.

⁶⁹ 辻山[2013], pp.174-175.

⁷⁰ 草野[2012], p.18.

ため、投資プロジェクトの期間を通して安定的な利益を計算するため、歴史的原価に基づく配分が指向されることになる⁷¹。その結果、会計利益モデルでは資産負債の測定尺度として歴史的原価が選択される。一方、純資産モデルは資産負債を公正価値によって評価し、その純額である純資産簿価を企業価値に近似させることを狙うモデルであるため、資産負債の測定基準として公正価値が選択されることになる⁷²。

以上、会計利益モデル及び純資産モデルと測定基準の関連づけによって、現実の会計基準（案）を位置づける目的上、会計利益モデルと純資産モデルをさらに単一属性または混合属性という測定属性の観点から 4 つの体系に細分化し、その特徴を明らかにすることに（章末のフレームワーク表も参照されたい）。

会計利益モデルに依拠する会計として、歴史的原価会計のモデル(A)、及び混合会計であるモデル(B)、そして新パラダイムの純資産モデルに依拠する会計として混合会計であるモデル(C)、及び包括的公正価値会計のモデル(D)の 4 つの分類を提示する。この中で理念型の会計モデルは利益概念に誘導される歴史的原価会計、モデル(A)と、これと対置される資産負債の評価に主眼をおく包括的公正価値会計、モデル(D)である⁷³。

3-3. 会計モデルの細分化

3-3-1. 単一属性会計

(1) 歴史的原価会計—モデル(A)—

歴史的原価会計（モデル(A)）は、伝統的な会計基準のパラダイムを表すモデルであり、収益費用アプローチの典型ともいわれる Paton & Littleton[1940]にもっともよく代表される会計モデルである⁷⁴。

企業活動の規模が大きくなり、資産に占める生産設備の割合が大きくなると、事業活動の継続性、「ゴーイング・コンサーン」が会計の前提におかれるようになる。企業の事業活動の成果は清算という観点からではなく継続性の観点から判定されることになり、期間利益の計算が会計の目的におかれる。利益は経営能率を反映し、会計は努力としての費用と成果としての収益を対応させた差額としての利益を計算する手段として存在することになる⁷⁵。

さらに費用収益の対応は見越し、繰延べの操作にも結びつくことになる⁷⁶。つまり、現金収支が実際は行われていなくても当期の損益計算に帰属するとみなされた項目は収益費用として計上されたうえで、資産負債として貸借対照表に見越計上され、反対に現金収支があったとしても当期の損益計算に帰属が認められなかった項目は資産負債として次期に繰り延べられる。

さらに Paton & Littleton[1940]では、「会計の基本的な対象は、交換活動に内包されている測定された対価、とくに取得された用役に関するもの—原価、経費—と供与された用役

⁷¹ 草野[2012], p.20.

⁷² 草野[2012], p.21.

⁷³ Nissim/Penman[2008],p.27.

⁷⁴ 辻山[2011], p.53.

⁷⁵ Paton & Littleton [1940], p.25.

⁷⁶ Paton & Littleton [1940], pp.26-27.

に関するもの一収益、利益一とである」⁷⁷として、記録された「価格総計こそ多種多様の取引を同質的な尺度であらわすための最上の手段である」⁷⁸と記述されている。

「価格総計」は企業の取引の動きを二つの方向に表現するのに適した概念として記されているが、これは稼得過程で投下された資金としての原価を、測定されるべき共通の属性と捉えることを意味している。そして、原価は測定値ないし測定の尺度である前に、財・用役やその流れを測定値に変換する際の認識対象として捉えられている。よって、認識対象としての原価を期間配分する以上、割り当てられる測定属性も歴史的原価になると理解される⁷⁹。

つまり、歴史的原価会計において資産負債の測定尺度として原価が選択されるのは、原価を認識対象としてこれを期間配分する、取引ベースの稼得利益計算アプローチを採用することによる産物に他ならない。

しかし、歴史的原価会計は、1960年代のインフレを背景に批判をあび、アメリカ会計学会における Edwards & Bell、Sprouse & Moonitz 及び Chambers の理論をはじめとする新たなパラダイムを探究する動きにつながったとされている。歴史的原価会計に対する当時の主な批判は、歴史的原価による測定値のレリバンスや対応概念によって資産性・負債性を満たさない計算擬制項目が計上されることに伴う貸借対照表のリアリティの問題ということができる⁸⁰。

なお、本論文におけるモデル(A)は低価基準も認めない、プリミティブな歴史的原価会計をさすものとし、現在の会計基準には存在しない会計モデルということになる。

(2) 包括的公正価値会計

① 自己創設のれんも含めて認識する包括的公正価値会計—モデル(D①)—

最も理想的な包括的公正価値会計は自己創設のれんも含めた企業の個別資産・負債を公正価値（究極的には使用価値）によって評価することにより、純資産額が企業価値そのものを提示することを狙う会計である⁸¹。このような会計モデルをモデル(D①)とおく。モデル(D①)の下で計算される利益は、株主との直接取引を除く、のれん価値も含めた純資産の期間変動差額として定義される包括利益であり、これは経済的利益に等しくなる。企業価値はストックの評価によって直接的に測定することができるため、企業価値評価のインプット情報として会計利益を測定する意味は失われている⁸²。

ただし、Beaver[1997]にあるように、会計利益と経済的利益が等しくなるような状況は特殊な設定、つまり完全・完備市場及び確実性という設定のもとで成り立ちうるのものであって、そのような仮定は非現実的なものとみなされる⁸³。

実際にモデル(D①)が採用されているとみられる個別会計処理として、2008年に公表され

⁷⁷ Paton & Littleton [1940], pp.18-19.

⁷⁸ Paton & Littleton [1940], p.19.

⁷⁹ 斎藤[2010], p.343.

⁸⁰ 藤田[2009], p.15.

⁸¹ 徳賀[2011], p.8.

⁸² Nissim/Penman[2008],p.29.

⁸³ Beaver[1997], pp.3-7.

た改定 IFRS3（「企業結合」）を例に挙げることができる。そこでは、企業結合の会計処理において「全部のれん方式」の選択適用が認められており⁸⁴、企業結合により買収した持分、即ち親会社持分に帰属する買入のれん部分だけでなく、非支配持分に帰属するのれんも認識し貸借対照表に計上することが可能となる。この会計処理は積極的な意味で自己創設のれんがオンバランスされるケースとみることができる⁸⁵。

このように、企業結合において全部のれん方式を選択する場合、連結子会社の自己創設のれんのオンバランス化によってモデル(D①)の包括的公正価値会計が基準全体ではないが、個別会計処理において採用されているといえることができる。

以上、連結子会社に係る自己創設のれんの認識計上というモデル(D①)の会計思考が部分的ながら改定 IFRS3 において「選択適用」の位置づけで基準化されている。しかし、親会社に係る自己創設のれん計上は現在の会計では原則として認められていない。よって、当初 IASB がコンバージェンスプロジェクトで目指した会計は、モデル(D①)ではなく、自己創設のれんの認識計上は行わない、より現実的な包括的公正価値会計にあったといえることができる。

② 自己創設のれんを認識しない包括的公正価値会計—モデル(D②)—

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下 IASC と略称する) が 1997 年 3 月に公表した討議資料「金融資産及び金融負債の会計処理」(IASC[1997]) やジョイントワーキンググループ (Joint Working Group of Standard Setters, 以下 JWG と略称する) が 2000 年 12 月に公表した JWG ドラフト基準 (JWG[2000]) で提唱された金融商品の包括的公正価値会計、及び IASB が 2008 年 3 月に公表した討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」(IASB[2008a]) に表わされる自己創設のれんの認識計上を行わない包括的公正価値会計は、MoU プロジェクトで当初指向されていた会計である。これをモデル(D②)とおく。

上記の公表文書はいずれも金融商品に関する提案であるが、金融商品には本来のれん価値は存在しないと理解されているため、そこではのれんの認識を行わない包括的公正価値会計が想定されているといえる。

モデル(D②)は自己創設のれんを除き、測定可能な限り資産負債の公正価値評価の範囲を拡張させ、公正価値ベースの純資産簿価が企業価値の近似値となること（企業価値と公正価値ベースの純資産簿価との差額はのれんである）を指向する会計である。そこでは、公正価値ベースの純資産簿価は歴史的な原価ベースの純資産簿価よりも企業価値に近似するという理由により、全てのストックを公正価値評価することが支持されている⁸⁶。

モデル(D②)の下で計算される利益は、自己創設のれんの価値変動を含まない、株主との直接取引を除く純資産の期間変動差額として定義される包括利益である。二時点間の純資産の価値変動額をもって利益とする点でモデル(D①)と共通するが、モデル(D②)では資産負債の測定においてのれん価値が含まれないため、モデル(D①)の包括利益（経済的利益と一

⁸⁴ IASB[2008b], par.19.

⁸⁵ 万代[2004], p.53.

⁸⁶ 草野[2012], pp19-20.

致) とのれん価値の取扱いをめぐって差異が存在することになる。また、会計利益モデル下の利益との比較において、モデル(D②)の包括利益は純資産の一期間における価値変動差額にすぎないため、稼得利益(純利益)のような予測価値を有さない。よって、モデル(D②)においても、企業価値評価のインプット情報としての利益の機能は失われている。

なお、現在の(親会社に対する)会計基準は自己創設のれんの認識計上を行うように設計されていないが、前述したように、連結子会社に係る自己創設のれんの認識計上というモデル(D①)に依拠する会計処理が改定 IFRS3 において選択適用の位置づけで存在している。現実世界においてモデル(D②)から逸脱する会計処理が存在しているため、自己創設のれんを認識するか否かでモデル(D①)とモデル(D②)を区別する必要が生じることになる。

3-3-2. 混合属性会計

前記の辻山[2007a]及び徳賀[2011]では、ストック重視の会計思考が伝統的なパラダイムの枠組みにおいて補完的に機能している状態と、ストック重視の会計思考が伝統的パラダイムと二律背反の関係において機能している状態の二つの側面から、今日の会計が説明されている。

本研究においても二つの会計思考のせめぎ合いから、現在の IFRS においては二つの混合会計が識別されるものと捉える立場から、分析の枠組みとして伝統的モデルである会計利益モデル系列の混合会計(モデル(B)とおく)と、新モデルである純資産モデル系列の混合会計(モデル(C)とおく)を提示することにする。

(1) 会計利益モデル系列の混合会計—モデル(B)—

モデル(B)は、会計利益に企業価値を推定するためのインプット情報としての機能を維持することが意図された会計モデルとおく。そこでは取引を会計測定の基礎とする会計利益モデルの枠組み内で、資産負債のリアリティ回復を目的に定義によって、ストックの認識面で資産負債アプローチが収益費用アプローチの欠点(計算擬制項目の無制限な計上)を補完している。さらに定義から導かれた測定尺度により、ストックは将来 CF の現在価値(公正価値)によって評価され、取引ベースの測定値を補完している⁸⁷。つまり、モデル(B)は伝統的パラダイムである会計利益モデルの枠組みにおいて当パラダイムの欠点をストック重視の会計思考が認識面及び測定面において補完することによって混合会計となっている状態をさすものとする⁸⁸。ただし、モデル(B)下の利益計算では、稼得実現概念を重視する基本思考が貫徹されている。

例えば、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan、以下 ASBJ と略称する)の概念フレームワークでは、純利益と包括利益双方の定義が提示され、純利益を一会計期間における純資産変動額のうち、その期間中にリスクから解放された成果と定義している⁸⁹。ここでは「投資のリスクからの解放」という実現と類似した概念を用い、これをフィルターとして純利益を包括利益から区別する概念上の工夫が示されている。

⁸⁷ 草野[2012], p.20.

⁸⁸ 徳賀[2011], p.9.

⁸⁹ 斎藤編著[2008], 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」, 第3章, par.9.

つまり、そこではストック重視の会計思考により、フローと切り放して一部のストックを公正価値で測定するものの、稼得実現概念が重視されるため、OCIと純利益を区別する規準が明確に存在するといえることができる。このように、モデル(B)においてはストック重視の会計思考が介在する処理が採用されていても、会計測定の第一の目的は利益計算にあることが明確といえる。

(2) 純資産モデル系列の混合会計—モデル(C)—

モデル(C)は、会計利益モデルから純資産モデルにパラダイム転換を目指すプロセスの途上にある状態、もしくは純資産モデルへのパラダイム転換を目指したが、達成できない範囲について一部会計利益モデルに依拠する処理が残され、混合会計となっているパラダイム転換の過渡期の会計をさすものとする⁹⁰。公正価値評価する貸借対照表項目の範囲を可能な限り拡大させることによって、純資産額が企業価値に近似することを狙うが、純粋な公正価値会計の枠組みで捉えきれない企業活動について、フロー（取引）を会計測定の基礎とする伝統的会計モデル（会計利益モデル）に依拠する処理が残されている。

前述のとおり、伝統的な歴史的原価会計においては、投下原価の流れを歴史的原価で測定することにより、測定にあたり認識される対象の属性と、それに割り当てられる測定属性が、「原価」という概念で統一的に説明されている。このために伝統的パラダイムは一つの閉じた整合的な体系を確立することが可能になったといわれている⁹¹。

これに対し、新パラダイムの純資産モデルに移行する過程では、資産負債のリアリティ回復だけでなく、「取引価値ではなく、価値を測定することによる認識の拡大」⁹²にも焦点が当てられ、その共通の認識対象としての「価値」という概念が抽象的なために、割り当てられる測定尺度との整合的な関係が確立されないままであるという見方がある⁹³。

このように、全ストックの公正価値評価を目指す新パラダイムへの移行過程で、認識対象と測定尺度の整合的な関係が確立されていないことが一つの要因となり、モデル(C)では会計測定における測定尺度が混在する状態となっているといえることができる。

純資産モデル系列のモデル(C)では、ストックの公正価値による測定値に情報価値があるという考え方が基礎となっている。個別の資産負債を公正価値評価した場合の価値変動部分は基準毎に純利益またはOCIに表示されるものの、モデル(C)では稼得実現概念に依拠しない処理が入り交ざっている。そこでは、純利益とOCIの区分規準が曖昧なまま残され、明確なのは包括利益の外延のみとなる。このように、モデル(C)では基本思考において純粋

⁹⁰ 徳賀[2011], p.10.

⁹¹ 藤田[2009], p.15, 斎藤[2010], pp.343-344.

⁹² 藤田[2009], pp.19-20.

⁹³ 藤田[2009], pp.19-20 及び斎藤[2010], p.346.

藤田[2009]で提示された無形資産の例を取りあげると、新パラダイムでは無形資産の支出額ではなく「価値」を測定することになる。価値を交換価値として市場価格によって測定する場合にはオフバランスのままであるが、価値を使用価値として割引現在価値で測定する場合にはオンバランスされることになる。新パラダイムで構成要素に共通の認識対象としての「価値」は概念が抽象的であり、価値をどのようにとらえるかによって認識測定において全く異なる結果がもたらされることが説明されている。

な公正価値会計の適用が指向されているため、算定される利益の一部は実現した利益とはいえないストックの公正価値評価の結果としての利益が含まれている。したがって、モデル(C)においても企業価値評価のインプット情報としての会計利益の機能は失われている。

3-3-3. モデル(B)とモデル(C)の区分規準

混合会計のモデル(B)とモデル(C)は「資産負債アプローチ」が収益費用アプローチとどのような関係において機能するかという解釈によって次のように区分される。

モデル(B)において資産負債アプローチは、資産負債の定義によって認識面において収益費用アプローチの欠陥を補完すると同時に、フローに基づく測定値のリアリティ回復を目的の一部のストックを公正価値で測定することによって、フローを基礎とする会計測定を補強する機能を担っている。

一方で、利益計算においては実現主義に基づく収益と発生主義に基づく費用を対応させて利益を計算する収益費用アプローチに基づく会計思考が貫徹されている。よって、モデル(B)において資産負債アプローチは取引ベースの測定を基礎とする収益費用アプローチを補完する位置づけにおいて機能していると捉えられる。

モデル(C)は、全てのストックを公正価値で測定することによって純資産額が企業価値(またはその近似値)を提示することを狙う純資産モデルへのパラダイム転換を指向する過程で、純粋な公正価値会計が貫徹できない領域に会計利益モデルに基づくフロー(取引)ベースの処理が残され、混合会計となっている状態をさすものとした。つまりそこでは、公正価値会計と結びついた資産負債アプローチに依拠する会計モデルと、フローを測定の基礎とする稼得利益計算重視の収益費用アプローチに立脚する会計モデルが接合せず混在した状態となっている。

モデル(C)では、純資産モデルが指向されるため、ストックの公正価値評価が一義的目的となり、利益概念は存在しない。したがって、モデル(C)において公正価値会計と結びついた資産負債アプローチはフローに基づく利益計算を会計測定の基礎におく伝統的な収益費用アプローチと二律背反の関係において機能するということになる。

以上、モデル(A)からモデル(D)までの概念の整理を行ったが、両極にある理念的会計モデルはモデル(A)とモデル(D①)となる。モデル(A)は低価基準も認めないプリミティブな歴史的原価会計であり、モデル(D①)は自己創設のれんを認識計上する包括的公正価値会計である。したがって(個別の会計処理レベルではなく)、会計基準(案)レベルで現実の世界において確認される会計モデルはモデル(B)、(C)及び(D②)ということになる。

4. 本論文の構成

以上、本研究では、MoUプロジェクトを中心とするIFRS改定プロジェクトのうち、2012年4月時点でIASB・FASBによって確認された最終基準化に至っていない四つの優先的共通プロジェクトである金融商品(第2章～第4章)、保険契約(第5章)、収益認識(第6章)、リース会計(第7章)を分析対象とする。先行研究レビューを通じて得られた分析のフレームワークに基づき、個別プロジェクトにおいて公表されたデュープロセス文書の位置づけを行い、その位置づけを基に各プロジェクトの展開にみる会計思考の変遷を示す。さら

に、個別プロジェクトの分析から、コンバージェンスプロジェクト全体を通じたダイナミズム、及び従来の会計基準に与えた影響があるとすればそれがどのようなものであるのかを明らかにしたい。

第2章～第5章では、金融商品及びその類似商品に関する会計基準を取り扱った金融商品プロジェクト及び保険契約プロジェクトを分析する。IASBはIFRS改定プロジェクトにおいて、ストック重視、公正価値重視を基本思考に据え、原則ベースの画一的な基準開発を模索した。IASBの前身IASC時代から始動している金融商品プロジェクトにおいて提案された包括的公正価値モデルはIFRS改定プロジェクトの中核的な思考であり、他のプロジェクトの土台として位置づけられる。

以上から、第2章では金融商品プロジェクトの主要テーマである金融資産の分類測定基準を分析の対象とする。また、ヘッジ会計の規定は金融資産の分類測定基準の影響を受けるため、ヘッジ会計プロジェクトに関しても同じ章で議論を行うことにする。続いて第3章では、金融資産に対する公正価値会計の適用の範囲が拡大した結果、その範囲が金融負債にも及んだという見方に基づいて、金融負債の測定基準に関する検討を行うことにする。

第4章では減損会計を分析対象とする。2008年金融危機後、金融資産の分類測定基準案において包括的公正価値会計の導入が断念されたため、償却原価区分の金融資産に対する減損モデルを検討する必要性が生じるようになった。さらに、減損プロジェクトでは、金融危機を受けて、現行の発生損失モデルに代わり、早期の信用損失の認識が可能となる予想損失モデルが提案されている。

第5章では保険契約プロジェクトを分析対象とする。保険契約は金融商品としての側面とサービス財としての側面を併せもっている。保険会計では、保険負債の測定が主要なテーマとなるが、IASBは当初保険契約の測定に公正価値モデルの適用を検討していた。保険負債は保険会社の営業活動に関連して保有される負債であり、これに公正価値会計を適用する問題は、続く第6章において議論する営業活動に関連する収益認識プロジェクトとも共通するテーマといえる。

第6章の収益認識プロジェクトでは、当初企業の付加価値創造活動に関連する収益認識に公正価値モデルを採用することが模索されたが、最終的には稼得プロセスを重視する現行モデルとほとんど変わらない内容となった。収益認識プロジェクトの展開から、提案の背後にある会計思考にどのような変化があったといえるのか明らかにしたい。

第7章では、リースプロジェクトを分析対象として取り扱う。リースプロジェクトでは、リース契約によって借手側に生じる権利義務をオンバランスさせる問題が主要な課題として位置づけられており、リース取引をリース物件自体ではなく使用权の移転として捉えなおすことにより、リース契約に係る資産負債のオンバランス化を図る提案が示された。ここでは、現行モデルを公正価値モデルに置き換える明らかなパラダイム転換を示す提案は示されていないが、現行モデルに比べて認識されるストックの範囲が拡大しているといえる。この点で基準の依拠する会計思考に変化が生じたといえるのか明らかにする。

最後に第8章では、本研究の要約及び総括を示した後に、残された検討課題の一部に言及し、研究の結びとする。

分析のフレームワーク—会計モデルの分類—

	モデル(A)	モデル(B)	モデル(C)	モデル(D)	
				②	①
	歴史的原価会計	混合属性会計	混合属性会計	包括的 公正価値会計	包括的 公正価値会計
各会計モデルの指向する会計パラダイム	会計利益モデル		純資産モデル		
利益観 vs. 純資産観	利益観		純資産観		
			純資産額を公正価値に近似させる	純資産額を公正価値に近似させる	純資産額 = 企業価値
	現在は存在しない会計	現在の基準もしくは基準案レベルで存在する会計（本研究において取り扱う会計モデル）			改定 IFRS3 の下、全部のれんを選択した場合の連結子会社に対する会計処理においてのみ存在（親会社レベルでは存在しない会計）
概要		会計利益モデルのパラダイム内での補強	純資産モデルへのパラダイム転換の過渡期	純資産モデルへのパラダイム転換達成	
	・低価基準・減損処理も認めないプリミティブな歴史的原価会計 ・利益計算のアプローチの結果として測定値が原価となる。	混合会計 ・会計利益モデルの枠組み内でストック重視の会計思考が補完的に機能することに伴う混合会計である。 ・利益計算においては、稼得実現概念を重視する会計思考が貫徹されている。	混合会計 ・純資産モデルへのパラダイム転換を指向する過程で、包括的公正価値モデルが貫徹できない領域に会計利益モデルに基づく会計処理が残されているため混合会計となっている。 ・公正価値情報に	自己創設のれんを認識しない包括的公正価値会計	自己創設のれんも含めて認識する包括的公正価値会計

	モデル(A)	モデル(B)	モデル(C)	モデル(D)	
				②	①
	歴史的原価会計	混合属性会計	混合属性会計	包括的 公正価値会計	包括的 公正価値会計
		<ul style="list-style-type: none"> ・稼得実現概念が重視されるため、OCI と純利益の区別が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> 意味をおく。 ・公正価値会計を適用した場合の利益は、ストックの二時点間の評価差額にすぎず、業績指標としての意味が与えられているわけではない。 ・公正価値変動額は純損益もしくは OCI で認識されるが、稼得実現概念が重視されていないため純損益と OCI の区分規準も曖昧である。 		
利益計算方式	収益費用 AP	収益費用 AP+ 資産負債 AP	資産負債 AP+ 収益費用 AP	資産負債 AP	資産負債 AP
混合会計の解釈： 収益費用アプローチとの関係における資産負債アプローチの位置づけ	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表のリアリティ回復を目的に、(定義によって) 認識要件として収益費用アプローチを補完する。 ・一部のストックを公正価値で測定することによって、測定面においてもフローを会計測定の基礎とする収益 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産負債アプローチは収益費用アプローチと二律背反の関係において機能する。 ・公正価値会計と結びついた資産負債アプローチに基づく会計モデル(純資産モデル)とフローを会計測定の基礎とする収益費用アプローチに基づ 	N/A	N/A

	モデル(A)	モデル(B)	モデル(C)	モデル(D)	
				②	①
	歴史的原価会計	混合属性会計	混合属性会計	包括的 公正価値会計	包括的 公正価値会計
		費用アプローチを補完する機能をもつ。	く会計モデル(会計利益モデル)が接合せず混在した状態となっている。		
株式の測定尺度	原価	原価+公正価値	公正価値+原価	公正価値	公正価値(究極的には使用価値)
具体例	Paton & Littleton [1940]	IAS39 ASBJ 概念フレームワーク	IFRS9	IAS[1997], JWG[2000], IASB[2008a]	改定 IFRS3 企業結合(全部のれん方式の選択適用)

参考文献

- Beaver, W. H. [1997] *Financial Reporting: An Accounting Revolution, 3rd Edition*, Prentice Hall. (伊藤邦雄訳 [2010] 『財務報告革命 第3版』白桃書房.)
- FASB[1976] Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. (津村常弘監訳[1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)
- [1984] SFAC5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. (平松一夫・広瀬義州訳[2002] 『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社.)
- IASB[2008a] Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*.
- [2008b] IFRS3, *Business Combinations*.
- [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASC[1997] Discussion Paper, *Accounting for financial Assets and Financial Instruments*. (国際会計基準委員会[1997] 『金融資産及び金融負債の会計処理』.)
- JWG[2000] Draft Standard, *Financial Instruments and Similar Items*. (日本公認会計士協会訳[2001] 『金融商品及び類似項目』.)
- Nissim/Penman[2008] *Principles for the Application of Fair Value Accounting*, Columbia Business School. (角ヶ谷典幸・赤城論士訳[2012] 『公正価値会計のフレーム

ワーク』中央経済社.)

Ohlson, J.A.[1995] *Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation, Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, pp.661-687.

Paton & Littleton[1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA. (中島省吾訳[1953]『ペイトン=リトルトン会社会計基準序説』森山書店.)

壺岐芳弘[2012]「第4章 時価主義と計算構造」北村敬子/新田忠誓/柴健次編著『企業会計の計算構造』中央経済社, pp.93-126.

興津裕康[2012]「第7章 静的貸借対照表論の論理」北村敬子/新田忠誓/柴健次編著『企業会計の計算構造』中央経済社, pp.175-200.

加藤久明[2011]「レッサー(貸手)の会計処理と実務上の論点」『企業会計』第63巻第4号, pp.46-52.

草野真樹[2010]「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」IMES Discussion Paper No.2010-J-12.

—— [2012]「会計モデルの変容と会計情報(1)」『会計』第181巻5号, pp.15-26.

斎藤静樹編著[2008]『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社.

斎藤静樹[2010]『会計基準の研究 増補版』中央経済社.

坂井映子[2010]「リース会計における資産・負債の認識と費用の測定—オンバランス化の範囲拡大に伴う影響—」『証券アナリストジャーナル』第48巻第5号, pp.26-35.

坂本道美[2010]「IFRS9号の論点と課題」『企業会計』第62巻第4号, pp.28-36.

佐々木隆志[2013]「二つの損益計算思考の接合に関する一考察」『会計』第184巻1号, pp.16-28.

辻山栄子[2007a]「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』第19巻第11号, pp.30-39.

—— [2007b]「第6章 財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2版』中央経済社, pp.135-153.

—— [2009]「正味のポジションに基づく収益認識—その批判的検討」『企業会計』第61巻第9号, pp.6-15.

—— [2010]「会計におけるパラダイムシフトの再検討」『証券アナリストジャーナル』第48巻第5号, pp.5-16.

—— [2011]「会計基準の国際化と会計基準のメタルール」『会計』第179巻1号, pp.52-67.

—— [2013]「現代会計のアポリア—対立する2つのパラダイム—」早稲田商学第434号, pp.163-194.

角ヶ谷典幸[2013]「リース会計・使用権モデルの変容—借手の会計処理を中心に—」『会計』第184巻第5号, pp.44-56.

徳賀芳弘[2011]「会計基準における混合属性会計モデルの検討」IMES Discussion Paper Series No.2011-J-19.

福井義高[2011]「公正価値会計の経済的帰結」IMES Discussion Paper No.2011-J-4.

藤田晶子[2009]「会計基準論のパラダイム変革と会計測定」『会計』第175巻第1号, pp.12-23.

藤井秀樹[1997]『現代企業会計論』森山書店.

万代勝信[2004]「財務報告の役割の再考」『JICPA ジャーナル』第 16 巻第 1 号, pp.52-54.
—— [2008]「収益認識プロジェクトの概要」『企業会計』第 60 号第 8 巻, pp.18-19.
—— [2011]「第 8 章 測定属性」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経
済社, pp.335-362.
吉田康英[2010]「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』の概要と論点」『企業会計』第
62 巻第 4 号, pp.37-44.

参考 URL

IASB/FASB[2012] *Joint Update Note from the IASB and FASB on Accounting
Convergence, Note from IASB on Governance Enhancements*, April, available at:
[http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Global%20convergence/Convergence-with-US
-GAAP/Documents/r_120420d.pdf](http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Global%20convergence/Convergence-with-US-GAAP/Documents/r_120420d.pdf) (accessed on April 1, 2014).
須田一幸・竹原均[2003]「フリーキャッシュフローモデルと残余利益モデルの比較：株価説
明力と超過リターンの獲得」, available at:
<http://infoshako.sk.tsukuba.ac.jp/~databank/thesis/2003/a2003takehara.pdf> (accessed
on April 1, 2014).
羽根佳祐[2012]「IASB 保険会計プロジェクトの批判的検討」Waseda Accounting Research
Center, *Occasional Paper*, available at:
[http://w-arc.jp/OP20130201\(Hane\)Japanese.pdf](http://w-arc.jp/OP20130201(Hane)Japanese.pdf) (accessed on 6 Jan, 2014).

第2章 金融商品プロジェクト：分類及び測定（金融資産）及びヘッジ会計

1. はじめに

プロジェクト年表・公表文書略称 分類測定基準

	公表文書	略称
2008年3月	討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」	2008DP
2009年6月	討議資料「負債の測定における信用リスクの取扱い」	
2009年7月	公開草案「金融商品：分類及び測定」	2009ED
2009年11月	IFRS 9「金融商品」 →金融資産に関する分類及び測定基準、金融負債を除く	IFRS9
2010年5月	公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」	
2010年10月	IFRS 9「金融商品」 →金融負債に関する分類及び測定基準を追加	
2012年11月	公開草案「分類及び測定：IFRS9の限定的修正」 →負債性金融商品について FVOCI 強制区分を追加 2014年第2四半期に基準公表予定	2012ED

ヘッジ会計基準

	公表文書	略称
2008年3月	討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」	2008DP
2010年12月	公開草案「ヘッジ会計」 一般ヘッジ（クローズトポートフォリオ）対象	2010ED
2012年9月	IFRS9「金融商品」第6章「ヘッジ会計」の要求事項 [案]	2012DR
2013年11月	IFRS9に追加され完了	IFRS9

本章では、金融商品プロジェクトのうち、金融資産の分類測定基準及びヘッジ会計基準を検討の対象とする（分類測定基準及びヘッジ会計基準のプロジェクト年表及び本章での公表文書の略称については上表を参照されたい）。

IASB はコンバージェンスプロジェクトにおいて、原則ベースの会計基準開発を標榜し、ストック重視、公正価値重視を基本思考に据え、画一的な基準開発を試みた。公正価値モデルに基づく画一的な基準開発は金融商品プロジェクトに留まらず、企業の付加価値創造活動に関連する収益認識プロジェクトにまで及んでいる。

IASB の前身 IASC 時代から検討されている金融商品の包括的公正価値会計の背後にある会計思考は当初 MoU プロジェクトの中核的な位置づけにあり、金融商品プロジェクトは他のプロジェクト分析の土台となるテーマといえる。また、ヘッジ会計プロジェクトは金融

資産の測定基準の決定に影響を受けるため、同じ章において検討する方が理解しやすいと考える。

以下では、まず IASC 時代の金融商品プロジェクトにみる会計思考を整理する。その後、IAS39 改定プロジェクトの提案文書を時系列で分析し、提案内容からそれぞれの会計思考の位置づけを行う。さらに各文書の位置づけをもとに、金融商品プロジェクトの背後にある会計思考がどのように変化したといえるのか明らかにする。

2. 2008DP 公表以前の金融商品プロジェクト

IAS39 改定に関する共同プロジェクトは最初の公表文書として 2008 年 3 月に討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」(2008DP) を公表した。2008DP に始まる IAS39 改定プロジェクトの検討を行う前に、まず当プロジェクトに影響を与えたと考えられるそれ以前の金融商品プロジェクトに関する整理を行う。

IASB を主体とする金融商品プロジェクトは前身の IASC 時代から始動している。IASC は 1997 年 3 月に、討議資料「金融資産及び金融負債の会計処理」(IASC[1997]) を公表した。それによると、全ての金融商品にとって目的適合的な測定属性は公正価値とされ、現行の混合属性モデルに代わり全ての金融資産及び金融負債を公正価値で評価し、その評価差額を純損益に認識する包括的公正価値モデルが提唱された。

さらに IASC[1997]で提起された金融商品に対する包括的公正価値会計の適用は、2000 年 12 月公表の JWG ドラフト基準「金融商品及び類似項目」において基準案として具体化された (JWG[2000])¹。

IASC[1997]及び JWG[2000]では、会計の認識測定に経営者の意図を介在させることは情報の有用性を損なわせる原因として捉えられている²。また、混合属性会計の下では測定のみスマッチが生じることから、ヘッジ活動の効果を損益計算に反映させるため、分類測定的一般規定の例外として複雑なヘッジ会計を適用することとなる。このようなヘッジ会計の指定も経営者の意図に依拠する会計処理であり、包括的公正価値会計を支持する立場からはヘッジ手段やヘッジ対象が金融商品である場合のヘッジ会計の適用が否定される³。

全ての金融商品を公正価値で測定し、その変動額を直ちに純損益に認識する公正価値会計の原則を貫けば、分類測定における経営者の保有意図を排除し、同時に経営者が損益認識のタイミングを決定する実現基準も不要になると考えられた。即ち、IASC[1997]及び JWG[2000]では、資産負債の評価及び損益認識の両側面において経営者の意図を介在させないという目的の下、投資の性質ではなく金融商品という外形に基づき画一的に公正価値会計を適用することが指向された。

¹ IASC が組織する各国の会計基準設定主体、及び職業会計士団体の参加する共同作業部会 (Joint Working Group of Standard-Setters: JWG) によって JWG ドラフト基準は策定された。JWG に参加したのはオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、北欧 5 か国、イギリス及びアメリカの会計基準設定主体及び職業会計士団体等である。

² IASC[1997], cpt5, par.4.47 及び藤井[2007], p.133。

³ JWG[2000], par.7.1。

3. 会計利益モデルにおける資産評価と純資産モデルにおける資産評価

ここで IAS39 の混合属性モデルにみる、投資の性質の違いに着目する会計利益モデルの会計思考と、IASC[1997]及び JWG[2000]にみられるように投資の性質の違いに関わらず、金融商品を売却を仮定した価値（公正価値）で画一的に測定する、純資産モデルの会計思考の違いを金融商品プロジェクトの文脈において再度整理する。

3-1. 会計利益モデル—投資の性質に注目する資産評価—

経営者の保有意図、即ち投資の性質に着目して金融商品を分類する IAS39 は、実現利益の計算を重視する会計利益モデルに立脚する混合属性会計、モデル(B)に位置づけられる。IAS39 では、金融商品という外形であっても投資の性質の違いが重視され、その性質に基づきあるべき資産評価と利益認識の方法が導かれている⁴。

会計利益モデルでは、一般的に投資家は企業の資産を投資の性質に基づいて事業投資と金融投資に区別し、両者の価値を合算させて企業価値を推定しているという前提が置かれている⁵。

事業投資の価値は事後の利益である実現利益をインプットとして、のれん価値を含む将来 CF を投資家自ら予想することで求められる。事業投資の性質を含む金融商品の例としては、売却可能だがキャピタルゲインを期待する投資ではなく、事業提携等、事業目的に拘束された株式や債券への投資が挙げられる。この場合、株式や債券保有に基づいた事業提携を通じて、報告企業の営業利益に投資の成果が反映されており、公正価値会計適用によってキャピタルゲインを認識することは利益の二重計上につながると考えられる⁶。

事業投資はのれん価値を期待する分、誰が保有するかで資産の価値が異なり、市場の平均的期待である時価が企業にとっての価値に一致するとは限らない⁷。つまり、のれん価値が存在する以上、事業投資に該当する資産を時価（公正価値）評価してもその価値が企業価値に直接結びつくことにはならない。

企業価値評価のインプットとなる実現利益は、投資にあたって事前に期待された成果と対比させることで将来の予想を改定するのに役立つフィードバック価値を持つ、事後に確定された成果である。事業投資の場合、投資に当たって期待されたのれん価値が事業遂行の過程でキャッシュに転換された時点ではじめて投資の成果が確定し、利益が実現したと捉えられる⁸。このため、事業投資の業績測定において実現と未実現を区別することは重要とされる。

一方、金融投資とは売買目的有価証券など、余剰資金を運用する目的で保有される資産を指す。のれん価値を有さない金融投資の場合、誰でも同じ投資の成果しか得ることができず、市場価値の変動がそのまま実現した成果と捉えられる⁹。よって、金融投資の場合、企業にとっての価値と市場の平均的な期待を反映した時価が一致すると考えられ、時価（公

⁴ 投資の性質に基づく資産評価及び利益認識のあり方については斎藤[2010]参照。

⁵ 斎藤[2010], p.55.

⁶ 斎藤[2010], p.176 参照。

⁷ 斎藤[2010], p.53.

⁸ 斎藤[2010], p.39.

⁹ 斎藤[2010], p.40.

正価値)が直接企業価値と結びつくことになる。つまり、金融投資の場合、企業価値評価に役立つ情報はストックの時価情報そのものということになる。

以上、(事業投資に関して)実現利益をインプットに用いて企業価値を推定する会計利益モデルにおいては実現概念が鍵概念となる。そして、投資の成果(実現した利益)の測定では、投資の性質に基づき、それぞれの利益稼得パターンに着目することになる。IAS39は経営者の保有意図、即ち投資の性質に着目して金融商品を分類し、これによって資産評価と利益認識の方法が使い分けられており、実現利益の計算を重視する会計利益モデルに依拠する混合属性モデル(モデル(B))に位置づけることができる。

3-2. 純資産モデル—包括的公正価値会計—

金融商品に範囲が限定されているものの、IASC[1997]及びJWG[2000]で提案された包括的公正価値モデルの下では事業投資と金融投資で成果の捉え方が異なるという考え方は存在しない。したがって、戦略的投資目的で保有され、IAS39において売却可能金融資産に分類されていた金融資産など、事業投資の性質を含んだ金融資産について実現と未実現を区別する意味が否定され、時価変動が直ちに当期の損益として認識される。

個々の金融商品の投資の性質に関わらず、画一的に公正価値会計を適用しようとする目的には、資産評価や利益測定に経営者の意図を介在させないという基準設定における政策的意図も一つの背景として考えられるであろう。

IASC[1997]やJWC[2000]では公正価値は市場価格に関する適時性のある情報を提供し、金融商品にとって目的適合的な測定属性であるという主張はみられるものの、事業投資の性質を持つ金融商品の公正価値変動額が投資の成果としてどのような意味をもつのかについては関心事とされていない。そこではストックを公正価値測定することが一義的目的とされ、ストックの公正価値情報そのものに意味をおく純資産モデルに立脚した会計思考が採用されているといえる。その意味で包括的公正価値モデルの会計思考は、利益計算を一義的目的とする会計利益モデルに対置される考え方として位置づけることができる。

4. 2008DP

4-1. 2008DPの概要

IASC[1997]及びJWC[2000]で提案された金融商品に対する包括的公正価値会計の導入は、利益計算を重視する会計利益モデルの立場から多くの批判を受け、最終基準化に至らなかった。しかし、その後のコンバージェンスプロジェクトにおいても包括的公正価値会計の導入が検討されている。

「金融商品の報告における複雑性の低減」というタイトルにもあるように、2008DPの主要な目的はより単純化した公正価値モデルに基づく原則ベースの基準を開発することであり、金融商品の分類測定とヘッジ会計が検討の対象とされた。

2008DPでは、現行の会計処理の複雑性の原因を金融商品に関する複数の測定方法及び、それに伴う関連規則の存在とし、複雑性を改善するための長期的解決策として、全ての金融商品に公正価値会計を導入することを提案した。単一の測定方法によって報告される情報は理解しやすく比較可能性も高まり、混合属性モデルの下で必要となっていたルールが多くが不要となることから複雑性を緩和できると主張された。公正価値会計を適用するこ

とによって不要となるルールとして、分類規定、分類変更に関する規定、減損処理、ヘッジ会計に関する規定等が挙げられた¹⁰。

ヘッジ対象、ヘッジ手段がともに認識済みの金融商品の場合は、双方に公正価値会計を適用することにより、ヘッジ会計は不要となるかもしれない。ただし、2008DPにおいても、次のようなケースにおいてヘッジ会計の仕組みが必要となる点が認められている。例えば、公正価値測定されない非金融商品をヘッジ対象とする場合、ヘッジ手段の金融商品との間に損益計算上のミスマッチが生じる。このようなケースにおいては公正価値ヘッジの仕組みは必要となる。また、未認識の発生可能性の高い予定取引の将来 CF の変動に関するエクスポージャーをヘッジする場合、CF ヘッジの手法は必要となると考えられる¹¹。

2008DP では、長期的目標である、公正価値会計の原則を要求する前に公正価値変動の影響をどのように表示するか等、対処すべき論点が残されていることから¹²、これを達成する前の中間的ステップとして、現行基準の改善と複雑性緩和のための三つの中間的アプローチを提示した（三つのアプローチは単独ではなく組み合わせて検討することも可能である）¹³。

第一アプローチは、既存の測定基準を修正する方法である。これには金融商品の測定区分の削減（e.g. 満期保有区分や売却可能区分の廃止）や、測定ルール及び要件を簡素化または削除する方法（e.g. 満期保有区分に関する罰則規定廃止）がある。

第二アプローチは、公正価値測定を原則としつつ選択的例外規定により取得原価ベースの測定を容認する基準への置き換えである。このアプローチは長期的目標との整合性及び、例外規定に起因する複雑性は経営者が例外規定を選択しないことにより回避可能な点が利点とされている。原価ベースの例外規定を適用するのに適格となり得る金融商品に、信用リスクが低く、CF が固定しているか変動が僅かな金融商品（e.g. 利付負債証券）が挙げられている¹⁴。第二アプローチはその後、2009年に公表された公開草案（2009ED）の土台となっている。

第三アプローチはヘッジ会計基準を簡素化する方法である。ヘッジ会計簡素化のアプローチとしては①既存のヘッジ会計を全廃または置き換える方法、もしくは②既存のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する方法が示された¹⁵。

まず、①に関しては、ヘッジ活動の効果の報告は開示で補うことにより、ヘッジ会計の全廃も可能性の一つとしつつ¹⁶、既存のヘッジ会計を代替的手法に置き換え簡素化する案も示された。既存のヘッジ会計を置き換える方法については、CF ヘッジの処理（繰延ヘッジ）の代替案はないが、公正価値ヘッジは次のような代替的手法によって廃止することが可能とされた¹⁷。

その代替案として、(a)ヘッジ対象に対して公正価値オプションを適用することで公正価

¹⁰ IASB[2008a], pars.1.9-1.10.

¹¹ IASB[2008a], par.1.10.

¹² IASB[2008a], pars.2.1 and 3.81.

¹³ IASB[2008a], pars.2.6-2.98.

¹⁴ IASB[2008a], par.2.19.

¹⁵ IASB[2008a], par.2.30

¹⁶ IASB[2008a], par.2.32.

¹⁷ IASB[2008a], pars.2.34- 2.35.

値ヘッジの代用とする案や、(b)ヘッジ手段に係る利得及び損失を OCI で認識し、ヘッジ対象の損益認識時に純損益にリサイクルすることを認める（ヘッジ対象の公正価値測定は行われない）ヘッジ手段に CF ヘッジに類似する処理を適用する案、さらに、(c)ほぼ全ての金融商品を公正価値で測定するが、公正価値会計が適用されるデリバティブやトレーディングポジションの金融商品以外の金融商品について公正価値評価に伴う未実現の利得損失を純損益の外で認識することを許容する案が示された。(c)案はより多くの金融商品（特にヘッジ対象となるもの）が公正価値で評価されることを狙ったものである¹⁸。

次に②は、既存のヘッジ会計を維持するものの、現行の過度に厳格で形式的な適用要件を緩和させる方法（e.g. 数値基準に基づくヘッジの有効性評価の廃止や、ヘッジ指定解除及び再指定の頻度を減少させるルールを設ける案）である¹⁹。

以上の中間的アプローチを提示した上で、2008DP は金融商品を次の二つのタイプに分け、全ての金融商品にとって公正価値が唯一目的適合的な測定属性と考えられる論拠を提示し、最終的には包括的公正価値モデルを導入を目指す考えを示した。第一のタイプは①将来 CF の変動が大きい金融商品であり、第二のタイプは②将来 CF が固定されているか変動の僅かな金融商品である。

まず①に分類される典型例にデリバティブが挙げられた。最終的な CF の金額が将来事象及び条件に依存するため CF の変動性が高く、当初の CF の金額と最終的な CF の金額に相関性がない場合、原価ベースの測定は将来 CF の予測に有用とはいえず、公正価値が唯一目的適合的な測定属性であると結論づけられた。①に分類される金融商品の例としては他に、普通株式、パートナーシップ持分、また保険契約等が挙げられている²⁰。

一方、②のタイプの金融商品の例としては、利付金融商品、ゼロクーポン債、無利息の短期金融商品（売掛金や買掛金）が挙げられた。これらの金融商品については、満期まで保有され、かつ信用リスクが低いと高い確率で当初見積もられた CF が発生する。この場合、最終的な将来 CF は当初の CF と相関性があるとみられるため、原価ベースの測定（償却原価）がある程度目的適合性を持つとしている²¹。しかし、②に該当する金融資産についても、一般的に公正価値の方が測定日に回収できる CF を表示するため有用であると述べられている²²。

¹⁸ IASB[2008a], pars.2.53-2.54.ただし、(c)案は、利得損失の表示場所についての選択肢を与えること、及びそれに伴う複雑性が欠点とされる。

¹⁹例えば、ヘッジ会計を適用する要件として、ヘッジ手段には、ヘッジ対象の公正価値変動や CF を相殺する高い有効性が求められる。このヘッジの有効性の評価において IAS39 では 80-125%の有効性の数値基準が設けられていた。しかし、有効性評価のため CF ヘッジが適用される予定取引に係る将来 CF の変動を客観的に測定することは困難である点が指摘されていた（IASB[2008a], pars.2.79-2.82）。

2008DP では、ヘッジ会計適用要件の緩和として上記で示した有効性評価の他に、ヘッジ対象の公正価値変動や将来 CF 変動についてのエクスポージャー全体をヘッジ会計の対象としなければならない現行規定を緩和させ、構成要素の一部分や一部期間をヘッジするパースシャルヘッジ（partial hedges）を容認する案等も提示している（IASB[2008a], par.2.56）。

²⁰ IASB[2008a], pars.3.12-3.18.

²¹ IASB[2008a], pars.3.19-3.21.

²² IASB[2008a], pars.3.24-3.27.

②に該当する金融負債に公正価値会計を適用する場合、信用リスクの悪化に伴い評価益が計上されることになる。この処理は直観に反する結果をもたらすため、利害関係者から強い懸念が示された。このため、IASBは金融負債の公正価値測定に伴って評価益を計上する問題については将来の検討事項として結論を見送った（金融負債の論点に関しては章を分け第3章で議論する）²³。

その他の論点として非上場株式の公正価値評価がある。CFの変動が大きい金融商品の場合、ストックの原価ベースの測定は将来CFに関する情報を提供せず、公正価値による測定の方が目的適格的として、信頼性ある公正価値の見積りが困難な非上場株式に対しても公正価値評価が行われ、評価差額は純損益に認識される。そこでは、目的適格的なストックの測定は不正確な利益測定に優先し、ストックの不正確な測定が利益金額に与える影響は開示によって補うことができると主張されている²⁴。

さらに、売却を予定しない金融商品に公正価値会計を適用し、実現する可能性の低い利得損失を計上する場合、その利益情報がどのように（意思決定上）役立つのかという問題に関して2008DPでは、全ての金融商品に単一の測定アプローチを用いることの便益との比較の問題（即ち、単一の測定アプローチを適用する便益の方が優先する）と述べるに留まり、それ以上の検討は行われていない²⁵。

以上、2008DPでは金融商品の測定に公正価値という単一の測定属性を適用することが意思決定に有用であるとの結論ありきの議論が展開されており、公正価値評価の結果導かれる利益に関する理論的検討は十分とはいえない。

そもそもなぜ金融商品に対する全面的な公正価値会計の適用が有用な情報の提供と結びつくのかは、投資家の意思決定モデルを特定し、その意思決定プロセスの中での役立ちを論証する必要がある。しかし、どのような意思決定モデルを想定するのかに関してはブラックボックスのままとなっているため、2008DPの公正価値＝目的適格的な測定属性という論法に説得性が伴わないのである。

4-2. 2008DPの分析

4-2-1. 分類測定基準の分析

2008DPでは、金融商品の測定基準の一元化による現行基準の複雑性の緩和が、利用者への有用な情報の提供につながるとする主張が行われている。しかし、そこでは公正価値情報の有用性の根拠が明確な投資家の意思決定モデルとともに示されていないため説得性を欠いている。包括的公正価値モデルの下では、経営者が測定区分や損益認識のタイミングを選択することができなくなる。包括的公正価値会計導入の根拠は意思決定有用性というより、むしろIASC時代の金融商品プロジェクトと同様、経営者の意図の排除という政策的目的にあるようにも考えられる。

全ての金融商品を公正価値で測定する2008DPの提案では、ストックの公正価値を提示することが一義的目的とされ、利益はストックの二時点間の差額によって自動的に決定されるため、実現概念が不要となる。さらに公正価値は出口価値を表す概念であるため、画

²³ IASB[2008a], pars.3.39 and 3.77.

²⁴ IASB[2008a], pars.3.61 and 3.63.

²⁵ IASB[2008a], par.3.71.

一的な公正価値会計の適用は、個々の金融商品の投資の性質に関わらず、第三者への移転を想定した測定を一律に要求することを意味する。つまり、2008DPの長期的目標の背後には企業の投資を全て金融投資と捉え²⁶、期末時点の売却価値によって評価することで企業価値そのものを提示しようとする会計思考が存在するということができる。

会計利益モデルにおいては、成果の稼得パターンを事業投資と金融投資で区別し、のれん価値のある事業投資の成果把握にあたって実現と未実現の区別が重視される²⁷。ただし、金融投資に該当する売買目的有価証券はのれん価値がなく、時価が広い意味でキャッシュと同等に捉えられるため、会計利益モデルにおいても時価の変動を実現した利益として説明することができる。つまり、売買目的有価証券については実現概念を重視する会計利益モデルにおいても純資産モデルと同様のストック評価及び利益計算結果がもたらされる。

これに対し、IAS39において売却可能金融資産に分類されていた戦略的投資、及び満期保有投資など売買目的有価証券以外に分類されていた金融商品については事業投資の性質を含むため、純資産モデルか会計利益モデルかによって異なる会計処理が適用されることになる。

このように、利益計算重視の観点から個々の金融商品の投資の性質に則して、資産評価や成果の捉え方を区別するのではなく、ストックの公正価値評価を一義的目的におき包括的公正価値会計の導入を長期的目標にすえる点で、2008DPはストックの評価によって直接企業価値を提示することを狙う純資産モデルの会計思考を論理的背景にしているといえる。よって2008DPの長期的目標はモデル(D②)に位置づけることができる。

一方、2008DPでは長期的目標を達成する前段階として中間的アプローチも提示されている。中間的アプローチの特徴は、公正価値会計を原則としながら、貸付金などCFの変動が小さい金融商品に関してのみ例外的処理を許容する点、また売却可能金融資産や満期保有投資の区分を廃止し測定区分を削減するなど、会計処理の選択の幅を狭めようとする点にある。

中間的アプローチでは混合属性会計が存続することになるが、公正価値を目的適合的な測定属性とし、これを原則的な測定基準とする点で、長期的目標と同様の立場がとられている。この点から、中間的アプローチでは長期的目標と同様、包括的公正価値モデルを原則としながら、公正価値モデルが貫徹できない領域に例外的処理を許容し混合属性会計に留まっている状態ということができる。中間的アプローチも純資産モデルの会計思考を基礎としており、最終的には包括的公正価値モデルの導入を指向しているため、2008DP提案は全体としてモデル(D②)に位置づけられる。

4-2-2. ヘッジ会計の分析

ヘッジ会計は2008DP公表後、他の分類測定基準から分離して審議され2010年12月に単独で公開草案が公表されている。そのため、2008DPのヘッジ会計基準の改定案は分類測定基準と別に分析することにする。

²⁶ 3-1.で言及した売却可能区分に分類される戦略投資は、キャピタルゲインではなく、事業上の成果をあげることを目的とする事業に拘束される投資であるため、のれん価値を有することが考えられる。

²⁷ 藤井[2007], p.141.

ヘッジ会計は企業がヘッジ目的で保有する金融商品に対して、分類測定的一般原則の例外として適用する会計処理である。ヘッジ会計は企業のヘッジ活動を財務報告に反映させる目的で、ヘッジ手段とヘッジ対象の認識測定のみスマッチに起因する損益のみスマッチを同一期間に対応させる会計処理である。つまり、ヘッジ会計はヘッジ活動の成果を損益計算に反映させることを目的とする点で利益情報を重視する会計思考を基礎とし、会計利益モデルに依拠する処理といえる。

これに対し 2008DP では、包括的公正価値モデルに基づく基準の簡素化を理由にヘッジ会計の全廃も可能性のある選択肢の一つとして提案された。全ての金融商品に公正価値会計の原則が適用されれば、認識済みの金融商品をヘッジ対象とヘッジ手段に指定する場合の特別な会計処理が不要となるためである。

上記の提案に従えば、公正価値ヘッジだけでなく、従来公正価値会計が適用されていない金融商品をヘッジ対象とする CF ヘッジも否定されることになる。その例としては、決算後にその他有価証券の売却を予定し、これを先渡契約（デリバティブ）でヘッジするケースが挙げられる。

従来の処理では、ヘッジ手段（デリバティブ）の損益認識がヘッジ対象の損益認識に先行する（売却までその他有価証券の評価差額は資本直入される）ため、CF ヘッジ（繰延ヘッジの会計処理）が適用されていた。しかし、2008DP 提案に基づき、包括的公正価値モデルが適用されれば、認識済みの金融商品に対するヘッジの会計処理は適用できないことになる。このように、ヘッジ会計の全廃案は、包括的公正価値会計の提案を背景としており、2008DP 分類測定基準と同じく純資産モデルの会計思考に依拠するものといえる。

ただし、2008DP の分類測定基準案に基づいて、全ての金融商品を公正価値で測定した場合も、次のようなケースにおいてヘッジ会計の仕組みが必要となる可能性は認められている。例えば、公正価値測定されない非金融商品をヘッジ対象とする場合、公正価値ヘッジの仕組みは必要となる可能性があり、また予定取引の将来 CF の変動に関するエクスポージャーをヘッジする場合、CF ヘッジに対する需要は残されると述べられている。

以上、2008DP のヘッジ会計基準案は、分類測定基準案で示された包括的公正価値モデルの導入を念頭にヘッジ会計の全廃を模索する点において、純資産モデルが指向されていると捉えられる一方、上述したような特定のケースにおいてヘッジ活動の成果を反映させるためには、会計利益モデルに基づく従来のヘッジ会計の処理の存続が認められる点から、モデル(C)に位置づけることができる。

5. 2009ED 及び IFRS9 (2009 年版)

5-1. 2009ED の概要

5-1-1. 分類アプローチ

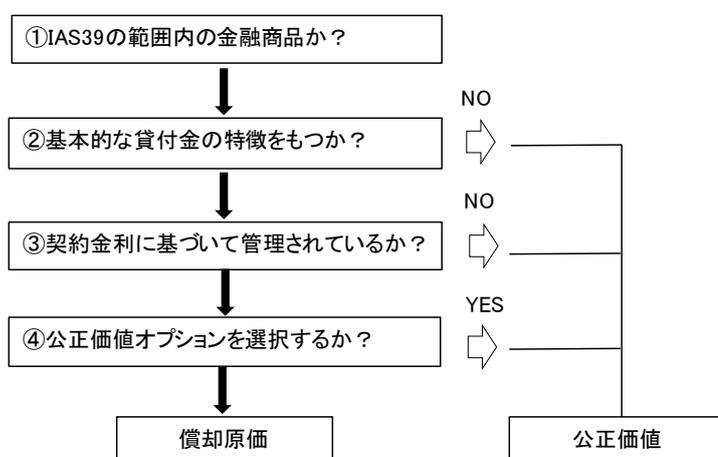
サブプライムローン問題を原因とする 2008 年金融危機への迅速な対応措置として、IASB は 2008DP で取り扱われた IAS39 改定プロジェクトを三つのフェーズに分解することになった。フェーズ 1 では「分類及び測定」、フェーズ 2 では「減損」、そしてフェーズ 3 では「ヘッジ会計」が取り扱われる。このうち分類測定基準は他の会計基準の基礎となることから、このテーマが最初に取り扱われることになり、2009 年 7 月に公開草案「金融商品：分類及び測定」(2009ED) が公表された。

2009ED では、2008DP の中間的アプローチを基礎とする混合属性モデルが提案された。そこでは、IAS39 における保有目的に基づく金融商品の四区分（①純損益を通じて公正価値測定される金融資産及び金融負債、②満期保有投資、③貸付金及び債権、④売却可能金融資産）が、二つの測定区分（公正価値及び償却原価）に簡素化されている。また、IAS39 は投資の性質に基づく分類であるのに対し、2009ED は測定属性に基づく形式的な分類に変更されている。ここから、2009ED においても経営者の裁量の余地を狭めるため区分数を減らすと同時に、区分も保有意図ではなく測定属性に基づくより形式的な内容に留めているという解釈が成り立つであろう。また、測定属性に基づく区分は投資の成果の把握（利益計算）よりも、ストックの評価に着目した分類であるという解釈も導くこともできる。

2009ED では、まず償却原価区分に適合する金融商品を識別し、それ以外の金融商品は公正価値によって測定するというアプローチが採用されている。具体的には、以下のフローチャートで示すように、償却原価区分の適格要件として最初に「基本的な貸付金の特徴を持つこと」、次に「契約金利に基づいて管理されていること」を定め、この二要件を満たさない金融商品は全て公正価値で測定することになる。

図表 1 2009ED：償却原価区分への分類フローチャート

2009EDで提案された償却原価測定分類プロセス



(IASB[2009b]を基に作成。)

*持分金融商品は公正価値区分の他に、当初認識時に取り消し不能のFVOCIオプションを指定できる。

一番目の「基本的な貸付金の特徴」とは、特定の日には元本及び元本に対する金利が発生する契約上のCFの特徴を指す。当初認識時点で将来期間にわたるCFの予測が可能なCFの特徴は実効金利法に基づく償却原価測定の目的とも整合するため、この要件が設けられた²⁸。

²⁸ IASB[2009a], BC20.

また、二番目の「契約金利に基づいて管理されていること」という要件は、当初認識時の契約上の CF に基づいて経営者が金融商品を管理し、業績評価している場合を指す。これは事業モデルの観点からの分類とされている²⁹。

最初の契約上の CF の特徴に関する要件を満たすのみでは将来 CF に対する高い予測能力を有する金融商品に該当しない場合もある。即ち、高い確率で発生すると予想される契約上の CF の回収を期待して金融資産を保有する場合は、将来 CF の大きさとタイミングを織り込んだ投資の内部収益率としての実効金利をあらかじめ算定し、当初設定した配分計画に基づいて利息を定期的に配分する実効金利法による償却原価測定が適合するといえる³⁰。これに対して、トレーディング目的で金融商品を管理する場合は、契約上の CF と関係なく売却によって投資を回収するので、前者と比べて CF の予測の質は低くなり、償却原価法は適合しない。

つまり、CF の特徴に事業モデルの要件を加えることにより、同じ貸付金の CF の特徴があったとしても、企業がその金融商品に関して、契約上の CF の回収または支払を期待するのか、それとも価値変動を期待し、満期前に金融商品を移転することで公正価値変動額を実現させるのか、という投資の性質の違いを考慮し、経済的実態に即した分類が行われるように二重のフィルターをかけていると捉えられる。

このように、契約上の CF の回収を目的とする企業の事業モデルは、金融商品の将来 CF の予測の質に影響を与えると考えられ、2009ED における事業モデルのテストは CF の特徴を補完する適格要件として位置づけられる³¹。

ただし、満期まで保有しない場合であっても（信用格付けが著しく低下した場合に企業の投資方針に基づいて金融資産を売却する場合等）、公正価値変動の実現ではなく契約上の CF の回収や支払を行う事業モデルに変更がない場合、償却原価区分に適格な事業モデルとの不整合があるとはみなされない³²。

こうしてみると、事業モデルの観点からの分類は IAS39 の保有目的別分類に近似するアプローチとも考えられるが、2009ED ではそれが明確に否定されている。そこでは事業モデルに基づく分類は、金融商品の管理方法及び金融商品の収益性がどのように経営者に報告されているか、という客観的事実に基づく分類であり、IAS39 の経営者の保有意図とは異なる点が強調されている。また事業モデルに基づく分類は個々の金融商品単位ではなく異なる事業モデルを採用するポートフォリオ単位の分類となり、個々の金融商品単位で経営者の保有意図に基づいて任意に指定される IAS39 の分類とは異なると主張されている³³。

以上の償却原価区分への分類アプローチに関して次のような解釈ができるであろう。一つは、混合属性モデルを維持するものの、2008DP 同様 2009ED においても基本思考において金融商品に対する包括的公正価値会計が支持され、公正価値測定に適合しない金融商品を抜き出し、例外的に償却原価区分に分類するという見方である。

この見方からは公正価値会計が原則基準であることから、例外区分である償却原価区分

²⁹ IASB[2009a], BC31.

³⁰ IASB[2008b], par.9, 及び米山 [2003], pp.35-36 参照。

³¹ IASB[2009a], BC31.

³² IASB[2009a], BC33.

³³ IASB[2009a], B1, B9 and BC31-BC33.

への分類はより厳格に行う必要があり、CF の特徴に事業モデルの要件を加えた二重のフィルターによって、公正価値区分以外に分類される金融商品を極力少なくすることが償却原価区分の分類テストの目的と捉えられる。

一方で、2008DP では金融商品という外形をもとに画一的に公正価値会計を適用することが長期的目標として提案されたが、この方針を転換させ、投資の性質を考慮する事業モデルに基づく分類アプローチを負債性金融商品に限定して採用した点で、IAS39 の会計思考に回帰しているという解釈も可能であろう。

しかし、上記で示したように、2009ED の中で事業モデルに基づく分類は IAS39 の経営者の保有意図に基づく分類とは異なる概念である点が強調されている。また、償却原価測定に適格な負債性金融商品の事業モデルのみ識別し、持分金融商品については公正価値区分以外に適格な他の事業モデルは提示されていない。

よって、2009ED は最初の解釈のように、基本思考において全面的な公正価値会計を指向しながら、公正価値モデルが適合しない一部の負債性金融商品に限定的して例外処理を認めた混合属性モデルと捉えるべきである。つまり、2009ED の分類アプローチでは例外区分である償却原価区分に分類される項目の範囲を極力狭めることが意図されているといえる。

なお、2009ED では当初認識後、公正価値と償却原価の測定区分間の分類変更はいかなる場合も認められていない³⁴。IASB は金融危機への対応措置として 2008 年 10 月に IAS39 の保有区分変更の制限の緩和を行った。IAS39 の区分変更緩和措置は、利用者の理解を困難にし、比較可能性を低下させたという意見に加え、企業が利得損失を操作することを可能にしたとして批判された。このため、2009ED では事業モデルに変更があっても当初認識後の再分類を禁止する提案が示されている³⁵。

5-1-2. 公正価値が信頼性をもって見積もることのできない持分金融商品

市場価格がなく公正価値が信頼性をもって見積もることのできない持分金融商品 (e.g.非上場株式) はこれまで IAS39 では取得原価による測定が認められていたが、2009ED ではこのような持分金融商品についても公正価値測定が適用される (当該規定は最終基準の IFRS9 においても維持された)³⁶。

その根拠として、IAS39 ではこれらの金融商品に減損の兆候がないかモニターする必要があったが、減損損失の算定と公正価値の見積りの間に信頼性やコストの差異はあまりないという理由が挙げられている。

IASB の議論では、公正価値測定の信頼性の問題は、現行基準下の減損の見積りの信頼性を引き合いに正当化されることが多い。継続的評価を要求し、帳簿価額の上方修正も含め変動額を直ちに純損益に認識する公正価値モデルと、著しい価値の下落に関する客観的証拠がある場合に限って損失を認識する減損処理³⁷とは理論的背景が異なる。したがって、非上場株式等、信頼性のある公正価値の見積りが困難な持分金融商品に対する公正価値評価を減損損失の見積りの信頼性との比較から正当化する点について、これを第一義的な論

³⁴ IASB[2009a], pars.3-10.

³⁵ IASB[2009a], BC56-BC57 and BC59.

³⁶ IASB[2009a], BC64.

³⁷ IASB[2008b], par.60.

拠とすることはできないであろう。

5-1-3. FVOCI オプション

2009ED の分類アプローチでは、CF が貸付金の特徴を有さない金融商品は償却原価区分に分類されないため、原則的に全ての持分金融商品に公正価値会計が適用される。しかし、2008DP のコメントレーターで従来売却可能金融資産に分類されてきた戦略的投資に対する業績表示のあり方として、公正価値変動額を即純損益で認識する方法に懸念が示されていた。

戦略的投資目的で保有する持分金融商品は、公正価値の変動が即投資の成果と捉えられるのではなく、これを上回る非契約上の便益が期待されている。さらに財務諸表利用者はトレーディング目的の持分金融商品と、トレーディング目的以外の持分金融商品の公正価値変動を区別していると考えられている。これらの点に留意した結果、IASB はトレーディング目的以外で保有される持分金融商品の公正価値変動額及びその受取配当金について純損益に含めるのではなく、当初認識時の取り消し不能の選択により OCI で認識することを可能とした（「OCI を通じて公正価値測定するオプション」、以後 FVOCI オプションと略称する）³⁸。

受取配当金までも OCI に含める根拠は、持分金融商品の投資のリターンがキャピタルゲイン（株価の値上がり）とインカムゲイン（配当）にあるのだから、この二つのリターンを同一区分に表示すべきとする考え方にある。しかし、CF の裏付けがあり実現した利益である受取配当金までも OCI で認識する場合、純損益の概念が変質することになる。

なお OCI 累積額には金融商品の認識中止時にリサイクルすることが認められないノンリサイクリング方式（ただし剰余金の中での振替えは認められる）が採用されている³⁹。これは、IASB に利得及び損失は（OCI で）一度認識されたならば、その後リサイクルによって再度純損益で認識されるのは不適切とする論理が存在するためである。

IFRS に散見される OCI ノンリサイクルの論理はイギリスの財務報告基準（Financial Reporting Standards、以下 FRS と略称する）、FRS3 の影響を受けたものである。包括利益に相当する FRS3 の総認識利得損失は情報セットアプローチを背景としている。情報セットアプローチでは、企業の業績は単一の指標によって要約されるものではなく、作成者は業績の重要な構成要素それぞれに焦点を当てる業績表示を行い、業績の構成要素のどの項目を重視するかは利用者に委ねるべきと考えられている⁴⁰。

このように情報セットアプローチの論理からは、業績を単一の測定値（ボトムライン）に集約すべきでないという主張がなされる。この考えに基づくと実現は単に発生主義会計の利用から生じる不確実性を処理するためのメカニズムであって、実現利得と未実現利得の間に実質的な相違は存在しないという主張にもつながる⁴¹。

したがって、情報セットアプローチに基づくと、IFRS のノンリサイクリング方式の OCI は、当期の損益の一構成要素に位置づけられることになる。よって純損益を業績表示のボ

³⁸ IASB[2009a], pars.21-22.

³⁹ IASB[2009a], BC71-BC73.

⁴⁰ ASB[1992], pars. iii and v.

⁴¹ 藤井[2007], pp.124-127 参照。

トムラインと捉え、戦略的投資に係る公正価値変動を実現利益（純損益）と区別して、OCIで認識すべきと考えるコメント提出者の期待に反し、リサイクルを禁止する点で、FVOCIオプションの処理は戦略的投資の公正価値変動を当期の損益として認識するのと同じ意味をもつこととなる。2009EDにおいて、戦略的投資に係る公正価値変動をOCIで認識する処理は、投資の性質の違いに基づいて成果の捉え方を区別する問題から、単なる財務諸表の表示区分上の問題へと歪曲化されてしまっている。

5-2. 2009EDの分析

5-2-1. 分類アプローチ

以上、2009EDでは、現時点で全ての金融商品を公正価値で測定することが金融商品の財務報告の改善にとって最適なアプローチではないと結論し⁴²、2008DPから一転して、金融商品に対する包括的公正価値会計の基準化を見送った。それは事業投資の要素を含む金融商品に対しての公正価値会計の適用を懸念する、会計利益モデルに基づく見解をふまえただけではない。

2008年金融危機は、信用収縮期において活発な市場取引が行われない場合、市場価値は必ずしも信頼性のある測定値とはならないことを明らかにし、公正価値会計を支持していた論者からも以前よりトーンダウンした意見が示されるようになった⁴³。特に金融危機に際し、公正価値会計がもたらすプロシクリカリティ（procyclicality: 景気循環増幅効果）に関する懸念が示された。これは、景気拡大時には公正価値会計は金融商品の価値上昇により、バランスシートを企業実態より良く見せ、必要以上の投資誘因効果をもたらすが、反対に信用収縮期（景気後退期）には投資意欲を必要以上に落ち込ませるという議論である⁴⁴。

このように、2008年金融危機を契機に、IASBの金融商品プロジェクトは包括的公正価値会計導入から、混合属性モデルの維持へと方針が大きく転換された。しかし、提案された分類アプローチからは、依然として包括的公正価値モデルを支持する基本思考が維持されているといえ、2008DPの純資産モデルを背景とする会計思考が継承されているとみられる。ただし、負債性金融商品に限定して、公正価値モデルが不適合な項目に償却原価測定が例外的に認められるために混合属性会計となっている点が2009EDの特徴である。

2009EDでは、償却原価測定に適合する金融商品を識別して公正価値会計が適用される金融商品の全体集合から抜き出し、残余に対して公正価値会計の原則が適用されるアプローチがとられている。ここから2009EDはストックの公正価値評価を一義的目的におく純資産モデルに立脚する会計思考を背景にすると捉えることができる。

このように、2009EDでは基本思考において包括的公正価値モデルを指向するため、償却原価区分への分類はより厳格に行うべく、CFの特徴に加え、事業モデルという二つのテストを課し、公正価値区分以外に分類される金融商品を極力少なくしようとする意図が表れている。

負債性金融商品に限り原則区分（公正価値区分）以外の区分に分類可能とする理由とし

⁴² IASB[2009a], BC13.

⁴³ IASB[2009a], BC11-BC12 及び西川 [2010], pp.22-25 参照。

⁴⁴ 西川[2010], p.25 参照。

では、貸付金などは契約によって将来 CF があらかじめ決定されているため、その CF の特徴から分類にあたっての経営者の裁量が及びにくいという点が考えられるであろう。

また、別の理由としては次のような点を指摘できる。即ち、負債性金融商品は公正価値変動よりも、他の事業投資と一体となって生み出される CF の獲得が期待され、満期まで保有されているケースが考えられる⁴⁵。つまり、営業活動全体からすると満期まで保有して融資契約にしたがって契約上の CF を回収することの方が公正価値変動よりもより大きな成果獲得が見込まれるのである。よって、満期到来前の途中の期間における公正価値変動額を利益として計上するよりも、契約で規定された CF のスケジュールにしたがって利益を認識することの方が合理的な行動ということになる。

包括的公正価値モデル導入を長期的目標においた 2008DP においても、「将来 CF が固定されているか変動が僅かな金融商品」については、当初見積もられた CF が高い確率で将来発生すると見込まれるため、償却原価がある程度の目的適合性をもつとの記述がなされていた。つまり、契約上の CF の回収を目的に保有される金融商品の業績評価にとって、公正価値会計は必ずしも目的適合的な情報を提供するとはいえないという考えに基づき、償却原価区分を存続させることになったと捉えることができるのではないだろうか。

負債性金融商品について事業モデルに基づく分類が提案されていることをもって、IAS39 の分類アプローチに回帰したとする見方もできるかもしれない。しかし、2009ED において事業モデルと保有意図が異なる概念であることが強調されている通り、2009ED の事業モデルに基づく分類アプローチは IAS39 の投資の性質に基づく分類アプローチと背景とする会計思考に違いが存在する。

その根拠としては、2009ED では測定区分が公正価値と償却原価の二区分に減少し、測定属性の選択の幅が狭められている点、及び償却原価区分に適合する負債性金融商品の事業モデルのみ識別し、持分金融商品については公正価値区分以外に適合する事業モデルを識別していない点、さらに金融商品の分類が保有意図ではなく測定属性に基づく形式的な分類となっている点を挙げることができる。以上より、2009ED は投資の性質に着目した成果の把握方法を採用する会計利益モデルに立脚する提案ということにはならない。2009ED の分類測定基準にみる会計思考は包括的公正価値モデルを指向しながら、これが適合しない負債性金融商品に限り、会計利益モデルと親和性のある配分に基づく処理が残されている状態と捉えるのが妥当といえる。

⁴⁵ 米山[2003], pp.29-30. 米山[2003]では、満期保有に基づき約定された CF を回収することの方が時価変動よりもより多くの成果が期待されるケースとして次のような例を挙げている。例えば、①営業上の関係先や関連会社に対する貸付金の場合、融資単独での成果というより、営業活動総体としての成果を高めるため、満期保有が予定されているとする。また、②営業上の関係を有しなくても、借り入れ先の信用力を評価する能力について、市場参加者間でばらつきがみられ、自分自身が平均的な市場参加者より評価能力において優れている場合、当該債権を市場で売却すると過度に低く評価されてしまう。この場合も満期保有によって、回収する見込みのある CF に着目した業績評価の方が適することになる。さらに、③金銭債権と金銭債務が一体となった投資が行われる場合も満期保有を予定する理由として考えられる。この場合も市場金利の変動に関わらず、調達に要する金利と運用で得られる金利の差額に見合う「事実上確定した」成果の獲得が期待されている。金利の差額に見合う CF の獲得は満期保有をつうじてしか実現できないからである。

以上、償却原価区分が追加されている点を捉えて、投資の性質の違いを重視する会計利益モデルに回帰する提案と単純に解釈すべきではない。2009ED は基本思考において包括的公正価値モデルを指向しており、公正価値区分以外に分類される項目の範囲をできるだけ狭めることが意図されているといえる。分類アプローチの以上のような解釈から、2009ED は純資産モデルを指向する混合属性会計、モデル(C)に位置づけることができる。

5-2-2. 公正価値測定範囲の拡張させる提案

市場性がなく公正価値が信頼性をもって見積もることのできない持分金融商品はこれまで IAS39 の下では公正価値評価の例外とされてきた。IAS39 の下で要求される減損損失の見積りの信頼性と、公正価値の見積りの信頼性の間に大きな違いがないことを論拠として、2009ED はこのような金融商品に対しても公正価値による継続的評価を要求している。

この点でも、持分金融商品に関して公正価値測定の原則を貫徹させようとする姿勢が示されており、2009ED はストックの公正価値評価を一義的目的とする純資産モデルの会計思考を背景とするといえることができる。

5-2-3. FVOCI オプション

FVOCI オプションは持分金融商品に対する公正価値モデル適用の例外であるが、OCI に累積した利得及び損失のリサイクルは禁止されている。FRS3 の情報セットアプローチに基づくノンリサイクリング方式の OCI 項目は当期の業績と同じ意味を持つといえる。

辻山[2011]によれば、リサイクリング方式の OCI 項目と当期純利益の違いは利益認識のタイミングであると解釈できるが、ノンリサイクリング方式の OCI は永久に当期純利益に算入されないため、利益認識のタイミングの違いではなく、当期純利益と利益の性質が異なる第二の特別利益に位置づけられるという⁴⁶。

FVOCI オプションに分類された持分金融商品に係る公正価値変動額が純損益にリサイクルされない理由は、これが OCI に認識された期間の業績の一部として捉えられているためである。従来の会計処理では、戦略的投資目的で保有される持分金融商品は、事業投資の要素を含むため、時価情報に意味があってもその時価変動額が直ちに投資の成果と捉えられないとして、公正価値変動額を OCI に認識し、その後売却によって投資が回収された時点でリサイクルが行われていた。

戦略的投資目的の持分金融商品の公正価値変動額を OCI で認識した期間の業績の一部と捉えるならば、公正価値区分の例外的処理として FVOCI オプションを許容する理由に利益計算からの考慮が働いているとはいえないだろう。FVOCI オプションにおいて公正価値変動額を OCI に区別して認識する処理は、リサイクルを禁止する点で、利益計算からの考慮ではなく、表示区分上の問題に留まる内容といえる。

以上、FVOCI オプションの提案は、IAS39 における売却可能金融資産の復活を要求するコメントへの対応が背景にあるが、ノンリサイクリング方式の採用は実現概念を重視する会計思考に依拠する提案とはいえない。ノンリサイクリング方式の採用は実現と未実現の区別を不明瞭にするものといえるため、ここでは実現概念が否定され、純資産変動額によ

⁴⁶ 辻山[2011], pp.52-67.

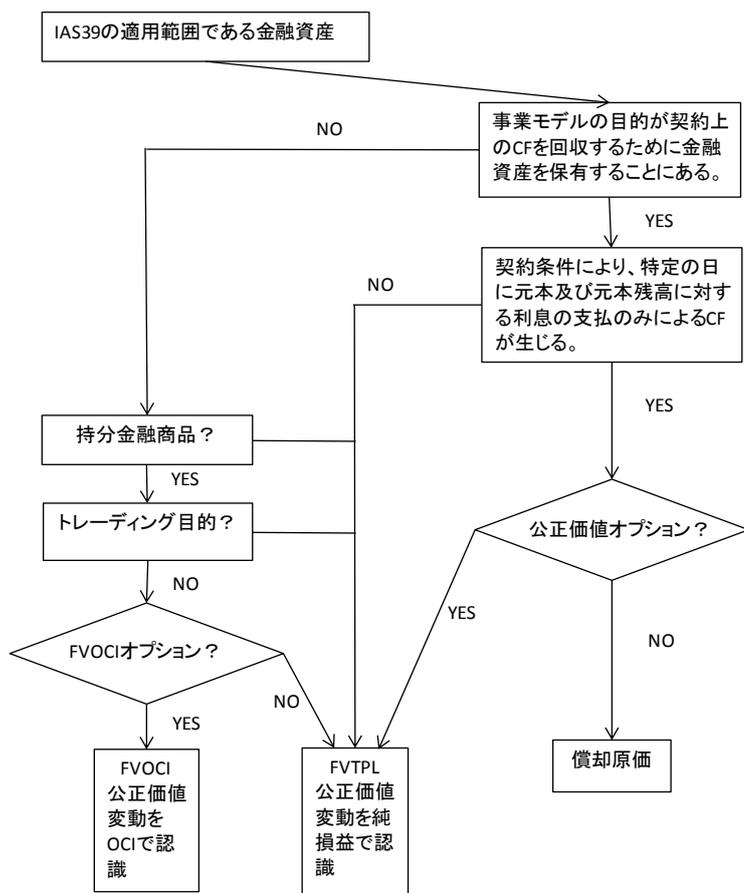
って利益を定義する純資産モデルの会計思考が背景となっているものと捉えるべきである。よって、FVOCI オプションの提案からも 2009ED は純資産モデルを指向する混合属性会計（モデル(C)）に位置づけることができる。

5-3. IFRS9（2009年版）の概要

金融危機への対応として、IASB・FASB 共同で複雑性を緩和させた利用者の理解しやすい会計基準を設定することが急務となった。このため、IASB は 2009ED 公表からわずか4ヶ月後の 2009年11月に IFRS9 を公表し、フェーズ1を完了させた（金融負債の測定基準は 2009年版 IFRS9 には含まれていない）。IFRS9 は 2009ED 提案をベースとしているため、以下では重要な変更箇所のみとりあげることにする。

5-3-1. 償却原価測定への分類プロセス

図表 2 IFRS9 の分類フローチャート



あずさ監査法人[2009], p.7を基に作成。

IFRS9 では 2009ED と同様、公正価値及び償却原価の二つの主要な測定区分が設けられ、

混合属性モデルが維持されている。IFRS9 においても、まず償却原価測定に適合する金融商品を識別し、それ以外の金融商品については全て公正価値会計の原則を適用するという分類プロセスがとられている。よって、IFRS9 も 2009ED と同様、基本思考では包括的公正価値会計が指向されていると考えられる。

ただし、2009ED では償却原価区分への分類は、まず最初に CF の特徴が検討され、その次に投資の性質に基づくテスト、即ち事業モデルの要件が検討されていたが、IFRS9 では適格要件のテストの順序が逆となった⁴⁷。これは、償却原価測定に適合する事業モデルであるかを最初に判断した後、CF の特徴を検討する方が適格性テストの効率性を高めることができると考えられたためである⁴⁸。

IFRS9 においても事業モデルの要件に加え「金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである CF が特定の日に発生する」⁴⁹という、CF の特徴に関する要件を満たす必要がある。実効金利法の目的は当初の CF 見積りに基づいてあらかじめ算定した実効金利によって対価としての利息収益を関連する期間に配分することにある。よって、元本や元本残高に対する利息に該当しない契約上の CF を含む金融商品については償却原価法ではなく、契約上の CF に関する評価の改定（公正価値測定）が適合すると結論づけられた⁵⁰。

5-3-2. FVOCI オプションを指定した持分金融商品の受取配当金

IFRS9 においても、当初認識時の取り消し不能の選択でトレーディング目的以外の持分金融商品を OCI を通じて公正価値測定する区分に分類することが認められている。また 2009ED 同様、OCI に累積した利得損失を金融資産の認識中止時にリサイクルすることは禁止される（ただし、資本の中での振替えは可能）。その理由として、リサイクルを禁止することにより、FVOCI オプションが指定された金融資産について適用上の問題の多い減損処理が不要となることが挙げられている⁵¹。

2009ED では FVOCI オプションを指定した持分金融商品の受取配当金についても OCI で認識することを提案していた。しかし配当は IAS18（「収益」）に従って純損益に表示すべき収益の一形態であるとして、これを OCI で認識することに批判が多かった。このため、IFRS9 では受取配当金については純損益で認識することになった⁵²。

5-3-3. 当初認識後の測定区分の分類変更

2009ED ではいかなる場合でも、当初認識後の測定区分の分類変更を禁止していた。しかし、IFRS9 では、企業が事業モデルを変更した場合は分類変更を要求することになった⁵³。

2009ED 公表後のコメントレターでは、企業の事業モデルに変更があった場合は当初の分

⁴⁷ IASB[2010b], par.4.1.2.

⁴⁸ IASB[2010b], BC4.14.

⁴⁹ IASB[2010b], par.4.12.

⁵⁰ IASB[2010b], BC4.22-BC4.23.

⁵¹ IASB[2010b], BC5.25(b).

⁵² IASB[2010b], BC5.25(a).ただし、受取配当金が投資原価の部分的回収であることが明確な場合、受取配当金は OCI で認識される (IASB[2010b], B5.7.1.)。

⁵³ IASB[2010b], par.4.4.1.

類を変更することによって目的適的な情報が提供できるという意見が示された。また分類変更の規定は、金融資産の管理の方法に基づき償却原価区分に分類する、事業モデルに基づく当初認識時の分類アプローチとも整合性するという意見もあった。IFRS9 では以上のコメントを背景に、事業モデルの変更があった場合、分類変更を求めることになった。ただし、IFRS9 ではそのような事業モデルの変更は極めて稀としている⁵⁴。

5-3-4. IAS39 の非上場持分金融商品に対する公正価値測定の例外規定

IAS39 では、活発な市場における相場価格がなく、公正価値が信頼性をもって測定できない持分金融商品に対する投資について公正価値測定の例外を設けていた。2009ED と同様、IFRS9 ではこのような金融商品に対する例外処理を認めていない⁵⁵。しかし、IFRS9 では限定的な状況において、非上場株式の取得原価は公正価値の適切な見積りとなる場合があるとする適用指針が追加された⁵⁶。

5-4. IFRS9 (2009年版) の分析

IFRS9 においても 2009ED と同様、公正価値と償却原価という二つの測定区分を設け、混合属性会計が維持された。一方 IFRS9 では、事業モデルに変更があった場合は 2009ED では認められなかった当初認識後の分類変更が行われることになった。これは事業モデルに基づく当初認識時の分類アプローチとの整合性、及び事後に事業モデルに変更があった場合に分類変更をしなければ目的適的な情報を提供しない点を論拠としている。この変更点については、投資の性質に着目する会計利益モデルの会計思考が反映されているといえる。

しかし、負債性金融商品に限り適格要件を満たす場合、公正価値会計の原則が適用される金融商品の全体集合から抜き出し、例外区分に分類するアプローチに関して変更はない。したがって、IFRS9 においても包括的公正価値モデルを指向する基本思考に変化はみられない。

また、FVOCI オプションに指定された持分金融商品について、2009ED では受取配当金も含めてノンリサイクリングの OCI として認識する処理を提案していた。しかし、受取配当金は CF の裏付けのある実現した利益であるため OCI に含める当提案に対する批判が多く、最終基準では純損益で認識されることになった。ただし、公正価値変動額については依然としてノンリサイクリングの OCI として認識される。

IASB はもともと包括利益を重視し、純損益は業績の一構成要素にすぎないという立場をとっているため、公正価値変動額をノンリサイクリングの OCI で認識する場合、OCI 項目に当期の業績と同じ意味を与えているといえることができる。FVOCI オプションにおける受取配当金の処理は変更されたが、全体として実現と未実現の区別が曖昧であることには変わりはなく、実現概念を重視する会計思考が採用されているとはいえない。よって、この点においても 2009ED から基本思考における大きな変化は見られない。

FVOCI オプションに関する修正案は会計理論から説明できる処理ではなく、批判に対処

⁵⁴ IASB[2010b], BC4.113.

⁵⁵ IASB[2010b], B.5.4.14 and BC5.13.

⁵⁶ IASB[2010b], B.5.4.14-B.5.4.15.

するための場当たりの措置と言わざるを得ない。実現と未実現の区別を明確にせずリサイクル禁止に固執する点から、提案は実現概念を不要と考える純資産モデルを背景とするものと解釈できるであろう。

また、IFRS9では非上場株式に関して、限定的な状況において取得原価が公正価値の適切な見積りとなり得るという適用指針を示したが、公正価値測定の例外が適用できるのは限定的な状況としている。つまり、IFRS9においても持分金融商品に関しては公正価値会計を厳格に適用しようとする姿勢に変化はないといえる。

以上をまとめると、IFRS9では2009EDと同様、基本思考において包括的公正価値モデルを指向しながら、負債性金融商品に限り例外的に償却原価区分を設け混合属性モデルとなっている。当初認識後に事業モデルの変更があれば測定区分の変更を行う点に関しては会計利益モデルの考え方が採用されている。しかし、全体的な分類アプローチにおいては依然として外形上金融商品に該当するならば、投資の性質の違いに関わらずその全体集合には公正価値会計の原則を適用しようとする姿勢に変化はみられない。

さらに、実現と未実現の区別の曖昧なFVOCIオプションの会計処理からも基本思考は純資産モデルにあるといえ、IFRS9は2009EDと同じく純資産モデルを指向する混合会計、モデル(C)に位置づけることができる。

6. 2012ED

6-1. 2012EDの概要

IASBは2012年12月に公開草案「分類及び測定：IFRS9の限定的修正（IFRS9（2010年）の修正案）」（2012ED）を公表した。契約上のCFの回収及び売却の両方の目的で管理する事業モデルの下で負債性金融商品が保有される場合、FVOCI区分（OCIを通じて公正価値測定する区分）に強制的に分類することになり、第三の測定区分が導入されることになった（以後、FVOCI区分への分類が強制される第三の測定区分を「FVOCI強制区分」と呼ぶことにする）⁵⁷。これによって、IFRS9において償却原価区分に分類されていた負債性金融商品の一部がFVOCI強制区分に分類されることになる⁵⁸。FVOCI強制区分に分類された負債性金融商品は、公正価値によって測定され、公正価値変動を純損益ではなくOCIを通じて認識することが要求される。また、金融資産の認識の中止時にOCI累積額は純損益にリサイクルされる。

6-1-1. 測定区分追加の目的

新たな測定区分導入には、2009EDにおける分類が限定的すぎたという背景がある⁵⁹。このため、償却原価と公正価値の両方の情報に目的適合性のある事業モデル、即ち契約上の

⁵⁷ IASB[2012a] par.4.1.2A.

⁵⁸ また、FVOCI強制区分の負債性金融商品についても（指定によって会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合）、当初認識時に公正価値オプションを指定することが可能である（IASB[2012a], BC74.）。なお、IFRS9(2010年版)と同様、極めて稀なケースとして当初認識後に金融資産を管理する企業の事業モデルの目的に変更があった場合には、FVOCI強制区分についても分類変更の規定が適用される。

⁵⁹ IASB[2012a], BC11.

CFの回収と売却（売却が稀とはいえない）の両方の目的で管理される事業モデルが追加された。測定区分追加の第一の理由は上記のような事業モデルの下で管理される金融商品の業績について有用な情報を提供することにある⁶⁰。

一方、第二の目的は、保険契約プロジェクト（2013年公開草案）との整合性である。保険契約プロジェクトでは、割引率の変更に伴う保険負債の帳簿価額への影響をOCIで認識し、リサイクルを行うことが提案された。会計上のミスマッチを回避するため、保険負債とそれに対応して保有される金融資産の会計処理に一貫性を保つ必要性が測定区分追加のもう一つの目的として挙げられる⁶¹。

適用指針では、FVOCI強制区分に適合する事業モデルの一例に、保険者が保険負債に対応して金融資産を保有するケースを取り上げている。保険者は金融資産の契約上のCFからの収入を、保険負債の支払期限到来時の決済資金として使用すると同時に、保険負債に係る予想CFの見積りの変化に伴って金融資産のポートフォリオのバランス再調整のため定期的な売却を行う⁶²。このようなケースは企業が契約上のCFの回収及び売却の両方の目的で金融資産を管理する事業モデルに位置づけられるとしている。

上記では、保険負債とこれに対応する金融資産の損益のミスマッチを低減させることがFVOCI強制区分導入の論拠の一つに挙げられている。しかし、保険契約プロジェクトでは保険負債の測定要素のうち割引率の変化による影響のみがリサイクル方式のOCIとして認識される。一方、保険負債の他の測定要素である将来CF（の金額やタイミング）に関する見積り変更の影響はOCIに含まれていない。つまり、公正価値変動全体をOCIに含める金融資産と現在価値の見積りにおいて割引率の変更部分のみをOCIで認識する保険負債の処理から、会計上のミスマッチは全て解消されることにはならない点に注意が必要である。

6-1-2. 分類アプローチ及び会計処理

2012EDによると、次の二要件を満たした場合FVOCI強制区分に分類される。まず、①契約上のCFの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルの下で保有され（事業モデル）、次に②金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いに関するCFのみが特定の日に発生する場合（CFの特徴）である⁶³。

また、FVOCI強制区分の負債性金融商品に係る公正価値変動額はOCIを通じて認識され、金融資産の認識の中止時にリサイクルされる。ただし、次の項目については償却原価測定区分の金融商品と同様に純損益で認識されることになる、それらは実効金利法による利息収益、減損損失又は減損の戻し入れ、及び為替差損益である⁶⁴。

ここで、同じIFRS9（金融負債に関する規定が追加された2010年版）の中でノンリサイクリング方式とリサイクリング方式のOCI項目が混在し、処理に一貫性がない点が問題となる。OCI累積額がリサイクル禁止とされているのは、(a) 取り消し不能のFVOCIオプションが指定される持分金融商品（受取配当金を除き、公正価値変動額がOCIで認識される）

⁶⁰ IASB[2012a], BC11 and BC21.

⁶¹ IASB[2012a], IN1 and BC29.

⁶² IASB[2012a], B4.1.4B.

⁶³ IASB[2012a], par.4.1.2A.

⁶⁴ IASB[2012a], par.5.7.1A.

と、(b) (第3章にて検討する) 当初認識時に公正価値オプションを指定された金融負債(公正価値変動のうち自己の信用リスクの変動については OCI で認識される) である。

2012ED ではこの不整合を次のように正当化している。まず(a)について OCI 累積額のリサイクルを禁止するのは (IAS39 において売却可能金融資産に適用されていた) 減損テストが不要になるためである。OCI 累積額のリサイクルを禁止することにより、IFRS9 では FVOCI オプションを適用する持分金融商品を減損の対象に含める必要がなくなったとしている。

これに対して、FVOCI 強制区分の負債性金融商品は純損益において償却原価区分の金融資産と同じ情報を提供する必要がある。このため、償却原価区分の金融資産と整合的に FVOCI 強制区分は減損の対象となっている点をリサイクルを行う根拠としている⁶⁵。リサイクリング方式をとるかとならないかの論拠を OCI と純利益の区分規準の観点からではなく、減損処理との関わりで説明する点については疑問が残される。

さらに、(b)について、金融負債は通常契約金額を返済するために保有されているので、自己の信用リスクの変動の累積的影響は、満期時に自然に解消されゼロに戻ると考えられリサイクルは不要となる。しかし、FVOCI 強制区分の金融資産は、満期前に売却される可能性があるため、OCI で認識した公正価値変動の影響が満期時に自然に解消されるわけではなく、リサイクルが必要と説明されている。

FVOCI 強制区分に分類される金融資産は、純損益において償却原価情報を提供し、貸借対照表上、公正価値による帳簿価額を提示する⁶⁶。償却原価の情報は、当該資産が事業モデルにおける目的を達成するために売却されるまでは契約上の CF を回収するために保有されるという事実を反映し、公正価値の情報は当該資産を売却した場合に実現される CF の金額を反映する。

2012ED 提案により、償却原価区分に加えて FVOCI 強制区分に適格な負債性金融商品の事業モデルが追加されたが、これまでと同様、持分金融商品については「純損益を通じて公正価値測定する区分」(以後 FVTPL と略称する) 以外の事業モデルは提示されていない。2012ED においても金融商品全体は投資の性質に関わらず公正価値会計の原則が適用される対象となり、FVTPL 区分は事業モデルが特定される例外区分を除いた後の残余区分に位置づけられている⁶⁷。

以上、2012ED では 2009ED 及び IFRS9 の分類アプローチと同様、基本思考において包括的公正価値モデルが指向されているが、これに適合しない事業モデルの下で管理され、かつ償却原価測定の目的と整合する CF の特徴をもつ負債性金融商品について例外的に償却原価区分または FVOCI 強制区分への分類がなされていると理解することができる。

⁶⁵ IASB[2012a], BC23-BC24 and BC78-BC79.

FVOCI 強制区分の負債性金融商品の減損累計額(減損引当金)が貸借対照表に計上されないのは、貸借対照表上の金額は公正価値で表示させるためである。FVOCI 強制区分の金融資産に係る減損損失は純損益に即時認識される。

⁶⁶ IASB[2012a], BC22.

⁶⁷ IASB[2012a], BC31.

6-2. 2012ED の分析

2012ED の主な特徴は、IAS39 の売却可能金融資産に相当する区分を設け負債性金融商品に限って、FVOCI 強制区分への分類を求める点にある。負債性金融商品であれば、契約上の CF の特徴によって裁量的分類がしにくいと考えられたことが背景の一つに挙げられるであろう。

ただし、FVOCI 強制区分が追加されたことをもって、IAS39 への回帰と捉えることはできない。IAS39 では金融商品について公正価値会計を原則としながら、投資の性質によって異なる利益稼得パターンを想定するため、外形上の分類に加えて投資の性質を考慮することにより、ストックの評価と利益認識の方法が使い分けられている⁶⁸。

一方 2012ED では、基本思考において包括的公正価値モデルを指向し、投資の性質に関わらず金融商品の全体を公正価値会計適用の対象とした上で、これに適合しない事業モデルの下で保有される負債性金融商品に限り、例外として償却原価区分や FVOCI 強制区分に抜き出していると解釈できる。なぜならば、IAS39 と同じく投資の性質に基づく分類を貫くのであれば、持分金融商品についても公正価値モデル以外に適合する事業モデルを識別してもよいと考えられるためである。このように、持分金融商品については画一的に公正価値会計を適用する姿勢から 2012ED は IAS39 と明らかに異なっている。

さらに、FVOCI 強制区分に分類される負債性金融商品については OCI 累積額のリサイクルが求められている。この処理は FVOCI オプションにおけるノンリサイクリング処理と一貫性が保たれていない。これに示されるように、IFRS9 及び 2012ED では、リサイクリング方式の OCI とノンリサイクリング方式の OCI を使い分ける明確な規準が存在せず、場当たりのピースミール基準となっている。その原因は、包括利益の定義は明確であるが、当期純利益と OCI の区分規準について曖昧さを残したまま個別基準が作成されているためと考えられる⁶⁹。

以上から、包括利益の定義は明確に存在していても、実現と未実現の区別が曖昧であり、利益概念が重視されているとはいえないため、2012ED の会計思考は純資産モデルに依拠するものと捉えられる。よって、2012ED は純資産モデルを指向する混合属性会計としてモデル(C)に位置づけることができる。

7. ヘッジ会計プロジェクトの概要及び分析

—2010ED、2012DR、及び IFRS9 (2013 年版) —

ヘッジ会計の改定は、個別の資産負債、及びその純額ポジションとしてのクローズトポートフォリオを対象とする一般ヘッジと、金融機関等でみられるようなポートフォリオ全体のリスクを管理するマクロヘッジにフェーズを分けて審議されている。2010 年 12 月公表の公開草案(2010ED)、2012 年 9 月公表のヘッジ会計の要求事項(案)(ドラフト基準：2012DR)及び 2013 年 11 月公表の最終基準は一般ヘッジに関するフェーズであり、マクロヘッジは今後討議資料が公表される予定である⁷⁰。なお、IFRS9 (2013 年版)のヘッジ

⁶⁸ 斎藤[2010], p.40 参照。

⁶⁹ 米山[2014], pp.43-51 参照。

⁷⁰ あずさ監査法人[2013] 参照。

関連の規定に 2012DR からの重要な変更はなかった。

7-1. ヘッジ会計プロジェクトの概要—2010ED、2012DR、及び IFRS9（2013 年版）—

7-1-1. ヘッジ適格要件の緩和

ヘッジ会計プロジェクトでは、企業のリスク管理戦略の効果を財務諸表に反映させることをヘッジ会計の目的とする原則が重視されている。このため、過度に厳格で形式的な IAS39 のヘッジの適格要件は、企業のリスク管理活動をヘッジ会計に反映させていない可能性があるとして、これらの規定を緩和させ、会計処理の複雑性を削減する提案が示された。

それらには数値基準による形式的な判定に基づくヘッジの有効性評価の廃止や、ヘッジ開始後にヘッジの有効性要件に合致しなくなったとしても、リスク管理目的に変更がなければヘッジ関係のバランス再調整を行うことにより、IAS39 で要求されたヘッジ会計の指定解除及び再指定の手続きを不要とする弾力的措置等が挙げられる⁷¹。

7-1-2. ヘッジの会計処理方法

2008DP では包括的公正価値モデルに基づく基準の簡素化を目的にヘッジ会計の全廃も選択肢に挙げられていた。しかし、予定取引に係るヘッジ活動など、金融商品の分類測定基準に関わらず、ヘッジ会計による例外的な会計処理を適用しなければ企業のリスク管理活動を財務報告に反映できないケースが存在する。そのため、2010ED では、（金融商品をヘッジ対象とするケースも含めて）ヘッジ会計の仕組みは維持されるべきという決定が下された⁷²。また、ヘッジ会計全廃が撤回されたもう一つの背景には、IFRS9 の分類測定基準が混合属性モデルを維持することになった点も指摘できるであろう。

2010ED では、2008DP の中間的アプローチで提案されていたように、公正価値ヘッジの会計処理に CF ヘッジと同様の処理を当てはめ、ヘッジ会計基準を簡素化させることが模索されていた⁷³。

それによれば、ヘッジ手段の公正価値変動に伴う利得損失が OCI で認識され、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動から生じる利得損失も OCI で認識されることになる。さらに、OCI で認識されたヘッジ対象の利得損失に関連する金額は貸借対照表において独立表示科目として（ヘッジ対象の認識が中止されるまで）ヘッジ対象と並べて計上される。この独立表示科目は利得及び損失の累積値であり、資産負債の定義を満たす項目ではない。

IAS39 ではヘッジ手段の公正価値変動額とヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動の両方が純損益に計上され、また公正価値変動に伴いヘッジ対象の簿価修正が行われていた。

これに対して 2010ED では、純損益に与えるネットの影響は同じといえるが、ヘッジ手段とヘッジ対象の変動がまず OCI で認識されて相殺された上でヘッジの非有効部分が OCI

⁷¹ IASB[2010a], IN24, par.24, BC16 and BC113. IASB[2012b], BC6.144-BC6.145 and BC6.199-BC6.200.

⁷² IASB[2010a], BC11-BC12.

⁷³ IASB[2010a], BC119.

から純損益に振替えられる。また、独立表示科目をヘッジ対象と並べて計上することにより、公正価値変動によってヘッジ対象の帳簿価額が直接修正されないことになる。これによって、ヘッジ対象が償却原価区分の資産負債の場合、償却原価の情報が維持される利点があるとされている⁷⁴。

しかし、公正価値ヘッジを適用するヘッジ対象は認識済みの項目であり、これに対して実際に発生した利得損失を純損益で認識しないことはヘッジの経済的実態を反映しないこと、さらに独立表示科目としてヘッジ対象に係る利得損失を貸借対照表に計上することは貸借対照表を複雑化させるとして反対意見が示された⁷⁵。このため、上記の公正価値ヘッジの代替案は 2012DR では撤回され、ヘッジ会計の会計処理方法に関しては、IAS39 における公正価値ヘッジ及び CF ヘッジの処理がほぼ踏襲される結果となった⁷⁶。

ただし、IFRS9 で FVOCI オプションが指定される持分金融商品へのヘッジ会計適用を巡り、2010ED 及び 2012DR において変則的な会計処理の提案が示された。

まず、2010ED においては、FVOCI オプションを指定した持分金融商品に対するヘッジ会計の適用が禁止された⁷⁷。IFRS9 では FVOCI オプションを指定した場合、持分金融商品に係る OCI 累積額を純損益にリサイクルすることが認められていない。一方、IAS39 ではヘッジ関係をヘッジされるエクスポージャーが純損益に影響を与える可能性があるものと定義しており、ヘッジされるエクスポージャーが OCI に影響を与えても純損益にリサイクルできない場合には、ヘッジ会計が適用できないことになる。

しかし、ヘッジされるエクスポージャーが OCI に影響を与える場合もヘッジ会計の適用

⁷⁴ IAS39 では、公正価値ヘッジを適用するヘッジ対象の公正価値変動額は直接ヘッジ対象の簿価修正としていたため、ヘッジ対象が償却原価で測定される満期保有債券の場合、償却原価に部分的な公正価値修正が加えられていた。これに対して、上記のように独立表示科目として利得損失を貸借対照表上ヘッジ対象と並べて表記することで、償却原価の測定値が維持されるという利点が説明されている (IASB[2010a], par.26 and BC123 及びあずさ監査法人[2011], p.17.)

⁷⁵ IASB[2012b], BC6.232 and BC6.238.

⁷⁶ IASB[2012b], par.6.5.8 and BC6.239.

ただし、FVOCI オプションが指定された持分金融商品が公正価値ヘッジのヘッジ対象となる場合は、ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値変動額は双方とも純損益ではなく OCI で認識される。

また、CF ヘッジに関しては、次のマイナーな変更点を指摘できる。IAS39 では、予定取引がその後に非金融資産または非金融負債を認識する場合や、非金融商品に関する予定取引が公正価値ヘッジを適用する確定約定となった場合、会計処理として①OCI に認識した関連する利得及び損失を、新たに認識した資産または負債に係る将来 CF が純損益に影響を与える期に純損益にリサイクルする方法と、②OCI に認識した利得及び損失を除去し、それらを当該資産または負債の当初の原価（帳簿価額）に含めるベースアジャストメントと呼ばれる方法を選択することができた。

2010ED 以降は、上記のケースにおいて、ベースアジャストメントのみ適用できるようになった。この決定は、①の方法によると、非金融商品が認識される期間に OCI で認識していたものが、非金融商品が純損益に影響を与えるその後の期間に（減価償却や売上原価と通じて）純損益に認識され、包括利益計算書において 2 度認識することになる問題点を論拠として挙げている (IASB[2010a], BC139, IASB[2012b], BC6.258)。

⁷⁷ IASB[2010a], par.4.

が可能となるようにルールを変更した場合であっても、ヘッジの非有効部分の会計処理を巡って問題が発生することになる。なぜならば、ヘッジの非有効部分を OCI に残せば、ヘッジの非有効部分を純損益に認識させるヘッジ会計の原則に反し、ヘッジの非有効部分を純損益に認識する場合は、FVOCI オプションのリサイクル禁止規定に反することになるためである。

このため、現行のヘッジ会計の枠組み（ヘッジ対象となるエクスポージャーが純損益に影響を与える場合にヘッジ会計が適用できる）の例外を提案することは複雑性を増加させることになるとして、2010ED では FVOCI オプション指定の持分金融商品をヘッジ会計の適用対象に含めないことが提案された⁷⁸。

FVOCI オプション指定の持分金融商品に関する上記の提案はコメントレーターにおいて批判を受けた。なぜなら、持分投資を売却する意図がなくても、資本のボラティリティを制御する目的で株価リスクをヘッジするケースが存在するからである⁷⁹。

最終的に 2012DR では、IFRS9 の分類測定基準と矛盾しないように、FVOCI オプション指定の持分金融商品がヘッジ対象の場合、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益をともに OCI で認識し、非有効部分の純損益へのリサイクルを行わないアプローチを採用することになった⁸⁰。

7-2. 2010ED 及び 2012RD の分析

以上、予定取引の将来 CF の変動に関するヘッジなど、ヘッジ活動の成果を財務報告に反映させるためには、ヘッジ会計の仕組みが維持される必要があるとして、2008DP で提案されたヘッジ会計の全廃案は 2010ED 以降は撤回されることになった。また、IFRS9 の分類測定基準が混合属性モデルを維持した点もこの決定の背景にあると考えられる。

2010ED では、公正価値ヘッジの会計処理に CF ヘッジの会計処理を当てはめ、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を OCI で対応させる案や、ヘッジの適格要件を緩和させる提案等を示し、基準の簡素化が試みられた。しかし、2012DR 及び最終基準では、ルールの簡素化を理由として、オンバランス項目の公正価値変動を純損益外で認識する処理を公正価値ヘッジに適用する案は取り下げられ、ヘッジの会計処理方法に関しては IAS39 の公正価値ヘッジ及び CF ヘッジの処理がほぼ踏襲されている。

一方、IFRS9 において FVOCI オプションが指定される持分金融商品をヘッジ対象とする場合の会計処理に関しては、IFRS9 のリサイクル禁止規定を巡り、2010ED から 2012DR までの議論に迷走がみられる。

まず、2010ED では、現在のヘッジ会計の枠組みが適用できない FVOCI オプション指定の金融商品をヘッジ会計適用の対象外とした。これは当該金融商品を公正価値ヘッジのヘ

⁷⁸ IASB[2010a], BC22-BC27.

⁷⁹ IASB[2012b], BC6.22.

⁸⁰ IASB[2012b], BC6.25. ただし、同様の理由から、FVOCI オプションの指定を予定する持分金融商品の予定購入取引は CF ヘッジの適用対象に含められないことになる。FVOCI オプションを指定した金融商品の利得損失は純損益に振替えられないため、OCI で認識されたヘッジ手段（デリバティブ）に係る利得損失を、相殺が達成される期間中に純損益に振替える CF ヘッジの会計処理が適用できないためである（IASB[2012b], B6.5.2）。

ヘッジ対象として指定した場合、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益の相殺を純損益ではなく OCI で行うように規定を変更したとしても、ヘッジの非有効部分を OCI から純損益に振替えることは IFRS9 のリサイクル禁止規定に反する点、また反対に非有効部分を OCI に残し、純損益に振替えないこともヘッジ会計の原則に反する点を理由としている。

しかし、2012DR では、損益の相殺を OCI で行い、ヘッジの非有効部分を純損益にリサイクルしないアプローチを採用し、FVOCI オプション指定の金融商品に公正価値ヘッジを適用できるようにした。

以上の提案は、分類測定基準のリサイクル禁止規定の影響を受け、本来あるべきヘッジの会計処理に修正を加えたものである。2010ED で示された当初案では、FVOCI オプション指定の金融商品の株価変動リスクをヘッジする場合も、IFRS9 のリサイクル禁止規定を理由に、そのようなヘッジ活動の成果をヘッジ会計の手法を用いて財務報告に反映させることが認められない。

一方、2012DR では公正価値ヘッジの適用を認めるものの、OCI で相殺されたヘッジ対象とヘッジ手段の損益のうち、本来純損益で認識されるべきヘッジの非有効部分も純損益に振り替えられることなく永久に OCI に残されたままとなる。

前述の通り、本来ヘッジ会計とは、対応原則に則り、認識や測定 mismatches に伴うヘッジ対象とヘッジ手段の損益 mismatches を同一期間に対応させる会計処理をさす。企業のヘッジ活動の成果を損益計算に反映させることが目的であり、従来のヘッジ会計基準は会計利益モデルの基本思考を背景とするものであった。

ヘッジの全廃を撤回し、ヘッジ活動の効果を財務報告に反映させる仕組みを存続させる決定を下した点、また基準の簡素化を目的に公正価値ヘッジの会計処理を CF ヘッジの処理方法に合わせる提案を取り下げ、IAS39 のヘッジ会計処理がほぼ踏襲された点については従来の基準に回帰したといえる。

しかし、IFRS9 でリサイクルが禁止されることを根拠に、FVOCI オプション指定の持分金融商品をヘッジ会計の対象から除外する提案や (2010ED)、本来は純損益に認識すべきであるヘッジの非有効部分を OCI に残留させたままにしておく処理 (2012DR) などは、会計利益モデルに依拠する基準とはいえないだろう。

2010ED、2012DR 及び最終基準は、2008DP の提案に比べて会計利益モデルに近づいたとはいえるが、金融資産の測定基準の影響を受け、ヘッジ活動の効果を純損益に反映させようとする会計利益モデルの考え方が貫徹されていないためモデル(C)の範囲に留まる内容と位置づけられる。

8. むすび

以上、本章では IAS39 改定プロジェクトのうち金融資産の分類測定基準及びヘッジ会計基準に関し、現在までに公表されている各公表文書の位置づけを行ってきた。各公表文書の位置づけを基に、ここでプロジェクト全体を通じた変化についてまとめを行うことにする。

まず、金融資産の分類測定基準に関しては次のようにまとめられる。最初の公表文書、2008DP では IASC[1997]及び JWG[2000]で提案された包括的公正価値モデルの基本思考が受け継がれ、長期的目標に包括的公正価値会計の導入が提案された。そこでは、公正価

値は金融商品に関する適時性のある情報を提供するために目的適合的な測定属性であると主張され、全ての金融商品に公正価値会計を適用することが指向される。

このように、2008DPの長期的目標においては、ストックの公正価値を提示することが一義的目的とされ、利益は資産負債アプローチの利益計算方式に基づいてストックの二時点間の差額によって自動的に決定されるため、実現概念が不要となる。

さらに公正価値は出口価値を表す概念であるため、全面的な公正価値会計を要求することは、個々の金融商品の投資の性質の違いを無視して、第三者への移転を前提とする会計処理を画一的に適用することを意味する。つまり、2008DPの長期的目標において企業の資産は全て金融投資と捉えられ、市場価値が企業にとっての価値に等しいとする考え方がとられているといえる。即ち、そこには期末時点の公正価値によって企業価値そのものを提示することを狙う純資産モデルの会計思考が背後に存在するといえることができる。

このように、個々の金融商品の投資の性質によって異なる利益稼得パターンが存在するという視点を排除し、画一的に公正価値会計を導入する長期的目標を提示する点において2008DPは純資産モデルに属するモデル(D②)の会計思考に立脚していると考えられる。

ところが、2008年の金融危機をきっかけに、信用収縮期に活発な市場取引が行われない場合、公正価値は必ずしも有用な情報とならないことが認識され、公正価値会計推進の勢いにブレーキがかけられるようになった。

金融危機後に公表された2009EDでは、2008DPから一転して混合属性会計が維持されている。ただし2009EDの分類アプローチでは、依然として基本思考において2008DPと同様、ストックの公正価値評価が一義的目的におかれている。2009EDでは、公正価値会計適用の原則を貫こうとするが、公正価値会計に適合しない一部の負債性金融商品を公正価値区分から抜き出し償却原価の例外区分に分類する。

負債性金融商品の一部に対して会計利益モデルに依拠する処理を残すのは、満期保有による契約上のCFの回収が公正価値変動以上の成果を生み出すと期待され、公正価値会計では投資の成果を捉えることができないと考えられるためである。つまり、公正価値会計では適切な業績把握が行えない負債性金融商品については、会計利益モデルに依拠する処理を残さざるを得なかったのである。

しかし、利益計算重視の立場から、外形上の分類だけでなく投資の性質にも着目し、評価や利益認識の方法を使い分ける考え方が貫徹されているIAS39の混合属性会計は、2009EDの混合属性会計と依拠する会計思考が異なるとみられる。

償却原価区分への分類テストのうち、事業モデルに基づく要件はIAS39の保有目的に基づく分類と近似する概念とも解釈できるが、2009EDではこれが明確に否定されている。ここでは負債性金融商品に限定して償却原価区分に適格な事業モデルを識別するのみであり、持分金融商品に対しては公正価値区分以外に適格な事業モデルは識別されていない。また、公正価値区分及び償却原価区分は測定属性に基づく形式的な分類であり、投資の性質に基づく分類とはいえない。

つまり、2009EDは包括的公正価値モデルを指向しながら、これが適合しない償却原価区分に適格な一部の負債性金融商品に限定して例外的測定を行うことで混合属性会計となった状態といえる。2009EDの分類基準はストックの公正価値評価を一義的目的に据える会計思考に立脚するものであり、投資の性質の違いに着目するIAS39の分類基準と背景とする

基本思考が異なっている。よって、2009ED は純資産モデルを指向する過程で混合属性会計となったモデル(C)に位置づけることができる。

また、本章では 2009ED で提案された FVOCI オプションのリサイクル禁止規定に関する検討も行った。FVOCI オプションに分類された持分金融商品に係る公正価値変動額は OCI で認識された後、金融資産の認識の中止時に純損益にリサイクルすることが禁止されている。これは FRS3 の情報セットアプローチに影響を受けた処理である。

情報セットアプローチの立場からはノンリサイクリング方式の OCI 項目は当期の業績と同じ意味をもつと捉えられる。したがって、持分金融商品に FVOCI オプションを指定し、公正価値変動を純損益ではなく OCI で認識する処理は、表示区分の問題に留まる内容となる。

FVOCI オプションは、IAS39 の売却可能金融資産の復活を要求するコメントへの対応が背景にあるが、ノンリサイクリング OCI の採用は実現と未実現の境界を曖昧にする規定といえる。そこで明確なのは、純資産の期間変動額としての包括利益の定義だけであり、ノンリサイクリング処理は純資産モデルの会計思考を基礎におくものと捉えられる。よって、当提案内容からも 2009ED は純資産モデルを指向する過程にある混合属性会計として、モデル(C)に位置づけることができる。

2009ED の直後に公表された IFRS9 の分類測定基準では、2009ED の提案内容がほぼ踏襲され、償却原価法に適合する事業モデル及び CF の特徴を備えた金融商品を例外区分として抜き出し、残余を公正価値区分としている。この分類アプローチから IFRS9 も全面的な公正価値会計の適用という純資産モデルの基本思考に拠りながら、これが適合しない事業モデルを負債性金融商品の一部について識別し、混合属性モデルとなっている状態といえることができる。したがって、IFRS9 も 2009ED と同様、モデル(C)に位置づけることができる。

一方、2012ED では、売却と契約上の CF の回収の両方の目的で保有される負債性金融商品について FVOCI 強制区分を追加した。これによって、償却原価区分及び FVOCI 強制区分に適合する事業モデルが識別され、これに残余区分である公正価値区分を加えると金融商品は三つの測定区分に分類されることになる。

2009ED や IFRS9 では識別される事業モデルが限定的であったのに対し、2012ED では負債性金融商品について IAS39 の売却可能金融資産に相当する事業モデルが追加された⁸¹。しかし、2012ED においても依然として、金融商品に対する公正価値会計の適用が原則とされるなか、負債性金融商品に限り償却原価区分及び FVOCI 区分に適格な事業モデルが識別され、公正価値会計の例外が設けられている。投資の性質の違いに基づく資産評価及び利益認識を貫徹するのであれば持分金融商品に対しても、公正価値区分以外の事業モデルを識別してもよいと考えられるが、これについては一元的に公正価値会計の原則が貫かれている。この点から、2012ED は利益計算を重視する会計利益モデルに依拠する提案として位置づけることはできない。

また、FVOCI 強制区分に分類される負債性金融商品の公正価値変動額については、OCI 累積額のリサイクルが求められている。これは FVOCI オプションにおけるノンリサイクリ

⁸¹ 持分金融商品の場合は、FVOCI オプションが選択適用される。

ング処理との一貫性を欠いた処理といえる。同じ基準の中でリサイクリング方式とノンリサイクリング方式の OCI 項目が混在し、ピースミール基準となっている原因は、包括利益の外延は明確であっても、当期純利益と OCI の区分規準が曖昧なまま個別基準が開発されていることによるものと考えられる。以上、ピースミールのリサイクリング規定にみる実現と未実現の区別の曖昧さからも、2012ED は純資産モデルを指向するモデル(C)と解することができる。

このように、金融資産の分類測定基準に関しては、当初包括的公正価値モデル(モデル(D②))が提案されたが、2009ED 以降は、基本思考において包括的公正価値モデルを支持するものの、これに適合しない一部の負債性金融商品に限定して例外的測定区分を設け混合属性会計となっている。プロジェクト当初モデル(D②)から出発した提案は、2009ED によって一段階会計利益モデルに近づいたモデル(C)に移行した状態となり、これがそのまま IFRS9 及び 2012ED に受け継がれているといえることができる。

一方、ヘッジ会計は、対応原則に則り、認識や測定 mismatches に伴うヘッジ対象とヘッジ手段の損益 mismatches を解消させる会計処理である。そこでは、金融商品をヘッジ目的で保有する経営者の意図を損益計算に反映させることが目的とされるため、ヘッジ会計の仕組みは本来会計利益モデルに立脚する処理といえることができる。

2008DP では分類測定基準として包括的公正価値会計が提案されていたことから、ヘッジの特別な会計処理は不要として、ヘッジ会計の全廃も選択肢の一つとして議論されていた。しかし、非金融商品の公正価値ヘッジや予定取引の CF ヘッジなど、特定のケースにおいてヘッジ会計の仕組みが必要となる点については 2008DP においても認められていた。つまり、2008DP は包括的公正価値モデルを指向する分類測定基準に従い、ヘッジの全廃案を示しながら、特定のヘッジ活動に関してヘッジの仕組みを許容しており、モデル(C)に位置づけることができる。

その後 IFRS9 の分類測定基準が混合属性モデルを維持した点や、上記のように金融商品の分類測定基準に関わらずヘッジ会計の仕組みが必要となる特定のケースの存在から、2010ED 以降はヘッジ会計の全廃案は撤回された。さらに、2012DR では、2008DP で検討された公正価値ヘッジの代替案を採用せず、IAS39 の公正価値ヘッジ及び CF ヘッジの会計処理方法をほぼ維持することになった。以上の点で、2010ED 以降は 2008DP よりも会計利益モデルに近づいた提案内容が示されている。

しかし、FVOCI オプションが指定される持分金融商品をヘッジ対象とする場合、IFRS9 のリサイクル禁止規定に矛盾する会計処理を回避する必要性が生じることになる。このため、2010ED ではこのような金融商品に対するヘッジ活動をヘッジ会計の適用から除外する提案が示された。2012DR ではヘッジ会計の適用から除外する案は撤回したものの、IFRS9 のリサイクル禁止規定に整合させるため、本来純損益に認識すべきヘッジの非有効部分を OCI に残留させリサイクルしない処理が提案されている。

上記の FVOCI オプションに係るヘッジの提案は、IFRS9 の分類測定基準と整合させるための変則的処理であり、利益計算の観点からの考慮が働いているとはいえない。2010ED、2012DR 及び最終基準にみるヘッジ会計基準の会計思考は 2008DP に比べ会計利益モデルに近づいたとはいえるが、FVOCI オプションに係る提案においてヘッジ会計の効果を損益計算に反映させる考え方が貫徹されているとはいえず、2008DP と同様、モデル(C)に留ま

る内容と位置づけられる。

参考文献

ASB[1992] FRS3, *Reporting Financial Performance*.

IASB[2008a] Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*.

— [2008b] IAS39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement (2008 Revised)*.

— [2009a] Exposure Draft, *Financial Instruments: Classification and Measurements*.

— [2009b] Snapshot, *Financial Instruments: Classification and Measurements*.

— [2010a] Exposure Draft, *Hedge Accounting*.

— [2010b] IFRS9, *Financial Instruments*.

— [2012a] Exposure Draft, *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9*.

— [2012b] Draft Requirements, *IFRS 9 Chapter 6 Hedge Accounting*.

IASC[1997] Discussion Paper, *Accounting for financial Assets and Financial Instruments*. (国際会計基準委員会[1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』.)

JWG[2000] Draft Standard, *Financial Instruments and Similar Items*, Joint Working Group of Standard-Setters. (日本公認会計士協会訳[2001]『金融商品及び類似項目』.)

斎藤静樹[2010]『会計基準の研究 増補版』中央経済社.

辻山栄子[2002]「利益の概念と情報価値 (1) 一実現の考え方」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社, pp.349-374.

— [2007]「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編『詳解 討議資料・財務会計の概念フレームワーク 第2版』中央経済社, pp.135-153.

— [2011]「会計基準の国際化と会計基準のメタ・ルール」『会計』第179巻1号, pp.52-67.

西川郁生[2010]「時価評価の論点」『企業会計』第62巻第1号, pp.22-25.

藤井秀樹[2007]『制度変化の会計学』中央経済社.

米山正樹[2003]『(増補版) 減損会計—配分と評価—』森山書店.

— [2014]「IFRS 概念フレームワークをめぐる論点」『企業会計』第66巻第1号, pp.43-51.

参考 URL

あずさ監査法人[2009]「IFRS 最新基準書の初見分析: IFRS 第9号『金融商品』」, available at:

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/ifrs-briefing-sheet/Pages/ifrs-briefing-sheets-160.aspx> (accessed on February 9, 2014).

— [2011]「IFRS 最新提案の解説: ヘッジ会計」, available at:

http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/new-on-the-horizon/Documents/hedge-accounting-2011-01_j.pdf (accessed on February 9, 2014).

—— [2013] 「IASB ヘッジ会計の改訂を含む IFRS 第 9 号 (2013 年版) を公表」, available at: <http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/ifrs-news-flash/Documents/ifrs-news-flash-2013-11-22.pdf> (accessed on February 9, 2014).

第3章 金融商品プロジェクト：金融負債

1. はじめに

プロジェクト年表・公表文書略称

	公表文書	略称
2008年3月	討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」	2008DP
2009年6月	討議資料「負債の測定における信用リスクの取扱い」 →負債を現在の価値によって測定する前提において信用リスクをどのように取り扱うかをテーマとする。信用リスクを含めることを支持する意見と反対する意見を示し、負債の公正価値測定において信用リスクの影響を除外する三つの方法を提示。	2009DP
2010年5月	公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」	2010ED
2010年10月	IFRS 9「金融商品」 →金融負債に関する分類及び測定基準を追加	IFRS9

金融負債の公正価値測定及び測定における信用リスクの影響が基準開発レベルで議論されるようになったのは1990年代後半と比較的最近のことである。最初の基準開発レベルの議論は、IASBの前身IASCが1997年に公表した討議資料「金融資産及び金融負債の会計処理」(IASC[1997])において金融負債を当初認識後公正価値で測定し¹、公正価値の変動に伴う全ての損益を直ちに損益認識すべき²とした包括的公正価値モデルに基づく提案である。次の公表文書はJWG[2000]である。ここでもIASC[1997]と同様、金融商品の包括的公正価値会計導入を提案する中で金融負債の公正価値評価が議論された。

IASC[1997]及びJWG[2000]では、負債の公正価値に報告主体の信用リスクが含まれることが明記されている³。同様に、負債の公正価値に自己の信用リスク要素が含まれることを明示したJWG[2000]公表当時の基準として、2000年公表の米国財務会計概念書(Statement of Financial Accounting Concepts、以後SFACと略称する)、SFAC7(「会計測定におけるCF情報及び現在価値の利用」)が挙げられる。SFAC7では、負債の現在価値測定に関して、「最も目的適合的な負債の測定値には、通常、支払義務を有する報告企業の信用状況が反映されている」⁴と記されている。さらに2006年公表の米国財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards、以後SFASと略称する)、SFAS157(「公正価値測定」)においても、SFAC7で提示された概念を受け継ぎ、負債の公正価値は報告主体の自己の信用リスクを含む不履行リスクを反映させるべきとする⁵。

負債の公正価値に自己の信用リスクが反映されるという考え方は、負債の第三者への移

¹ IASC[1997], cpt.5, par.3.1.

² IASC[1997], cpt.6, par.5.1.

³ IASC[1997], cpt.5, par.6.11, JWG[2000], pars.6 and 136, 結論の根拠 pars.4.55-4.62.

⁴ FASB[2000], par.78.

⁵ FASB[2006], par.15.

転を仮定した出口価値による測定を念頭におくためである。負債の第三者への移転を仮定する場合、譲渡人より高い信用力のある譲受人は譲渡人である債務者と同一条件に基づいて自らが借り入れるよりも不利な条件で債務を引き受けることはない⁶。この場合、負債を移転するには債務者企業と第三者の信用リスクの差異調整が必要となる。このため、第三者への移転を前提とする、負債の公正価値評価には企業自身の信用リスクが反映されるべきという主張につながるのである。

しかし、負債を出口価値を表す公正価値によって継続的に評価する場合、自己の信用リスク悪化に伴い利得が発生する「負債のパラドックス」が問題となる。ここで負債のパラドックスとは、債務者の信用状況の悪化による市場金利の上昇に伴い負債の公正価値が減少して利得が計上され、反対に信用状況が改善すると市場金利が低下して負債の公正価値が増加し、損失が計上される問題をさす。しかし、報告企業の信用状況の悪化により負債の公正価値が減少し評価益が計上されるとしても、そのような負債の価値の減少は債権者の合意なしには実現することのできない評価益である。

IASB・FASBは第2章において検討した2008年討議資料(2008DP)において金融負債も含め全ての金融商品を公正価値で測定することを長期的目標においた。しかし、デリバティブ負債以外の金融負債については公正価値評価に伴うパラドックス問題が発生する。このため、金融負債の公正価値変動の取扱いに関しては別途検討が必要となり、金融資産と金融負債の分類測定基準は分離して審議が継続された。本章では金融負債の分類測定を巡りIAS39改定プロジェクトがどのような展開をみせたのか検討を行うことにする(金融負債の測定基準に関するプロジェクト年表及び本章での公表文書の略称については上表を参照されたい)。

2. 2008DP から 2009DP まで

2-1. 2008DP の概要及び分析

IASB と FASB は共同プロジェクトにおいて、「全ての金融商品を公正価値で測定する」ことを長期的目標におき、その最初の提案文書として2008年3月に討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」(2008DP)を公表した。2008DPについては金融資産の分類測定基準をテーマとした第2章で検討を行っており、その内容について再論することは避けるが、ここでは金融負債も含め全ての金融商品に公正価値会計を適用することが長期的目標とされていた。

金融負債を公正価値で測定する理由の一つとして、金融資産の公正価値評価の範囲が拡張し、全ての金融資産に公正価値会計を適用しようとしたことが出発点となり、今度は資産側と負債側の測定の整合性を追求していった結果、公正価値会計を適用しようとする範囲が金融負債を含む金融商品全体に及んだ、という見方ができる⁷。

このように、金融負債の公正価値評価の提案は金融資産の公正価値評価との一貫性が背景の一つとして考えられるが、2008DPでは次のような記述もなされている。

将来 CF が固定された負債の測定において償却原価ベースの測定は実行可能 (feasible)

⁶ あらた監査法人[2009], pp.88-89.

⁷ 徳賀[2009], p.136 及び草野[2010], p.66 参照。

な方法ではあるが、契約にしたがって債務を弁済するプロセスを反映させるプロセスベースの測定方法は、企業自身の信用リスクに関する情報を全く提供せず、当該金融負債の将来CFに関する予測情報を提供しない。このため、金融負債も含め全ての金融商品にとっての目的適合的な測定属性は公正価値であるとしている⁸。

一方、金融負債の公正価値評価の反対論は利益の報告を一義的目的においている。特に未認識の自己創設のれんや、事業用資産の取得原価を上回るのれん価値の価値減少を原因とする信用リスクの悪化において、資産側の価値減少は認識されないのに対して、信用リスク悪化に伴う実現不能な負債の評価益のみを認識することは純利益に対するノイズになると批判される。これに対して（2008DPの採用する）公正価値評価賛成論の立場では、負債の公正価値を報告することが一義的目的となっており、異なる視点から負債の公正価値評価に関する議論が行われている⁹。

2008DPにおける上記の記述から、全ての金融負債に公正価値会計を適用しようとする提案の背後には利益計算を重視する会計利益モデルの思考ではなく、ストックの公正価値測定を一義的目的におく純資産モデルの会計思考が存在するといえる。2008DPでは公正価値に基づく単一の測定方法を全ての金融商品に適用することが長期的目標として提案されており、モデル(D②)に位置づけることができる。

しかし、デリバティブ負債以外の金融負債に公正価値モデルを適用する場合、信用リスクの低下に伴い実現する見込みのない利得が計上されるという直観に反する結果がもたらされる。この問題への対応は2008DPでは見送られ、2009年6月公表の討議資料「負債の測定における信用リスクの取扱い」（2009DP）において検討が加えられた¹⁰。

2-2. 2009DPの概要

2009DPでは、負債全般を各期末における現在の価値で測定することを前提に、負債測定に自己の信用リスクを反映させることの賛成論及び反対論の根拠を整理し、最後に測定に信用リスクの変化が反映されることを制限する三つのアプローチを提示してこれに対するコメントを募集した¹¹。

2-2-1. 負債の信用リスクを含めることに対する賛成論

負債の測定に信用リスクを含めることに対する賛成論の根拠は①当初認識との整合性¹²、②富の移転¹³、及び③会計上のミスマッチ¹⁴である。

⁸ IASB[2008], pars.3.11, 3.38 and 3.98-3.101.

⁹ IASB[2008], pars.3.38-3.39.

¹⁰ 2009DPでは、IAS37によって資産除去債務が期末時点における現在価値によって測定することが要求される点を挙げ、信用リスクを測定に織り込む問題は、金融負債に固有の論点ではないとして、(借入金の形態をとらない負債も含め)負債全般に関する当初認識時及び事後における信用リスクの取扱いが検討された (IASB[2009], pars.12-14, and 23)。本章では金融負債に該当する箇所のみ検討範囲に含めている。

¹¹ 2009DPでは信用リスクの影響を制限するアプローチを提示する根拠及び、これら三つのアプローチに絞る理由に関する根拠は示されていない。

¹² IASB[2009], pars.21-31.

¹³ IASB[2009], pars.32-41.

まず、①当初認識との整合性とは当初認識時の測定に借手の信用リスクが反映されているならば、これと整合的に事後の測定においても信用リスクの影響を考慮すべきとする主張である。企業が市場において債券を発行する場合、債券発行による現金流入額は債券保有者に約束された将来の支払額の現在価値（公正価値）を表すことになる。このCFの金額と金利には借手の債務不履行の可能性に対する価格が織り込まれている¹⁵。このように、負債の当初認識時に市場における借手の信用度の評価が含まれるのであれば、事後測定においても信用リスクの評価を含めるべきという考え方が存在する。

次に②富の移転は次のように説明される。負債と持分は報告企業に対する二つの階層からなる相対的請求権を表している。債権者の権利は持分保有者の権利より優先され、潜在的利得損失は契約条項に依存する。一方、報告企業の債務弁済能力が低下した場合でも持分保有者はその損失をカバーするための追加的出資を求められることはなく、請求権に対する影響はその出資額に限定されている。よって、債務者である報告企業の信用リスク低下に伴って債権者側に発生した損失は、持分保有者が損失を補填する必要がなければ、結果として債権者から債務者企業の持分所有者へ請求権が分配されたと捉えることができる¹⁶。つまり、報告企業の信用力の低下によって負債の公正価値が減少し評価益が計上された場合、債権者側が負うことになったリスク分だけ、債権者から持分保有者に富が移転したとみることができるという¹⁷。

一方、③会計上のミスマッチに基づく論拠は次のような内容を指している。それは、資産が公正価値で測定されている場合、これらの資産の信用リスクの変化は資産の公正価値、及び純損益またはOCIに影響を与える一方で、負債の測定に信用リスクの影響が織り込まれない場合には会計上のミスマッチが生じるというものである¹⁸。

ただし上記の会計上のミスマッチは、公正価値測定されている金融資産と金融負債が同じポートフォリオで管理されるなど資産と負債の間に「貸借対照表上の対応関係」¹⁹が存在することが前提となるであろう。

認識済みの資産側の価値減少を原因として報告企業の信用状況の悪化がおきる場合に、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定され、対応する金融負債が償却原価で測定されるならば、期間損益にミスマッチとボラティリティが生じる。また、金融負債が公正価値測定されていても公正価値変動のうち信用リスク部分が純損益に含められなければ、金融負債の信用リスクの変動部分に関するミスマッチが生じることになる。

これに対し、資産負債の双方が同じ認識測定ルールに基づいて報告されるならば、それぞれの公正価値変動額が相殺しあって期間利益のミスマッチとボラティリティが緩和されることが期待されるため、金融負債と金融資産に同じ測定アプローチを適用すべきという主張に繋がるのである²⁰。

¹⁴ IASB[2009], pars.42-47.

¹⁵ IASB[2009], par.22.

¹⁶ IASB[2009], par.32.

¹⁷ 詳細は徳賀[2009], pp.134-136 参照。

¹⁸ IASB[2009a], par.42.

¹⁹ Nissim/Penman[2008], p.57.

²⁰ 草野[2010], p.64 参照。

2-2-2. 負債の測定に信用リスクを含めることに対する反対論

次に 2009DP では、負債の測定に信用リスクを含めることに反対する根拠として、①直観に反する結果、②会計上のミスマッチ、及び③実現（実現する可能性の低い利得損失を認識する問題）を挙げている。

まず①直観に反する結果とは負債のパラドックス問題を指し、負債の公正価値評価に反対する論者の間で共通する第一の論拠である。即ち負債の測定に信用リスクを含めた場合、企業は自己の信用の質の低下に伴う利得を計上することになるが、このような利得は直観に反する結果とされる。なぜなら、本来利得は報告企業の財務状態の悪化ではなく改善の結果生じるからである。よって、信用の質の低下に伴う利得の報告はミスリーディングな情報であり、企業の財政状態悪化を覆い隠す恐れがあるとされる。さらに、信用力が低下した場合でも依然として企業は負債の弁済義務を負っており、財政状態が改善していることにはならないとも指摘される²¹。

次に②会計上のミスマッチは賛成論の根拠にも挙げられているが、反対論における会計上のミスマッチとは、次のような内容をさしている。

通常、企業の信用の質の低下はカレントな価値（公正価値）によって測定されていない資産、また未認識の無形資産における価値の減少に起因するものといえる。これらの資産の価値の減少が財務諸表上認識されていないのだから、負債の信用リスクの低下についても損益から除外すべきという主張が反対論における「会計上のミスマッチ」の内容である²²。

前述の通り、負債の測定に信用リスクを含めるべきとする賛成論からの「ミスマッチ」は、公正価値測定される認識済みの（金融）資産と（金融）負債との貸借対照表上の対応関係を前提とする測定ミスマッチが問題となっている。一方、反対論における「ミスマッチ」は、現行制度上認識されていない、事業用資産など認識済みの非金融資産の（使用価値が取得原価を上回った場合の）のれん価値部分の価値減少や、未認識の自己創設のれんの価値減少に起因する信用力の低下に伴う（認識及び測定面の）ミスマッチを取り上げており、両者のミスマッチは異なる内容を取り上げている。

Nissim/Penman[2008]では、「資産・負債対応の原則」を挙げ、「公正価値会計を厳格に適用できるのは、特定の事業計画に沿って、諸資産・諸負債を結合して利用するその総計としての純資産レベルである」²³としている。同時に、「市場価格と一対一の関係で価値が変動する商品の公正価値および（その変動に伴う）利得・損失を、その価値が特定のビジネス・モデルやカスタマー・リレーションシップによって創出される資産・負債の公正価値（およびその利得・損失）に対応させることはできない」²⁴と記述している。

つまり、金融資産及び金融負債の測定の整合性によって会計上のミスマッチを解消させることが金融負債の公正価値評価の論拠となり得るケースは次のようなケースに限定される。それは、一つ事業計画に沿って同一のポートフォリオ内で管理される資産・負債であり、かつ当該資産・負債が市場価格と一対一の関係で価値が変動し、のれん価値を持たないという要件のあてはまるケースである。

²¹ IASB[2009], pars.48-52.

²² IASB[2009], par.53.

²³ Nissim/Penman[2008], p.57.

²⁴ Nissim/Penman[2008], p.58.

ここで資産と負債が同一のポートフォリオ内で管理される事業用資産と金融負債のケースを考える。事業用資産だけでなく金融負債についても市場価格と一対一の関係で価値が変動するとは考えられないため、両者ともに公正価値会計を適用することは適切とはいえない。即ち、事業投資に拘束される資金調達手段である場合は、外形上金融商品であるとしても負の金融投資として公正価値会計を適用し、投資の成果を把握してもこれに意味を見出すことはできない。なぜなら、当該金融負債によって資金を賄っている事業投資を自由に売却することができなければ、負債の移転を仮定しても再度借入を行わなくてはならず、信用リスク低下に伴う利得は、新たな借入れ時の上昇した市場金利によって資金調達コストが増加することで打ち消されてしまうためである²⁵。

上記のように、貸借対照表上の対応関係があったとしても、公正価値による評価が適合しない資産もしくは負債に対して公正価値による測定の整合性を追求してもネットのポジションが企業価値を表さないだけでなく、それぞれの公正価値変動額にも業績指標としての意味は見出せなくなる。

投資のポジションに則して資産評価と利益認識方法を導く会計利益モデルの立場からは、金融資産と同様、金融負債についてもそのポジションがトレーディング目的であるのか事業に拘束される資金調達目的であるのかに基づいて測定属性の選択が行われるため²⁶、資産負債間の測定の整合性を金融負債の公正価値評価の論拠とすることは否定される。

他方、反対論の論拠に示されるように、(貸借対照表上の対応関係の有無は別として) 事業用資産の取得原価を上回るのれん価値部分や未認識の自己創設のれんの価値減少を原因に報告企業の信用力の低下がおきるケースを考える。この場合、これらの無形資産の価値減少が現行制度上認識されないにもかかわらず、金融負債を公正価値評価して、信用力低下に伴う負債の公正価値の減少によって負債の評価益のみが報告されることになり、負債のパラドックス問題がクローズアップされることになる。

上記のようにもともと認識のミスマッチが存在する場合には、資産側との測定の整合性を追求しても会計上のミスマッチは解消されないであろう。このケースにおいても資産側との測定ルールとの整合性は、金融負債を公正価値評価する論拠として用いることはできないといえる。

最後に③「実現」は、信用リスク低下に伴って認識される評価益は実現する可能性の低い利得であり、そのような利得を認識すべきではないという主張である。ここでは、金融資産はいつでも売却可能であっても、負債の移転は債権者の承諾が必要であること、また事実上移転ができない負債も存在するため、資産と負債の会計処理の対称性は不要という、賛成論と正反対の主張が行われる²⁷。

さらに、現在の価値による測定が歴史的な原価による測定よりも目的適的なケースもあることは認められても、それは企業が価値の変動によって利益を得る能力がある場合に限り主張される²⁸。評価切り下げ後の金額による社債の買い入れ償還や借入金の弁済によって信用の質の低下による利得を実現できるかもしれないが、信用状況の悪化した企業

²⁵ 斎藤[2010], pp164-166 参照。

²⁶ 斎藤[2010], pp164-166 参照。

²⁷ IASB[2009], par.58.

²⁸ IASB[2009], par.59.

は償還すらできない場合もあり、そのような利得の実現はほとんど不可能とってよい²⁹。

以上、負債を現在の価値によって測定する場合の評価差額に、信用リスクの影響を考慮することに対する賛成論、反対論の立場からの論拠が示された上で、2009DP では最後に負債の測定に信用リスクの変動の影響を排除する三つの代替案が提示された³⁰。

代替案(a)では、全ての負債は債務不履行の予測を含めず、リスクフリーレートと期待将来 CF を用いて測定される。当初認識時における当該測定値と現金受領額との差額は直ちに損益に計上される。

代替案(b)では、全ての負債は債務不履行の予測を含めず、リスクフリーレートと期待将来 CF を用いて測定される。当初認識時における当該測定値と現金受領額との差額は持分にチャージし、負債の満期にわたって償却する。

代替案(c)では、現金との交換によって生じた借入金の形態をとる負債は現金受領額をベースに測定することが提案されている³¹。

以上が 2009DP で提案された、負債測定において公正価値から信用リスク要素を除外するアプローチである。代替案(a)及び(b)では、将来 CF の割引計算において市場金利ではなく、リスクフリーレートが用いられており、公正価値から信用リスク要素を除外する調整を施した「公正価値」が提案されている。

2-3. 2009DP の分析

2009DP で検討されているテーマは二段階に分けて分析する必要がある。第一は、2008DP と同様、2009DP において前提となっている、金融負債を公正価値によって測定する考え方の位置づけである (2-3-1.において検討する)。第二は、負債を公正価値によって測定するという前提の下、自己の信用リスクを公正価値測定に含める問題に関連する 2009ED の位置づけである (2-3-2.において検討する)。

2-3-1. 金融負債の公正価値測定に関する提案

IAS39 改定プロジェクト開始以前に公表された米国の会計基準 (2000 年公表 SFAC7 及び 2006 年公表 SFAS157) においては、負債を現在価値 (公正価値) で測定する場合、報告企業の自己の信用リスクの影響を考慮することが要求されている。それは、信用力の異なる企業間での負債の移転を仮定する場合、両者の信用リスクの差異調整が必要となるためである。

このように負債の公正価値には自己の信用リスクが含まれるため、金融商品に包括的公正価値会計を適用する場合、デリバティブ負債を除く金融負債に生じるパラドックス問題への対処が必要となった。

²⁹ IASB[2009], par.61 及びあらた監査法人[2009], p.91.

³⁰ IASB[2009], par.62.

³¹これに対し、現金との交換が行われない負債 (例えば資産除去債務) は期待将来キャッシュフローと信用リスクの影響を除いた市場金利で割引いた現在価値によって当初測定される。当該負債の事後測定では市場金利の変化を織り込むが、企業の信用の質 (企業固有の信用リスク) または信用価格 (市況に影響される信用リスク) に起因する変化は市場金利から除外する (IASB[2009], par.62)。

2009DP では 2008DP と同様、包括的公正価値会計導入を前提として、ストックの公正価値評価を一義的目的におく会計思考の下、負債を各期末時点の現在の価値で測定する場合に、信用リスクの影響をどのように取り扱うかという単独のテーマが取り扱われている。即ち、2008DP の長期的目標を引き継ぎ、包括的公正価値モデルの下、デリバティブ負債だけでなく全ての金融負債に公正価値会計を適用する前提を置く点において、2009DP には純資産モデルの会計思考が存在するということができる。

2-3-2. 金融負債を公正価値測定する場合の信用リスクの取扱いに関する提案

次に、金融商品に対する包括的公正価値会計の導入を前提とした場合、パラドックス問題に対処するため、信用リスクの影響を制限する 2009DP の提案はどのように捉えられるであろうか。

(市場価格がない) 金融資産の場合、公正価値の見積り方法の一つとして市場金利を割引率とした現在価値が測定に用いられる。これに対し、2009DP で提示された自己の信用リスクを排除する代替的アプローチにおいて、金融負債の現在価値算定に用いられる割引率はリスクフリーレートとなっていた。2009DP では、リスクフリーレートをを用いた現在価値を「調整後の」公正価値と位置づけているのかもしれないが、リスクフリーレートをを用いた現在価値には負債の信用リスクが反映されておらず、理論上、出口価値を表す公正価値とはいえない。よって、リスクフリーレートをを用いた現在価値によって負債を測定する場合、当該負債は公正価値によって測定されていることにはならず、公正価値の理論値が用いられるトレーディングポジションのデリバティブ負債との間で混合属性会計となっているということができる。

さらに、最終的に契約上の金額を支払うことを予定する資金調達ポジションの金融負債をリスクフリーレートをを用いた現在価値によって再評価しても、その期間変動差額に稼得実現概念からの意味づけは行えないであろう。

以上から、2009DP は利益計算よりも「調整後」の公正価値に基づく評価を一義目的におく点から、純資産モデルの会計思考を基礎とするが、そのような「公正価値」は本来の公正価値とは異なる測定尺度となってしまっている。トレーディングポジションのデリバティブ負債と異なる測定尺度によってその他の金融負債を測定することにより、デリバティブ負債との間で混合会計となっているため、2009DP はモデル(C)に位置づけることができる。

3. 2010ED 及び IFRS9(2010 年版)

3-1. 2010ED の概要

2009DP 公表後、IASB は 2010 年 5 月、公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」(2010ED) を公表し、同年 10 月、金融負債の測定基準を IFRS9 に追加した。

2009DP 公表後に IASB が受け取ったフィードバックには、金融資産と金融負債の基準間の対称性は不要とする意見、継続企業の前提において負債の発行企業が契約で定められた金額の支払いを予定する場合、償却原価が最も適切な測定属性であるとする意見、また「完全な」公正価値の方が、信用リスクの影響を排除した「調整後」の公正価値よりも理解可能性及び有用性が高く、IASB は新たな測定属性を開発すべきではないとする意見、さらに

公正価値変動全体から信用リスク変動に起因する額を識別し算定することは多大なコストを発生させるという懸念も示された。

このように、2009DP で提示された、負債の現在価値測定において信用リスクを排除するアプローチは複雑性を少なくするものでも有用性をもたらすものでもないとして、賛同を得ることはできなかった³²。

上記のフィードバックを受け、2010ED では IAS39 における規定を引き継ぎ、デリバティブ負債を除き金融負債の原則的測定を償却原価とする決定を下した。従来の処理と同様、トレーディングポジションのデリバティブ負債は公正価値で測定し、公正価値変動を純損益で認識するが、これらの負債は市場で価格が決定されるため、その公正価値変動額を純損益で認識する点は一般に受容されている。

よって、金融負債の公正価値評価において信用リスクの取扱いが問題となるのは、償却原価区分の金融負債に公正価値オプションを指定したケースに限定されることになる。このため 2010ED では、公正価値オプションを指定した金融負債の信用リスクの取扱いが検討課題とされた³³。

なお、公正価値オプションを指定する場合に用いられる「公正価値」には、2009DP で提示された信用リスク要素を除外した「調整後の」公正価値ではなく、信用リスクが反映された「完全な」公正価値が用いられる。

3-1-1. 公正価値オプションを指定された負債の公正価値変動額に関する会計処理

2010ED では、IAS39 の公正価値オプションの適格要件を引き継いでいる。それによると、①オプションの指定により会計上のミスマッチが消去または大幅に削減されること、または②金融負債のグループまたは金融資産と金融負債のグループが公正価値に基づいて管理され、業績評価されている場合に、公正価値オプションを指定できると提案されている。

公正価値オプションの適格要件を満たした金融負債は公正価値で測定され、公正価値変動総額はいったん純損益に認識されるが、公正価値変動のうち信用リスクに関連する変動は OCI に認識される。つまり、2010ED では OCI の認識にあたり二段階の表示アプローチが採用される。

第一段階で、企業は公正価値変動の総額を純損益に表示し、第二段階で公正価値変動のうち当該負債の信用リスク変動に起因する部分を純損益から抜き出して、その金額を OCI に表示する。この表示アプローチによって財務諸表本体で、(a)金融負債の公正価値、(b)金融負債の公正価値変動の総額、(c)公正価値変動の総額のうち当該負債の信用リスク変動に起因する部分に関する情報を利用者に提供できるとしている³⁴。また、2010ED では金融負債の認識の中止時に OCI 累積額をリサイクルすることが禁止されている。

企業が負債を満期前にその時点の公正価値で決済する場合には契約上の金額と決済金額が異なるため、OCI 累積額が残ることが考えられる。しかし、IASB は利得または損失は一度だけ認識されるべきという立場をとるため、リサイクルが禁止されている（ただし資本

³² IASB[2010a], BC8-BC9.

³³ IASB[2010a], BC10-BC13.

³⁴ IASB[2010a], BC23-BC25.

の中での振替えは可能である³⁵)。OCI 累積額のうち負債の認識中止により当期に実現した部分については開示によって補うことができると説明されている。一方、企業が最終的に契約上の金額を返済する場合には、公正価値と契約上の金額が一致し、負債の信用リスク変動に係る累積的影響はゼロになるため、多くの場合リサイクルは不要となるという見方も示された³⁶。

3-1-2. 信用リスク変動の影響額の算定方法

負債の信用リスク変動の影響額の算定方法については、IFRS7 のガイダンスを使用することが提案された。IFRS7 に従うと、企業が金融負債に公正価値オプションを指定した場合、ベンチマーク金利の変動に起因する公正価値変動以外は全て当該負債に帰属する信用リスク変動として OCI に認識することになる³⁷。

3-2. IFRS 9 (2010 年版)の概要—2010ED からの変更点—

2010ED の提案内容は、同年公表の IFRS9 (2010 年版)において最終基準化されたが、以下の二点において変更がなされた。まず、OCI への表示において二段階アプローチを採用する場合、負債の信用リスクの影響がいったん純損益に認識されることになる。これは純損益のノイズとなるという反対意見により二段階の表示アプローチは撤回され、直接 OCI に計上する一段階アプローチが採用されることになった³⁸。

もう一つは、信用リスクの変動を OCI で区別して認識することにより会計上のミスマッ

³⁵ IASB[2010a], BC32.

³⁶ IASB[2010a], BC37-BC39.

³⁷ このような「信用リスク」の算定方法は、負債の信用リスクの変動について合理的な代理数値を提供すると述べる一方で、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動をより忠実に表現できる他の方法があれば、当該算定方法を使用することを認めている。

なお、ある報告企業の「信用スプレッド」には市場の状況に影響を受ける「信用価格」と報告企業固有の「自己の信用リスク」が含まれるが、IFRS7 及び 2009DP では信用スプレッド全体を信用リスクとして取り扱っている (2009DP では「信用価格 (the price of credit)」や「報告企業の信用の質 (the entity's credit quality)」の違いやその取扱いが明記されていない (IASB[2010a], par.BC43))。

これに対して、FASB は信用スプレッドから報告企業固有のものとはいえない信用価格を除いた自己の信用リスク部分を包括利益計算書で報告する。即ち、FASB の ASU 案

(Proposed Accounting Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*) では「信用価格」と「発行者の信用力」を区別して取扱い、市場の状況に影響される「信用価格」は発行者固有のリスクではないとして信用リスクの算定には含めていない。

つまり、FASB は、報告企業の信用スプレッドの変化に帰属する公正価値の変動は、報告企業の自己の信用リスクの変化を正確に反映していないと考えている。なぜなら、信用スプレッドの変化にはその企業だけでなく、ある産業や経済に属するその他の企業にも影響する「信用価格」の変化も含まれてしまうためである (FASB[2010], BC163-BC164)。

FASB の ASU 案では、IASB は IFRS7 に基づき、ベンチマーク利率に関連する変化以外の公正価値変動 (信用スプレッド) を全て信用リスクの変化に帰属させる点で FASB 案との差異が存在すると述べられている。

³⁸ IASB[2010b], BC5.45-BC5.51.

チが発生または増大する場合は、公正価値変動の総額を純損益に認識する例外規定が追加された点である。

純損益を通じて公正価値測定する金融資産と同一ポートフォリオにおいて、公正価値オプションに指定された金融負債が管理されている場合、金融資産の価値の減少を起因として報告企業の信用力が低下し、これに伴って金融負債の価値が減少することが考えられる³⁹。このようなケースでは、金融負債の公正価値オプションの一般規定によって（信用リスクの変動を純損益に含めないことで）、純損益にミスマッチが生じる可能性があるため、例外的に金融負債の信用リスクの変動も含めた公正価値変動の総額が純損益に表示される⁴⁰。

3-3. 2010ED 及び IFRS9(2010 年版)の分析

パラドックス問題を根拠とする負債の公正価値評価に対する根強い反対意見を背景に、2010ED 及びこれを基に公表された IFRS9 (2010 年版) では、金融負債の測定において IAS39 の規定をほぼ維持する決定が下された。よって、負債の信用リスクの変動も含め公正価値変動の総額を純損益で認識する、純粋な公正価値会計が適用される金融負債はトレーディングポジションの負債に限定されることになる⁴¹。

2010ED の決定により、金融資産と同様、金融負債についても会計利益モデルを背景に、投資のポジションに基づきあるべき評価と利益認識方法が導かれることになる。トレーディングポジションであるデリバティブ負債はマイナスの金融投資と捉えられるため公正価値モデルが適合する。しかし、契約で定められた金額を満期にわたり支払うことを予定する資金調達ポジションの金融負債の場合、公正価値評価とその変動額を報告することに意味は見出せない。このような金融負債については、契約開始時点の現金受領額と満期までに支払わなくてはならない金額を加味して算定した当初の実効金利を用いて、償却原価法に従って利息費用を各期に配分することで、企業が契約に従って満期にわたり債務を弁済する過程を財務報告に反映させることができる。

以上、金融負債が資金調達手段として発行され、その資金によって賄われている投資が自由に売却できるポジションでない場合、通常契約上の金額を満期にわたり支払うことが予定されていると考えられる。契約で定められた金額を支払うことを予定するのであれば、負債の移転を仮定した公正価値による測定やその変動額を業績として途中の期間において報告することに意味は見出せない。なぜなら、金融負債の発行企業は契約期間途中の負債の公正価値変動額を実現させることがないからである。このため、会計利益モデルの立場からは、そうした資金調達ポジションの金融負債に対する公正価値会計の適用は否定されることになる。

2010ED では、償却原価区分の金融負債に対して公正価値オプションを適用した場合に、公正価値変動のうち信用リスクに関する影響額を OCI で認識する処理が提案されている。しかし、これはあくまでも例外的処理である。金融負債に公正価値オプションを認めることは、公正価値会計適用範囲の拡張とも捉え得るが、公正価値オプションを指定するためには会計上のミスマッチを削減するという適格要件を満たす必要があり、無制限に公正価

³⁹ 草野[2010], pp.64-65 参照。

⁴⁰ IASB[2010a], BC18-BC21.

⁴¹ IASB[2010a], par.11.

値オプションの適用が認められているわけではない。

また、IFRS9の公正価値オプションは、第2章で示したように、公正価値ヘッジの代替としてヘッジ会計の複雑な運用規定を回避することが期待されたものといえる。リスク管理上、損益のボラティリティの回避を意図するヘッジ活動の成果を報告することがヘッジ会計の目的であるため、償却原価区分の金融負債に対する公正価値オプションの指定は純資産モデルを背景とする公正価値会計の拡張に直ちに結びつくことにはならない。

以上、金融負債をトレーディングのポジションと資金調達のポジションに区別する考え方は、投資の性質の違いに基づいて資産評価と利益認識のあり方を導く会計利益モデルを背景とするものといえ、金融負債に関する2010ED及びIFRS9(2010年版)の規定はモデル(B)に位置づけることができる。

2010ED及びIFRS9(2010年版)で規定された金融負債の原則的な測定基準はモデル(B)に位置づけられるという結論を提示した上で、公正価値オプションを指定した場合の、信用リスクの取扱いに関する会計処理についても分析を付け加えたい。

2010EDでは金融負債に公正価値オプションを指定した場合、公正価値変動の総額をまず純損益で認識し、その後自己の信用リスクの影響額を抜き出してOCIに認識する二段階アプローチが提示されていた。

一方、最終基準IFRS9においては信用リスクの影響額を直接OCIで認識する一段階アプローチに変更されているが、2010EDと同様、リサイクルが禁止されている。金融資産の測定基準の検討においても指摘したが、リサイクルを禁止する背景には、OCIを当期の損益計算の一構成要素と捉える情報セットアプローチの考え方が存在する。

OCIで一度認識すれば純損益に振替えるべきでないとする、情報セットアプローチに影響を受けたIASBの主張の背後には、当期純利益とOCIを区分する稼得実現概念が存在していない。よって、2010ED及びIFRS9における公正価値オプション指定の金融負債に関する例外的処理は稼得実現概念の存在しない純資産モデルの会計思考を背景にしたものと捉えることができる。

4. むすび

2008DP公表当時、IASBは金融商品全体に公正価値会計を適用する純資産モデル指向の基準開発を目指していた(モデル(D②))。そして、続いて公表された2009DPにおいても2008DPで提案された包括的公正価値モデルの導入を念頭に、全ての負債を現在の価値で測定する場合のパラドックス問題への対処が検討課題とされていた。

そこでは信用リスクの低下に伴う利得認識を回避するため、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によって金融負債を測定する代替案が検討されていた。しかし、負債の信用リスク要素を排除した測定値は、理論的に公正価値と呼ぶことはできない。よって、2009DPは2008DPと同様、包括的公正価値モデル導入を前提とする点で純資産モデルの会計思考に依拠するものの、負債の測定に公正価値とは呼べない代替的尺度が用いられるため、公正価値の理論値を用いるデリバティブ負債の測定との間で混合属性会計となっていることができる。このため、2009DPは純資産モデルを指向するモデル(C)に位置づけることができた。

上記のように、2009DPではデリバティブ負債以外の負債の測定に関して「公正価値の代

替値」を用いることが提案されたが、寄せられたコメントにおいて調整を施した「公正価値」は支持されなかった。このため、2010ED では、一転して、企業が金融負債を満期まで保有し契約上の CF を支払う場合、償却原価が目的適合的な測定値であるという従来の基準の立場が支持されることになった。

資金調達目的で負債を発行する場合、企業は通常、負債を満期まで保有して契約上の金額を支払う予定であり、契約期間途中における負債の公正価値変動を実現させることがない。このような理由から、信用リスク低下に伴う評価益を計上するのは不適切であるという意見が根強く存在した。パラドックス問題に対処するため、信用リスク要素を除外した測定尺度を提示するなど、負債を現在の価値で測定することが模索されたが、そのような公正価値の代替値も有用性がないとして受容されなかった。以上の経緯から、IASB は金融負債の公正価値評価を断念せざるを得なかった。

2010ED と同様、最終基準 IFRS9 (2010 年版) では、金融負債の分類測定に関する IAS39 の規定がほぼ維持され、金融負債をトレーディングと資金調達のポジションに区別し、前者には公正価値会計を適用し、後者には償却原価法を適用する。そこでは資産側における投資のポジションに則した評価と成果の把握方法の選択と同様の考え方が採用されている。よって、2010ED 及び IFRS9 (2010 年版) の会計思考は会計利益モデルを背景とする混合属性会計、モデル(B)に分類できる。

以上、金融負債の測定基準改定の過程をたどると、当初提案 (2008DP 及び 2009DP) では包括的公正価値モデルの導入を念頭に全ての金融負債を公正価値評価することが指向されていた。しかし、パラドックス問題を根拠とする根強い反対意見を背景に、金融負債の公正価値評価は断念せざるを得ず、最終的には投資のポジションに基づく評価及び成果把握を重視する IAS39 の分類測定基準に回帰する結果となった。

参考文献

FASB[2000] SFAC No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*. (平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)

—— [2006] SFAS No.157, *Fair Value Measurements*.

—— [2010] Proposed Accounting Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*.

IASB[2008] Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*.

—— [2009] Discussion Paper, *Credit Risk in Liability Measurements*.

—— [2010a] Exposure Draft, *Fair Value Option for Financial Liabilities*.

—— [2010b] IFRS9(2010), *Financial Instruments*.

IASC[1997] Discussion Paper, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*. (国際会計基準委員会[1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』.)

JWG[2000] Draft Standards, *Financial Instruments and Similar Items*, Joint working

Group of Standard-Setters. (日本公認会計士協会訳[2001]『金融商品及び類似項目』.)
Nissim/Penman[2008] *Principles for the Application of Fair Value Accounting*,
Columbia Business School. (角ヶ谷典幸・赤城論士訳[2012]『公正価値会計のフレーム
ワーク』中央経済社.)

あらた監査法人[2009]「負債測定における信用リスクの取扱い」『企業会計』第 61 巻第 11
号, pp.88-92.

草野真樹[2010]「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『会計』第
178 巻第 4 号.

斎藤静樹[2010]『会計基準の研究 増補版』中央経済社.

徳賀芳弘[2009]「第 6 章 公正価値会計の意味 —概念の明確化と経済社会へのインパクト
—」 シャム・サンダー・山地秀俊編『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』,
pp.121-164.

第4章 金融商品プロジェクト：減損

1. はじめに

プロジェクト年表・公表文書略称

	公表文書	略称
2009年11月	公開草案「金融商品：償却原価及び減損」	2009ED
2011年1月	補足文書「金融商品：減損」	2011SD
2013年3月	公開草案「金融商品：予想信用損失」	2013ED

減損会計基準案の内容を検討する前に、その背景として史的展開を概観することにした。

金融商品プロジェクトの最初の公表文書、2008年討議資料では、金融商品に対する包括的公正価値会計の導入が長期的目標とされていた。しかし、2008年の金融危機の影響もあり、分類測定基準に関して2009年に公表された公開草案では、公正価値区分と償却原価区分の二区分が設けられ、混合属性会計の維持が決定された。

包括的公正価値会計導入が模索された2008年討議資料の段階では金融商品は常に公正価値で測定されるため、減損処理の規定は不要とされていた。しかし、上記で述べたように2009年公開草案において混合属性会計の維持が提案されたことにより、償却原価区分の金融資産に対する減損規定の検討が必要となった。

さらに、2008年金融危機への対応の目的からも新たな減損モデルの開発が要請されることとなった。現行の発生損失モデルにおける減損損失の認識の遅延や、減損の客観的な証拠が認められた時点で一気に損失が認識される減損の断崖効果（cliff effect）の批判に加えて、減損処理が景気循環増幅効果を引き起こす問題が指摘されたためである¹。

2009年4月のロンドンサミットにおけるG20首脳会議や金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum）で示された金融危機対応に関する提言を受けて、IASB・FASBは共同で金融商品に関する会計基準の改善を加速化させることを決定した²。その対応としてIASBはIAS39改定プロジェクトを三つの主要フェーズに分解した³。2009年公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（2009 ED）はそのフェーズ2に当たる（フェーズ2：減損会計プロジェクトのプロジェクト年表及び本章での公表文書の略称については上表を参照されたい）。

一方、FASBは利害関係者に対して、分類測定、減損及びヘッジ会計の基準案に関するコメントを同時に募集することが望ましいと考え、2010年5月公表の会計基準更新書（Accounting Standards Update）「金融商品の会計処理、ならびにデリバティブ商品及び

¹ 草野[2010], p.6. これは、景気後退期に減損損失が増加することにより、金融機関の融資姿勢が慎重となり企業の資金調達が難しくなる結果、さらに景気が悪化する悪循環に絡む問題である。減損処理と景気循環増幅効果の関係については、草野[2010]参照。

² IASB[2009a], IN2.

³ IASB[2009a], IN5.

ヘッジ会計の会計処理の改定」の中で減損に関する規定を提案した。このように、両審議会は金融商品の共同プロジェクトについて、それぞれ別個に審議を行い、提案内容の差異を事後的に調整する方針を決定した⁴。

両審議会が当初提案した減損モデルの背後にある考え方には以下の点で差異が存在する（次節からの内容と重複することになるが、後の議論の前提として FASB 案との違いを明らかにする目的で、2009ED の IASB 案についても簡単に言及しておく）。

IASB の減損モデルの目的は、金融資産の当初認識時の予想信用損失と価格設定の関係を減損スキームに反映させることにある⁵。即ち、金融資産の価格設定には信用損失の予想が織り込まれており、償却原価測定を通じて利息収益の認識パターンに合わせて、当初見積られた信用損失を配分することで、融資契約当初の期待を損益計算に反映させることを目的とする考え方である。このため、IASB の当初提案では、金融資産の当初認識時に将来の信用損失を見積り、これを当初の実効金利の算定に反映させることによって、利息収益と信用損失の認識測定を一体化させるモデルが示されている。

一方、FASB の減損モデルの背後にある考え方は、金融資産の存続期間にわたる信用損失全額を十分にカバーできる引当金が常に計上されていることを確保する点にある。FASB モデルでは、金融資産の当初認識時に存続期間にわたって回収が見込まれない CF を見積り、その全額を直ちに減損損失及び減損引当金として認識することが求められる。このアプローチによって、引当金が最も必要とされる景気後退サイクルの初期において引当金の金額が最も低い水準となる、「少なすぎて、遅すぎる」という現行モデルの欠点に対処できると主張される⁶。

FASB は、当初見積られた予想信用損失を IASB 案のように存続期間にわたって配分することは不適切と考えている。なぜなら、契約上の金額を全て回収できないことを当初から予想している場合には、当初認識時に損失が存在しているといえ、減損損失を即時に認識すべきと考えるためである。

以上のような減損モデルの背後にある考え方の違いから、両審議会の当初モデルにも差異が存在していた。このため、減損基準のコンバージェンスを目的にした 2011 年補足文書では、両審議会の当初の提案を組み合わせた減損モデルが提案されている。

ところが 2012 年 8 月、FASB は IASB と共同で減損モデルを開発することをいったん断念し、2012 年 12 月に FASB 独自の予想損失モデルを公表した⁷。これによって、減損処理に関して両審議会が共同して提案を行うコンバージェンスへのコミットメントは撤回されることになり、2013 年公開草案では IASB 単独の提案が示されている。

以上、2009 年公開草案（2009ED）及び 2013 年公開草案（2013ED）は IASB 単独の提

⁴ IASB[2009a], IN13.

⁵ IASB[2011], BC15.

⁶ IASB[2011], IN6.

⁷ FASB は IASB とそれまで合意していた二元的測定アプローチではなく、各報告日時点でのポートフォリオに係る全期間の信用リスクを反映させる（単一の）減損モデルを開発することを決定した。FASB 案では、予想信用損失は常に IASB 案における「全期間の予想信用損失」の額で計上される。よって、当初認識時よりも信用の質が著しく悪化した金融資産については、FASB と IASB の減損処理の提案に大きな違いはないといえる（詳細は IASB[2012]参照）。

案であり、2011年補足文書（2011SD）はIASB・FASBの共同提案となっている。なお、本章では、IASB提案のみを検討対象としており、FASB独自の提案は検討範囲に含めていない。

2. 2009ED

2-1. 2009EDの概要

2009EDでは減損損失の認識にあたって、現行の発生損失モデルに代わり、予想損失モデルが提案された。新モデルの特徴は、信用損失の認識と利息収益の認識を一体化させるアプローチの採用にある。

現行の発生損失モデルでは、利息収益の認識と契約締結時に予想された信用損失の認識が対応しておらず、減損の客観的証拠が生じた期に当初予想された信用損失が遅れて認識されることになる。

一方、新モデルでは、まず金融資産の当初認識時に全期間の信用損失を見積り、その予想信用損失を反映させた実効金利が算定される。当初見積られた予想信用損失は、実効金利法に基づく償却原価測定を通じて金融資産の存続期間にわたり利息収益の認識パターンに合わせて配分されることになる。このため2009EDでは新モデルによって予想信用損失と価格設定の関係を損益計算に反映させることができると説明される⁸。

2009EDモデルでは、企業は各測定日において信用損失の影響を含め期待CFの見積りを改定することが求められるが⁹、当初見積りどおりに信用損失が発生すると予想される限り、減損損失は認識されない。事後の期待CF見積りの改定の結果、予想信用損失の見積りに不利な変更が生じた場合に減損損失が認識され、これに対応して引当金（allowance）が計上される。この時、減損損失は見積り変更前の金融資産の帳簿価額と見積り変更後の金融資産の期待CFの現在価値の差額として測定される。また、予想信用損失の見積りに有利な変更が生じた場合は減損の戻入れが行われることになる¹⁰。

このように、2009EDでは、定期的なCFの改定を要求することにより、減損損失の認識に関するいかなる指標またはトリガー事象も必要とされないため¹¹、従来モデルよりも早期に信用損失が認識されることが利点とされている。

2-2. 2009EDモデルの数値例

以下ではIASBホームページに掲載されている数値例（固定金利貸付金のケース）を用いて2009EDの減損モデルを説明する¹²。

額面金額10,000CUの固定金利貸付金100件の融資契約を同時に締結したとする（貸付

⁸ IASB[2011], IN5(a).

⁹ IASB[2009a], pars.7-8 and BC34.

¹⁰ IASB[2009a], BC35-BC36. 予想信用損失の見積りの有利な変更により利得が生じる場合、金融資産の帳簿価額が当初帳簿価額を上回る可能性ある。しかし、そうした利得の範囲は当初帳簿価額と当初の実効金利を使って割り引いた契約CF総額の現在価値の差額に限定される。

¹¹ IASB[2009a], BC25.

¹² 2009EDモデルの数値例はIASB[2009b]参照。

金合計金額は 1,000,000CU)。額面金額と等しい金額で融資したため、契約金利と信用損失を調整する前の実効金利(IAS39 にしたがって算定される実効金利)はともに 10%である。

融資契約締結時(第 0 期)に、企業は第 1 期から第 5 期までの CF のスケジュールを表 1-1 のように見積った。この第 1 期から第 5 期までの期待 CF を契約金額(1,000,000CU)に等しくする内部収益率を計算すると 8.84%となる。これが 2009ED モデルの提案する「予想信用損失調整後の当初の実効金利」である。この融資契約では、企業は 8.84%の金利を適用することで当初の見積りどおりに信用損失が発生した場合も契約金額と等しい CF を回収することが可能であるが、貸倒れを見込んだ収益率として 10%の契約金利を課しているということになる。

さて、第 2 期末の期待 CF の見積りから、第 3 期以降の期待 CF が表 1-2 のように改定されることになった。改定された第 3 期以降の期待 CF を当初の実効金利 8.84%を用いて割引くと 907,902.50CU となる。表 1-3 にあるように、この見積り改定後の金融資産の期待将来 CF の現在価値 907,902.50CU と見積り改定前の帳簿残高である 975,766.38CU を比較すると、当初の予想信用損失の見積額を超過する残存期間までの回収不能額が 67,863.88CU と算定される。CF 見直しの結果、回収不能と予想された 67,863.88CU は信用損失の当初の配分計画には含まれない損失であり、第 2 期末に即時減損損失として計上される。なお、減損損失の認識に伴って貸付金の帳簿価額は直接減額されるのではなく、引当金が計上されることになる。

表 1-3 で示すように、第 3 期以降は第 2 期末に予想した CF のスケジュールどおりに CF が回収され、また減損損失を認識した後の第 3 期以降の償却原価測定においても当初の実効金利がそのまま利息計算に適用される。

2009ED 償却原価及び減損損失の計算方法 固定金利貸付金のケース						
	10,000.00	額面金額 (CU)				
	10%	契約利率				
	100	# 貸付金件数				
	1,000,000.00	貸付金合計額 (CU)				
	10.00%	実効金利 (信用損失考慮前)				
	8.84%	実効金利 (予想信用損失考慮後)				
表1-1: 期待キャッシュフロー(第0期時点の見積り)						
当初見積貸倒率						
Period	契約上 CF	当期貸倒率	累積貸倒率 =当期貸倒率+前期累積貸倒率*前期期待CF率	期待 CF率 =1-累積貸倒率	期待 CF =契約上CF*累積貸倒率	
0	-1,000,000.00				-1,000,000.00	
1	100,000.00	0.0%	0.0%	100.0%	100,000.00	
2	100,000.00	0.0%	0.0%	100.0%	100,000.00	
3	100,000.00	1.0%	1.0%	99.0%	99,000.00	
4	100,000.00	2.0%	3.0%	97.0%	97,020.00	
5	1,100,000.00	3.0%	5.9%	94.1%	1,035,203.40	
表1-2: 第2期期末に貸倒率の改定が行われた場合(減損損失の算定)						
改定後貸倒率 (end of period 2)						
Period	契約上 CF	当期貸倒率	累積貸倒率	期待 CF率	期待 CF	
3	100,000.00	2.0%	2.0%	98.0%	98,000.00	
4	100,000.00	4.0%	5.9%	94.1%	94,080.00	
5	1,100,000.00	8.0%	13.4%	86.6%	952,089.60	
表1-3: 償却原価測定及び減損の認識						
Period	期首残高	利息収益 =期首残高*実効利率(予想信用損失考慮後)	期待CF	見積り改定前残高 =期首残高+利息収益-期待CF	減損損失 =(第2期末の見積り改定前貸付金残高)-(第3期~第5期のNPV)	期末残高
1	1,000,000.00	88,396.06	100,000.00	988,396.06	0	988,396.06
2	988,396.06	87,370.32	100,000.00	975,766.38	-67,863.88	907,902.50
3	907,902.50	80,255.00	98,000.00	890,157.50	0	890,157.50
4	890,157.50	78,686.42	94,080.00	874,763.92	0	874,763.92
5	874,763.92	77,325.68	952,089.60	-	0	0.00

第0期に予想する貸倒率に基づくCFのスケジュール。これを額面金額に等しくするIRRが8.84%となる。これを「予想信用損失考慮後の実効金利」と呼んでいる。この金利を用いて利息収益の認識及び当初の予想信用損失の配分が行われる。

割引率8.84%を用いて割引いた現在価値。

差額が減損損失として認識される。

表 1-3 を仕訳で示すと以下のとおりとなる。

Period					
0	借) 貸付金	1,000,000.00	貸)	現金	1,000,000.00
1	借) 現金	100,000.00	貸)	受取利息	88,396.06
				引当金	11,603.94
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 貸付金の帳簿価額を直接減額するのではなく引当金勘定を用いて間接的に減額する(par.15)。 $1,000K \times (10\% - 8.84\%) = 11,603.94$ </div>					
2	借) 現金	100,000.00	貸)	受取利息	87,370.32
				引当金	12,629.68
	借) 減損損失	67,863.88	貸)	引当金	67,863.88
3	借) 現金	98,000.00	貸)	受取利息	80,255.00
				引当金	17,745.00
4	借) 現金	94,080.00	貸)	受取利息	78,686.42
				引当金	15,393.58
5	借) 現金	952,089.60	貸)	受取利息	77,325.68
	引当金	125,236.08	貸)	貸付金	1,000,000.00

2-3. 2009ED モデルの分析

2009ED モデルの特徴は、現行の発生損失モデルに代わり、期待値をベースとした予想損失モデルを提案したこと、そして金融資産の当初認識時において予想される信用損失を実効金利の算定に加味することで、実効金利法に基づく償却原価測定を通じて、利息収益と信用損失を一体化して認識することにある。これによって、融資契約締結時に予想した信用損失とそれを見込んで賦課される金利（価格設定）の関係が損益計算に反映されることになる。このように、融資契約当初の期待を反映させた業績把握が可能となる点が 2009ED モデルの利点とされている。

貸付金の形態を有する金融資産の場合、契約条件や過去の実績から将来 CF の大きさやタイミングを予想することが可能である。時の経過にしたがって契約上の CF の回収がほぼ確実に見込まれる場合、融資契約の業績把握として、金融資産の当初認識時の将来 CF 見積額（契約上の CF）を取得原価まで割引く利率として実効金利を算定し、これに基づいて契約期間にわたり定期的に利息収益を配分していく償却原価法が適合するとされている。

米山[2003]では、貸付金の場合、投資の成果を獲得するための営業努力は、与信審査を経て融資契約を締結するまでのプロセスに費やされ、契約締結後は時の経過を待つだけでほぼ確実に将来 CF の発生が見込まれると説明されている。貸付金のこのような特徴から、投資の成果は実際の CF 回収まで待つ必要はなく、時の経過に照らして確かめればよいことになる。このように、貸付金の場合、将来 CF の大きさやタイミングを明示的に織り込んだ実効金利法に基づく原価配分が技術的に可能であり、かつ投資にあたって期待された成果の

把握方法としても適切とされるのである¹³。

上記で示した実効金利法に基づく利息収益の認識の考え方と整合して、2009ED では過去の実績等から融資契約締結時に信用損失の発生を見込んでいるのであれば、その予想を実効金利の算定に含め、償却原価測定を通じて予見された信用損失を各期に負担させようとする会計処理が提案されている。このように、貸付金の利息収益の認識に償却原価法を適用するのと同様の論理を基礎とする 2009ED 提案は会計利益モデルに依拠する処理といえる。

2009ED モデルでは毎期末予想信用損失の改定が求められるが、信用損失が当初の見積りどおりに発生すると予想される限り、減損損失は認識されない。しかし見積りの変化が生じた場合には、当該影響は金融資産の価格設定に織り込まれていないため、この不利（有利）な変動を引当金の計上を通じて減損損失（または戻入れ）として直ちに純損益で認識することになる。ただし減損損失の認識後も引き続き当初算定された実効金利が利息の計算に用いられることになる。

ここで、予想信用損失の見積りが每期改定される（期待 CF の定期的見直し）償却原価測定について、草野[2010]は 2009ED モデルにおいて従来の償却原価概念が変化している点を指摘する¹⁴。金融資産の存続期間中、実効金利は当初設定の利子率を適用するが、毎期待 CF の見直しを行い、見積りの変更があればその影響を直ちに減損損失（利得）として認識する構造について、従来の償却原価概念とは違いが存在するという。

一方、融資契約期間中は一貫して当初設定された実効金利が適用されるので、毎期末期待 CF の改定を要求する場合でも、2009ED における償却原価は原価ベースの測定であることが強調されている¹⁵。とはいえ、実効金利を現在の市場金利に変更すれば、これは償却原価ではなく現在出口価値となる。IASB は分類測定基準において公正価値と償却原価の混合属性会計を維持することを決定し、償却原価測定において 2009ED で提案された再測定の範囲を CF だけでなく割引率にも拡張すれば、いずれ全ての金融資産を公正価値で測定する可能性を残すことができると考えたのだろうか。

ここで、予想信用損失の見積り改定により、減損損失が認識された後も、当初の実効金利を用いた利息計算を継続することの意味はどのように捉えればよいのだろうか。米山[2003]では、減損損失認識に伴う簿価修正は、不良化の前後で等質的な利息収益を計上することを目的とするものであると説明する。それによって、減損損失認識後も当初の期待どおり、貸付金を満期まで保有し、時の経過とともに CF を回収することが最善の策と捉えられている点を表現することができるという¹⁶。

即ち 2009ED では、IAS39 と同じく減損を直ちに、貸付金の譲渡または担保資産の売却によって投資の継続性を絶つ必要のある事象とは捉えておらず、減損損失の認識後も契約当初に期待された投資の収益性に変化がないことを会計処理に表わすことを意図しているといえる。減損認識後も投資にあたって期待された利益率に変化がないことを反映させるためには、当初の予想信用損失を超えて追加的に発生すると予想される信用損失の影響は

¹³ 米山[2003], p.34.

¹⁴ 草野[2010], p.15.

¹⁵ IASB[2009a], BC47.

¹⁶ 米山[2003], pp.52-54.

(引当金計上を通じた) 簿価修正として見積り改定時の損益計算に反映させ、その後の期間においては、当初の期待が反映された実効金利に基づいて利息収益（及び信用損失）を計上すればよいということになる¹⁷。この意味で 2009ED における予想信用損失の見積りの改定及びそれに伴う減損認識は利益計算を重視する立場から、配分計画の修正を行う処理として捉えることができる。

以上、2009ED モデルは、利息収益と信用損失の認識を統合する実効金利を算定し、当初予想された信用損失を利息収益に対応させて契約期間にわたり規則的に配分する。これは融資契約締結時に信用損失を見込んで価格設定する融資活動の経済的実質を損益計算に反映できるアプローチとして説明されている。このように満期までに発生すると見込む信用損失を契約期間にわたって規則的に配分する処理は、フロー重視の会計利益モデルに依拠する処理として位置づけることができる。

提案では、予想信用損失の見積りを每期改定することが要求されるため、減損損失（戻入れ）の認識のタイミングは見積りの改定を通じて自動的に決定される。そこでは、従来モデルよりも減損の認識が早期に行われる仕組みが設けられており、この点でストックの適時性のある測定を重視する観点が強化されたと捉えられる。

しかし、期待 CF の改定によって減損損失が認識された後も契約開始時点に設定した当初の実効金利を適用した利息収益が認識される。この点から、減損の認識後も契約当初の期待に変化がなければ、投資の継続性を損益計算に反映させようと意図されているといえる。よって、2009ED モデルにおける減損に伴う簿価修正はストック重視の観点からの評価替えではなく、フローの視点に基づく配分計画の修正として捉えることができる。

以上から、投資の継続性を損益計算に反映させようとする 2009ED の減損モデルは、売却（投資の清算）を想定した価値でストックを評価することに意味をおく純資産モデルの会計思考ではなく、フロー指向の会計利益モデルの会計思考に依拠する提案として捉えることができる。よって、2009ED モデルはモデル(B)に位置づけることができる。

3. 2011SD

3-1. 2011SD において共同提案された減損モデルの概要

2011SD において共同提案されたモデルは、両審議会の当初の提案とは異なるが、双方の減損モデルの特徴を組み合わせたモデルとなっている。IASB の当初提案が示された 2009ED では、債権区分に基づく減損処理の使い分けは示されておらず、単一のアプローチが採用されていた。一方、2011SD では企業による債権の管理方法に基づいて償却原価区分の金融資産を二つの債権区分（正常債権・不良債権）に分類し、その区分に基づいて異なる減損処理が提案されている。債権区分に基づく多元的な減損アプローチは 2013ED でも踏襲されている。

なお、2011SD では、両審議会の当初提案内容の全てが網羅的に審議されているわけではない。そこでは、運用上最も課題の多いオープンポートフォリオで管理される金融資産に対しても適用可能な予想信用損失モデルの提案が課題となっている¹⁸。このため、2011SD

¹⁷ 米山[2003], p.52.

¹⁸ IASB[2011], IN20.

では予想信用損失モデルのみを取扱い、償却原価測定や利息収益の計算に関しては議論の範囲に含めていない¹⁹。

2011SD の減損モデルの具体的内容をみると、まず、減損引当金 (impairment allowance) 算定の目的上、オープンポートフォリオで管理される金融資産を回収可能性に関する不確実性の程度によって「グッドブック (good book)」と「バッドブック (bad book)」に区分し、区分毎に異なる予想信用損失の認識測定アプローチを提案している²⁰。この分類は、企業の内部的な信用リスク管理方法に基づく分類であり、分類測定基準における事業モデルを基礎とする分類とも共通する考え方として説明されている²¹。なお、どちらの債権区分においても 2009ED と同様、予想信用損失の見積りは決算日毎に更新することが要求される²²。

IASB は、2009ED のフィードバックから予想信用損失を考慮した実効金利算定の運用上の問題を指摘されたため、その対応として実効金利の計算に信用損失の予想を反映させないこと (デカップル方式) を決定した²³。

グッドブックに分類される金融資産は、当初の期待通りの CF 回収が見込まれるので、存続期間にわたる予想信用損失の見積りを全額即時に認識するのではなく、一定期間にわたって認識することが適切として、①予想信用損失の期間比例配分額、または②予見可能な将来に発生すると予想される信用損失額、のいずれか大きい方の金額で減損引当金が計上される。②の予見可能な将来は企業の財務報告日から 12 か月以上でなければならない。つまり、グッドブック区分の金融資産に対する減損引当金は期末時点から 12 か月以上の期間に予想される信用損失額を最低限計上することが求められることになり、2011SD では②の金額をグッドブックに係る引当金のフロー一金額と呼んでいる。

一方、バッドブックについては、残存期間に予想される信用損失を一定期間にわたって認識していくことがもはや適切ではないとして、存続期間の予想信用損失の見積りの全額が減損引当金として計上される²⁴。

グッドブックに関する①期間比例配分アプローチに基づく引当金金額は、ポートフォリオの加重平均存続期間において予想される信用損失全額に、加重平均経過期間のポートフォリオ存続期間全体に対する比率を乗じて算定される²⁵。

¹⁹ IASB[2011], IN19.

²⁰ IASB[2011], pars.2-3.

²¹ IASB[2011], BC50.

²² IASB[2011], par.4.

²³ IASB[2011], BC33.

企業は割引率として、リスクフリー金利と実効金利 (IAS39 の実効金利法で使用されるもの) の間のどれでも合理的な利率 (両端を含む) を用いることができる (IASB[2011], B10)。

IASB は当初案に示された予想信用損失についての統合された実効金利を用いる償却原価法が利息収益及び信用損失の認識パターンとして理論的に適切であると考えている。しかし、資産の CF の割引にリスクフリーレートよりも低い割引率を用いることはない点に留意した上で、予想信用損失の算定に割引計算を要求する際の割引率に柔軟性を持たせることを運用上の観点から許容することにした (IASB[2011], B43)。

以上の割引率の提案は IASB のみの決定であり、FASB はこの点に関する審議を行っていない (IASB[2011], B10)。

²⁴ IASB[2011], par.2.

²⁵ IASB[2011], B8. なお、配分の方法として定額アプローチ (割引前または割引後) と年

一方、②予見可能な将来期間とは、減損事象の具体的な予測が可能で、信用損失の金額がそれらの具体的な予測に基づいて合理的に見積ることが可能な期間とされている²⁶。予見可能な将来を12か月以上としているのは、少なくとも12か月については減損事象の具体的な予測が可能という推定がある²⁷。

上記グッドブックの規定に関して、IASBの当初提案と統合的なアプローチが①期間比例配分アプローチであり、FASBの当初提案と統合的なアプローチが②予見可能な将来期間に係る減損引当金を計上するアプローチである。

共同審議の結果、IASBはグッドブックについては、一定期間にわたり信用損失を認識する当初提案におけるアプローチを支持したが、バッドブックについてはFASB当初案と同じく、全期間の予想信用損失を認識し、引当金を計上することを決定した²⁸。この決定により、両審議会の選好する減損アプローチの差異はグッドブックに関する処理においてのみ存在することになった。

期間比例配分アプローチ（フロー金額の導入前）はIASB提案の目的を維持しながら運用上の課題に対処するため、モデルの単純化が行われたものである²⁹。IASBは金融資産の価格決定には信用損失の当初見積りが反映されているという考え方を引き続き支持している。したがって、少なくとも当初認識時は予想信用損失の全額の即時認識ではなく、これを配分する何らかのメカニズムを設けることが適切であるとして、期間比例配分アプローチが提案されることになった。このように、グッドブックに係る期間比例配分アプローチはIASBの当初案（統合した実効金利を用いた償却原価測定）の背後にある基本思考に依拠しながら、これと近似した結果をもたらすアプローチとして提案されたものといえる³⁰。

ただし期間比例配分アプローチのみでは、当初の予想信用損失とその後の見積りの変更が明示的に区別されないことになるとして³¹、グッドブックの補完的なアプローチとして、当初認識以降、回収の不確実性が高くなった場合、バッドブック区分の減損処理も組合せた二元的アプローチが提案されることになった³²。

以上、グッドブックに関する共同提案は、両審議会の当初案の一部を盛り込むことを意図したものであるが、毎期末期間比例配分の引当金額を計算し、それを引当金の最低金額と比較して期間比例配分額が十分かどうかを判定することが要求される。つまり、作成者

金アプローチが認められている。

²⁶ IASB[2011], B11.

²⁷ IASB[2011], B16 and BC65.

²⁸ IASB[2011], BC58.

²⁹ IASB[2011], BC32.

³⁰ IASB[2011], BC37.

³¹ 5年で満期が到来する貸付金について、当初の予想信用損失の見積りに基づく第1期末の期間比例配分額が $20,000 \times 1/5 = 4,000$ であったとする。その後、第2期末に全期間の予想信用損失の見積りが22,000に改定されたとする。第2期末の期間比例配分額を計算すると $22,000 \times 2/5 = 8,800$ となる。第2期末時点で計上すべき引当金額は8,800であるので、第1期末の引当金残高との差額である4,800が減損損失として第2期末に認識されることになる。しかし、この方法によると、どれだけかCF見積り改定による影響が明示的に区別されないことになる。

³² IASB[2011], BC46.

は引当金の算定にあたり常に二つの計算を行うことが求められる³³。

ただし、ほとんどの場合において予見可能な将来に係る予想信用損失額が期間比例配分額よりも大きくなる可能性があるならば、上記二通りの計算を常に要求することに意味があるのか疑問が残される³⁴。

また、予見可能な将来は、減損事象の具体的な予測が可能な期間とされているが、その期間は個々の企業の信用リスク管理システムの精度によって異なることになり、能力の低い企業は能力の高い企業より計上される減損引当金の額が小さくなる可能性がある。また、経済危機の状況下では、経済環境が悪化するにつれて予見可能な将来期間が短くなり、グッドブックに係る引当金の額を減少させる可能性を問題とする意見もある³⁵。

一方、債権区分変更の判断、即ち予想信用損失を一定期間にわたって認識することが適切か否かの判断は、金融資産の回収可能性の不確実性の程度に基づいて行われる。予想信用損失を一定期間にわたって認識するグッドブックから、予想信用損失の全額を即時認識するバッドブックへの区分変更がなされるのは、当該資産グループに対する信用リスク管理目的が、債務者からの定期的な支払を受けることから、金融資産の全部又は一部への回収へと変化した場合となる³⁶。つまり、リスク管理が賦課される金利から生じるリターンの管理から金融資産自体の回収へと移行した場合、バッドブックに分類されることになる³⁷。

3-2. 2011SD モデルの数値例

2009ED の数値例の設定をそのまま 2011SD モデルに適用すると以下のようにになると考えられる。なお、2011SD は予想信用損失モデルの提案しか明示されていないため、償却原価測定及び利息収益の計算方法に関しては、2011SD の文言どおりデカップル方式によって、利息計算と減損の認識測定が別個に行われ、減損処理後も簿価修正を行わない金額をベースに当初の実効金利を用いて償却原価測定を継続するという前提で数値例を示すことにする。

ここでも、2009ED と同様、額面金額 10,000CU の固定金利貸付金 100 件を融資する契約を同時に締結したとする（企業は貸付金総額 1,000,000CU のポートフォリオ Y のみを保有している）。額面金額と等しい金額で融資したため、契約金利と信用損失を調整する前の実効金利はともに 10%である。2011SD では、運用上の複雑性を理由に当初認識時の予想信用損失を考慮した実効金利の算定は行われない。よって、この数値例では 2011SD の修正案に従い、IAS39 の下で算定される実効金利、10%を用いて利息収益の計算、及び予想信用損失の見積りにおける割引計算を行っている。2009ED モデルとの違いは、適用される実効金利が信用損失を調整した利率となっていないため、利息収益と信用損失が一体化して認識されず、それぞれ別個に認識測定されることにある。

表 2-2 に示されるように第 0 期に予想される CF のスケジュールに基づき、この金融資産の回収可能金額の現在価値（NPV）を割引率 10%を適用して算定すると 956,979.71CU と

³³ IASB[2011], BC63.

³⁴ あずさ監査法人[2011]においても同様の指摘が行われている（p.10）。

³⁵ あずさ監査法人[2011], pp.14-15 参照。

³⁶ IASB[2011], par.2.

³⁷ IASB[2011], BC53.

なる。これと額面金額を比較すると当初に予想される残存期間にわたる予想信用損失額は 43,020.29CU と算定される。グッドブックの金融資産の減損処理では、期間比例配分額と予見可能な将来期間の予想信用損失のいずれか高い金額で減損引当金が計上される。

ここで、予見可能な将来期間を最低期間の 12 か月とおいた場合、表 2-2 の第 0 期に予想する CF のスケジュールによると、第 2 期末までは信用損失の発生が予想されないため、第 1 期末時点で予見可能な将来期間における信用損失額は 0 ということになる。一方、期間比例配分額は 43,020.29CU の 5 分の 1 の金額、8,604.06CU となる (表 2-3 参照)。予見可能な将来期間の信用損失額 0 と比較すると、期間比例配分額の方が金額が大きいため、第 1 期末において計上されるべき減損損失及び減損引当金は期間比例配分額に基づいた 8,604.06CU となる。

第 2 期末時点の CF のスケジュールも 2009ED 数値例と同じ設定が用いられている。2011SD でも、毎期末、全期間にわたる予想信用損失の見積りが改定される³⁸。第 2 期末時点で当初の予想信用損失が改定されることとなり、第 0 期に遡って全期間の CF が見積り直されている (表 2-2 参照)。第 2 期末に改定した CF のスケジュールに基づいて全期間の予想信用損失を見積り直すと 97,386.79CU となる。予想信用損失の事後の改定によって、この設例では回収の不確実性が高まったと判断され、金融資産はバッドブックに分類されている。

バッドブックへの区分変更に伴い、全期間にわたる予想信用損失 (97,386.79CU) と同額の引当金を第 2 期末時点で計上する必要があるため、仕訳にあるように、既に引当金に計上されている 8,604.06CU を差し引いた 88,782.73CU 分の減損損失及び引当金を計上することになる。この数値例では、2009ED の設定と同様、第 3 期以降の予想信用損失見積りに変更はないとしているため、その後の期間における減損損失の認識は行われていない。

また予想信用損失の認識とは独立して利息収益の認識が行われるため、表 2-1 で示すように、実効金利 10%を用いて償却原価法に基づく利息収益の計算が別途行われることになる。2009ED の表 1-4 と 2011SD の表 2-1 を比較すると明らかなように、2011SD では予想信用損失の認識測定と償却原価測定が分離されており、減損損失認識後も当初の配分計画を修正しないまま償却原価法が適用される結果、償還時点で帳簿残高が 156,842.40CU 残されている。また、本来は 156,842.40CU の引当金を計上しておくべきところ、ここでは引当不足により償還時点で過年度損益修正として、59,455.61CU の貸倒損失が認識されている³⁹。

³⁸ IASB[2011], par.4.

³⁹ この数値例では、2009DP 数値例の連続性のため、予見可能な期間を 1 年とした。予見可能な期間が一年超であった場合、貸倒損失が最終期に計上されなかった可能性も考えられる。

ポートフォリオ: Y

企業はポートフォリオYしか保有していない

ポートフォリオYについて第2期末に残存期間にわたる予想信用損失を改定するに伴いバッドブックに分類が変更される。

※2009DPIにおける予想信用損失の事後の改定の代替的アプローチとして2011SDでは分類変更を行う。

10,000.00	額面金額 (CU)	IASBは2011SD以降、実効金利の算定に、当初見積もられる予想信用損失を含めないことを決定したため、実効金利には信用損失考慮前の実効金利が用いられる。
10.00%	契約利率	
100.00	# 貸付金件数	
1,000,000.00	貸付金合計額 (CU)	
10.00%	実効金利 (信用損失考慮前)	

表2-1 償却原価測定

Period	期首残高	利息収益	CF	期末残高
1	1,000,000.00	100,000.00	100,000.00	1,000,000.00
2	1,000,000.00	100,000.00	100,000.00	1,000,000.00
3	1,000,000.00	100,000.00	98,000.00	1,002,000.00
4	1,002,000.00	100,200.00	94,080.00	1,008,120.00
5	1,008,120.00	100,812.00	952,089.60	156,842.40

表2-2 残存期間にわたる予想信用損失の見積り

Period	第0期に予想するCFのスケジュール	第2期末に改定したCFのスケジュール
0	-1,000,000.00	-1,000,000.00
1	100,000.00	100,000.00
2	100,000.00	100,000.00
3	99,000.00	98,000.00
4	97,020.00	94,080.00
5	1,035,203.40	952,089.60
NPV	956,979.71	902,613.21
予想信用損失	-43,020.29	-97,386.79

r=10%

実績データを考慮して予想信用損失の見積りを改定する(B5)。

表2-3 減損引当金

Period	ポートフォリオ	残存期間にわたる予想信用損失	減損引当金一定額アプローチと「いずれか高い方」のテスト						
			加重平均経過期間(年)	加重平均存続期間(年)	年額	期間比例配分額(TPA)	予見可能な将来の期間(年)(FFP)	FFPの予想信用損失(フロー)	減損引当金
		A (所与の金額)	B	C	D=A/C	E =A×(B/C) =B×D	F (所与の期間)	G	H=EとGの大きい方
第1期末	Y	43,020.29	1	5	8,604.06	8,604.06	1	0.00	8,604.06
第2期末	Y	97,386.79	2	5					97,386.79
第3期末	Y	97,386.79	3	5					97,386.79
第4期末	Y	97,386.79	4	5					97,386.79
第5期末	Y								

2011SDでは、特定のポートフォリオについての予見可能な将来期間は報告期間ごとに大きく変動するものではなくほぼ一定としている(B14)。

第2期末に残存期間にわたる予想信用損失の見積りに変動が生じた。

period

0	(借)貸付金	1,000,000.00	(貸)現金	1,000,000.00
---	--------	--------------	-------	--------------

1	(借)現金	100,000.00	(貸)受取利息	100,000.00
---	-------	------------	---------	------------

	(借)減損損失	8,604.06	(貸)減損引当金	8,604.06
--	---------	----------	----------	----------

2	(借)現金	100,000.00	(貸)受取利息	100,000.00
---	-------	------------	---------	------------

第2期末にバッドブックに区分変更されることにより、残存期間にわたる予想信用損失全額を引当金計上する。

	(借)減損損失	88,782.73	(貸)減損引当金	88,782.73	97,386.79-8,604.06
--	---------	-----------	----------	-----------	--------------------

3	(借)貸付金	100,000.00	(貸)受取利息	100,000.00
---	--------	------------	---------	------------

	(貸)現金	98,000.00	(貸)貸付金	98,000.00
--	-------	-----------	--------	-----------

残存期間の予想信用損失見積に変更はない。
減損引当金がすでに97,387計上されているので、減損損失は認識されない。

4	(借)貸付金	100,200.00	(貸)受取利息	100,200.00
---	--------	------------	---------	------------

	(貸)現金	94,080.00	(貸)貸付金	94,080.00
--	-------	-----------	--------	-----------

残存期間の予想信用損失見積に変更はない。
減損引当金がすでに97,387計上されているので、減損損失は認識されない。

5	(借)現金	952,089.60	(貸)受取利息	100,812.00
---	-------	------------	---------	------------

	(借)減損引当金	97,386.79	(貸)貸付金	1,008,120.00
--	----------	-----------	--------	--------------

	(借)貸倒損失	59,455.61			952,089.60+156,842.40-100,812.00
--	---------	-----------	--	--	----------------------------------

3-3. 2011SD モデルの分析

2011SD では、回収可能性の不確実性の程度によって債権がグッドブック（正常債権）とバッドブック（不良債権）に区分される。債権区分に基づいた二元的な減損アプローチが提案されている。以下では、債権区分ごとに 2011SD 提案内容の分析を行うことにする。

3-3-1. グッドブック

2011SD ではコンバージェンスを目的に、グッドブック区分の金融資産に対する減損モデルとして IASB 当初案と FASB 当初案の折衷案が提示された。IASB 当初案を基礎とするのが期間比例配分アプローチである。期間比例配分アプローチは、予想信用損失を当初の実効金利算定に織り込んで各期に配分する IASB 当初案の背後にある「配分」の考え方を維持しながら、これと近似した結果をもたらす簡素化されたモデルとして位置づけられている。グッドブックの引当金は、この期間比例配分額に基づく引当金額と FASB の当初提案モデルと整合的な引当金の最低金額を比較することによって当期に計上すべき金額が決定される⁴⁰。

FASB 案をベースとする引当金の最低金額の規定は IASB 案のように配分の考え方に依拠するものではない。しかし、この場合存続期間にわたる予想信用損失全額ではなく、その一部を認識している点で期間比例配分額と共通するため、金融資産の当初認識時に存続

⁴⁰ IASB[2011], BC62.

期間全体の信用損失を全額認識する FASB 当初案に比べれば IASB にとっても受容可能な提案と考えられたといえる⁴¹。

IASB は運用上の問題から信用リスクを実効金利算定に含めて配分するモデルの適用を 2011SD の段階で断念している。しかし、金融資産の価格設定には信用損失の当初見積りが反映されているという考えに基づき、大きく信用が毀損されない限り契約締結時の期待を融資契約期間全体にわたって反映させるため、信用損失を何らかの方法で配分させるメカニズムが必要とする考え方を引き続き支持している⁴²。IASB 案をベースとする期間比例配分アプローチの背景には投資時点の期待どおりの CF の回収が予想される限り、当初見積られた信用コストを各期に配分し、利息収益と対応させることが望ましいとする考え方があり、2009ED と同じくモデル(B)に基づいたアプローチと捉えることができる。

2011SD では毎期末、期間比例配分額及びフロー金額の二つの計算に基づく予想信用損失額を比較し⁴³、より高い金額で減損引当金が計上される。つまり、每期異なるアプローチに基づき減損引当金が計上される場合も考えられ、減損モデル内の理論的整合性がとれているとはいえない。

しかし、いずれのアプローチにおいても、まず金融資産グループの加重平均予想存続期間または予見可能な将来期間にわたる予想信用損失が見積られた上で、その計算をもとにどれだけ当期に負担させるべき信用損失か決定するプロセスがとられている。

つまり、両者とも(1)損失額の決定によって減損引当金の金額が導かれており、それによって(2)金融資産グループの帳簿価額が引当金によって間接的に減額され、将来の回収可能額の現在価値に修正されており、フローに規定された処理とすることができる。この点から、グッドブックに関する処理はモデル(B)に位置づけることができる。

3-3-2. バッドブック

バッドブックに分類された金融資産のグループについては、契約上の CF の回収可能性について不確実性が高く、当初の予想信用損失を一定期間にわたって認識する考え方がもはや馴染まなくなっている。つまり、バッドブックに分類された場合、当初期待された利益率に基づき利息収益を計上することから、元本全体もしくはその一部の回収にリスク管理の重点が移行している。当初期待した CF の回収が見込めなくなった以上、契約締結時に予想した信用損失を各期に配分することで業績把握をする意味は失われている。この点から、バッドブックについては全期間にわたる予想信用損失を即時認識するアプローチを IASB

⁴¹ FASB 当初案の狙いは、当該金融資産の残存期間にわたって回収が見込まれない CF の評価に基づく予想信用損失の全額を十分にカバーできる引当金を計上することにある。この立場からは、当初見積られた予想信用損失を金融資産の存続期間にわたって配分することは不適切であり、全部は回収できないと当初企業が予想している場合には、金融資産の当初認識時に直ちに損失を認識すべきと主張される。

上記の FASB の主張に対して、特に長期の金融資産に関する、存続期間全体にわたる信用損失の見積りの信頼性に懸念が示された。このため、存続期間全体のうち予見可能な期間に限定することで見積りの信頼性を高められるとして、FASB はフロー金額の規定を決定するに至った (IASB[2011], BC85)。

⁴² IASB[2011], BC37.

⁴³ IASB[2011], par.4.

も支持することになった。

前述のとおり、IASB はグッドブックに係る期間比例配分アプローチを 2009ED モデルに近似する結果をもたらす代替案と位置づけ、バッドブックの減損処理を事後の信用損失の見積りの変化を当初の見積りと区別して認識するための、期間比例配分アプローチに対する補完的アプローチとして位置づけている。即ち、バッドブックの減損処理は、2009ED における事後の予想信用損失の見積り変更に伴う減損損失の認識(2009ED 数値例における第 2 期末の見積り改定に伴う減損の認識)の代用として位置づけられており、その背後には配分計画の修正と同じ意図が存在するといえる。よって、バッドブックに関する処理もモデル(B)によって説明可能といえる。

以上、2011SD は 2009ED と同じ基本思考に依拠した二元的アプローチを採用する減損モデルと捉えられ、全体としてモデル(B)に位置づけることができる。

4. 2013ED

先に述べたように、2012 年 8 月、FASB は IASB と共同で減損モデルを開発することを断念し、独自の予想損失モデルを提案することを決定したため、2013ED では IASB 単独の提案が示されている。2013ED では、2011SD と同様、債権区分に基づく減損アプローチを採用しているが、債権区分は二区分から三区分に変更されている。

4-1. 2013ED の概要

減損プロジェクトではいずれの公表文書においても予想損失モデルが提案されているが、予想信用損失の認識測定方法に関しては公表文書毎に異なる提案が示されている⁴⁴。しかし、IASB 案では、信用損失の当初の予想が金融資産の価格に織り込まれる点に着目した減損モデルが一貫して提案されている。

即ち、企業は契約締結にあたり信用損失を見込んで価格設定を行っていると考えられることから、信用損失の当初の見積りは金融資産の存続期間にわたって配分し、契約上の利息収益と対応させることが適切であるという考え方が IASB 案の基礎となっている。したがって、IASB 側からは、金融資産の当初認識時に見積られた全期間の予想信用損失を直ちに認識する処理 (FASB 案) は融資契約の経済的実質と整合しないという主張が行われる⁴⁵。

この点において 2009ED モデルは融資取引の経済的実質を最も忠実に表現すると考えられていたが、運用上の複雑性から、2011SD 以降は実効金利の算定に予想信用損失の見積りを反映させず、利息収益の計算と信用損失の測定及び配分を一体化せず分離すること (デカップル方式) が決定されている⁴⁶。

しかし、デカップルの結果、予想信用損失の現在価値を信用損失調整前の当初の実効金利を用いて算定する場合、信用損失の二重計算が行われてしまう問題が指摘された⁴⁷。ここで信用損失調整前の当初の実効金利とは、当該資産の契約上の CF を当初認識時の取引価格まで割引く利率を指す。取引価格には予想信用損失についての当初見積りが反映済みで

⁴⁴ IASB[2013], pp.7-8 and BC4.

⁴⁵ IASB[2013], p.9.

⁴⁶ IASB[2013], BC27.

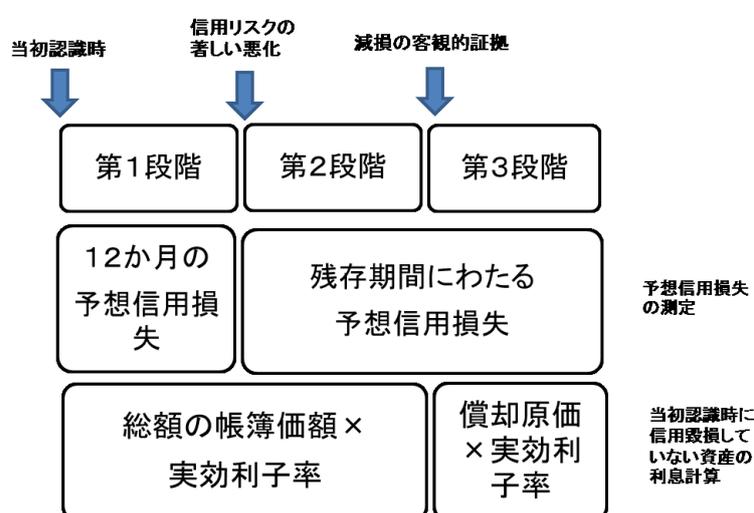
⁴⁷ IASB[2013], BC48.

あるため、信用損失をカバーするための対価を含んだ実効金利を用いて予想信用損失の割引計算を行うと、予想信用損失を過大に計上することになってしまう。

IASB はデカップルによる予想信用損失の過大計上の影響を軽減させ、2009ED モデルに近似する結果をもたらすアプローチを検討した。その結果、信用度の悪化の程度が異なる三つの階層に金融資産を分類する減損モデルを提案することになった。2013ED では、この三区分に基づいて、予想信用損失の測定及び利息収益の計算方法が決定される⁴⁸。ただし、運用上の複雑性を軽減させるためにモデルを単純化することにより、2009ED モデルを完全に再現できないことを IASB も認めている⁴⁹。なお、2013ED においても、決算日毎に予想信用損失の見積りの改定が行われる⁵⁰。

以下は 2013ED の三つの階層に基づく予想損失モデルを図に表わしたものである。

図 1 2013ED の予想信用損失モデル



(出典：あずさ監査法人[2013]、p.7 図を一部修正。)

第 1 段階は、信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い金融商品が分類される。これらの項目については、今後 12 か月の予想信用損失⁵¹を認識し、これと同額の損失評価引当金 (loss allowance) を計上する。また利息収益は、予想信用損失を控除する前の帳簿価額の総額に信用リスク調整前の実効金利を乗じて計算することになる。第 1 段階の減損処理は、2011SD の FASB 案に基づくグッドブックの処理 (予見可能な将来期間を 12 か月とした場合) と同様のアプローチといえる。

結論の根拠では 12 か月分という期間を規定した点に理論的根拠はないとしており、予想信用損失の忠実な表現の便益と運用上のコスト及び複雑性の間の適切なバランスを図った

⁴⁸ IASB[2013], p.6 and BC29.

⁴⁹ IASB[2013], BC21 and BC32.

⁵⁰ IASB[2013], pars4-5.

⁵¹ 今後 12 か月の債務不履行の可能性のみを考慮した、契約上の CF の予想される不足額である (IASB[2013], p.7)。

結果として説明している⁵²。

以上、第 1 段階の金融資産については、契約当初の見積りの範囲内で信用リスクが発生すると予想されるため、全期間の信用損失を直ちに認識するのではなく、その一部を当期の負担とする処理の方が適切とされた。前述のとおり、全期間の信用損失のうちどれだけを認識するかに関して、12 か月という期間を設定することに理論的根拠はないが、その後には配分の考え方が存在するということができる。

第 2 段階は、信用度が当初認識以降に著しく悪化しているが、減損事象の客観的証拠がない金融商品が分類される。これらの項目については、当初認識時に比べて信用リスクが著しく悪化しているため、信用損失の適時の認識を確保するため⁵³、全期間の予想信用損失⁵⁴と同額の損失評価引当金を計上する。利息収益は第 1 段階と同様、当該資産の総額での帳簿価額に信用リスク調整前の実効金利を乗じて計算される。第 2 段階の減損処理は、2011SD のバッドブックの処理と同様のアプローチといえる。

第 3 段階は、報告日現在で減損事象の客観的証拠がある金融資産である。これらの項目については、全期間の予想信用損失を認識し、利息収益は（総額での帳簿価額から信用損失に係る引当金を控除した）純額の帳簿価額に信用リスク調整前の当初の実効金利を乗じて計算される⁵⁵。このように、第 3 段階では、IAS39 と同様の発生損失モデルに基づく減損処理が適用されている。IAS39 では、減損事象の客観的証拠がある場合に減損損失を認識し、減損認識後の利息収益は 2013ED の第 3 段階と同様、損失評価引当金を控除した純額の帳簿価額に第 1・第 2 段階と同様の実効金利を乗じて計算されている。

以上、第 3 段階に区分される金融資産については、信用度が著しく悪化している客観的証拠があり、総額での帳簿価額に基づく契約上の利息収益の認識がもはや経済的リターンを忠実に表現しないと考えられる。このため、現行 IAS39 と同様、総額の帳簿価額から損失評価引当金を控除した金額に対して当初の実効金利を乗じて利息収益が計算されることになる⁵⁶。

4-2. 2013ED モデルの数値例

数値例では契約締結当初、第 1 段階区分で認識された金融資産が、第 2 期末時点で第 2 段階に区分変更されたケース（ケース 1）と、第 2 期末時点で第 3 段階に区分変更されたケース（ケース 2）を取り扱っている。第 1 段階から第 2 段階に区分変更されたケースについては、2011SD の数値例で示した処理と同様の結果となるため⁵⁷、ケース 1 については章末

⁵² IASB[2013], BC43, BC61 and BC66.

⁵³ IASB[2013], BC43.

⁵⁴ 金融商品の存続期間中のあらゆる時点における債務不履行の可能性を考慮した、契約上の CF の予想される不足額である (IASB[2013], p.7).

⁵⁵ IASB[2013], p.8.

⁵⁶ IASB[2013], BC98.

⁵⁷ 2011SD 数値例では、グッドブック区分から（期間比例配分計算に基づいて、経過年数 1 年分の予想信用損失を第 1 期末に引当金として計上）、第 2 期末にバッドブック（全期間の予想信用損失を認識）に分類変更された場合の会計処理を提示したため、結果として同じ減損処理が提示されている。ただし、第 1 期末の減損認識を巡り、単純に全期間の予想信用損失の期間比例配分額を引当金計上する 2011SD と今後 12 か月に予想される信用損失を

で【参考資料】として提示することとし、ここではケース 2 についてのみ解説を行うことにする。なお、2013ED ケース 2 においても、第 2 期末までは 2009ED 及び 2011SD と同様の設定がおかれている。

第 2 期末において、減損の客観的証拠の存在が認められ、残存期間にわたる信用損失が 356,724.27CU と見積られたとする。これによって第 2 期末決算時に 356,724.27CU の減損損失を認識し、これと同額の損失評価引当金を計上する。第 3 期末以降の信用損失の見積りに変更はなかったため、第 3 期以降は償却原価法に基づいて算定された総額の帳簿価額から第 2 期末に計上した損失評価引当金を控除した額に対して、当初の実効金利を乗じた利息収益が計上されていくことになる。ケース 2 では、償還時点の貸付金残高が第 2 期末時点で見積った全期間の予想信用損失と同額であったため、引当金の取り崩しにより償還時点における貸倒損失は認識されていない。

Period	期首残高	利息収益	CF	期末残高 (引当金控除前)	損失評価引当金 残高
1	1,000,000.00	100,000.00	100,000.00	1,000,000.00	0.00
2	1,000,000.00	100,000.00	100,000.00	1,000,000.00	356,724.27
3	1,000,000.00	64,327.57	70,000.00	994,327.57	356,724.27
4	994,327.57	63,760.33	65,000.00	993,087.90	356,724.27
5	993,087.90	63,636.36	700,000.00	356,724.27	0.00

Period	借	貸	金額	説明
0	借	貸	1,000,000.00	借付金 / 現金
1	借	貸	100,000.00	借付金 / 受取利息
		貸	100,000.00	現金 / 貸付金
	借	貸	0.00	減損損失 / 損失評価引当金
2(ケース2)	借	貸	356,724.27	第2期末時点で減損の客観的証拠が存在する(第3段階に振り替え) 残存期間の予想信用損失を356.724と見積もる。
	借	貸	100,000.00	貸付金 / 受取利息
		貸	100,000.00	現金 / 貸付金
	借	貸	356,724.27	減損損失 / 損失評価引当金

IASBは2011SD以降、実効金利の算定に、当初見積もられる予想信用損失を含めないことを決定したため、実効金利率には信用損失考慮前の実効金利が用いられる。

報告日現在の償却原価と見積将来CFの現在価値との差額が予想信用損失となる(B36)。ここでは、見積り通りに実際のCFが発生すると仮定する。

643,275.73
NPV (r=10%)

計上する 2013ED とで異なる処理が行われている。

金融商品については、当初の計画どおりの CF の回収が可能と予想されている。よって、ここでは予想信用損失を全期間に配分させる考え方を基礎として、12 か月分の信用損失を認識することになる。

IASB は 12 か月という期間に関して理論的根拠はないとしながら⁶²、2009ED を単純化させた代替案として説明しているため⁶³、第 1 段階区分の減損アプローチは 2009ED と同様の考え方に依拠し、手続きを簡素化したものとして捉えることができる。

以上をまとめると、第 1 段階区分の減損アプローチは、2009ED モデルのように統合した実効金利を用いていないため、利息収益の認識パターンに合わせた信用損失の配分とはなっていない。しかし、当初の期待どおりの CF 回収が見込める金融資産に対しては、予想信用損失を何らかの方法で各期に負担させようとする配分の考え方が背景となっている。このため、第 1 段階区分の減損アプローチはモデル(B)の会計思考を基礎とするものと捉えることができるだろう。

一方、第 2 段階及び第 3 段階に分類される金融資産については信用度の著しい悪化により、融資契約締結当初の期待に沿った CF の回収が見込めないと予想されている。このため、全期間の予想信用損失の一部（12 か月）のみの認識は適切とはいえず、全期間の予想信用損失が直ちに認識されることになる⁶⁴。

IASB は当初認識時に比べて信用リスクが著しく悪化した金融資産を二段階に区分し、利息計算の方法に違いをもたせている。第 2 段階は、将来減損の発生が予想される段階であり、第 1 段階と同様の方法で利息が計算されるが、当初認識時と比べた信用リスクの悪化の程度が第 2 段階より悪化し、減損事象の発生が客観的に観察される第 3 段階に至ると、総額の帳簿価額から引当金を控除した金額に対して当初の実効金利を乗じて利息が計算される。

このように、第 2・第 3 段階の減損アプローチでは、減損認識後も当初の実効金利を継続的に適用して利息収益が認識されているため、投資の継続性を維持しようとする意図が存在するということができる。つまり、第 2・第 3 段階でも債権譲渡や担保資産売却による投資の回収よりも、依然として債権の満期保有による投資の回収の方がより多くのリターンを生むと考えられていることになる。さらに、第 3 段階では、IAS39 と同様、減損引当金控除後の帳簿価額に対して当初の実効金利を乗じて利息収益が計算されるため、当初の利息収益率を維持したまま配分計画が修正されていると捉えることができる。

以上から、当初認識後に著しい信用リスクの悪化が認められる第 2・第 3 段階では、当初の予想を超過する信用損失の発生が予想される、または実際に発生しているため、予想信用損失を各期に配分し利息収益に対応させる業績評価に意味はないとして、全期間の損失が直ちに認識されている。

一方、利息収益の計算では、計算の基礎となる帳簿価額について第 2 段階では減損損失計上に伴う簿価修正を行う前の帳簿価額に対して利息が計算され、減損の客観的証拠が認められる第 3 段階では、修正後の帳簿価額を基礎に利息が計算されている。利息計算には、当初の実効金利が用いられていることから、いずれのケースでも投資の継続性は維持され

⁶² IASB[2013], BC61.

⁶³ IASB[2013], BC66.

⁶⁴ IASB[2013], BC29(b).

ているといえるが、段階を踏みながら配分計画の修正が行われていると捉えることができる。つまり、第2・第3段階においても、債権の満期保有による投資の継続性を表そうとする観点からの損益計算が行われているといえ、会計利益モデルに依拠するモデル(B)の会計思考を背景とする処理ということができる。

5. むすび

当初金融商品の分類測定基準では包括的公正価値モデルが指向されていたため、減損処理に関する検討は不要とされていたが、金融危機後の提案では混合属性モデルが維持されることになり、償却原価区分の金融資産に対する減損処理の検討が必要となった。

2009EDモデルでは、利息収益と信用損失の認識を一体化させる実効金利を算定し、当初予想された信用損失を償却原価法を通じ、利息収益の認識パターンに合わせて契約期間にわたって規則的に配分する方法が提案された。これは融資契約締結時に信用損失を見込んで価格設定（金利を賦課）する融資活動の経済的実質を損益計算に反映させるアプローチであり、当アプローチをIASBは理論的に最も適切な減損モデルと位置づけていた。

金融資産の当初認識時に満期までに発生すると予想される信用損失を見積り、これを各期に配分し利息収益に対応させることによって、融資契約の業績評価を行おうとする2009EDの提案は、収益費用アプローチに基づいた利益計算といえる。

また、2009EDでは、予想信用損失の見積りを每期改定し、見積りの変更の影響は（引当金計上を通じて）貸付金の簿価修正として処理し、修正額を直ちに減損損失として純損益に認識する。よって、減損損失（戻入れ）の認識のタイミングは見積りの改定を通じて自動的に決定される。このように、従来モデルよりも早期に信用損失の認識が行われ、ストックの適時性のある評価を行おうとする点で、発生損失モデルに基づく現行基準に比べてストック重視の側面が強化されたと捉えることができるだろう。

しかし、期待CFの改定によって減損損失が認識された後も契約開始時点に設定した当初の実効金利に基づいて利息収益が認識されている。この点から、減損認識後も契約当初の投資の期待に変化はなく、債権を満期まで保有することによってCFを回収する投資の継続性を損益計算に反映させようとする意図が存在するということができる。

投資の継続性を損益計算に反映させようとする処理は、売却（投資の清算）を前提とする価値でストックを評価することに意味をおく純資産モデルではなく、利益獲得活動に着目するフロー指向の会計利益モデルに依拠する処理といえる。以上、信用損失の見積りの改定を行いながら、損益計算面ではフロー指向の会計思考に依拠する2009EDモデルは会計利益モデルを背景とする混合属性会計、モデル(B)に位置づけることができる。

続いて公表された2011SDでは、それまで両審議会において別々に審議されていた減損モデルをコンバージェンスさせるため、IASB当初案とFASB当初案の折衷案が提示された。IASB案は信用損失を加味した価格設定を行う（金利を賦課する）、契約当初の期待を損益計算に反映させる目的の下、契約締結時に見積った信用損失を金融資産の存続期間にわたって配分する考え方を基礎としている。一方、FASB案は金融資産の当初認識時に予想する全期間の信用損失額を十分にカバーする引当金を計上する減損モデルの開発を目的とするため、存続期間にわたる信用損失額を金融資産の当初認識時に即時認識する処理が望ましいと主張される。

2009ED では、全ての金融資産に対して単一の減損アプローチを適用するが、2011SD では、CF 回収に関する不確実性の程度によって債権が二つに分類され、この分類に基づく二元的な減損アプローチが提案されている。バッドブックに関しては、信用度の悪化により契約締結時に期待した CF の回収が見込めなくなっているため、予想信用損失を存続期間にわたって配分する処理はもはや適切とはいえないとして、全額を即時認識する処理を IASB も支持することになった。

これに対し、グッドブックに関する減損モデルについては両審議会の考え方に差異が残され、その折衷案が示された。折衷案では、グッドブックに関する減損損失の認識及び引当金の計上にあたり、二つの計算が要求される。その一つが期間比例配分アプローチであり、これは IASB 当初案（2009ED）で示された信用損失の配分の論理を基礎とする代替的アプローチである。

IASB は運用上の問題から、信用リスクを実効金利算定に含めて存続期間にわたり配分する 2009ED 提案を 2011SD の段階で断念している。しかし、著しい信用毀損が認められない金融資産については、契約締結時の期待を全期間にわたって反映させるため、信用損失を何らかの方法で配分させるアプローチを支持した。よって、この提案の背後にある基本思考に 2009ED からの変化はみられず、2011SD の IASB 案は 2009ED と同様、モデル(B)に位置づけることができる。

2013ED は、IASB 単独の提案となったが、債権区分に基づく多元的な減損アプローチ、及び利息収益と信用損失の認識を分離するデカップル方式の採用が 2011SD より踏襲されている。

2013ED の三階層の債権区分のうち、第 1 段階の金融資産は当初の期待どおりの CF 回収が見込める金融資産であり、2009ED と同様の論理が予想信用損失の認識の基礎となっている。このため、第 1 段階の減損アプローチはモデル(B)の会計思考を基礎とするということができる。

一方、当初認識後に著しい信用リスクの悪化が認められる第 2・第 3 段階では、当初の予想を超過する信用損失の発生が予想されるか、実際に発生が認められるため、予想信用損失を各期に配分し、利息収益に対応させて業績評価することに意味はないとして、全期間の予想信用損失が直ちに認識されることになる。

さらに、利息収益については、いずれの区分においても減損認識後の利息計算に、当初の実効金利が継続して用いられていることから、投資の継続性を示す業績評価が意図されているといえる。

また、利息計算の基礎となる帳簿価額の金額に関しては、第 2 段階は減損認識に伴う配分計画の修正を行う前の帳簿価額に対する利息が計算され、第 3 段階では修正が行われた後の帳簿価額に対する利息が計算されている。このように、第 2・第 3 段階の利息計算では、投資にあたって期待された利息収益率を維持しながら、段階を踏みながら配分計画の修正が行われるものとして理解することができる。

以上、第 2・第 3 段階においても、債権の満期保有による投資の継続性を表現するために、減損認識以後も当初の実効金利を用いて償却原価法に基づき利息収益の認識が行われている。よって、第 2・第 3 段階の減損アプローチも第 1 段階と同じく、フローベースの会計測定を基礎とする会計利益モデルに依拠する処理としてモデル(B)に位置づけることができる。

このように、減損プロジェクトの展開をまとめると、IASB 案では、当初認識以後信用リスクが著しく悪化していない場合は、当初の予想通りの CF の回収が期待されるため、これをなんらかの方法で存続期間にわたって配分させ、約定された利息収益と対応させようとする提案が一貫して示されている。その背景には、融資契約締結当初の期待を反映させた業績把握を可能とする減損処理を望ましいアプローチとする考え方が存在する。これはフローに基づく利益計算を重視する会計利益モデルを基礎とするものといえ、IASB 提案モデルは 2009ED から 2013ED に至るまで、モデル(B)に位置づけることができる。

【参考資料】 2013ED 数値例：ケース1

2013ED					
ケース1：第1段階から第2段階へ区分変更					
	10,000.00	額面金額(CU)			
	10%	契約利率			
	100	# 貸付金件数			
	1,000,000.00	貸付金合計額(CU)			
	10.00%	実効金利 (信用損失考慮前)			

IASBは2011SD以降、実効金利の算定に、当初見積もられる予想信用損失を含めないことを決定したため、実効金利には信用損失考慮前の実効金利が用いられる。

Period	期首残高	利息収益	CF	期末残高	損失評価引当金 残高
1	1,000,000.00	100,000.00	100,000.00	1,000,000.00	0.00
2	1,000,000.00	100,000.00	100,000.00	1,000,000.00	97,386.79
3	1,000,000.00	100,000.00	98,000.00	1,002,000.00	97,386.79
4	1,002,000.00	100,200.00	94,080.00	1,008,120.00	97,386.79
5	1,008,120.00	100,812.00	952,089.60	156,842.40	0.00

0	借) 貸付金	1,000,000.00	貸) 現金	1,000,000.00	当初認識時には第1段階に区分された貸付金
1	借) 貸付金 現金	100,000.00 100,000.00	貸) 受取利息 貸付金	100,000.00 100,000.00	グロスの(引当金控除前)帳簿価額×実効金利
	借) 減損損失	0.00	貸) 損失評価引当金	0.00	12か月分の予想信用損失を0と見積もる
2(ケース1)	第2期末時点で信用リスクが著しく悪化(第2段階に振り替え) 残存期間にわたる信用損失を97,387と見積もる				
	借) 貸付金 現金	100,000.00 100,000.00	貸) 受取利息 貸付金	100,000.00 100,000.00	グロスの(引当金控除前)帳簿価額×実効金利
	借) 減損損失	97,386.79	貸) 損失評価引当金	97,386.79	
3(ケース1)	第2期末時点と同じく、残存期間にわたる信用損失を97,387と見積もる →引当金はすでに97,387計上されているので当期に計上される減損損失はなし				
	借) 貸付金 現金	100,000.00 98,000.00	貸) 受取利息 貸付金	100,000.00 98,000.00	グロスの(引当金控除前)帳簿価額×実効金利
4(ケース1)	第3期末時点と同じく、残存期間にわたる信用損失を97,387と見積もる →引当金はすでに97,387計上されているので当期に計上される減損損失はなし				
	借) 貸付金 現金	100,200.00 94,080.00	貸) 受取利息 貸付金	100,200.00 94,080.00	グロスの(引当金控除前)帳簿価額×実効金利
5(ケース1)	40,000分が貸倒れ、引当金を取り崩す。				
	借) 現金 損失評価引当金 貸倒損失	952,089.60 97,387.00 59,455.40	貸) 受取利息 貸付金	100,812.00 1,008,120.00	グロスの(引当金控除前)帳簿価額×実効金利

参考文献

FASB[2010] Proposed Accounting Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*.

IASB[2009a] Exposure Draft, *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment*.

— [2011] Supplementary Document, *Financial Instruments: Impairment*.

— [2013] Exposure Draft, *Financial Instruments: Expected Credit Losses*.

草野真樹[2010] 「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」 IMES Discussion Paper, No.2010-J-12.

米山正樹[2003] 『(増補版) 減損会計—配分と評価—』 森山書店.

参考 URL

FSF[2009] *Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System*, available at:

http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_0904a.pdf (accessed on March 16, 2014.)

IASB[2009b] 2009ED IASB Staff Example, available at:

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IAS-39-Financial-Instruments-Recognitio/Impairment/IASB-Staff-Examples/Pages/IASB-Staff-Examples.aspx> (accessed on March 16, 2014).

— [2012] IASB meeting summaries and observer notes, October 2012, available at:

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IAS-39-Financial-Instruments-Recognitio/Impairment/Meeting-Summaries/Pages/IASB-Oct-2012.aspx> (accessed on March 16, 2014).

あずさ監査法人[2011] 「IFRS 最新提案の解説：オープンポートフォリオで管理される金融資産の減損」, available at:

http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2012/07/30/new-on-the-horizon-impairment-of-financial-assets-2011-02_j.pdf (accessed on March 16, 2014).

— [2013] 「IFRS 最新提案の解説：金融商品—予想信用損失」, available at:

http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2013/04/30/expected-credit-losses-2013-03.pdf (accessed on March 16, 2014).

第5章 保険契約プロジェクト

1. はじめに

プロジェクト年表・公表文書略称

	公表文書	略称
2007年5月	討議資料「保険契約に関する予備的見解」	2007DP
2010年7月	公開草案「保険契約」	2010ED
2013年6月	公開草案「保険契約」	2013ED

IASBの前身 IASC は保険契約プロジェクトを 1997 年に開始した。フェーズ 1 は 2004 年に暫定基準として IFRS4 を公表して完了した。IFRS4 は暫定基準であり、保険負債の測定に繰延対応アプローチ (deferral and matching approach) を採用する現行実務を追認する基準となっている¹。現在進行中のプロジェクトはフェーズ 2 にあたり、現行 IFRS4 の改善を目的としている。保険契約プロジェクトは、MoU 項目に含まれるプロジェクトではないが、コンバージェンスを目的に、FASB は 2008 年 10 月から当プロジェクトに参加している² (保険契約プロジェクトのプロジェクト年表及び本章での公表文書の略称については上表を参照されたい)。

本章では現在までに公表されている三つのデュープロセス文書に提示された保険負債の測定モデルに的を絞り、各公表文書の位置づけを行う (三つの文書における測定モデルの相違点は章末の【参考資料 1】で比較をまとめており、そちらも参考にされたい)。さらに、この位置づけを基に保険契約プロジェクトにおける会計思考変遷を示すことにする。

2. 現行基準の位置づけ

前述のとおり、IFRS4 は暫定基準であり、保険負債の測定に繰延対応アプローチ (deferral and matching approach) を採用する現行実務を追認する基準となっている。繰延対応アプローチにおいては、後述するフェーズ 2 の測定モデルのように保険負債の測定要素を三つのビルディングブロックに識別するアプローチはとられていない³。

繰延対応アプローチの下での保険会計の目的は、通常未知であり予測困難な費用 (保険金) と、通常容易に測定可能な収益 (保険料収入) を対応させることにある⁴。当初保険負

¹ IASB[2004], IN4. 繰延対応アプローチについては IASC[1999], pars.154-156 参照。また、IFRS4 の位置づけについては羽根[2012], p.7 参照。

² IASB[2010], BC8.

共同審議において IASB と FASB は多くの分野で同一の結論に達したが、一部 (e.g.適用範囲及び測定モデルの構成要素の一部) で異なる提案を示している。このため、FASB は 2010 年 9 月及び 2013 年 6 月に独自の提案を公表した。本章では、FASB 独自の提案内容に関する検討は行っていない。

³ IASB[2007], par.33.

⁴ IASC[1999], par.154.

債は受取保険料と同額で測定され、費用収益対応のため未経過保険料⁵は対応する費用（保険金）が発生した時に収益認識されるまでは繰り延べられることになる⁶。また、保険負債は現在の価値で測定されないため、資産に対する減損テストと同様に、負債を増額させる必要があるか判断する「負債十分性テスト」が各期末に行われる。その際、負債の帳簿価額が不十分とされた場合はその不足額が純損益に認識される⁷。

以上から、現行基準では原価ベースの測定と結びついた収益費用アプローチが、ストックの測定値のリアリティを重視する考え方に基づく負債十分性テストによって補完された測定アプローチが採用されている。よって、会計利益モデルのパラダイム内でフロー重視の収益費用アプローチに基づく会計思考がストック重視の会計思考によって補強されている状態と捉えることができ、モデル(B)に位置づけることができる。

3. 2007DP

3-1. 2007DP 測定モデルの全体像

IASB はフェーズ 2 の最初のデュープロセス文書として、2007 年に討議資料「保険契約に関する予備的見解」（2007DP）を公表した。ここで提案された保険負債の測定属性は現在出口価値であった。

2007DP における現在出口価値は、「残存する契約上の権利と義務を直ちに他の企業に移転するための対価として保険者が報告日時点で支払うことが見込まれる額」⁸と定義されている。保険負債に関連する不確実性や多くの保険契約が長期間にわたる点を考慮すると現在出口価値による測定は、適時性のある情報を提供する点で目的適合的であると主張されている⁹。

ただし、保険負債の現在出口価値は通常観察可能でないため、これを三つのビルディングブロックに分けて見積ることが提案された。当初認識時に保険契約に係る権利義務は独立的に現在出口価値によって評価されるため、差額が生じた場合は初日の損益が認識されることになる。また、事後測定では、三つのビルディングブロックを毎期末再評価することが要求され、その変動は全て純損益に認識される¹⁰。

3-2. 現在出口価値

2007DP の現在出口価値は保険負債の移転価値を表し、CF 見積りには市場整合的なインプットを用い、企業固有の見積り要素が排除されている。このような現在出口価値の概念は IFRS13 の公正価値の概念とも整合する。

2006 年公表の SFAS157 「公正価値測定」に倣い、2011 年に公表された IFRS13 （「公正価値測定」）によれば、公正価値は市場を基礎とした測定であり、企業固有の測定ではない

⁵ 既に支払われた保険料のうち保険会社のリスク負担責任が残存する未経過のカバー期間に係る保険料である。

⁶ IASB[2007], pars.33 and 111(c).

⁷ IASB[2004], par.15.

⁸ IASB[2007], par.93.

⁹ IASB[2007], par.91.

¹⁰ IASB[2007], pars.93 and 329.

とされる。よって、同一資産負債についての価格が観察可能でない場合は、市場参加者の観点から測定日現在の現在出口価格を見積ることが要求される。その場合、観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限とすることが求められる¹¹。

保険負債には通常観察可能な市場価格が存在しないため、現在出口価値の見積りには観察可能でないインプットを使用せざるを得ない。IFRS13では観察可能でないインプットを使用して市場参加者の観点から現在出口価値を見積る場合、Level3の公正価値に位置づけられる¹²。よって、観察可能でないインプットを使用し、市場参加者が価格決定に用いる仮定を反映させて算定される2007DPの現在出口価値は、Level3の公正価値と同様の概念と捉えることができる¹³。

3-3. 測定属性に現在出口価値が提案された背景

3-3-1. 保険契約を金融商品と同一視

保険負債の測定属性に現在出口価値を提案した背景の一つには、保険会社の事業モデルを銀行、投資ファンドなど他の金融業の事業モデルと同様に捉え、保険契約を（のれん価値を持たない）金融商品と同一視する点が考えられる¹⁴。保険契約を金融商品と捉える考え方は、保険会社と他の金融機関の会計実務の比較可能性を現行実務の改善点として挙げていることから示唆される¹⁵。

さらに、2007DPでは、保険契約を担保する資産との関連で保険負債の測定モデルを検討するにあたり、理想的な測定モデルは存在する全ての経済的ミスマッチ¹⁶を報告し、いかなる会計上のミスマッチ¹⁷も発生させないモデルであると記述されている¹⁸。保険会社の事業モデルは資産負債管理（Asset Liability Management、以下ALMと略称する）に依存して

¹¹ IASB[2011], pars.2-3.

¹² IASB[2011], par.86.

¹³ 小川[2009]では2007DPの現在出口価値について、保険負債の取引市場における流動性が認められない限り、Level2ないし、Level3の公正価値に位置づけるべきとする(p.81)。

¹⁴越智[2011]では、保険契約を金融商品と捉える考え方に関連し、長期の保障性商品の割合の高い日本のケースでは、人の生死や病気に伴う不確実性をプールという仕組みによって軽減することが（生命）保険会社の提供する本来の付加価値であり、それは貯蓄の代替手段の提供や、予定利率の形で一定の投資収益率を保証することと本来的に異質であるとする。この場合、保険の本質は金融商品というよりもサービス財といえ、このようなタイプの保険契約にとって、公正価値会計が適切な測定モデルとはいえない点を指摘している(pp.128-129)。

¹⁵ IASB[2007], par.4.

¹⁶ 「経済的ミスマッチ」は資産及び負債の価値または資産及び負債から生じるCFが、経済状況の変化に対して異なる反応をするときに発生する。例えば、保険負債のデュレーションが保険負債を担保する固定金利資産のデュレーションより長い場合に、経済的ミスマッチが発生する(IASB[2007], par.177)。

¹⁷ 「会計上のミスマッチ」は、経済状況の変化の資産及び負債に与える影響が同程度でありながら、異なる測定属性を適用しているため、それらの資産及び負債の帳簿価額が経済状況の変化に等しく反応しない場合に発生する(IASB[2007], par.177)。

¹⁸ IASB[2007], par.179.

おり¹⁹、ALMの観点からも保険負債の測定属性が検討された。

ALMの観点から、保険会社にとっての会計上のミスマッチは、資産側ではなく保険負債の測定の欠陥に原因があるとして、資産側処理との一貫性から保険負債についても現在出口価値による測定の必要性が指摘された²⁰。

それは2007DP公表当時、金融商品プロジェクトにおいて包括的公正価値会計導入が長期的目標として検討されていたことと関係する。即ち運用先の金融資産の処理に整合して保険負債についても公正価値会計を適用することで会計上のミスマッチを回避しようとする意図があったと解される。このように、ALMの観点による測定属性の考慮において保険負債と他の金融商品との会計処理に一貫性を持たせようとする考え方にも、保険契約を金融商品と同一視する考え方が反映されている。

3-3-2. 情報提供機能の重視

もう一つの背景として、保険契約プロジェクトでは保険監督当局への報告ではなく、投資家への情報提供を会計目的とする点が挙げられる。一般的に測定属性の選択は、会計目的をどこにおくかに関係すると考えられる。それは、会計の機能として利害調整機能を重視するのか情報提供機能を重視するのかによって、どのような情報が要求されるかが異なるためである。

利害調整機能を重視するのであれば、測定値の硬度として硬い測定が選好され、取引をベースとした（原価による）測定が選択されるといえる。一方、情報提供機能を重視するのであれば、投資意思決定に有用な情報であればよく、必ずしも硬い測定である必要はない。一般的に投資家は意思決定において将来CFの予測に資する情報を必要とすると考えられている。そのような情報にはストックの期末時点の価値が含まれ、情報提供機能を重視する場合、測定値は時価と結びつきやすい²¹。

契約者保護を重視する保険監督当局への報告目的に偏っていた現行実務と異なり、2007DPは、報告対象として投資家に焦点を当てている。利害調整機能よりも情報提供機能に重心が移行した結果、長期の保険契約に関する適時性のある情報を提供する必要性が生じたという点²²、さらに上記で示したように、保険契約を金融商品と捉えるならば、保険負債の時価情報が投資家の意思決定において意味をもつと考えられた点も現在出口価値選択の論拠として指摘できるのである。

3-4. 保険負債の三つの測定要素

保険負債の現在出口価値の見積りにおいて基礎となる三つのビルディングブロックは次の要素から構成される。第一は将来CFであり、これは契約上のCFの明示的でバイアスのない、市場整合的な、確率加重された現在の見積り、即ち市場価値と整合的な期待値ベ-

¹⁹ 「保険会社は一般に固定金利の保険負債(予定利率を保証)に係る市場金利の変動リスクに対応するため、固定金利資産(債券、貸付金等)を保有して、負債と資産のデュレーションをマッチングさせることにより、金利変動リスクを回避・最小化している」(越智[2011], p.131)。

²⁰ IASB[2007], par.180.

²¹ 万代[2011], pp.338 and 359 及び万代[2000]pp.14-17.

²² 同様の指摘は上野[2009], pp.175-177 及び越智[2011], pp.127-128 でもなされている。

スの測定とされる。これは市場整合的な測定であるので、企業固有の見積りは CF の測定から排除される²³。

第二は貨幣の時間価値について将来 CF の見積りを調整する、現在の市場における割引率である。割引率は時期、通貨、流動性に関して保険負債の CF とマッチする特徴をもつ CF に係る観察可能な現在の市場価格と整合するものとされている²⁴。

第三はマージンであり、これにはリスクマージンとサービスマージンが含まれる。リスクマージンはリスク負担の対価と捉えられ、その測定目的は将来 CF の金額及び時期に関する不確実性についての情報を提供することにある。その測定はリスクの負担に関して市場参加者が要求する対価の明示的でバイアスのない見積りである必要があり、観察可能な市場価格と可能な限り整合すべきとされた。一方、サービスマージンは（投資マネジメントサービス等）保険サービス以外の他のサービスの提供がある場合、これに対して市場参加者が要求する対価を表す²⁵。

サービスマージンの事後測定では、市場価格の変動を毎期末純損益に反映させるだけでなく、保険者が関連するサービスを提供するにしたがって、マージンを減額し、その減額分を収益として認識する処理が行われる。ただし、期間中に認識される収益は、契約金額を配分した額をベースとするのではなく、当期のサービス提供部分に対して市場参加者が要求するであろうマージンを独立的に測定した金額をベースとする²⁶。

3-5. 2007DP 分析—保険負債の継続的評価及び変動額の取扱いからみえる会計思考

提案では、当初認識時に保険契約に係る権利義務を現在出口価値によって独立的に評価するため、差額が生じた場合は初日の損益が認識される。また、当初認識以後は三つのビルディングブロックを毎期末再評価し、再評価に伴う保険負債の帳簿価額の変動は全て純損益に認識する。これは、金融商品に対する包括的公正価値会計の導入と整合的に保険負債にも同様の会計処理を適用することを狙ったためといえる。要するに 2007DP は保険契約に公正価値会計を適用した測定モデルということができる。

通常、保険会社は保険契約に係る権利義務を第三者に移転するのではなく、契約期間にわたり保険金や給付金を契約者に支払うことによって、義務を履行することを予定している。このような事業モデルの下、保険負債の移転を仮定して負債を現在出口価値で評価し、その期間変動差額を即純損益に認識することによって、保険契約の業績を適切に描写できるとは考えにくい。

保険契約を金融商品と捉える立場から、2007DP では保険負債の現在出口価値（公正価値）情報が重視される。しかし、2007DP の公正価値モデルによって算定された利益は業績指標としての位置づけではなく、資産負債アプローチに基づいたストックの二時点間の変動差額として計算された結果にすぎない。ここに稼得利益計算が重視される会計利益モデルのパラダイムから離脱し、新パラダイム、純資産モデルの下、ストックの公正価値評価に先

²³ IASB[2007], IN18 and par.34.

²⁴ IASB[2007], par.69.

²⁵ IASB[2007], pars.71, 75, 86-87 and app.F, F3(e).

²⁶ IASB[2007], par.88.

導され従属的に利益が決定される構図を捉えることができる²⁷。このため、2007DPの依拠する会計思考は純粋な公正価値会計を適用するモデル(D②)に位置づけることができる。

4. 2010ED

4-1. 履行CFの現在価値

保険者は通常保険契約に係る権利義務を第三者に移転することを予定していないため、移転を仮定した現在出口価値は保険負債にとっての適切な測定属性とはいえないという点が2007DPに対する主な批判であった。

上記の批判を受け、2010年公開草案(2010ED)では収益認識プロジェクトとの整合性も重視して、保険者の履行によって生じるであろうCF(履行CFの現在価値)を測定属性として提案した。新たな測定属性の提案により、保険者が保険金や給付金を保険契約者に支払うことによって、履行義務の充足を予定する事実を測定に反映させることが可能とされている²⁸。

2007DPでは保険契約に公正価値会計が適用され、これに伴って当初認識時に初日の利益が認識される余地があった²⁹。しかし2010EDでは履行価値概念が導入されることから、未履行の段階で初日の利益を認識することは不適切とされる。

履行CFの現在価値は「将来CF」、「貨幣の時間価値を調整する割引率」、及び「リスク調整」の三つのビルディングブロックから構成される。そして、保険負債は履行CFの現在価値に、契約開始時の初日の利益の認識を排除する「残余マージン」を加えた合計額によって測定されることになる³⁰。2010EDにおける保険負債の当初測定を図示すると図表3のようになる。

事後測定では残余マージンを除き全てのビルディングブロックを毎期末再測定することが要求され、その見積りの変動は全て純損益に計上される。また、保険負債の各期末における帳簿価額は(a)期末時点の履行CFの現在価値、及び(b)残余マージンの残存価額の合計となる³¹。

²⁷ 保険者のサービス提供にしたがって、サービスマージンの減額を行う処理については、稼得プロセスに着目する処理といえる。しかし、サービス提供に伴って減額される金額は原価ベースの測定値ではないため、会計利益モデルに依拠する処理とはいえないであろう。

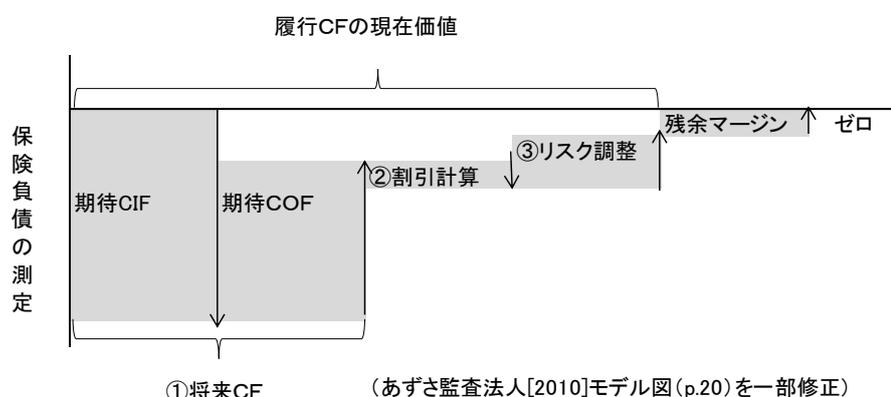
²⁸ IASB[2010], BC51.

²⁹ 2010EDの残余マージンは、保険会社の見込む収益性(マージン)を表すものとされている。一方、2007DPでは期待CIF・期待COFをはじめ、保険負債の各測定要素が市場参加者の視点、即ち公正価値(現在出口価値)によって測定される。よって、2007DPでは、各測定要素の公正価値測定に伴い、2010EDにおける保険会社の見込むマージン以外の要素を初日の利益として認識するものと考えられる。2007DPでは、初日の利益として認識されるリスクマージン・サービスマージン以外の要素として、「複数の契約から成るポートフォリオを構築する努力に対する非明示的な手数料」を挙げている(IASB[2007], pars.82 and 84)。

³⁰ IASB[2010], pars.17 and 22.

³¹ IASB[2010], pars.47-48, 53, 72 and BC132.

図表 3 2010ED 測定モデル（当初測定）



*確率加重はビルディングブロック①で、割引計算はビルディングブロック②で行う。
 ②の割引計算で期待キャッシュインフロー(期待CIF)と期待キャッシュアウトフロー(期待COF)をそれぞれ割り引く。
 将来COFの期待現在価値に③リスク調整分を加算し、その合計額が将来CIFの期待現在価値より小さい場合、その差額を残余マージンとして認識する。よって、初日の利益は認識されない。

4-2. 三つのビルディングブロック

以下では、履行CFの現在価値の各構成要素の測定に関し、2007DPからの主要な変更点のみ取り上げる（割引率に関する変更はない）。特に2007DPモデルとの違いは残余マージンの会計処理に表れている。

4-2-1. 将来CFの見積り

2007DPからの変更点は、原則として市場整合的な測定を要求するものの、非市場変数（解約率、保険金請求の頻度及び程度、また死亡率等）について企業固有の見積りを反映させることが許容される点である。ただし、非市場変数についての確率の見積りは、これと関連する観察可能な市場変数と矛盾してはならないとされる³²。

4-2-2. リスク調整

2010EDでリスク調整は「最終的な履行CFが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額」³³と定義されている。

上記の定義はリスク調整の概念を明確に提示したとはいえないが、「結論の根拠」ではリスク調整を明示的に測定するメリットにリスクを生み出す負債とリスクフリーの負債を区別できる点を挙げている³⁴。

また、IASB・FASBスタッフミーティングにおいてもリスク調整の背景にある概念として上記と同様の説明を与えている³⁵。即ち、リスクに中立的でない保険者は、固定CFを生じさせる負債よりも高い支払金額によって同額の期待現在価値を有する保険負債を評価す

³² IASB[2010], par.23 and B50.

³³ IASB[2010], par.35.

³⁴ IASB[2010], BC112.

³⁵ IASB/FASB[2011], p.13.

ると考えられる。この場合の両負債の差額がリスク調整として測定されることになる。したがって、2007DP のリスクマージンと同様、2010ED においてもリスク調整は保険者の不確実性の負担に対する対価と捉えることができる。

ただし、2010ED では測定属性に履行価値を提案しており、リスク調整の測定は 2007DP のように市場参加者の視点ではなく保険者の視点を反映させることになる。リスク管理は保険の事業モデルに不可欠であり、企業の視点からリスク調整を別個に測定することによって、保険契約のリスク量に関する有用な情報を提供できると説明されている³⁶。

4-2-3. 残余マージン

残余マージンは別個に識別できない対価の集合であり、保険契約の収益性を描写する。残余マージンは、契約開始時点で将来キャッシュアウトフロー（将来 COF と略称する）（e.g. 保険金、給付金）の期待現在価値にリスク調整を加えた金額が将来キャッシュインフロー（将来 CIF と略称する）（e.g. 保険料）の期待現在価値より小さい場合に認識される。2010ED では履行価値が測定属性として選択されているので、サービス提供前の段階で利益は認識されない。このため初日の利益に相当する額を消去する金額で残余マージンが当初測定されることになる³⁷。つまり、残余マージンは市場参加者の観点から測定されるのではなく、保険契約者との取引価格の一部を配分した金額によって測定されるのである³⁸。

事後測定では当初測定と整合的に、当初認識時に算定された取引価格をベースとした金額が一定の方法で配分され、継続的評価は行われ³⁹ない。残余マージンの期末の帳簿残高は、①残余マージンに係る利息費用（割引の戻し）を加算し、②マージンの解放（償却）額が減算された額となる。

まず、①については、保険負債の他の構成要素に貨幣の時間価値を反映させるのと整合的に、残余マージンに対する利息費用を計上することが提案された。残余マージンは再評価されないため、利息計算に適用する割引率には契約開始時に設定された貨幣の時間価値を調整する割引率が使用される⁴⁰。

次に②に関しては、残余マージンは未稼得の利益を表すことから、契約に基づく保険者のサービス提供パターンを反映させる規則的な方法によりカバー期間（coverage period）にわたり償却され、収益として認識される⁴¹。よって、契約のカバー期間終了時までには残余マージンは全額収益として認識され、残高はゼロとなる。

4-3. 2010ED の分析

2010ED で提案された履行 CF の現在価値は移転価値を表す概念ではないため、将来 CF の見積りやリスク調整の測定に一部企業の視点を反映させることを許容するが、原則的に

³⁶ IASB[2010], BC109.

³⁷ 契約開始時に初日の損失となった場合は不利な契約として直ちにその額を純損益に認識する。

³⁸ IASB[2010], par.17, BC105 and BC125.

³⁹ IASB[2010], par.50, BC113.

⁴⁰ IASB[2010], par.51 and BC131-BC132.

⁴¹ IASB[2010], par.50 and BC127.

は市場価格と整合的な測定が要求されている⁴²。さらに、残余マーゲンを除き、保険負債の他の測定要素は毎期末再評価され、変動額は直ちに純損益で認識される。

通常、義務を負う主体は報告企業そのものであるため、負債の測定には企業の意図を反映させるべきであろう。というのも、保険契約に係る権利義務を第三者に移転することが意図されていないならば、負債を移転価値で測定するのは適切とはいえないからである。このため、2010ED では保険負債の測定に収益認識プロジェクトとも整合する履行価値概念を導入することになった。しかし、保険負債の期末時点の価値を提示するために、残余マーゲンを除き保険負債の他の測定要素について継続的評価を行い、変動額を全て利益として認識する構造は 2007DP と変わらない。よって、2010ED では依然として保険負債の現在の価値を示すことが重視され、ストックの二時点間の変動差額を利益とする 2007DP と同様の会計思考が存在するといえる。

一方、残余マーゲンの当初認識及び事後の償却の会計処理において、限定的な範囲で稼得利益計算を重視する考え方が採用されている。2010ED では測定属性に履行価値概念を導入しているため、未履行の段階で利益を認識するのは不適切とされる。このため、当初認識時に残余マーゲンは保険負債の他の測定要素のように独立的に測定されるのではなく、保険契約者によって支払われた保険料の一部を配分した額（初日の利益に相当する金額）によって測定される。

このように算定される残余マーゲンは、保険契約の収益性を表し、繰延利益の性格をもつものと捉えられている。よって、事後測定において、契約開始時に測定された金額を将来のカバー期間にわたり、サービス提供パターンを反映させた規則的な方法で償却し、これを収益として認識する。このように、当初認識時の処理と併せて、残余マーゲンの事後測定の背景にはサービス提供パターンを利益計算に反映させようとする考え方があり、これは稼得利益計算を重視する会計利益モデルに立脚した処理といえる。

以上をまとめると、各ビルディングブロックを毎期末再評価し、再評価に伴う変動額を全て純損益に認識する構造から、2010ED は基本思考において 2007DP に拠りながら、測定属性に関する批判に対処するため、これを履行 CF の現在価値に置き換えることで最低限の修正を行ったものと解釈できる。つまり、2007DP で示された純資産モデルの会計思考に基づく測定アプローチは 2010ED においても基本的には支持されているといえる。ただし、2010ED では、測定属性に関して履行価値概念を導入することにより 2007DP モデルを修正し、残余マーゲンに関しては公正価値モデルではなく、会計利益モデルと親和性のある処理が混入することになった。

残余マーゲンの会計処理に関する新たな提案から、当初認識及び事後の償却パターンにおいて、限定的範囲ではあるが利益計算を重視する考え方が採用されている。限定的な範囲とはいえ、従来のパラダイムにおける会計思考が測定アプローチに採用されている以上、2010ED モデルは全面的に純資産モデル下の純粋な公正価値モデルの会計思考に立脚しているとはいえない。つまり、2010ED はパラダイム転換を指向する過程で、純粋な公正価値モデルが適合しない領域に従来の会計利益モデルに依拠する処理が残されている状態といえることができる。よって、2010ED はモデル(C)に位置づけることができる。

⁴² IASB[2010], B43, B50 and BC49.

ただし、2010ED 提案に従って計算される純損益は、稼得利益計算を重視する会計利益モデルの下で伝統的に計算されていた純損益に比べ、短期の変動を反映させたボラティリティの高い利益となることが予想される。

5. 2013ED

2013 年公開草案 (2013ED) では、2010ED に引き続き保険負債の測定属性として履行 CF の現在価値が提案されている。章末【参考資料 1】で示すように、2013ED における保険負債の測定要素の内容は 2010ED から変更はなく、「残余マージン」が「契約上のサービスマージン」という名称に変更されたのみである⁴³。

ただし、見積りの変動の取扱いに関して利益計算の観点から 2010ED モデルを整理し、全ての変動を直ちに純損益に認識するのではなく、その内容によって、純損益、マージンの調整、または OCI として区別して認識する修正が加えられた。以下では 2010ED からの主要な変更箇所を論じることとする。

5-1. 各ビルディングブロックにおける見積りの変更の取扱い

5-1-1. 将来 CF

当初測定後、将来 CF は各期末に再測定されるが、CF の見積りの変更の影響はその性質に応じて純損益または契約上のサービスマージンの調整として反映される⁴⁴。

CF の見積りの変更が将来のカバー及び付随する他の将来のサービスに関連する場合、契約の将来の収益性に影響を与えることが考えられる。よって、その見積り変動の影響は、繰延利益である契約上のサービスマージンを加減させることにより、マージンの償却を通じて将来の期間において損益認識される⁴⁵。また、契約上のサービスマージンは負の値をとらないため、残高を使い切った後は不利な契約となり、見積りの変更は直ちに純損益に認識されることになる。一方、発生保険金⁴⁶の見積りの変更など、過去 (及び現在) のカバーに関連する CF の見積りの変更は即純損益で認識される。

5-1-2. 貨幣の時間価値

保険負債測定のための割引率は毎期末更新されるが、保険負債の利息費用 (割引の戻し) は当初認識時に適用した割引率を用いて計算され、当該利息費用は純損益に認識される⁴⁷。

一方、更新された割引率を用いて測定した保険負債の帳簿価額と当初認識時の割引率を用いて測定した保険負債の帳簿価額の差額、即ち割引率変更の影響は利息費用とは区別し OCI に計上される⁴⁸。

割引率変更の影響を OCI に区別して認識する理由には、割引率の変更から生じるボラテ

⁴³ IASB[2013], pars. 18(b), 28, BC28 and BCA22.

⁴⁴ IASB[2013], pars. 30-31 and B55.

⁴⁵ IASB[2013], BC31.

⁴⁶ 既に発生している保険事故に係る保険金請求を企業が調査して支払う義務に関連する CF。

⁴⁷ IASB[2013], pars.25 and 60(h).

⁴⁸ IASB[2013], par.64.

イリティの高い利得及び損失を保険契約の引受け及び運用の業績と区別し、保険業の本来の業績を適切に把握できる点が挙げられている⁴⁹。

さらに、保険負債の会計処理を 2012 年公開草案「分類及び測定：IFRS9 の限定的修正」によって FVOCI に強制区分される負債性金融商品の処理と一致させる目的も挙げられる。保険者は保険負債に対応して金融資産を常に保有しており、両者の会計処理に一貫性を持たせることにより、会計上のミスマッチを削減させることが可能になると考えられている⁵⁰。また、上記の IFRS9 修正案において FVOCI に強制区分される金融商品と同様、OCI に累積した割引率変更の影響は保険負債の認識中止時に純損益にリサイクルされる⁵¹。

5-1-3. 契約上のサービスマージン

契約上のサービスマージンは 2010ED の残余マージンと同様、リスク負担に加えて提供するサービスについて課した契約の収益性を表すマージンとされ、初日の利益に相当する金額で当初認識される⁵²。

契約上のサービスマージンの期末残高は、①将来 CF の見積り変更に伴う調整、②マージンの償却、③契約上のサービスマージンに係る利息費用が加算減算された結果として導かれる⁵³。事後測定に関する処理のうち 2010ED から変更されたのは①のみである。

当初測定後、契約上のサービスマージンは将来のカバーや他の将来のサービスに関連する CF の見積り変更額と相殺される⁵⁴。ただし、通常は当該調整によって保険負債の帳簿価額合計は変化せず、保険負債の内訳項目間の振替（将来 CF からマージンへの振替）が生じるのみである⁵⁵。保険負債の帳簿価額合計が将来のカバー期間に係る CF の見積りの変更によって変化するのは、将来 CF の見積りが契約上のサービスマージン残高を超過して変動する不利な契約となった場合である。

将来のカバー期間に係る CF の見積りの変更の影響はマージンの調整として処理する一方、割引率の変更の影響は OCI として処理される。どちらの処理も見積りの変更の影響を直ちに純損益に認識しないことを意図しているが、将来 CF の見積り変更の一部を OCI ではなくマージンの調整として処理する理由はどのように捉えるべきであるのか。

将来 CF の見積り変更が、OCI で処理された場合でも、履行義務の充足に伴って保険負債が減少することで、対応する OCI 累積額が純損益にリサイクルされる。よって、OCI で処理した場合と、マージンの帳簿価額に加減算して調整し、マージンの償却に伴って収益認識する処理とでその後の純損益に与える影響は同じといえる。しかし、OCI で処理された場合は、リサイクル時には直接純損益に認識され、マージンの調整であれば、マージンの償却時にトップラインの収益として認識される。

2013ED では契約上のサービスマージンは保険契約の収益性の描写とされ、未稼得利益として捉えられている。そして、将来 CF の見積りの変更をマージンの調整とするのは、これ

⁴⁹ IASB[2013], BC119-BC120.

⁵⁰ IASB[2013], BC121.

⁵¹ IASB[2013], par.65.

⁵² IASB[2013], BC26 and BCA105.

⁵³ IASB[2013], par.30.

⁵⁴ IASB[2013], par.30.

⁵⁵ IASB[2013], BC33.

が契約の将来の収益性に影響を与える要素と考えられるためと説明されている⁵⁶。

OCI で処理された場合は履行義務充足時にトップラインの収益として表示されず、直接純損益に表示されてしまうため、保険契約の収益性に影響を与える将来 CF の見積りの変更については、将来の期間に収益として表示されるように契約上のサービスマージンの調整項目とする必要があったのではないかと考えられる。

これに対し、割引率変更の影響は短期的な変動であり、履行義務の充足に関連しない変動と捉えられている⁵⁷。よって、保険契約の本来の業績として将来において収益として認識されるマージンの調整項目とするのは不適切とされ、OCI で処理するものとみられる。

5-2. 2013ED の分析

2013ED は、履行 CF の各測定要素の継続的評価を要求するため、保険契約の期末のポジションを提示することに意味をおいているとみられる。しかし、ストックの評価差額の取扱いでは、2010ED よりも広い範囲で利益計算を重視する会計利益モデルに依拠する処理が採用されているといえることができる。

具体的には、①将来 CF の見積りの変動を全て純損益に認識せず、未履行の将来のカバーまたは他の将来のサービスに関する CF の見積りの変動については、将来の損益計算に反映させるため、契約上のサービスマージンの調整と処理、そして②純損益を長期の保険契約の業績評価にとって意味のある指標とするために、割引率変動に伴う短期のボラティリティの影響を保険契約の本来の業績と区別し、OCI で認識する処理が挙げられる。

2013ED では①、②の処理にあるように、純損益を当期の業績を表す指標に位置づけ、当期の業績として捉え得るか否かの観点から、見積り変更の影響を直ちに純損益で認識するか、もしくは OCI やマージンの調整として純損益と区別して認識する処理が使い分けられている。

このように、2013ED では、保険負債の測定において契約ポジションの期末時点の価値を提示することに意味がある点でストック重視の会計思考が存在する一方、見積りの変動の取扱いに関する修正提案から利益計算重視の会計思考の採用される範囲が2010ED に比べて拡大したといえる。つまり、2013ED には、保険負債と他の金融商品の類似性を捉えて貸借対照表上、提供するサービスを将来 CF の現在価値をベースに測定すること、及び第三者への移転ではなくカバー期間にわたってサービス提供することによって収益を獲得する、保険契約のサービス財としての側面を損益計算書上反映させようとする二つの考え方を同時成立させようとする意図が存在すると捉えることができるのではないだろうか⁵⁸。

以上の分析結果から 2013ED ではストックの適時性のある評価を重視する会計思考が存在する一方、利益計算の側面においては稼得利益計算を重視する会計利益モデルの基本思

⁵⁶ IASB[2013], BC31.

⁵⁷ IASB[2013], BC77.

⁵⁸ 本章では、計算例を用いた各測定モデルの検討を本文中に含めていない。公表文書の提案内容の概念的検討から得られる結論と実際の計算に基づく検証結果が一致しない可能性もあり得るだろう。本章における検討結果を数値例に基づいて確認する作業については今後の研究課題としたい。

考が中心的役割を果たしているといえられる。よって、2013ED の会計思考は会計利益モデルのパラダイム内においてフロー重視の会計思考がストック重視の会計思考によって補強された状態といえ、モデル(B)に位置づけることができる。

6. むすび

2007DP では純資産モデルへの転換を試み、保険会計に公正価値会計を適用しようとしたが、保険負債の移転を仮定する現在出口価値による測定に批判を受け、2010ED では測定属性が収益認識プロジェクトとも整合する履行 CF の現在価値に変更された。

残余マージンを除き、履行 CF の現在価値の三つの測定要素はいずれも毎期末再評価され、その見積り変動は直ちに純損益に認識されるため、測定属性が履行 CF の現在価値に置き換えられた点を除き、2010ED の基本思考に 2007DP からの変化は見られない。ただし、測定に履行価値概念を導入した結果、サービス提供をしていない段階で初日の利益を認識することを回避する必要性が生じた。このため、初日の利益に相当する額は保険契約に係る繰延利益である残余マージンとして認識されることになった。残余マージンは事後に企業のサービス提供パターンを反映させる規則的な方法でカバー期間にわたり償却され、これに伴い収益が認識される。よって、2010ED はストックの現在の価値の提示を重視する会計思考と限定的範囲において稼得利益計算を重視する会計思考が並存する測定モデルといえることができる。

このように、2010ED は 2007DP と同様、純粋な公正価値モデルを指向しながら、測定に履行価値を導入したため残余マージンを認識せざるを得なくなった。公正価値モデルを適用できない残余マージンに関する会計処理に会計利益モデルの稼得実現概念が介在しており、純資産モデル下のモデル(D②)に位置づけられる 2007DP から、会計利益モデルの方向に一段階振り戻された状態と捉えることができる。このため、2010ED はモデル(C)に位置づけることができる。

2013ED においても、履行 CF の各測定要素は毎期末再評価されるため、ストックの期末時点の価値を重視する会計思考が存在するといえる。ただし評価差額の取扱いにおいて、2013ED は 2010ED モデルを利益計算の観点から整理したモデルとなっており、稼得実現概念を重視する会計利益モデルに依拠した処理がより広い範囲に及んでいる。

つまり 2013ED モデルは、契約ポジションの期末時点の価値を提示することを重視するストック重視の会計思考と、修正案として加えられた見積り変動額の取扱いに表されるように、稼得利益計算重視の会計思考の両者を同時に成立させることを狙った測定モデルと捉えることができる。よって、2013ED は、会計利益モデル下の稼得利益計算重視の会計思考がストックの現在の価値の提示を重視する会計思考によって補強された状態と解釈することができ、モデル(B)に位置づけられる。

以上、保険契約プロジェクトでは当初新パラダイムとしての純資産モデルへの転換を指向する提案が示されていた。しかし、保険契約のサービス財としての側面に着目する場合、保険負債の測定に現在出口価値を用いることに支持を得ることはできず、これを履行 CF の現在価値に置き換えたことによって、公表文書を経る毎に稼得利益計算重視の会計利益モデルの方向に振り戻されていった点を指摘することができる。

【参考資料1】測定モデル比較表

測定属性	現行基準	2007DP		2010ED		2013ED	
	原価ベース	現在出口価値	自己の信用リスクを反映させる	履行CFの現在価値	自己の信用リスクは反映させない	履行CFの現在価値(2010EDと同じ概念)	自己の信用リスクは反映させない
保険負債の測定要素 (負債十分性テスト)	繰延対応アプローチ	3つのビルディングブロック		履行CFの現在価値(3つのビルディングブロックから構成) + 残余マージン		4つのビルディングブロック(履行CFの現在価値:3ブロック + 契約上のサービスマージン)	
	※測定においてビルディングブロックは識別されない。	当初測定	事後測定	当初測定	事後測定	当初測定	事後測定
		①将来CF	毎期末再測定 →純損益	①将来CF 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来COFから将来CIFを控除したものであり、明示的でバイアスのない、確率加重された見積り(期待値)である。原則的には市場整合的な測定であるが企業の視点を反映させることも許容される。	毎期末再測定 →純損益 (2007DPから変更なし)	①将来CF 2010EDから変更なし	毎期末再測定 将来のカバーもしくは将来の他のサービスに関連するCF見積り変動→契約上のサービスマージンの調整 過去及び現在のカバー及びサービスに関連するCF見積りの変更→直ちに純損益で認識
		②貨幣の時間価値	毎期末更新 →純損益	②貨幣の時間価値 2007DPから変更なし	毎期末更新 →純損益 (2007DPから変更なし)	②貨幣の時間価値 2007DPから変更なし	毎期末更新 保険負債の利息費用(当初設定した割引率を適用)→純損益 割引率改定による保険負債帳簿価額に対する影響→OCIに区別して認識。割引率変更の影響についてはOCIで認識した累積額は保険負債の認識中止時に純損益にリサイクルされる。
		③マージン リスクマージン: 市場参観者の観点から測定されるリスク負担の対価。	毎期末再測定 →純損益	③リスク調整 最終的な履行CFが予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額。2007DPのリスクマージンと同様、リスク負担に対して要求する対価と捉えられる。ただし、測定には企業の視点を反映させる。	毎期末再測定 →純損益 (2007DPから変更なし)	③リスク調整 リスク負担に対して課される期待マージン。2010EDと内容に変更はなし	毎期末再測定 →純損益 (2007DPから変更なし)
サービスマージン 保険サービス以外に、投資マネジメントサービスなど他のサービスの提供がある場合、これに対して市場参加者が要求するマージン。 ※2007DPでは保険サービス以外のサービスに係る対価をサービスマージンとして独立的に(明示的に)測定するが、2010ED以降は、保険契約者の支払う対価の一部を割り当てて当初測定する点に違いがある。	毎期末再評価することによるサービスマージンの現在出口価値の変動 →純損益 契約で特定されたサービスを提供した際のサービスマージンの解放 →収益として認識 ただし、期間中に認識される収益は、契約金額を基礎とするのではなく、当期に提供したサービスに対して市場参加者が要求するであろうマージンを独立的に測定した金額を基礎とする。	残余マージン 履行CFの現在価値の3つのビルディングブロックには含まれないが、残余マージンは保険負債の測定要素の1つである。残余マージンは、契約期間にわたる収益性を描写し、別個に識別できない要因の集合と考えられている。当初測定時に、将来COFの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来CIFの期待現在価値より小さい場合に生じる。つまり、残余マージンは市場参加者の観点から測定されるのではなく、保険契約者から受け取る対価の一部を配分した金額で算定されるため、2007DPと異なり、初日の利益は認識されない。負の値をとらないため、当初認識時に初日の損失が出た場合は、不利な契約として直ちに純損益に認識される。	継続的評価は行われ ない。 (a)マージンの解放 当初算定された残余マージンは、契約に基づく保険者の履行に従って、保険カバー期間にわたって定期的に償却される。償却されたマージンは収益に認識される。 (b)利息 契約当初設定された割引率を用いて利息が計算され、マージンの帳簿価額に加算される。	④契約上のサービスマージン リスク負担に対する対価以外で、企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表す。 (内容および当初測定方法は、2010EDの残余マージンと同じ。)	継続的評価は行われ ない。 (a)マージンの解放 2010EDから変更なし (b)利息 2010EDから変更なし (c)将来CFの見積りの変更の調整 将来のカバーや将来のサービスに関連する将来CFの見積り変更額と相殺される。ただし、保険負債の内訳項目間での振替が生じるのみで①→④、保険負債の帳簿価額合計に影響しない。負の値をとらないため、見積りの調整が、マージンの残高を超過する場合は不利な契約として、超過額を純損益に認識する。		

以下では、三つの公表文書のサービスマージンに関する会計処理の数値例を示す。利益計算の観点から最も精緻な処理を提案した2013EDの数値例を最初に示す。その後、2010EDから2007DPの順序で同じ設定を基に、それぞれの会計処理を示す。

【参考資料2】 2013ED 契約上のサービスマージンに関する会計処理

(2013ED設例 IE4, IE11及びあずさ監査法人[2013],pp.64-66を参考に作成。)

- ①カバー期間:3年
- ②契約開始時に3年分の保険料合計900を受け取る。
- ③貨幣の時間価値に重要性はない。
- ④サービスはカバー期間にわたり均等に提供されると予想され、マージンはカバー期間にわたり定額法で均等配分する。

当初認識時

当初認識時にCOF、CIFおよびリスク調整を以下のとおり見積る。
その結果、当初認識時に契約上のサービスマージン270を計上した。

COFの期待現在価値(保険金・費用)	600	
リスク調整	30	
CIFの期待現在価値(保険料)	-900	
履行CF	-270	差引
契約上のサービスマージン	270	
当初認識時の負債	0	

当初認識直後

保険料合計900を受け取る。
その結果、当初認識直後の負債は900と見積られた。

COFの期待現在価値(保険金・費用)	600
リスク調整	30
CIFの期待現在価値(保険料)	0
契約上のサービスマージン	270
当初認識直後の負債	900

2年目期末

2年目の発生保険金は予想保険金と異なり、実際のCOFは150であった。→実績調整(純損益)
2年目の期末に予想保険金を200から150に改定する。

→将来のカバー期間のCF見積り変更(契約上のサービスマージンの調整)

	1年目	2年目	3年目
当初認識時の期待COF	200	200	200
2年目、3年目の末日現在の改定された実際/期待COF		150	150
		50	50
		実績調整 2年目PL	マージン調整

(契約上のサービスマージン調整表)

	当初認識	1年目	2年目	3年目
期首残高		270	180	140
当期純利益に認識(マージンの解放)		-90	-90	-140
マージンに加算した将来COF見積りの減少額			50	
期末残高	270	180	140	0

$270 \div 3$ 年(カバー期間)=90: 毎年90のサービスマージンを償却する。
カバー期間終了時点でサービスマージンの残高はゼロとなる。

(当期純利益への影響額)

	1年目	2年目	3年目	合計
サービスマージンの解放	90	90	140	320
実績調整		50		50
利益/(損失)	90	140	140	370

【参考資料 3】 2010ED 残余マージンに関する会計処理

(2013EDの仮定をそのまま使用)

- ①カバー期間:3年
- ②契約開始時に3年分の保険料合計900を受け取る。
- ③貨幣の時間価値に重要性はない。
- ④サービスはカバー期間にわたり均等に提供されると予想され、マージンはカバー期間にわたり定額法で均等配分する。

当初認識時

当初認識時にCOF、CIFおよびリスク調整を以下のとおり見積る。
その結果、当初認識時に残余マージン270を計上した。

COFの期待現在価値(保険金・費用)	600	
リスク調整	30	
CIFの期待現在価値(保険料)	-900	
履行CF	-270	差引
残余マージン	270	
当初認識時の負債	0	

当初認識直後

保険料合計900を受け取る。
その結果、当初認識直後の負債は900と見積られた。

COFの期待現在価値(保険金・費用)	600
リスク調整	30
CIFの期待現在価値(保険料)	0
残余マージン	270
当初認識直後の負債	900

2年目期末

2年目の発生保険金は予想保険金と異なり、実際のCOFは150であった。→実績調整
2年目の期末に予想保険金を200から150に改定する。→将来のカバー期間のCF見積り変更

	1年目	2年目	3年目	
当初認識時の期待COF	200	200	200	
2年目、3年目の末日現在の改定された実際/期待COF		150	150	
		50	50	合計100 →即2年目PLへ

(残余サービスマージン調整表)

	当初認識	1年目	2年目	3年目
期首残高		270	180	90
当期純利益に認識(マージンの解放)		-90	-90	-90
期末残高	270	180	90	0

$270 \div 3$ 年(カバー期間)=90: 毎年90の残余マージンを解放する。
カバー期間終了時点で残余マージンの残高はゼロとなる。

(当期純利益への影響額)

	1年目	2年目	3年目
残余マージンの解放	90	90	90
CFの見積り変更+実績調整		100	
利益/(損失)	90	190	90

【参考資料 4】 2007DP サービスマージンに関する会計処理

- ①カバー期間: 3年
- ②契約開始時に3年分の保険料合計900を受け取る。
- ③貨幣の時間価値に重要性はない。
- ④市場参加者の視点からリスクマージンを30、サービスマージンを240と見積る。

当初認識時

当初認識時にCOF、CIFおよびリスクマージンを以下のとおり見積る

COFの期待現在価値(保険金・費用)	600
リスクマージン	30
サービスマージン	240
CIFの期待現在価値(保険料)	-900
差引	-30
初日の利益	30

当初認識直後

保険料合計900を受け取る。

その結果、当初認識直後の負債は630と見積られた。

COFの期待現在価値(保険金・費用)	600
リスクマージン	30
サービスマージン	240
CIFの期待現在価値(保険料)	0
当初認識直後の負債	870

2年目期末

2年目の発生保険金は予想保険金と異なり、実際のCOFは150であった。→実績調整

2年目の期末に予想保険金を200から150に改定する。→将来のカバー期間のCF見積り変更

	1年目	2年目	3年目	
当初認識時の期待COF	200	200	200	
2年目、3年目の末日現在の改定された 実際/期待COF		150	150	第2期末
		50	50	→即PLへ
		合計:100		

(マージン調整表)

①提供したサービスに対する対価の現在出口価値をもってサービス提供に伴うサービスマージンの減算を行う。

②期末のサービスマージンの残高を現在出口価値によって再評価する。

1年目: 提供したサービスは市場参加者の視点から80と見積る。また期末にマージンを150と見積り直す。

2年目: 提供したサービスは市場参加者の視点から90と見積る。また期末にマージンを70と見積り直す。

3年目: 提供するサービスは市場参加者の視点から70と見積る。

	当初認識	1年目	2年目	3年目	
期首残高		240	150	70	
サービスの提供		-80	-90	-70	PLへ
差引		160	60		
マージンの見積りの変更		-10	10		PLへ
期末残高	240	150	70	0	

(当期純利益への影響額)

	当初認識	1年目	2年目	3年目
初日の損益	30			
サービスの提供		80	90	70
マージンの見積り変更		10	-10	
CFの見積り変更+実績調整				100
利益/(損失)	30	90	180	70

参考文献

FASB [1976] Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. (津村常弘監訳[1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)

IASB[2004] IFRS4, *Insurance Contracts*.

—— [2007] Discussion Paper, *Preliminary Views on Insurance Contracts*.

—— [2010] Exposure Draft, *Insurance Contracts*.

—— [2011] IFRS 13, *Fair Value Measurement*.

—— [2012] Exposure Draft, *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9*.

—— [2013] Exposure Draft, *Insurance Contracts*.

IASC[1999] Issues Paper, *Insurance*.

上野雄史[2009]「保険契約の会計基準による経済的影響の予測」『保険学雑誌』第 604 号, pp.165-184.

越智信仁[2011]「保険負債の測定属性と会計目的—測定・監査可能性の視点を交えて—」『産業経理』第 71 巻第 1 号, pp.122-135.

小川淳平[2009]「保険業における公正価値の開示」『生命保険論集』第 168 号, pp.65-87.

万代勝信[2002]『現代会計の本質と職能』森山書店.

—— [2011]「第 8 章／測定属性」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社, pp.335-362.

参考 URL

IASB/FASB[2011] IASB/FASB Meeting Agenda 3A, *Insurance Contracts, Risk adjustment: the story so far*, 16 May 2011, available at;

http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Documents/2011/may_2011_3A_Risk_adjustment_The_story_so_far.pdf (accessed on 6 Jan, 2014).

あずさ監査法人[2010]「IFRS 最新提案の解説：保険契約（公開草案 ED/2010/8）」, available at;

http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2012/07/30/insurance-contracts-2010-09_j.pdf (accessed on 6 Jan, 2014).

—— [2013]「IFRS 最新提案の解説：保険契約（公開草案 ED/2013/7）」, available at;
http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2013/10/16/insurance-contracts-2013-07.pdf (accessed on 6 Jan, 2014).

羽根佳祐[2012]「IASB 保険会計プロジェクトの批判的検討」Waseda Accounting Research Center, *Occasional Paper*, available at: [http://w-arc.jp/OP20130201\(Hane\)Japanese.pdf](http://w-arc.jp/OP20130201(Hane)Japanese.pdf) (accessed on 6 Jan, 2014).

第6章 収益認識プロジェクト

1. はじめに

プロジェクト年表・公表文書略称

	公表文書	略称
2007年10月	デュープロセス文書公表前段階における提案内容の公開 (測定モデルと配分モデルの提示)	2007年 提案
2008年12月	討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」	2008DP
2010年6月	公開草案「顧客との契約から生じる収益」	2010ED
2011年11月	公開草案「顧客との契約から生じる収益」	2011ED

1-1. 現行基準の問題点及び収益認識プロジェクトの課題

収益認識プロジェクトは当初 FASB 単独のプロジェクトとして 2002 年 5 月にアジェンダに追加された。その後、2002 年 9 月から IASB・FASB の共同プロジェクトとして合意されている¹ (収益認識プロジェクトのプロジェクト年表及び本章での公表文書の略称については上表を参照されたい)。

2008 年 12 月公表、IASB 討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」(2008DP) で言及された収益認識に関する現行の米国基準、及び IFRS に共通する問題点は次の二点に集約される。第一に現行の稼得過程アプローチに対する様々な解釈の存在及びこれに伴う複数の収益認識基準の存在に関する問題である。そして、第二に概念フレームワークの定義と現行の収益認識基準の不整合に関する問題である。

第一の問題点に関連して、米国基準では収益認識に関する包括的な基準が存在せず、産業別に、また解釈指針、専門公法及び緊急問題タスクフォース (Emerging Issues Task Force) の公表文書といったような形で 140 もの公表文書が散在していた²。これは稼得過程に関する一貫性のある定義が存在せず、具体的にどのような状況で適用されるかに関して種々の見解が存在するためであり³、現行実務において経済的に類似する取引に対して企業が稼得過程アプローチを様々な方法で適用している状況は、このアプローチの有用性を疑問視させる問題である⁴と指摘された。このため、全ての産業に適用できる収益認識に関する包括的な基準の開発が目標とされた。

複数の収益認識基準として IFRS では IAS11 (「工事契約」) と IAS18 (「収益」) 間の矛盾が問題として指摘されている⁵。IAS11 (「工事契約」) では、(顧客が建設中の資産に対す

¹ 万代[2008], pp.18-19. 2008DP 公表以前の収益認識プロジェクトの展開については万代[2008]に詳しい。

² 万代[2008], pp.18-19 参照。

³ IASB[2008], par.1.3.

⁴ IASB[2008], par.1.6.

⁵ IASB[2008], pars.1.10-1.16.

る支配や所有に係るリスクと経済価値を有していないとしても) 契約を完了させるために必要な活動が行われるにつれて企業は収益を認識すべきとしている。これに対し、財の販売に係る IAS18 の原則は財の支配及びその財の所有に係るリスクと経済価値が顧客に移転する時点で収益を認識すべきとしており、この点で両基準間の矛盾が指摘されている。

第二の問題点に関して、2008DP は現行基準の問題を次のように指摘する。即ち、稼得過程アプローチでは契約期間にわたって資産負債がどのように生じ変化していくかを考慮することなく収益認識が行われている。概念フレームワークでは収益は資産及び負債の変動に依拠して定義されており、稼得過程アプローチは概念フレームワークと整合的に特定の資産または負債の変動に焦点を当てることによって改善することが可能と述べられている⁶。

現行の収益認識基準と概念フレームワーク間の不整合に加えて、米国基準では概念フレームワーク内の不整合に関する問題も指摘されていた。即ち、SFAC5 (「財務諸表における認識と測定」) では、収益の認識には(a)実現したまたは実現可能及び(b)稼得されるという二つの要件を考慮することが必要とされている⁷のに対して、SFAC 6 (「財務諸表の構成要素」) では、収益は資産と負債の変動によって定義されている⁸。

このように、SFAC5 では、資産負債の変動に依拠しない収益認識基準が定められているのに対して、SFAC6 の収益は資産負債の変動に基づいて定義されており、両者の概念的な不整合を解消することが、当初 FASB が単独でプロジェクトを開始するにあたっての課題となっていた⁹。

以上の現行の稼得過程アプローチの問題点を克服するべく、収益認識プロジェクトでは①異なる産業・業種間の様々な取引について首尾一貫して適用可能な単一の収益認識モデルの開発、そして②概念フレームワークの定義と整合する、資産負債の変動に依拠した収益認識モデルの開発が目標とされた。

1-2. 収益認識プロジェクトの展開及び本章における検討対象

収益認識プロジェクトでは現在までに三つのデュープロセス文書が公表されている。そして10年以上の審議を経て、2014年5月にIFRS15「顧客との契約から生じる収益」が公表された¹⁰。

2008DP 公表後の二つの公表文書(2010ED 及び 2011ED)では、2008DP の収益認識モデルの骨格である、①顧客との契約から生じる資産負債の変動に焦点を当てた収益認識(正味のポジションの変動に基づく収益認識)¹¹、②履行義務の測定における顧客対価モデルの採用¹²、及び③履行義務の充足による収益認識の判定¹³は維持されており、2008DP モデルの構造に関する大きな変更は行われていない。

⁶ IASB[2008], par.1.8.

⁷ FASB[1984], par.83.

⁸ FASB[1985], par.78.

⁹ 万代[2008], p.19 及び辻山[2008], p.44 参照。

¹⁰ 論文執筆時点でIFRS15は公表されておらず、本章の検討範囲に含められていない。

¹¹ IASB[2010], BC27-28 及び IASB[2011], BC18-19 参照。

¹² IASB[2010], pars.34 and 50 及び IASB[2011], pars.49 and 70 参照。

¹³ IASB[2010], par.25 及び IASB[2011], par.31 参照。

2010ED 及び 2011ED は、2008DP モデルを基礎として、「履行義務の充足」の判断の基礎となる「支配の移転」概念の解釈を巡り、工事進行基準を適用可能とするための修正を加えた提案書として位置づけることができる（2010ED 及び 2011ED で示された修正内容は章末の補論でまとめており、そちらを参考にされたい）。

以上から、収益認識プロジェクトの展開に基づいてその会計思考の変遷を分析するという目的において検討対象とすべきは、現行基準に代わる新たな収益認識モデルの基礎が提示された 2008DP、及び 2008DP 以前に有望視されていた公正価値モデルといえる。よって本章では、2008DP モデル及び 2008DP 公表前に検討されていた公正価値モデルを検討対象として議論を進めることにする。

2. 2008DP 以前の収益認識プロジェクト

前述のとおり、収益認識プロジェクトでは、第一に稼得過程に着目した現行モデルに代わる包括的な産業横断的収益認識モデルを開発すること、第二に概念フレームワーク定義と整合的な資産負債の変動に依拠するモデルを開発することが目標とされていた。

2002 年のプロジェクト開始から 5 年経過した 2007 年 10 月、両審議会は収益認識モデルとして「測定モデル」と「配分モデル」を提案した（以下、「2007 年提案」と呼ぶ）¹⁴。これは契約によって生じる企業の履行義務の測定方法に基づいたモデルである。

なお、モデルの名称は度々変更されており、公正価値モデルと呼ばれるモデルは 2007 年提案においては「測定モデル」と呼ばれ、2008DP では「現在出口価値アプローチ」と名前を変えている。一方、顧客対価モデルと呼ばれるモデルは 2007 年提案では「配分モデル」、そして 2008DP では「当初取引価格アプローチ」と呼ばれている¹⁵。

2002 年のプロジェクト発足から 2008DP 公表前までは、「公正価値モデル」の適用が検討されていたが、当モデルは次のような問題により、2008DP 公表段階で棄却された。まず第一に、公正価値モデルの下では、契約に係る権利義務をそれぞれ独立的に現在出口価値で測定することに伴い、契約開始時点で権利義務のネットの正味のポジションが認識され、企業が財やサービスを提供する前の段階で収益が認識されてしまう問題が生じる。そして第二に、現在出口価値に基づく履行義務の測定は、非貨幣性の財やサービスの流出をどのように見積もるかという測定値の信頼性に関する問題も生じさせる。

以下では、2008DP 公表以前に有望視されていた「公正価値モデル」に基づく収益認識、及びその代替案として提示された 2008DP の「顧客対価モデル」の概要を示し、それらが

¹⁴ 2007 年提案内容については、以下の Agenda paper を参照。

IASB/FASB, “Information for Observers, Revenue Recognition, Measurement model summary (Agenda Paper 5B)”, 22 October 2007. (Agenda Paper 5B)

IASB/FASB, “Information for Observers, Revenue Recognition, Allocation model summary (Agenda Paper 5C)”, 22 October 2007. (Agenda Paper 5C)

IASB/FASB, “Information for Observers, Revenue Recognition, Summary of the Key Features of the Measurement and Allocation Model (Agenda Paper 5D)”, 22 October 2007. (Agenda Paper 5D)

また、2008DP 公表以前の収益認識プロジェクトの展開に関して万代[2008], p.21 及び辻山[2008] pp.44-47 を参照。

¹⁵ 万代[2008], p.18 及び辻山[2009], pp.9 and 15 参照。

依拠する会計思考について検討を行うことにする。なお、公正価値モデルは 2008DP では棄却されていることから 2007 年提案文書を基に検討を行い、顧客対価モデルについては 2008DP の提案内容に基づいて検討を行うことにする。

3. 2008DP 以前に有望視されていた収益認識モデル—公正価値モデル—

3-1. 公正価値モデルの概要

2008DP の第 1 章「資産及び負債の変動に基づく収益認識」というタイトルに示されているとおり、収益認識プロジェクトでは伝統的な稼得過程モデルに規律を与えるモデルとして、資産負債アプローチに基づいた収益認識モデルの再構築が目標とされていた。

収益認識プロジェクトでは稼得実現概念の曖昧さを問題視し、フローではなくストックに規定される収益認識モデルの開発が意図されている。資産負債の方が収益費用または利益よりも明確な定義がしやすい点から、種々の解釈の存在する稼得過程アプローチに代わって資産負債に依拠した収益概念を導こうというのが一つの背景として考えられる。

さらに、資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの開発は、契約によって生じる権利義務の現在の価値（公正価値）を示そうとする意味合いも含まれていたと捉えることができる。2007 年提案では、「契約」を毎期末現在出口価値（法的解放金額）¹⁶で評価する目的として、各報告日時点における契約の権利と義務の残高を提示し、その測定値から報告日時点に存在する契約に影響を及ぼす状況を報告することを挙げている¹⁷。その名残であるのか、2008DP では公正価値モデルを放棄しながら、履行義務の測定目的を「各財務諸表日における企業の義務の描写」としている¹⁸。

以上のようなプロジェクト目標において、稼得過程モデルの代替モデルとして当初有望視されていたのが公正価値モデルである。公正価値モデルの下では、当初及び事後において契約によって生じる権利（顧客から対価の支払いを受ける権利）と義務（履行義務）を直接現在出口価値によって測定し、権利と義務をネットした正味のポジションの変動に基づいて収益が認識される。

このように、公正価値モデルではストックの変動が収益を規定するため、資産負債アプローチに基づいた収益認識モデルであるとの主張が行われた。一方、未履行の履行義務残高に対する観察可能な出口価値は通常存在しないため、履行義務の測定においては現在出口価値の見積りが必要となる¹⁹。

公正価値モデルの下では、契約開始時点で企業が契約資産を認識する（契約によって生じる権利の現在出口価値が履行義務の現在出口価値を超える）場合、その正味のポジションの増加をもって初日の損益が認識される²⁰。また、契約開始後は、企業が履行義務を充足するにしたがって、契約資産の増加もしくは契約負債の減少が生じ、正味のポジションが

¹⁶ ここでいう現在出口価値とは、企業が残存する未履行の契約による権利および義務を貸借対照表日において市場参加者に移転したと仮定する場合に受け取るもしくは支払うと期待される金額をいう(Agenda Paper 5B, pars.3 and 21)。

¹⁷ Agenda Paper 5B, par.22.

¹⁸ IASB[2008], par.5.7.

¹⁹ Agenda Paper 5B, par.25 及び IASB[2008], par.5.21.

²⁰ Agenda Paper 5B, pars31-32.

増加することによって収益が認識される²¹。

その一方で、契約開始後、未だ提供されていない財またはサービスの価格の変動に起因する履行義務の帳簿価額の変動、即ち顧客に対する財またはサービスの提供以外の要因による契約資産または契約負債の出口価値の変動は、収益外の項目（契約損益）として報告されることになる²²。

ストックの変動が収益認識のタイミングや金額を規定する資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの考え方が貫かれるならば、正味のポジションの増加のうち企業の履行義務充足に起因するものとそれ以外のものを表示上区別する必要はないように思われる。収益は履行義務の充足に伴って認識される点、そして、未提供の財やサービスの価格変動に起因する損益は、収益外の項目として認識される点から、公正価値モデルにおいても稼得プロセスが完全に否定されているわけではないといえることができる。

3-2. 公正価値モデルの分析

以上から、公正価値モデルの背後に存在する会計思考について次のような分析を行うことができる。

まず、公正価値モデルの下では、契約によって生じる権利義務を当初認識時及び事後において現在出口価値で独立的に評価することが要求される。「契約」を毎期末現在出口価値で測定する目的として、各報告日時点における契約の権利と義務の残高を提示し、その測定値から報告日時点に存在する契約に影響を及ぼす状況を報告することが挙げられていた。この点から公正価値モデルの背後には、契約において残存する権利義務及びその正味のポジションの公正価値に意味をおく、純資産モデルに基づく考え方が存在するといえることができる。

さらに、通常履行義務に対する観察可能な出口価値は存在しないため、現在出口価値による測定は見積りを伴うことになる。観察可能な公正価値が存在しない場合に公正価値の見積りを許容する点は、Level3の公正価値を用いることで公正価値測定の範囲を拡張させようとする金融商品プロジェクト下の会計思考を想起させる。この点からも、公正価値モデルはストックの公正価値評価を一義的目的におく純資産モデルに依拠するモデルと捉えることができる。

また、公正価値モデルの下では、収益ないし契約損益はフローに基づいて決定されるのではなく、契約によって生じる権利義務の認識測定及びその正味のポジションの二時点間の変動に基づいて決定される。これは、（権利及び義務の測定の結果、契約資産が認識される場合に）契約開始時の未履行の段階で初日の損益が認識される点、そして契約開始後に企業の履行義務充足だけでなく、それ以外の原因による正味のポジションの変動も収益外の項目である契約損益として認識される点に表れている。そこでは、ストックの測定値が

²¹ Agenda Paper 5B, par.36.

²² Agenda Paper5B, par.40.

収益外の項目として報告するという点に関し、「契約資産・契約負債の変動をどのように表示するかについてはいくつもの選択肢があるが、これについての議論および解説についてはこのサマリーの範囲には含まれない」（Agenda paper5B, par.42）として、表示場所を明示していない。

自律的に決まり、それに従属して収益（または損益）が認識されており、公正価値モデルでは資産負債アプローチの計算構造に基づき収益認識が行われているといえる。

資産負債の変動に基づく収益認識モデルの開発を目的として、売上高を「契約」というストックの視点から捉えなおし、「契約」に基づいて収益を規定しようとした点において現行基準と異なる着想を認めることができる（このような視点は 2008DP の顧客対価モデルの計算構造においても受け継がれている）。

以上、契約開始時点で契約に係る権利義務を独立して評価することによって正味のポジションが認識される場合、初日の損益が認識される点、また未提供の財やサービス（履行義務）を毎期末再評価し、その出口価値変動に伴って正味のポジションが変動することで、契約損益が認識される点については公正価値会計と整合的な処理といえる。

その一方で、現在出口価値による測定に基づいた正味のポジションの変動が全て収益と結びつくわけではない。収益は財やサービスの提供等、履行義務の充足をもって認識され、義務の履行以外の要因による正味のポジションの変動は収益外の項目として区別して損益認識される。この点から、公正価値モデルの下でも稼得プロセスが全く無視されているわけではないといえることができる。

以上をまとめると、①現在出口価値（公正価値）の見積りも許容し、契約の権利義務が公正価値によって継続的に評価されている点から、公正価値モデルにおいては公正価値に基づく契約残高（正味のポジション）の報告に意味がおかれているといえる。これに加えて、②ストックの認識測定の結果として収益が認識される資産負債アプローチに基づく計算構造が採用される点において、公正価値モデルは金融商品の公正価値会計と同様の会計思考を背景とする収益認識モデルと捉えることができる。以上から、2007 年提案文書に示される公正価値モデルは純資産モデル下のモデル(D②)と解釈することができる。

一方、正味のポジションの増加のうち義務の履行に起因するものは収益として認識するが、それ以外の要因に基づく正味のポジションの変動については収益外の項目として区別する点については、稼得過程アプローチが介在した処理と捉えることができる。この点に注目すれば公正価値モデルに基づく収益認識は、純資産モデルに依拠しながら、稼得実現概念の介在する処理が部分的に採用されていることにより、一段階会計利益モデルに近づいたものと捉えることができるかもしれない。しかし、純利益に与える影響は変わらず、収益と収益外の項目の区別は表示区分上の問題といえる。

以上、正味のポジションを構成する契約の権利義務が毎期末公正価値で測定され、正味のポジションの変動が全て当期の損益計算に含められる公正価値モデルの利益計算アプローチは、金融商品の公正価値会計の依拠する純資産モデルの基本思考に整合するものといえる。よって、公正価値モデルはモデル(D②)に位置づけることができる。

4. 2008DP—顧客対価モデル—

2008DP で提案された収益認識モデルからは、①正味のポジションに基づく収益認識、②顧客対価モデルの採用（契約によって生じる義務である履行義務を顧客対価に基づいて測定する）、及び③履行義務の充足に基づく収益認識、の三つの特徴を捉えることができる。以下、その概要を示すことにする。

4-1. 顧客対価モデルの概要

4-1-1. 契約の正味のポジションに基づく収益認識

繰り返しになるが、収益認識プロジェクトでは、概念フレームワークの定義と整合的に資産負債の変動に基づく収益認識モデルを開発することが一つの目標となっていた。そこで収益認識モデルが焦点を当てるべき資産または負債として、2008DPにおいても顧客との契約における「正味のポジション」が提示され、収益は「正味のポジション」の増加に基づいて認識されることが提案された²³。

顧客との契約は企業に顧客から対価を受け取る権利をもたらし、顧客へ財やサービスなどの資産を移転する義務（履行義務）を課す。この権利と義務の組み合わせが契約における正味のポジションとなる。残存する権利の測定値が残存する義務の測定値を超えていれば正味のポジションは契約資産となり、残存する義務の測定値が残存する権利の測定値を超えていれば契約負債となる²⁴。

ここで強調しておきたいのは、新モデルが収益認識において基礎とするのは、顧客から対価を受け取る権利や履行義務そのものではなく、両者をネットした正味のポジションという点である。対価を受け取る権利と履行義務のそれぞれの変動ではなく、わざわざネットした正味のポジションの変動に基づいて収益を認識しようとする背景には、2008DPでは棄却された公正価値モデルの計算構造が残されている点が考えられる。

契約の正味のポジションの変動を捉えて収益を認識する構造は、デリバティブ取引における損益認識との類似性も指摘されている²⁵。これは営業活動に関連する収益認識を金融商品の損益認識方法に近似させようとする、公正価値モデルの影響が残されたものとして捉えることができる。

4-1-2. 顧客対価による履行義務の測定

次に、正味の契約ポジションの測定には契約に係る権利と義務、双方の測定が必要となる。権利の測定は契約で約束された対価の金額が基礎となるのに対し、企業の義務の測定には流出する非貨幣性の財やサービスの測定が必要となる。したがって履行義務の測定は権利の測定に比べ議論の多い領域とされる²⁶。

顧客対価モデルでは、契約開始時点において契約に係る権利は約定された金額、即ち顧客対価によって測定される。次に財またはサービスの個別販売価格に基づき、顧客対価はあらかじめ識別された各履行義務に配分される。履行義務は、顧客対価を配分した額で測定されるので、契約開始時点で識別された各履行義務の測定値の合計額と将来の収益である契約に係る権利の金額（顧客対価）は等しくなる。つまり、契約開始時点に正味のポジ

²³ IASB[2008], par.2.37.

²⁴ IASB[2008], par.2.23.

²⁵ 万代[2010]では次のように指摘される。「契約の正味のポジションの変動を捉えて収益を認識しようとする考え方は、デリバティブ取引の会計と同じである。デリバティブ取引については契約上の権利義務をグロスで認識測定し、それらをネットした正味の債権債務を資産または負債として計上し、その変動を損益として認識するのが現行のやり方である（…）その意味では、DPの考え方は、デリバティブ取引の会計の延長線上に位置づけられる」（p.23）。

²⁶ IASB[2008], pars.5.3-5.5.

ションは認識されず、この段階で収益が認識されることはない²⁷。

なお、契約開始後、原則的に履行義務の再測定は行われるべきではないとされているが、契約が不利と判断された場合は、履行義務の上方のみの修正が行われる。契約が不利かどうかの判定は、資産の減損テストに類似するという²⁸。

2008DP では履行義務の測定目的として次の点が挙げられている。第一に、顧客に対して財やサービスを移転するという約束から生じる企業の現在の債務を描写すること、そして第二に包括利益計算書において契約における企業の業績を描写することが挙げられる²⁹。

最初に挙げられた、「企業の現在の債務の描写」を測定目的とするならば、履行義務を顧客対価の配分額ではなく、現在出口価値によって測定する方が整合的な処理といえる。正味のポジションの変動に基づく収益認識の構造と併せて、「企業の現在の債務の描写」を履行義務の測定目的におく記述から、プロジェクトにおいて当初有望視されていた公正価値モデルの影響が 2008DP に残されている点を指摘できる。

4-1-3. 履行義務の充足に基づく収益認識 — 「支配の移転」概念の導入—

契約の正味のポジションは、顧客または企業の履行によって変動するが、収益認識につながるのは、企業による財・サービスの提供が行われ、履行義務が充足されて正味の契約ポジションが増加した場合に限られている³⁰。企業が約定資産（財またはサービスなど）を顧客に移転した時点で企業は履行義務を充足したと判断され、この履行義務の充足をとらえて収益が認識されるのである³¹。

このように、「履行義務の充足」は企業による資産の移転に基づいて判断されるが、企業が顧客へ資産を移転するのは、顧客が約定資産に対する支配を獲得する時点であると説明されている。2008DP によれば、これは通常、顧客が財を物理的に占有した時点であり、サービスの場合は顧客がサービスを受けた時点で履行義務が充足されたことになるという³²。

なお、履行義務の充足による収益認識は、あくまでも約束された財やサービスの顧客に対する移転を反映するものであり、これらの財やサービスを生産する企業の活動に着目するものではないと強調されている³³。

この点を強調するのは、資産負債の変動に基づく収益認識基準の開発がプロジェクト目

²⁷ IASB[2008], pars.5.28, 5.43 and 5.46.

²⁸ IASB[2008], pars.5.59 and 5.105.この点に関しては、2011ED でも維持されている (IASB[2011], BC204-205)。

なお、ASBJ コメントレターでは、契約が不利となった場合の損失計上には同意するが、それはマージン部分を含んだ金額で測定されている履行義務の再測定を通じて行うべきではないとしている。義務を履行するために支出する必要のないマージン分も含めた損失額を計上することになり、実態を反映しない損失を認識することになるからである。契約が不利と判断された場合の損失は引当金等の負債の計上を通じて処理されるべきであり、履行義務の再測定を行わない方針は貫くべきであるとする意見が示されている (ASBJ[2009], pars.39-41)。

²⁹ IASB[2008], pars.5.8 and 5.10.

³⁰ IASB[2008], pars.2.30-2.32.

³¹ IASB[2008], par.4.59.

³² IASB[2008], pars. 4.59-4.61.

³³ IASB[2008], par.4.8.

標であることと関係する。「履行義務の充足」概念を、企業の利益獲得活動（フロー）と結びつけばその目標と相反することになるからである。履行義務の充足はあくまで企業による資産の移転、即ち顧客による資産に対する支配の獲得とする理由は、財の支配を基礎とする IASB の資産の定義と整合させるためといえる³⁴。

このように、2008DP では、顧客が約定資産に対する支配を獲得した時点で収益の認識が可能となるが、これを厳密に適用すると、長期請負工事の工事進行基準に基づく収益認識は認められないことになる。なぜなら、一般的に建物等は完成引渡し時点で初めて顧客に移転されるという契約条件になっているからである³⁵。そのため、2010ED 以降は「支配の移転」の解釈を緩和し、「支配の継続的な移転」という概念を示したり、履行義務の単位を細分化して識別するなどの修正が加えられた³⁶。このように、2010ED 以降は工事進行基準も包含する全ての産業に適用可能な単一の収益認識基準となるように試行錯誤が繰り返されている。

以上に示される通り、プロジェクトの発端となった伝統的な稼得過程アプローチの曖昧さは「支配の移転」概念の曖昧さに転換されてしまっているとの指摘もなされている³⁷。

4-2. 2008DP の分析—顧客対価モデルに対する二つの解釈—

2008DP で公正価値モデルが棄却されたのは次の理由による。まず、第一に契約開始時点の財やサービスの提供前の段階で契約資産及び収益が認識される問題である。契約による権利を取引価格によって測定する一方で履行義務を現在出口価値（法的解放金額）で測定する場合、通常契約開始時点で収益が認識されることになる。なぜならば、取引価格には、履行義務には関連しない要素、即ち契約獲得に関連するコスト及びマージンを回収するための金額が含まれており、通常権利の測定値は履行義務の測定値よりも大きくなるからである³⁸。しかし、企業が財やサービスを顧客に移転する前に収益を認識するのは直観に反するとして批判を受けた³⁹。

第二に、通常企業は履行義務の移転を意図しておらず、残存する履行義務についての現在出口価値は観察可能でないことが多い。このため、現在出口価値による測定には見積りを用いることが必要になるが、その見積りの値には信頼性が具備されていないという問題が指摘される⁴⁰。

上記の問題点から、公正価値モデルに代わって提案された顧客対価モデルでは、識別された各履行義務はそれぞれの独立販売価格に基づき顧客対価を比例配分した額によって測定されることになった。これにより、契約開始時点で各履行義務の測定値の合計は顧客対価と同額となる。そして、正味のポジションもゼロとなるため、この時点での収益認識は行われない。

³⁴ IASB[2010], BC60.

³⁵ ASBJ[2009], par.35.

³⁶ 辻山[2010],p.9.

³⁷ 万代[2010], p.29.

³⁸ IASB[2008], par.5.18.

³⁹ IASB[2008], par.5.20.

⁴⁰ IASB[2008], pars.5.21-5.22.

一方、2008DP では、公正価値モデルと同様、契約の正味のポジションの変動に基づいて収益を認識する構造が維持された。顧客対価モデルにおいても、収益が認識されるのは、企業が履行義務を充足することによって契約負債が減少するか契約資産が増加し、正味のポジションが増加する場合である⁴¹。そして、履行義務の充足は顧客が約定資産に対する支配を獲得した時点、即ち資産に対する支配の移転に基づいて判断される⁴²。

正味のポジションの変動に基づいて収益が認識される構造や、収益の金額及び認識のタイミングを決定する「履行義務の充足」が資産に対する支配の移転を考慮する点に注目すれば、顧客対価モデルでは公正価値モデルに引き続き収益認識において資産負債アプローチに基づく計算構造が採用されていると捉えることが可能である。

この見方においては、公正価値モデルにおける計算構造を維持することによって、ストック重視の考え方は 2008DP の顧客対価モデルにおいても受け継がれていると解釈されるのである。即ち、顧客対価モデルにおいても、公正価値モデルと同様、売上高を「契約」というストックの観点で捉える考え方は維持されており、期末時点の契約の正味のポジションを貸借対照表に計上することに意味があるとする考え方は公正価値モデルと同様とみる解釈ができる。

顧客対価モデルの下では履行義務の測定に顧客対価を配分した金額が用いられるものの、正味のポジションを算定する過程で期末時点に残存する履行義務が測定されることになる。この履行義務の残高は、企業が契約において履行すべき義務はあとどれだけ残されているのかという情報や、これと対応して将来の売上高に関する情報を提供するものとも考えることもできる。

以上の解釈からは、(1)履行義務を公正価値で測定することが断念されたため顧客対価モデルは純粋な公正価値会計に基づくモデル(D②)とは言えないが、(2)正味のポジションの変動に基づく、ストックの変動に規定される収益認識の構造が維持されている点や、(3)履行義務充足の判断には資産に対する支配の移転という IASB 概念フレームワークの資産の定義⁴³と整合的な概念が用いられている点から、ストック重視の純資産モデルを指向する、モデル (C)に位置づけることができる。

一方で次のような主張も成り立ちうるであろう。第一に、顧客対価モデルでは全ての正味のポジションの変動が収益認識の対象となるわけではないという点である。収益認識が行われるのは企業による履行義務の充足が行われて正味のポジションが増加した場合であり、顧客による対価支払を原因とする正味のポジション変動は収益認識に影響を与えない⁴⁴。

第二に、各履行義務にあらかじめ配分した顧客対価のうち「履行義務の充足」という企業の利益獲得活動（フロー）に照らして、どこまでを収益として認識できるか決定し、その結果として未履行の履行義務残高が決定されるため、実際は正味のポジション（ストック

⁴¹ IASB[2008], par.2.32.

⁴² IASB[2008], par.4.4.

⁴³ IASB 概念フレームワーク第4章, par.44において資産は次のように定義されている。「資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。」

⁴⁴ IASB[2008], par.2.32.

ク)の変動が収益認識を規定しているわけではないという見方もできる⁴⁵。

顧客対価モデルにおいても公正価値モデルと同様、契約資産または契約負債というネットのポジションの変動に基づいて収益を認識することが提案されている。しかし実際は、まず財やサービスの顧客への移転というフローに基づいて履行義務の充足を判断し、フロー側から履行義務(ストック)の減少が測定され、フローによって規定された履行義務の残高が契約における権利と相殺された結果、正味のポジションが増加して収益が認識されるというプロセスを経る。結局、利益獲得プロセスの履行義務の充足時点で、あらかじめ各履行義務に配分された顧客対価に基づいて収益が認識されているため、ここでわざわざデリバティブ会計のような差額概念を用いた収益認識モデルを構築することに実質的な意味はないという主張ができる。

これに対して、公正価値モデルの場合、期末に残存する契約における権利と履行義務がそれぞれ独立して公正価値によって測定されるため、正味のポジションの測定値がフローに依拠することなく決定されているといえる。2008DPモデルでは、上記に示したように、ストックの変動に規定された収益認識ではなく、実際は利益獲得活動に照らして収益が認識されると捉えられ、当初の目標である資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの構築が達成されたことにはならないという主張も成り立ち得るであろう⁴⁶。

以上の解釈に基づけば、顧客対価モデルの下で正味のポジションの変動は資産負債の直接的な測定の結果として決まるのではなく、履行義務の充足という利益獲得プロセスに照らして導かれていることになる。つまり、2008DPが提示した顧客対価モデルは実現を履行義務の充足に置き換えたただけであり、履行義務の充足に照らして収益認識のタイミングを決定し、あらかじめ配分された顧客対価に基づいて収益額が決定されている点で、結局はフローからストックが規定される関係となっている。このため、顧客対価モデルは本質的に従来の稼得過程アプローチに基づく収益認識と差異はないと主張できよう⁴⁷。この主張に基づけば2008DPの顧客対価モデルは従来の稼得過程アプローチと同じく会計利益モデルに位置づけられることになる。

なお、2008DPによると、契約開始後、契約が不利とみなされない限り、原則として履行義務の再測定を行うべきではないとしている。不利かどうかの判定は資産の減損テストに類似した処理が適用され、不利と判定されると履行義務の上方のみの再測定が行われることになる。

以上、(1)顧客対価モデルの下では、利益獲得プロセス(フロー)の側から履行義務の減少を捉えた結果収益が認識されており、差額概念を用いた正味のポジションの変動に基づく収益認識、というストック側から収益を規定するような形式を維持することに実質的な意味がないとの見方ができる。さらに、(2)「履行義務の充足」は稼得実現概念を置き換えたにすぎないと見れば、新モデルは従来の稼得過程モデルと本質的な差異はないと解釈される。この解釈の下では、顧客対価モデルは(履行義務の測定に関して)、従来モデルと同様、会計利益モデルに基づく収益認識モデルということが出来る。

⁴⁵ 辻山[2009], p.12 及び万代[2010], p.30 参照。

⁴⁶ 万代[2013], p.3.

⁴⁷ 辻山[2010], p.5

なお、④契約が不利とみなされた場合、資産の減損会計と類似して、履行義務の上方のみの再評価が行われるため、顧客対価モデルは混合属性会計に位置づけられる。よって、2008DP 以降の収益認識モデル（顧客対価モデル）はモデル(B)に位置づけることが可能である。

以上では、顧客対価モデルに対する二つの解釈を整理した。それに基づくと、2008DP は正味のポジションによる収益認識の構造をどのように捉えるかでモデル(C)にも(B)にも解釈可能とすることができる。正味のポジションの変動に照らして収益認識を行う計算構造に力点を置く見方では、モデル(C)と捉えられる。一方、正味のポジション（ストック）の変動に基づく収益認識に実質的意味がないと見れば、モデル(B)と解釈することが可能といえる。

5. むすび

2002 年に開始された収益認識プロジェクトでは、現行実務において稼得過程アプローチが種々の解釈において用いられている問題点を指摘し、産業横断的な単一の収益認識モデルを開発すること、及び概念フレームワークと統合的な資産負債の変動に基づくモデルを開発することが目標とされてきた。

プロジェクト発足から 2008DP 公表前までは、金融商品の公正価値会計と統合的な「公正価値モデル」が有望視されていた。公正価値モデルの下では、期末に残存する契約における権利と履行義務を現在出口価値（公正価値）で独立的に評価し、その純額の正味のポジションの変動に基づいて収益ないし契約損益が認識される。このため、デリバティブ会計のような差額概念を用いた収益認識の計算構造に意味があると主張することができた。

さらに、観察可能でない履行義務の現在出口価値の見積りも許容し、契約によって生じた権利義務を現在出口価値で継続的に評価することから、公正価値に基づく契約残高の報告に意味をおくモデルと捉えることができる。

このように、契約によって生じるストックの公正価値評価に意味がおかれている点、及び公正価値評価されたストック（正味のポジション）の変動に基づく収益認識の構造が採用される点において、公正価値モデルは金融商品の公正価値会計の背後にある会計思考が収益認識に当てはめられたモデルとすることができる。

一方、公正価値モデルにおいても、企業の稼得プロセスが完全に否定されているわけではなく、正味のポジションの増加のうち義務の履行に起因するものは収益として認識されるが、それ以外の要因に基づく正味のポジションの変動については収益外の項目として認識される。ただし、両者の区別は表示上の問題であり、純利益に与える影響は変わらない。以上、ストックの公正価値評価が重視されること、そして正味のポジションの変動が全て当期の損益計算に含められる公正価値モデルの計算構造から、公正価値モデルは純粋な公正価値会計の会計思考を背景とするものとして、モデル(D②)に位置づけることができる。

しかし、公正価値モデルは次のような問題点により、最初のデュープロセス文書(2008DP)公表段階で棄却されている。一つは、契約に係る権利義務をそれぞれ独立的に現在出口価値で測定することに伴い、契約開始時点で正味のポジションが認識され、財サービスの提供前に初日の損益が認識される問題である。これに加えて、現在出口価値に基づく履行義務の測定は、非貨幣性の財やサービスの流出をどのように見積もるかという測定値の信頼

性に関する問題も生じさせる。

公正価値モデルの上記の問題を受け、2008DP では顧客対価モデルが提案された。顧客対価モデルでは、契約開始時点で契約の権利は顧客対価で測定され、各履行義務は履行義務の基礎となる約定した財やサービスの独立販売価格に基づき、顧客対価を比例配分することによって測定される。したがって、契約開始時点において、各履行義務の合計額と契約の権利（顧客から対価を受け取る権利）の額は一致し、初日の損益は認識されない。

その一方で、顧客対価モデルでは、公正価値モデルと同様、正味のポジションの変動に基づいて収益を認識する構造が維持されている。さらに、公正価値モデルを放棄しながら履行義務測定のために、「企業の現在の債務の描写」を挙げ、将来の売上高と結びつく期末時点の履行義務残高の算定に着目することから、2008DP では公正価値モデルの会計思考を受け継ぎストック指向の考え方が継承されていると解釈することもできる。

この解釈からは、履行義務を公正価値で評価することが断念されたため、顧客対価モデルは純粋な公正価値会計であるモデル(D②)とは言えないが、公正価値モデルで提示されたストックの変動に基づく収益認識の構造が維持されている点から、純資産モデルを指向する、モデル(C)に位置づけられることになる。

一方、顧客対価モデルについては別の解釈も成り立つであろう。それは、利益獲得プロセス（フロー）の側から履行義務の減少を測定した結果、収益が認識されており、差額概念を用いた正味のポジションの変動に基づく収益認識の構造は実質的な意味がないという見解である。「履行義務の充足」は稼得実現概念を置き換えただけにすぎないとみれば、顧客対価モデルは従来モデルと本質的な差異はないと捉えることができる。

この見方からは、顧客対価モデルは従来モデルと同様、会計利益モデルに基づく収益認識モデルということができ、2008DP では契約が不利と判断された場合に資産側の減損処理に類似して、履行義務の上方のみの再測定が要求されている。この点もあわせると2008DP は履行義務の測定に関して混合属性会計である、モデル(B)に位置づけられることになる。

以上から、顧客対価モデルの背後にある会計思考の位置づけは、正味のポジションに基づく収益認識構造の解釈によって モデル(C)にも(B)にも捉えることが可能という分析結果が導かれる。正味のポジションの変動に照らして収益認識を行う構造に力点を置く見方では、顧客対価モデルはストック重視の会計思考に依拠するモデル(C)に位置づけられるであろう。反対に、正味のポジションの変動に基づく収益認識に実質的な意味は見出せず、結局は企業の利益獲得活動に照らして収益が決定されていると解釈すれば、モデル(B)に位置づけられることになる。

以上をまとめると、当初、収益認識プロジェクトでは金融商品に適用される公正価値会計を企業による付加価値創造活動にも当てはめた単一の収益認識モデルを開発することが試みられた。しかし、公正価値モデルは上記で指摘したように履行義務の測定値の信頼性の問題に加え、未履行の段階で初日の損益を認識する問題から企業の利益獲得活動の結果生じる収益の認識に馴染まず直観に反するとして最初の公表文書の段階で棄却されている。

2008DP で提示された顧客対価モデルでは測定尺度においてこそ公正価値が放棄されているが、収益認識の構造に関しては、公正価値モデルと同様、デリバティブ会計において意味をもつとされる差額概念を用いた計算構造が採用されている。また、正味のポジシ

ンを算定する過程で将来の売上高と結びつく未履行の履行義務残高を提示する点では、2008DP においても従来と比べストック重視の側面が強化されたモデルが提案されているといえるかもしれない。

しかし、正味のポジションの変動に基づく収益認識の形式を維持していても、正味のポジションは企業の活動（フロー）を観察することによって測定された履行義務と契約の権利をネットした結果にすぎず、収益は履行義務の充足に照らして認識されていると言わざるを得ない。この意味で、顧客対価モデルの下、正味のポジションに基づいた収益認識の構造は形骸化してしまっており、ストックに規定された収益認識アプローチということではできないというのが多くの見方なのではないだろうか。形骸化した計算構造を根拠に2008DP モデルを資産負債アプローチに依拠するモデル（モデル(C)）と主張することの説得性は乏しい。

以上、2008DP では、「履行義務の充足」という従来の稼得実現概念とさほど変わらない概念を用いて、企業の活動を観察することによって履行義務の減少を捉え、収益の認識が行われている点は否めず、従来モデルとの本質的な違いが分かりにくくなっているといえる。

このように、収益認識プロジェクトでは当初、金融商品の公正価値会計とも整合的な資産負債の変動に基づく収益認識モデル（公正価値モデル）の導入が検討されたが、2008DP の公表段階では既に公正価値モデルは放棄され、顧客対価モデルが提案されることになった。顧客対価モデルでは、公正価値モデルにおける計算構造は維持されているものの、実際は稼得過程に着目した収益認識が行われているといえ、従来の稼得実現概念に依拠する収益認識モデルに回帰しているとみることができる。このような展開から、企業の価値創造活動の結果生み出される収益の認識には、今でも稼得実現概念が不可欠であることが改めて確認される結果となったといえるのではないだろうか。

補論 2010ED 及び 2011ED における修正点

2008DP 以降の公表文書（2010ED 及び 2011ED）における中心的議論は、「履行義務の充足」の判断に当たって考慮する「資産に対する支配の移転」の解釈を巡る問題にある。以下簡単にその内容に言及する。

収益認識の時点と収益の金額を決定する拠りどころとしての「履行義務充足」の判断にあたって、顧客が資産に対する「支配」を獲得したか否かを考慮する必要があるが、この「支配がいつ移転するか」の解釈をめぐり、2008DP のコメントレーターにおいて強い懸念が示された。それらは、2008DP における「支配の移転」の判断の曖昧さ、及び解釈によっては工事進行基準が認められなくなる問題に関する懸念である⁴⁸。

これについて 2010ED では「支配の継続的な獲得」という概念を追加することによって工事進行基準への対応策を提示した。また、2010ED では 2008DP モデルを基礎に収益認識プロセスをより明確化するため、収益認識に至るプロセスを次の五つのステップに整理した。

- ステップ 1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ 2: 当該契約における別個の履行義務を識別する。
- ステップ 3: 取引価格を決定する。
- ステップ 4: 別個の履行義務に対して当該取引価格を配分する。
- ステップ 5: 企業が個々の履行義務を充足したときに収益を認識する。

さらに 2011 ED では、2010ED で提示された、工事進行基準を適用可能とするための「支配の継続的な獲得」概念に対応するため、2010ED のステップ 5 を「企業が履行義務の充足時に （または充足するにつれて） 収益を認識する」、に修正した（下線部は修正箇所）。

以上、2010ED 及び 2011ED では、2008DP モデルを基礎としながら、工事進行基準も包含する全ての産業に適用可能な包括的な基準となるように、2008DP で提示された「支配の移転」の解釈を巡り追加的修正が加えられた。

参考文献

FASB[1984] SFAC5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. (平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)

—— [1985] SFAC6, *Elements of Financial Instruments, a replacement of FASB Concepts Statement No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No.2)*. (平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)

IASB[2001a] IAS11, *Construction Contracts*.

—— [2001b] IAS18, *Revenue*.

—— [2008] Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts*

⁴⁸ IASB[2010], BC61 and BC64.

with Customers.

— [2010] Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers.*

— [2011] Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers.*

IASB/FASB[2007a] Information for Observers, *Revenue Recognition, Measurement model summary (Agenda Paper 5B)*, 22 October 2007.

— [2007b] Information for Observers, *Revenue Recognition, Allocation model summary (Agenda Paper 5C)*, 22 October 2007.

— [2007c] Information for Observers, *Revenue Recognition, Summary of the Key Features of the Measurement and Allocation Model (Agenda Paper 5D)*, 22 October 2007.

ASBJ[2009] 「ディスカッションペーパー『顧客との契約における収益認識に関する予備的見解』に対するコメント」企業会計基準委員会.

辻山栄子[2008] 「収益認識と業績報告」『企業会計』第 60 巻第 1 号, pp.39-53.

— [2009] 「正味のポジションに基づく収益認識—その批判的検討」『企業会計』第 61 巻第 9 号, pp.6-15.

万代勝信[2008] 「収益認識プロジェクトの概要」『企業会計』第 60 巻第 8 号, pp.18-19.

— [2010] 「IASB・FASB の『収益認識プロジェクト』に係る問題」『會計』第 177 巻第 4 号, pp.21-33.

— [2013] 「収益認識プロジェクトの展開」『會計』第 184 巻第 3 号, pp.1-14.

第7章 リースプロジェクト

1. はじめに

プロジェクト年表・公表文書略称

	公表文書	略称
2009年3月	討議資料「リース」	2009DP
2010年8月	公開草案「リース」	2010ED
2013年5月	公開草案「リース」	2013ED

現行基準（IAS17）ではリース取引をオペレーティングリース（以下 OL と略称する）とファイナンス（キャピタル）リース（以下 FL と略称する）に分類する。リース物件の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転するリース取引は FL に分類され、売買取引に準じた会計処理が適用される（リスク経済価値モデル）¹。この場合、借手は貸借対照表にリース物件とリース料支払債務（リース負債）を認識した上で、リース物件を減価償却し、支払リース料を利息費用と負債の減少に配分する。一方、FL に分類されないリースは OL に分類される。OL に分類された場合、借手はリース契約に関連する資産負債を全く認識せず、支払リース料をリース期間にわたって定額法で費用として計上するのみとなる²。

現行基準において、OL 取引では概念フレームワークの資産負債の定義を満たす権利義務が生じているにも関わらず、それらが認識されていないことが問題視されている³。その結果、多くの利用者はオフバランスのリース契約に係る資産や負債を認識し、損益を修正する調整を行っていると言われる⁴。

また、現行基準では FL 及び OL のリース分類に基づき二つの異なる会計処理が使い分けられている。このため、類似の取引に異なる会計処理が適用され、比較可能性が損なわれているという問題や、特定のリース分類を達成できるように契約条件を操作する機会を提供しているという批判もなされている⁵。

以上、概念フレームワークに準拠して、全てのリース取引について生じる権利義務をオンバランスさせること、及びオフバランス処理の OL に分類するようにリース契約の条件を操作する機会を排除することが IAS17 改定プロジェクトの目的となっている。つまり、ここではストックの認識が中心的な検討課題とされ、ストックの測定方法を中心的テーマと

¹ IASB[2001], pars.8 and 22, IASB[2009], par.1.3.

² IASB[2001], par.33, IASB[2009], par.1.4.

³ IASB[2009], par.1.14.

⁴ 秋葉[2010]によれば、格付機関では次のような OL 情報の修正を行っているという(p.13)。
①注記や損益計算書から得られたリース料に、リース資産の見込残存利用年数を乗じ、これを平均調達金利等で割り引いた現在価値を有利子負債に加算する。②リース料を支払利息と償却費に分ける。

⁵ IASB[2009], par.1.12.

する他のプロジェクトと異なる問題に焦点が当てられている（リースプロジェクトのプロジェクト年表及び本章での公表文書の略称は上表を参照されたい）。

リース会計プロジェクトではこれまでに三つの公表文書が提示されている。最初の公表文書、2009年討議資料（2009DP）では借手側処理に関して、使用权モデルに基づく単一の会計処理が提案された。単純化していえば、2009DPでは、現行のOLの分類を廃止し、全てのリース取引をFLとして処理するような提案が示されている。

続いて公表された2010年公開草案（2010ED）では、貸手側処理に関する最初の提案が示された。一方、借手側処理については更新オプションや変動リース料など、リース契約に付帯する不確実性のある条件の会計処理方法について2009DP提案の一部が修正されているが、それを除くと2009DPからの大きな変更は行われなかった（2010EDにおける借手側処理の変更箇所については、図表4を参照されたい）。

最新提案である2013年公開草案（2013ED）では、それ以前の二つの公表文書の内容が大きく変更され、原資産の性質（不動産か不動産以外か）に基づいて借手・貸手に共通して、リース取引を二分類し、これによって会計処理を使い分けることが提案された。

以下では借手側処理及び貸手側処理に区分して検討を行う。借手側処理については、最初の提案が示された2009DP、及びこれが大きく変更された2013EDを検討対象とする（2010EDは借手側処理に関して2009DP提案内容をほぼ引き継いでいる）。貸手側処理については、最初の提案が示された2010ED、及び修正案としての2013EDを検討対象としている。

図表 4 借手側処理の比較

	現行基準	2009DP	2010ED	2013ED
モデル	リスク経済価値モデル	使用権モデル	使用権モデル	使用権モデル
リース取引の分類	FL, OL	N/A	N/A	タイプA(不動産以外), タイプB(不動産)
リース負債測定に係る割引率の変更	割引率→リースの計算 利率もしくは借手の 追加借入利率 割引率は変更しない。	割引率→借手の追加借 入利率 IASB:再測定する。 FASB:再測定しない。	割引率→借手の追加借 入利率(または貸手 の計算利率) リース料が参照利率 に伴って変動する場合 を除いて、割引率の変 更は行わない。	割引率→借手の追加借 入利率(または貸手 の計算利率) 以下に変更がある場合 は見直しを行う。ただ し、変化の可能性が開 始日時点の割引率の算 定に反映されている場 合は除く。 (a)リース期間、(b)借手 が原資産を購入するオ プションを行使する重大 な経済的インセンティ ブ、(c)参照金利(変動 リース料が当該金利を ベースに算定される場 合)
更新オプ ション	オプションの行使可能 性が合理的に確実であ る場合にリース料支払 債務の認識測定に反映 される。(蓋然性の閾値 を設定して、その閾値を 超えるものについてリ ース期間に含めるアプ ローチ)	オプション期間もリース 期間に含まれる。リ ース期間には借手が見積も る最も発生可能性の高 いリース期間が用いら れる。	リース期間には発生しな い可能性よりも発生す る可能性の方が高くな る最長の起こり得る期 間とする(オプション行 使の可能性が50%超と なる場合、オプション期 間を含める)。	借手がオプションを行使 する重大な経済的イン センティブを有する場合 のみリース期間に含め られる。「重大な経済的 インセンティブ」は現行 基準と同様の閾値を提 示する概念とされてい る。
	リース期間の見直しは 行わない。	リース期間を毎期見直 す。 その影響はリース料支 払債務の金額を修正 し、これに対応して使用 権資産の簿価修正を行 う。	2009DPから変更なし。	「重大な経済的インセン ティブ」に変更があった 場合、オプションの行使 可能性の見直しが行わ れる。2010EDの閾値よ りも高い閾値であるた め、再測定が要求され る頻度が少なくなると されている。 見直しの影響は使用権 資産の簿価修正として 処理される。
変動リース 料	発生時の費用として処 理。	リース料支払債務の当 初測定に含める。 <測定方法> IASB:期待値法 FASB:最も発生可能 性の高いリース料	リース料支払債務の当 初測定に含める。 <測定方法> 期待値法	市場金利や指数などに 基づき変動するリース 料や実質的に固定リ ースといえるものにつ いては借手が支払いを 回避できず負債の定義 を満たすといえるた め、リース負債の測定 に含める。
	見積りの改定は行わ ない。	変動リース料の見積り は毎期改定される。そ の影響の取扱いに関し ては両審議会の見解が 分かれている。 IASB:使用権資産の簿 価修正 FASB:当期の損益とし て認識	リース料に重要な変動 があることが示唆され る場合には、予想リース 料を見直す。リース料支 払債務の変動のうち① 当期または過去の期間 に係るものは純損益と して認識され、②将来 期間に係るものは使用 権資産の簿価修正とし て認識される。	見直しを行うが、その影 響については、指数や率 に基づくリース料の変 動は全額期間損益とし て認識される。それ以 外は原則的に使用権資 産の簿価修正として処 理される。

借手側処理の検討

2. 2009DP (借手側処理)

2-1. 2009DP の概要

2-1-1. 使用権モデルの提案

全てのリース契約に係る権利義務のオンバランス化、及び OL への分類を達成するために契約条件を操作することを防止するため、2009DP では現行の FL と OL の分類が廃止された。そこでは、使用権モデルに基づき借手が全てのリース契約によって生じる権利義務をオンバランスさせる単一のアプローチが提案されている。

使用権モデルの下、借手は、リース契約開始時に「リース期間にわたりリース資産を使用する権利 (使用権資産)」と「リース料を支払う義務」を認識する。そして概念フレームワークの定義に基づき、使用権資産とリース料支払債務の資産性・負債性が以下のように検討されている。

まず、①借手はリース期間中、リース物件の使用権を支配しており、②当該支配はリース契約の締結と貸手から借手に対する物件の引き渡しという過去の事象から生じている。さらに、③リース期間中のリース物件の使用から将来の経済的便益が借手に流入すると予想される点から、リース期間にわたってリース物件を使用する借手の権利 (使用権資産) は概念フレームワークの資産の定義を満たすことが結論づけられている⁶。

一方、リース料支払債務に関しては、①借手は過去の事象に起因する②リース料を支払う現在の義務を有しており、③当該義務は経済的便益 (通常は現金) の流出をもたらすことが予想されているため、リース料支払債務も負債の定義を満たすことが確認されている⁷。

現行基準では、リース物件に対するリスクと経済価値のほとんど全ての移転が生じるかに基づいて、リース契約に係る権利義務がオンバランスされるか否かが決定される (リスク経済価値モデル)。そこではリース取引の経済的実質が原資産の購入に類似するならば、その経済的実質を損益計算に反映させるために、リース物件及びリース負債をオンバランスさせるべきという論理構成がとられている。

一方、使用権モデルでは、リース物件 (実物資産) 自体ではなく使用権資産 (無形資産) の移転に着目してリース取引を捉えなおすことにより、どのリース取引においても使用権の移転が発生しているとみなすことができるため、全てのリース取引に係る資産負債の認識が可能となる。そこでは、使用権モデルによる論理の再構築によって、資産負債の定義を満たす項目を洗い出し、現行モデルに比べてリース取引に係るストックの認識範囲を拡大させたということが出来る。

使用権資産の測定尺度には当初公正価値と取得原価の双方が検討されていたが、2009DP では他の非金融資産に準じて当初測定は取得原価に基づくことが決定された⁸。使用権資産は取得に要した額で測定されることから、リース契約の権利義務の測定においてリース料支払債務の金額が先に決定される。

リース料支払債務についても一部の金融負債 (e.g. 公正価値オプションが指定される金融負債) と同様、公正価値で当初測定することが検討されたが、通常リース料支払債務の

⁶ IASB[2009], pars.3.16-3.17.

⁷ IASB[2009], pars.3.20-3.21.

⁸ IASB[2009], pars.4.18-4.19, 4.21 and 4.23.

公正価値は直接観察可能でないため、公正価値の代替値として現在価値を用いることが決定された⁹。リース料支払債務は、借手の追加借入利率¹⁰で割り引いた支払リース料総額の現在価値で当初測定されることになる¹¹。

このように、使用权モデルの下、リース取引は借手が使用权をリース料総額の現在価値で購入する、使用权の売買取引として捉えられることになる。使用权の売買と捉えなおすことで、全てのリース契約によって生じる権利義務がオンバランスされる点が新モデルの特徴である。

一方、リース料支払債務の事後測定にはデリバティブ以外の金融負債と整合して償却原価法が用いられる¹²。そして、使用权資産は他の非金融資産の取扱いに準じて規則的償却が行われ¹³、償却期間にはリース期間とリース物件の経済的耐用年数のいずれか短い期間が適用される。また、使用权資産には減損処理も適用される¹⁴。

以下は 2009DP の借手側処理を仕訳で示したものである¹⁵。X0 期末（リース開始時）の仕訳をみると、現行 FL の売買処理では「リース資産」が計上されるのに対し、2009DP ではこれが「使用权資産」に変更されている。即ち 2009DP の使用权モデルに基づく単一のアプローチは、現行モデル下の賃貸借処理を廃止し、全てのリースを使用权の売買処理に統一するモデルということができる。

2009DP 借手側仕訳

① X0年期末: リース開始時

使用权資産	XX		リース料支払債務	XX	*1
-------	----	--	----------	----	----

② X1年期末

償却費	XX		使用权資産	XX	
リース料支払債務	XX	差額	現金	XX	年間の支払リース料
利息費用	XX	*1×割引率			

以上は、使用权とその支払義務のみの認識測定を行う単純なリース契約についての会計処理である。2009DP の次の重要な論点として、リース条件の不確実性をリース料の測定にどのように反映させるかという問題がある。それらには(1)更新オプションや解約オプション等のリース期間の変更に係るオプションや、(2)変動リース料等、リース料自体の変動に

⁹ IASB[2009], pars.4.4, 4.5 and 4.7.

¹⁰ IAS17 における追加借入利率の定義は同等のリースについて借手が支払わなければならないであろう利率、または、それを決定できない場合には、リース開始日に借手が同等の期間にわたり、同等の保証で当該資産の購入に必要な資金を借り入れるために負担することになると思われる利率であり、借手の信用度、リース期間の長さ、提供される担保（すなわちリース物件）の内容および質が考慮される（IASB[2001], par.4, IASB[2009], par.4.10）。

¹¹ IASB[2009], pars.4.15-4.16.

¹² IASB[2009], par.5.18.

¹³ IASB[2009], pars.5.41-5.42.

¹⁴ IASB[2009], pars.5.40 and 5.44.

¹⁵ 秋葉[2010], p.10 参照。

係る条件があり、これらの不確実性を伴うリースの付帯条件をどのように測定するかという提案が示された。

2-1-2. リース契約に付帯する不確実性を伴う条件の測定

(1) 更新オプション

まず、更新オプション及び解約オプションの場合、現行基準では、オプションの行使可能性が合理的に確実である場合にリース料支払債務の測定に含められることになる¹⁶。一方、2009DPでは、借手が判断する「最も発生可能性の高いリース期間」に係る使用権資産とリース料支払債務が認識され、解約不能期間だけではなく解約可能期間もリース料支払債務に含めて認識されることになる¹⁷。これは、借手企業に予想される各リース期間とそれぞれの発生確率の見積りを要求し、最も発生する可能性の高い期間をリース期間とするアプローチであるが、そのような見積りに依拠したリース期間は主観的となる可能性がある。

以上、2009DPでは更新オプションや解約オプションの行使可能性の不確実性は測定に反映させることによって、解約不能期間だけでなく、解約可能な期間にまで拡大してリース契約の権利義務が認識される。しかし、解約可能期間中のリース料支払債務は借手が支払を回避することが可能であるため、リース契約開始時点における無条件の現在の債務といえるのか、その負債性について疑問が呈されている¹⁸。

さらに、「最も発生可能性の高いリース期間」は毎期見直しが要求されている。例えば更新オプションの行使の可能性が高まり追加のリース期間を含めた金額にリース料支払債務が修正される場合、借手は追加の使用権を購入したと捉えられることになる。リース期間の変動を原因とするリース料支払債務の変動は、これに対応する使用権資産の価値も変動させると考えられるため、リース料支払債務の再測定に伴い、当初見積もられた原価の修正として使用権資産の簿価修正も行われる¹⁹。そして、リース期間の見直しに伴う、リース料支払債務の再評価及びこれに対応する使用権資産の簿価修正の影響は、当期の損益とはならず、負債の利息費用及び使用権資産の償却費として将来期間において損益として認識されることになる。

(2) 変動リース料

変動リース料とは、通常のリース料とは別に、あらかじめ定められた条件に基づいて追加的に支払われるリース料をいう。変動リース料の主なタイプとして、①物価変動もしくは指標に基づくもの、②リース物件の使用から得られる借手の業績に基づくもの、また③使用量に基づくものなどが存在する²⁰。現行基準では、変動リース料の発生は将来の偶発事象に依拠するものであるため、資産負債の認識には含めず、発生時に費用処理されている²¹。

このように、変動リース料は将来事象の発生に依拠することから、更新オプションと同

¹⁶ IASB[2001], pars.4 and 20, FASB[1976], pars.5 and 10.

¹⁷ IASB[2009], pars.6.34-6.36.

¹⁸ 佐藤[2010], p.100 及び坂井[2010], p.32.

¹⁹ IASB[2009], pars.6.47, 6.52 and 6.54.

²⁰ IASB[2009], par.7.3.

²¹ IASB[2001], par.25, FASB[1976], par.12.

様、リース開始時点で負債の定義を満たすのかが問題となる。しかし 2009DP では、前述のオプション要素を使用権資産とリース料支払義務に含めて認識する提案との整合性や、リース料のうち変動リース料の比率を高めることで、借手が資産負債を過小評価する問題を挙げ、変動リース料に係る支払義務は、金額が不確実なだけであり無条件の債務であるとして、リース料支払債務に含めて認識すべきと主張されている²²。

なお変動リース料に係る支払義務の当初測定には統計的手法が用いられるが、どの方法を適用するかについて IASB と FASB で見解が分かれている。IASB は期待値法に基づく測定が利用者にとって最も有用であると考えており、FASB は期待値法に比べて適用が容易であることから、最も発生可能性の高い支払リース料に基づくべきであるとした²³。

事後測定では、見積変動リース料の変化に応じて每期リース料支払債務を再測定することが提案されている。ただし、市場金利の上昇に起因するリース料支払債務の増加は使用権自体の価値の上昇に結びつかない場合もある。変動リース料を原因とするリース料支払債務の変動と連動して使用権資産の価値が変動するとはいえないケースも存在すること²⁴、及び複雑性の回避から FASB は変動リース料の変化を使用権資産の簿価修正とせず、全て見積り改定時の損益として認識することを提案した。

これに対して IASB は見積変動リース料の変動は使用権資産の価値を変動させるとして、リース期間の見直しと同様、当初見積った使用権資産の原価の修正と捉えている。このため、リース料支払債務の再測定の影響を使用権資産の簿価修正として処理することを提案した²⁵。使用権資産の簿価修正とした場合、更新オプションと同様、変動リース料の見積りの変動の影響は将来期間にわたって認識される。

2-2. 2009DP の分析（借手側処理）

2009DP ではリース取引を使用権資産の売買として捉え直し、概念フレームワークの定義に基づいて、リース取引において認識されるべき権利義務の見直しが行われることにより、全てのリース契約がオンバランスされることとなった。そこでは、定義に基づいて使用権資産とリース料支払債務の資産性・負債性が検討され、現行の OL も含め全てのリース取引をオンバランスさせる点で、ストックの認識範囲が拡張しているといえることができる。

測定面では、使用権資産の当初測定はそれを取得するのに要した額、即ちリース料支払債務の金額（公正価値の代替値としてのリース料の割引現在価値）によって決定される。即ち、そこではフロー（取引）に依拠する取得原価主義に基づく会計処理が行われている。また事後測定では、リース料支払債務はデリバティブ以外の金融負債（償却原価区分）の会計処理と整合して償却原価法が適用され、使用権資産は非金融資産に準じて規則的償却が行われており、ここでも原価ベースの測定が適用されている。

使用権モデルに基づく、売買処理に準じた借手側の単一の損益認識パターンの採用は、

²² IASB[2009], pars.7.8 and 7.11.

²³ IASB[2009], pars.7.16 and 7.20-7.21.

²⁴ 変動リース料が借手の使用量に基づくものである場合、変動リース料の増加によって、借手はリース物件をより多く使用する権利を得ると考えられる。よって、このケースでは使用権資産の価値が増加すると説明することもできる（IASB[2009], par.7.29）。

²⁵ IASB[2009], pars.7.25 and 7.31-7.32.

賃貸借処理を適用するリース分類を廃止する目的があったといえ、2009DPでは、リース取引に係る権利義務のオンバランス化が一義的目的となっている点を指摘できる。しかし、ストックの評価ではフローに依拠する原価ベースの測定が提案されている。よって、全てのリース取引をオンバランスさせる使用权モデルの論理は、定義によって資産負債アプローチが、認識面で取引ベースの収益費用アプローチを補完する範囲に留まっているといえ、会計利益モデルの枠組み内に位置づけることができる。

これに対してリース契約に付された更新オプションや解約オプション、また変動リース料等の不確実性がストックの認識面ではなく、確率計算を用いることで測定面において考慮され、ストックの認識範囲が拡大している点について、ストック重視の考え方は認識面だけでなく測定面にまで影響が拡大しているといえる。なぜなら更新オプションや解約オプション、また変動リース料に関する処理では、フローに依拠せず、ストックの測定が自律的に決定されているためである。

使用权モデルの提案と合わせ、不確実性を伴う条件を確率計算を用いた測定によって積極的に認識しようとする点で、ストック重視の側面が強まっているということ是可以する。しかし、将来の不確実性を伴う条件を確率計算によって資産負債の評価に反映させる手法は従来、貸倒引当金の処理においても用いられてきた方法であり、これが直ちに純資産モデル指向の処理に結びつくとはいえないだろう。

さらに、2009DPでは、オプション要素の見積りの変化をリース料支払債務の評価に反映させるため、定期的なストックの評価額の見直しが行われている。オプション要素の見積りの変動に伴いリース料支払債務の再測定が行われる点は、リース料支払債務の償却原価法に基づく測定と矛盾することになる。

リース料支払債務の再測定についてもオプション要素に係る認識の拡大と同様、ストック指向の処理と捉えることができるかもしれない。しかし、更新オプションを例にとると、リース期間は毎期見直しが行われるが、リース期間の変化を反映させたリース料支払債務の変動額は、直ちに純損益に認識されるのではなく使用权資産の簿価修正として処理される。また変動リース料に関するリース料支払債務の再測定の影響についても、IASB案では更新オプションと同様、当期の損益ではなく使用权資産の簿価修正として処理される。

そして、リース料支払債務の再測定の影響は、使用权資産の償却費及びリース料支払債務の支払利息として将来の期間にわたって損益として認識されることになる。したがって、リース契約に付帯する不確実性に関連してリース料支払債務を再測定する処理は公正価値会計に準じた処理ということにはならない²⁶。ここでは見積りの変更を即時に損益認識せず、原価の修正として処理し、将来期間にわたって影響額を配分する処理が採用されており、会計利益モデル下のモデル(B)で説明可能な処理となる。

現行モデルでは数値基準に基づいてリース取引が分類され、OLに分類されれば賃貸借処理によってリース契約はオンバランスされない。一方、2009DPでは、オプション要素を利

²⁶ 図表1で示すように、2009 DPのIASB案に従うと、割引率の見積りの変更が要求されることになる。これについても償却原価法に基づくリース負債の測定と矛盾するといえるが、IASB案では予想CFの変動がある場合のみ改定を要求するなど、割引率を毎期改定するかは決定していない(IASB[2009], par.5.25)。また、2010ED及び2013EDでは原則的には割引率の変更は行われないことになっている。

用して数値基準をクリアすることにより、リース取引全体をオフバランスさせる契約操作を行うことはできなくなったといえる。なぜなら、2009DP では、まず使用権資産とリース料支払債務を認識したうえで、それに上乗せしてオプション要素とその支払義務をいかに測定に反映するかという議論がなされているからである。

ただし、リース契約のオフバランスを可能にする契約操作の機会を排除できても、更新オプションについては最も可能性の高いリース期間が短くなるようにオプションの行使可能性を判断することで、そして変動リース料については変動リース料の比率を高めることで、資産負債を少なく評価する機会が残されている点は指摘されている²⁷。

以上、2009DP の核心は使用権モデルによって全てのリース契約に係る権利義務をオンバランスさせる点にあるといえるが、使用権資産やリース料支払債務の当初測定及び事後測定では取得原価主義に基づく測定が採用されている。さらに更新オプションや変動リース料の見積りの改定が要求され、これに伴ってリース料支払債務が再測定される点については、IASB 案に従えばその影響額は当期の損益ではなく、まずは使用権資産の原価の修正として処理され、将来の期間にわたってその影響が損益として認識される。したがって、当該処理も会計利益モデルによって説明可能な処理といえる。

以上、2009DP では使用権モデルに基づく全リースのオンバランス化、及び更新オプションや変動リース料の見積りの改定においてストック重視の会計思考が強められているということ是可以する。しかし、それらストック重視の観点からの処理は会計利益モデルの枠組みで説明可能な処理であるため、2009DP はモデル(B)に位置づけることができる。

3. 2013ED（借手側処理）

2009DP 及び、2010ED の借手側処理に関する反対意見は (1)単一の損益認識パターンに関するものと(2)更新オプション及び(3)変動リース料の処理に関するものに大別される²⁸。

まず(1)損益認識パターンに関して、2009DP 及び 2010ED の使用権モデルでは現行 FL の売買処理と類似する単一の損益認識パターンしか示されていなかった。そのため、リース全期間にわたる均等な支払いに対して均等の便益を受け取るリース取引の場合、その経済的実態が損益計算に反映されない点が懸念された²⁹。

2010ED までの提案では、借手は使用権資産を原資産の償却パターンに合わせて定額法で償却する一方で、リース負債に係る利息は負債残高に対して一定の期間利率となるように償却原価法（利息法）に基づき各期間に配分される。よって、借手のリース料支払いにより負債残高が減少するにつれて、リース期間にわたり逡減的な利息費用を認識する結果となる³⁰。

リース取引を売買取引と同様に処理し、逡減的な利息費用に加えて定額の償却費を認識する費用認識パターンは、リース期間の終了時点で原資産の経済的便益をほとんど消費するリース取引の経済的実質を表現するものといえる³¹。しかし、原資産の経済的便益の消費

²⁷ 加藤[2010], p.118.

²⁸ 山田[2011], pp.22-23.

²⁹ IASB[2013], BC34.

³⁰ IASB[2013], BC31-BC33.

³¹ IASB[2013], BC34.

の程度はリース取引によって異なり、単一の損益認識パターンでは、全てのリース取引の経済的実態を適切に表現することはできないという懸念が示された³²。

一方、(2)更新オプションに関する処理について、解約可能期間に係るリース料は借手がオプションを行使するまでは支払義務は生じておらず、概念フレームワークの負債の定義を満たさないとする反対意見が示された。更新オプションをリース負債に含めて測定するのは、更新オプションの行使可能性が「合理的に保証された」(SFAS13)、または「合理的に確実」(IAS17)など、現行基準と同様のより高い閾値を満たした場合にすべきという意見が示された。また、作成者は、リース期間を開始日だけでなく毎期末見直すことのコストと複雑性を強調した³³。

次に、(3)変動リース料は借手にとって負債の定義を満たすことは認められても、借手が変動リース料を見積もることは困難であり、測定の信頼性を疑問視する意見が示された³⁴。また、借手の業績や使用量に基づく変動リース料は、借手が回避可能な負債であり、当該業績または使用が発生するまでは負債の定義を満たさないという意見も示された³⁵。このように、変動リース料に関する提案は、測定値の信頼性及び負債性に関する問題が指摘されている。2013EDは、以上(1)~(3)で示したコメントを調整した結果公表されたものである。

3-1. 2013EDの概要

2013EDの主な変更箇所は、それ以前の公表文書で示された単一の損益認識パターンに対して、原資産の性質(不動産か不動産以外か)、及び原資産の消費の程度に基づき、リースを二種類(タイプAまたはタイプB)に分類し、その分類に基づき二つの損益認識パターンを使い分けるアプローチを提案した点にある³⁶。

3-1-1. 2013EDのリース分類

2013EDでは、借手側処理に単一の損益認識パターンしか認めていなかったそれ以前の提案内容を改め、リースを契約開始日において、(借手、貸手に共通して)タイプAまたはタイプBに分類し、分類に基づいて二つの損益認識パターンを使い分けるアプローチを採用することになった³⁷。なお事後の分類の見直しは認められていない³⁸。

タイプAリースには原則として原資産が不動産以外のリースが分類される。しかし、次の要件に該当する場合はタイプBに分類される。それらは、(a)リース期間が原資産の経済的耐用年数全体のうち重大ではない部分であるか、(b)リース料総額の現在価値が開始日現在の原資産の公正価値に比べて重大ではない場合である³⁹。

タイプAに分類されるリースの原資産は主に設備、機械、また車両などが想定されている。これらの資産は償却性資産であり、その価値は経済的耐用年数にわたって減少するた

³² IASB[2013], BC34.

³³ IASB[2013], BC139.

³⁴ IASB[2013], BC151 and BC152.

³⁵ IASB[2013], BC152.

³⁶ IASB[2013], BC42.

³⁷ IASB[2013], BC42.

³⁸ IASB[2013], par.28.

³⁹ IASB[2013], par.29.

けでなく、リース期間の初期において多く減少すると考えられる。したがって、設備、機械、また車両に係るリースの大部分はリース期間終了時点までに原資産に係る経済的便益のほとんどを消費することになる⁴⁰。

次に、原資産が不動産である場合には、リースは原則としてタイプ B のリースに分類されるが、次の二要件に該当する場合はタイプ A に分類されることになる。それらは(a)リース期間が原資産の残りの経済的耐用年数の大部分を占める、もしくは(b)リース料総額の現在価値が、開始日現在の原資産の公正価値のほぼ全額となる場合である⁴¹。

タイプ B に分類されるリースは不動産が想定されているが、不動産は通常耐用年数が長く、一部の不動産リースに係るリース料の大部分は土地要素 (e.g.立地条件) に関連するものである。土地に組み込まれた経済的便益はリース開始時点と終了時点でほとんど変わらないと予想され、タイプ B のリースでは、リース期間終了後、原資産が開始時点とほぼ同じ価値で貸手に返還されると考えられている⁴²。

これまでの提案では、借手はリース負債に係る利息費用と、使用权資産の償却費を区別して表示し、リース期間の初期に多くのリース費用が計上される単一の損益認識パターンを採用していた。しかし、タイプ B のようにリース期間終了時に開始日時点とほぼ同じ価値で原資産を返却するようなタイプのリースの場合、リース期間を通じて総額で每期一定のリース費用を計上する損益認識パターンの方が経済的実態をより良く表すと考えられる。このようなタイプのリースに適した損益認識パターンを識別する必要から、2013ED では一転して、リース分類が設けられた⁴³。

2013ED のリース分類規定は、現行基準下の FL と OL の分類規定に類似する分類といえるかもしれない。しかし、現行の分類規定は、原資産の経済的耐用年数や公正価値の指標に基づいて原資産の購入と類似するのかを判断し、購入に類似する取引と判断された場合、リース取引の経済的実質を損益計算に反映させる目的で、借手にリース資産及びリース負債を認識することを要求している。つまり現行基準では、あるべき損益認識パターンが決まり、その結果としてストックのオンバランス処理が要求されているのである。

これに対して、2013ED では使用权モデルに基づいて、全てのリース取引に係る権利義務をオンバランスさせる目的を達成した上で、それとは別途、売買処理に準じた単一の損益認識パターンではその経済的実態を表現できないリース契約も存在することから、そのようなリース契約に適合する損益計算を可能とするため、従来の OL に類似する区分が設けられたという論理構成になっている。即ち、2013ED の使用权モデルでは、リース取引に係る権利義務のオンバランス化と選択される損益認識パターンとの間に必然的関係がない点で現行基準との違いが存在することを指摘しておく。

なお、分類規定では、最初に原資産の性質に照らしてリースを分類するが、原資産の性質だけではなく (現行基準と同様)、経済的耐用年数や公正価値も参照してリースの分類を決定する。これは原資産が償却性資産である建物のリースで、当該建物に組み込まれた経済的便益の大半をリース期間終了時点で消費されると予想される場合に、不動産であって

⁴⁰ IASB[2013], BC52.

⁴¹ IASB[2013], par.30.

⁴² IASB[2013], BC44 and BC51.

⁴³ IASB[2013], BC62.

もタイプ A に分類させる仕組みが必要であるからである⁴⁴。このように、2013ED では、原資産の性質に加えて、原資産の経済的耐用年数や公正価値も参照することにより、より精緻な分類が行われるよう工夫されている。

3-1-2. 2013ED の借手側会計処理

タイプ A リースについては、2009DP 及び 2010ED と同じ会計処理が適用される。まずリース費用として、(1)使用権資産について定額法に基づく償却費が計上され、これとは別途 (2)実効金利法に基づきリース負債に係る利息費用がトップヘビーで認識される⁴⁵。

以下の仕訳は 2013ED の設例 14 を参考にしたものであるが、タイプ A、タイプ B ともにリース契約開始時点でリース契約に係る使用権資産とリース負債がオンバランスされる点に違いはない。

2013ED 借手側仕訳

(タイプ A リース)

(2013ED 設例14を基に作成)

リース期間:10年、割引率:5.87%、年間リース料(期首払い): 50,000 CU
 当初直接コスト:15,000 CU

(単位:CU)

① リース契約締結時 第0年度末	使用権資産	407,017	リース負債	342,017	50,000の支払リース料残り9回分の現在価値(割引率:5.87%)
			現金	50,000	第1年度に係るリース料
			現金	15,000	当初直接コスト

② 第1年度末 (タイプA)

利息費用	20,076	リース負債	20,076	342,017*5.87%
償却費	40,702	使用権資産	40,702	407,017/10

③ 第2年度期首

リース負債	50,000	現金	50,000	
-------	--------	----	--------	--

(タイプ B リース)

タイプ B に分類されるリースは以下のとおりとなる(タイプ A と異なるのは仕訳②のみである)。

② 第1年度末 (タイプB)

リース費用*1	51,500	リース負債	20,076	342,017*5.87%
		使用権資産	31,424	差額

*1 借手はリースのコストはリース期間中のリース料合計:500,000に当初直接コスト:15,000を加えた、515,000と算定する。
 よって、年間リース費用は、515,000÷10年である。

一方で、タイプ B リースにおいては、まず、リース負債の利息費用が実効金利法に基づいて計算され、使用権資産に係る償却費は毎年のリース費用総額が定額になるように調整された金額で算定される。そして、リース契約に係る費用は「リース費用」という単独の科目に一括して認識されることになる⁴⁶。

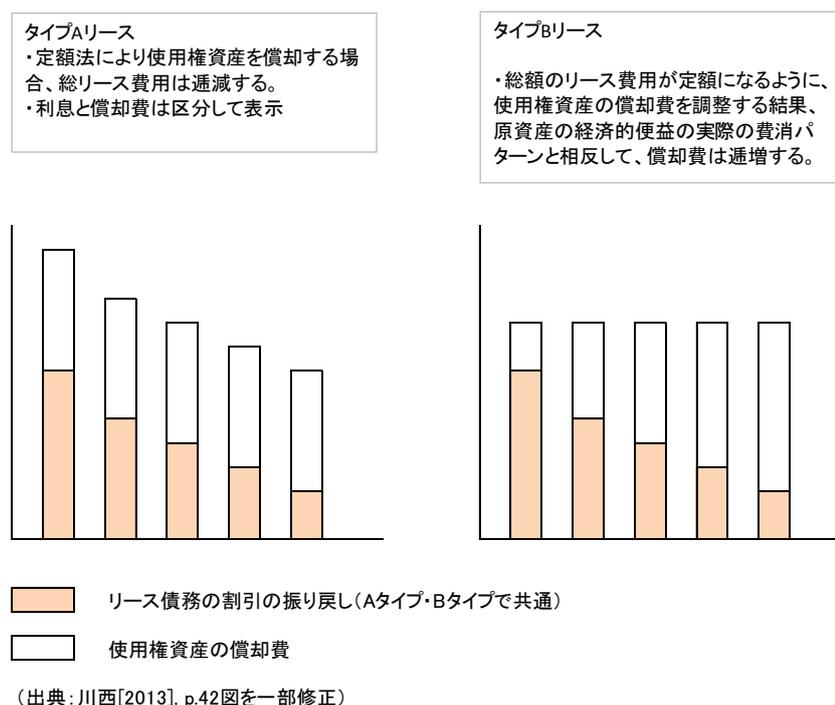
⁴⁴ IASB[2013], BC53.

⁴⁵ IASB[2013], par.42(a) and BC48(a).

⁴⁶ IASB[2013], par.42(b) and BC48(b).

タイプ B リースにおいて、リース負債の償却には償却原価法（利息法）が適用されるため、毎期定額のリース費用を計上する目的で使用権資産の償却費を調整すると、実際の原資産の経済的便益の消費パターンに相反して逡増的な償却費が計上されるという問題が発生する⁴⁷。これを表したのが図表 5 である。

図表 5 2013ED 借手側の二つの費用認識パターン



3-1-3. 更新オプション及び変動リース料に関する処理

更新オプションに関して 2013ED では、(契約外の要因も考慮に入れ) 借手が当該オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合にのみリース期間に含めることになった⁴⁸。2013 ED では、「重大な経済的インセンティブ」は現行基準の「合理的に保証された」(SFAS13)、及び「合理的に確実」(IAS17) と類似の閾値を提供する概念として説明されている⁴⁹。

このように、2009DP 及び 2010ED よりも認識の閾値を高め、現行基準と同水準に戻した点で、不確実性を認識面ではなく測定面に反映させ更新オプションを積極的に認識しようとした当初案から現行基準に回帰しているといえることができる。

また、オプション行使可能性の見直しについては、定期的な改定ではなく、借手が「重大な経済的インセンティブを有する場合またはもはや有さない場合にだけ」、オプションの

⁴⁷ 角ヶ谷[2013], p.50 参照。

⁴⁸ IASB[2013], pars.25-26.

⁴⁹ IASB[2013], BC140.

見直しが要求されている⁵⁰。これは、それ以前の提案よりも高い閾値であるため、再測定を要求されるケースが減少し、見直しのコストも低くなるとしている⁵¹。なお、更新オプションの見直しに伴うリース負債再測定の影響は 2009DP 及び 2010ED と同様、使用権資産の簿価修正として処理される⁵²。

一方、変動リース料に関して 2013ED では、指数や率（消費者物価指数や市場金利など）に基づくもの、及び実質的に固定支払であるものに限定してリース負債に含めて認識することになった⁵³。これらは、借手にとって支払いを回避できない項目であるため、負債の定義を満たすと考えられるためである⁵⁴。変動リース料についても更新オプションと同じく認識される範囲が限定され、現行基準に回帰しているといえる。

3-2. 2013ED の分析（借手側処理）

2013 ED における大きな変更点は使用権モデルを受け継ぎながら、原資産に組み込まれた経済的便益の消費パターンを反映させるようにリース取引が二分類された点にある。

これまでの借手側提案では、リース負債に係る利息費用と使用権資産の償却費を区別して表示し、リース期間の初期においてリース費用が多く認識される、売買処理を基礎とする単一の損益認識パターンが採用されていた。しかし、リース期間終了時に開始時点とほぼ同じ価値で原資産を返還するようなタイプのリースの場合、リース期間にわたって每期定額のリース費用を計上する損益認識パターンの方がリース取引の経済的実態、即ち原資産の経済的便益を消費するパターンを忠実に表現することができる。このようなリース取引を識別するため、リース期間における経済的便益の減少の程度に基づき、リース取引を二つに分類する規定が設けられたのである。

このように、2013 ED でリース取引の分類規定が設けられた背景には、個々のリース取引の経済的実態をより良く反映できる損益認識パターンを選択できるようにする目的があり、利益計算を重視する会計利益モデルに立脚する提案といえるであろう。

また、それ以前の公表文書では借手側処理に売買処理を基礎とする単一の損益認識パターンのみが認められていたのに対し、2013ED では売買処理以外の損益認識パターンも認められることになり、使用権モデルの内容の変化も捉えることができる。同じ使用権モデルの下で売買処理に準じた単一の損益認識パターン（2009DP 及び 2010ED）と、売買処理以外も認める二つの損益認識パターン（2013ED）がそれぞれ提案されている点から、使用権モデルに基づくオンバランスの論理は必ずしも利益計算の観点と直接結びついているわけではないと解することができる。

これに対し、現行 FL のオンバランスの論理は、売買取引に類似するリースにとってのあべき損益認識パターンに基づき、リースのオンバランス化が要請されているといえ、損益計算と結びついたオンバランスの論理構成がとられている。

以上、2013ED の分類規定は、FL と OL の分類によって二つの損益認識パターンを採用

⁵⁰ IASB[2013], par.27.

⁵¹ IASB[2013], BC171.

⁵² IASB[2013], par.43.

⁵³ IASB[2013], par.39 and BC152.

⁵⁴ IASB[2013], BC153-BC154.

する現行アプローチと類似する規定といえ、損益計算の側面において現行基準の考え方に回帰しているとみることができる。2013 ED と現行基準の大きな違いは、使用权の売買の観点からリース会計の枠組みを捉えなおすことによって全てのリースに係る資産負債を認識する点に尽きるのではないかといえる。

また、更新オプションに関して、オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合にのみリース期間に含められるという認識規準が提案されているが、「重大な経済的インセンティブの有無」は現行基準における「合理的に確実」という概念と類似の閾値を提供すると述べられている。

さらに、変動リース料に関しても、借手の行動に依存するような変動リース料は借手が支払いを回避でき負債性を満たさないため、リース負債に含めて認識されないことになった。リース料に含めて認識されるのは、借手が操作できない指数や率に基づくもの及び実質的に固定支払であるものに限定されている。以上から、2013ED では不確実性のあるリース条件の測定に関し、測定の信頼性や客観性がより重視され、現行基準の考え方との差異はほとんどなくなったといつてよい。

以上をまとめると、2013ED においても会計利益モデルに依拠する損益計算が行われる点については、現行モデルからの変化はないといえる。ただし 2013ED では、損益認識パターンとは独立してリースのオンバランス化の論理が導かれており、この点で現行基準からの変化を捉えることができる。そこでは、リース取引使用权の売買という別の視点から説明することで、リース取引によって生じる資産負債をより厳密に規定し、従来のリース会計基準をストックの認識面で補強しているといえることができる。この点から 2013ED は、会計利益モデルの枠組みにおいて、ストック重視の観点が強化された提案といえ、モデル(B)に位置づけることができる。

貸手側処理の検討

4. 2010ED (貸手側処理)

4-1. 2010ED の概要

2009DP では借手側の会計処理が優先的検討事項とされ、貸手側処理については 2010ED において最初の提案が示された。2010ED の貸手側提案では、借手側処理との整合性、及び収益認識プロジェクトとの整合性が重視された⁵⁵。

2010ED では、貸手側も借手側と整合して使用权モデルが採用されている⁵⁶。そして、貸手側の権利義務の認識にあたって、借手と同様、概念フレームワークの定義に基づき、その資産性、負債性が検討されている⁵⁷。貸手が予想リース期間中、または予想リース後に、

⁵⁵ IASB[2010], BC13.

⁵⁶ IASB[2010], BC14.

⁵⁷ 2010ED では貸手の認識するリース契約に係る権利義務の資産性・負債性に関して次のように検討されている。まず履行義務アプローチでは、原資産を貸手の経済的資源とみなしている。さらに、リース取引から、リース料を受け取る権利という新たな資産（リース料受取債権）と原資産をリース期間にわたり使用することを借手に認める義務を表す負債（履行義務）が生じる。履行義務は原資産に内在する将来の経済的便益が貸手側から流出

原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保するか否かで、使用権モデルの適用に(1)履行義務アプローチと(2)認識中止アプローチが提示されている。貸手が原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保している場合には、履行義務アプローチが適用され、留保していない場合には認識中止アプローチが適用される⁵⁸。

4-1-1. 履行義務アプローチ

履行義務アプローチが適用される場合、貸手は原資産のリスクまたは経済的便益を留保するため、原資産が継続して認識される。収益認識プロジェクトと整合して、これとは別個に、貸手はリース開始日にリース料を受け取る権利、「リース料受取債権」と、借手に原資産をリース期間にわたり使用することを認める義務、「リース負債」（履行義務）を認識する⁵⁹。

リース料受取債権は当初認識時に貸手が借手に課す利子率で割り引いたリース料総額の現在価値と貸手に発生した当初直接費用との合計額で測定し、リース負債をリース料受取債権と同額で測定する⁶⁰。

事後測定では、貸手はリース料受取債権を実効金利法に基づく償却原価で測定し、減損処理も行う⁶¹。また、リース開始日後に、更新オプションや変動リース料に関連して、リース料受取債権に重要な変動が生じたことが示唆される事実や状況がある場合には、リース期間やリース料の見直しが行われる。リース料受取債権の変動は、純損益（履行義務を貸手が充足した部分）またはリース負債の簿価修正（未だ履行義務を充足していない部分）として認識する⁶²。

履行義務アプローチでは、使用権資産を借手に引き渡した後、原資産の使用を認め続けることが貸手の履行義務と捉えられている⁶³。よって、リース開始日に収益は認識されず、リース期間にわたって履行義務が継続的に充足されるに従って収益が認識される⁶⁴。

履行義務アプローチの下、収益は履行義務残高の減少に基づいて認識される。借手の原

する結果を伴う、過去の事象から発生した貸手の現在の債務であり、負債性を満たすと述べられている。

一方、借手に原資産の使用権を移転する結果として、貸手は無条件のリース料受取債権を獲得する。その無条件の権利は、過去の事象の結果として貸手が支配し、将来の経済的便益が貸手に流入すると期待される資源であるため、リース料受取債権は資産性を満たすという。

認識中止アプローチでは、リース開始日時点で、貸手は原資産に組み込まれた経済的便益を借手に移転し、それと引き換えに無条件のリース料受取債権を獲得する。そして、リース料受取債権は履行義務アプローチと同様の論拠により、資産性を満たすとしている（IASB[2010], BC16-BC22）。

⁵⁸ IASB[2010], pars.28-29.

⁵⁹ IASB[2010], par.30 and BC16.

⁶⁰ IASB[2010], par.33.

⁶¹ IASB[2010], par.37 and 41.

⁶² IASB[2010], par.39.

⁶³ IASB[2010], BC100.

⁶⁴ IASB[2010], BC18.

資産の使用パターンに基づいて、もしくは、それが規則的かつ合理的な方法で信頼性をもって算定できない場合には定額法に基づき残存するリース負債を算定する。そして算定されたリース負債の残高とその時点の帳簿価額の差額が収益として認識される⁶⁵。

履行義務アプローチでは、リース開始日後も原資産の認識が継続されるため、原資産に対する減価償却が継続される⁶⁶。貸借対照表には、(a)原資産、(b)リース料受取債権、及び(c)リース負債（履行義務）が計上されるが、(後述する)資産の二重計上の懸念に対処するため、(a)～(c)の合計を正味リース資産または正味リース負債として結合表示する方式が提案されている⁶⁷。

履行義務アプローチの会計処理を仕訳に示すと以下のとおりとなる⁶⁸。

2010ED 貸手側仕訳（履行義務アプローチ）

リース開始時	(借) リース料受取債権	××	(貸) リース負債（履行義務）	××
リース期間中	(借) 現金	××	(貸) リース料受取債権	××
			(貸) 受取利息	××
	(借) リース負債（履行義務）	××	(貸) リース収益	××
	(借) 減価償却費	××	(貸) 減価償却累計額	××

4-1-2. 認識中止アプローチ

認識中止アプローチは、リースの開始時点で、貸手が予想リース期間中、また予想リース期間後の原資産の経済的便益を借手に移転したと考えるアプローチである。貸手はこれと引き換えに、借手からリース料を受け取る無条件の権利を獲得する。よって、貸手はリース開始日に原資産のうち借手に移転した権利に係る経済的便益について認識を中止して使用権資産勘定に振替え、借手に移転していない残存する経済的便益については「残存資産」に振替えて認識を継続する⁶⁹。

認識中止アプローチでは、貸手は使用権資産を借手に引き渡すことが履行義務であり、当該履行義務はリース開始日に充足される。よって、リース開始日時点でリース料受取債権全額に相当する額を使用権資産の引き渡しによるリース収益として認識し、それとは別個に貸手はリース期間にわたりリース料受取債権に係る利息収益を認識する⁷⁰。

製造業者や販売業者が売却の代替的手段としてリースを使用する場合、借手に移転した使用権資産、即ち原資産の帳簿価額のうちリース開始日に認識を中止した部分は、リース収益に対応する売上原価として計上されることになる⁷¹。

なお、使用権資産及び残存資産は、リース開始日時点における原資産の帳簿価額を、借手に移転した使用権資産の公正価値と貸手が留保している権利（残存資産）の公正価値と

⁶⁵ IASB[2010], pars.31 and 37.

⁶⁶ IASB[2010], par.44 and BC16.

⁶⁷ IASB[2010], par.42 and BC148.

⁶⁸ 加藤[2011], p.47 参照。

⁶⁹ IASB[2010], par.46 and BC19.

⁷⁰ IASB[2010], BC20.

⁷¹ IASB[2010], pars.47-48 and 61.

の比率で配分した金額で当初測定される⁷²。

事後測定では、貸手はリース料受取債権を実効金利法に基づく償却原価で測定し、減損処理を行う⁷³。オプション要素及び変動リース料に関連して、リース料受取債権に重要な変動が生じたことが示唆される新たな事実または状況が発生した場合は、リース期間やリース料の見直しを行い、リース料受取債権の帳簿価額を修正しなくてはならない⁷⁴。

また、残存資産は減損を除き、原則として再測定は行われませんが、上記のケースにあるようにリース期間の見直しに伴いリース料受取債権の帳簿価額が修正される場合、原資産に対する比率が変更されることによって残存資産の変動が生じることになる。この場合、当初認識時の配分方法と同様に、原資産を認識が中止された部分（使用権資産）と残存資産に配分し、これに基づいて残存資産の帳簿価額が修正される⁷⁵。認識中止アプローチの貸手側会計処理は次の仕訳に示される⁷⁶。

2010ED 貸手側仕訳（認識中止アプローチ）

リース開始時	(借) 使用権資産	××	(貸) 原資産	××
	残存資産	××		
	(借) リース料受取債権	××	(貸) リース収益	××
	(借) リース費用（売上原価）	××	(貸) 使用権資産	××
リース期間中*	(借) 現金	××	(貸) リース料受取債権	××
			(貸) 受取利息	××

*リース期間中のリース料受取債権の減額及びリース料受取債権に係る受取利息の認識の会計処理は履行義務アプローチと同様である。

4-2. 2010ED の分析（貸手側処理）

2010ED の貸手側会計処理においても、借手と同様、使用権モデルが採用され、リース物件そのものではなく、リース契約によって生じる権利義務（無形資産）に着目する点が現行基準との違いとなっている。

従来のリース資産のオンバランス化は、割賦購入資産の資産性が認められる以上、リース資産（リース物件）に対しても資産性を認めるべきとする、割賦購入との会計処理の整合性が論拠となっていた。このため、リース取引の資本化にあたっては、リース物件自体

⁷² IASB[2010], par.50. 貸手が認識を中止する金額は原資産の帳簿価額に、リース料受取債権の公正価値の原資産の公正価値に対する比率を乗じた金額となる。

⁷³ IASB[2010], pars.54 and 58.

⁷⁴ IASB[2010], pars.55-56 and 59.

⁷⁵ IASB[2010], pars.55-56, 59 and B30. リース期間の変更に起因するリース料受取債権の帳簿価額の修正は、リース契約開始日に受取対価の全額を収益として認識する取扱いと整合的に純損益で認識され（IASB[2010], BC109）、残存資産の帳簿価額の修正は、リース契約初年度の修正であれば、リース費用（売上原価）として処理され、過年度修正となる場合は純損益で認識されることになる（B30 設例参照）。なお、変動リース料の見積り変更は残存資産の価値を変動させないと考えられるため、この場合、残存資産の簿価修正は行わず、純損益に認識される。

⁷⁶ 加藤[2011], p.49 参照。

に焦点が当てられ、リース物件の経済的効果について自己所有資産との同等性を判断するために、その判断規準として現在価値基準や経済的耐用年数基準などの数値テストが用いられてきた⁷⁷。このような数値テストに基づく **FL** と **OL** の分類が現行基準の形骸化要因とされ、リース基準の改定が検討される背景となった。

したがって、改定案では使用权モデルに基づき、リース物件ではなく、使用权資産の移転に着目するアプローチによってモデルを再構築し、オンバランス化するリースの範囲を拡張させることが意図されている。

以上は借手側提案と共通する内容といえるが、使用权モデルを基礎とする履行義務アプローチ及び認識中止アプローチ、いずれにおいてもリース料受取債権が認識され、貸手側においてもリース債権がオンバランスされるリース取引の範囲が拡大しているといえることができる。貸手側の権利義務の認識にあたっては借手と同様、概念フレームワークの定義に基づき、その資産性・負債性が検討されている点から、**2010ED** の貸手側処理においても、オンバランスさせるべきリース取引に係る権利義務が定義に基づいて識別され、ストックの認識が厳格に行われているといえる。この点で貸手側処理についても、現行モデルに比べてストック重視の観点が強められているといえる。

一方、**2010ED** の借手側処理には単一のアプローチが提案されていたが、貸手側は「貸手が原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保するか否か」に基づいて、使用权モデルの適用に二つのアプローチが提示されている。**2010ED** の貸手側のリース分類は、**ASBJ[2010]**でも指摘されるように、「原資産の所有に伴うリスクと便益の移転の程度」によりリースを **FL** と **OL** に分類する、現行 **IAS17** の規定と類似する内容と捉えることができる⁷⁸。

認識中止アプローチが適用されるリースは「原資産に対する関与の度合い」⁷⁹という点で、原資産に対する関与がほとんどもしくは全くないと考えられるため、その経済的実質から使用权資産に相当する原資産の一部の認識を中止し、売却処理に準じてリース開始日の一時点で収益が認識される。一方、履行義務アプローチが適用されるリースは貸手による原資産の関与の度合いが高いため、原資産の認識を中止せず、リース期間にわたって継続的に収益が認識される。

収益認識プロジェクトと統合的なアプローチを採用しようとした履行義務アプローチは、貸手側における資産の二重計上について批判され、支持を得ることができなかった。しかし、貸手側に二つの会計処理を提案した背景には、売却処理とそれ以外を区別する意図があったといえる。このように、リース取引の経済的実質を捉え、それに沿った収益認識パターンを会計処理に反映させようとする考え方は、稼得過程に着目する会計利益モデルに位置づけることができる。

測定面に関して、履行義務アプローチでは貸手が借手に課す利子率によって割り引いたリース料総額の現在価値でリース料受取債権が当初測定される。また、事後測定では償却原価法が適用され、減損処理も行われることになる。一方、リース負債（履行義務）は、当初リース料受取債権と同額で測定され、その後は借手が原資産を使用するパターンに基

⁷⁷ 高橋[2009], pp.49 and 51 参照。

⁷⁸ **ASBJ[2010]**, par.32.

⁷⁹ **ASBJ[2010]**, par.33.

づいた、規則的かつ合理的な方法（または定額法）で残存するリース負債が測定される。このように、リース料受取債権、リース負債ともに原価ベースの測定が行われている。

一方、認識中止アプローチでは、貸手はリース料受取債権と残存資産を認識する。リース料受取債権については履行義務アプローチと同様の方法で当初及び事後測定がなされ、残存資産については、原資産の帳簿価額を借手に移転した使用权資産と貸手が留保する権利の公正価値の比率に基づいて配分することにより当初測定される⁸⁰。その後は、当初認識時における原価ベースの測定と整合的に残存資産は減損処理を除いて再測定されない⁸¹。このように、履行義務アプローチ、認識中止アプローチどちらにおいても、リースに係る権利義務には原価ベースの測定が適用されている。

以上、2010ED 貸手側会計処理においても、使用权モデルの下、リース取引を使用权の移転として捉え直し、リース取引において認識すべき資産負債の貸借対照表能力を概念フレームワークの定義によって検討し、ストックの認識を厳密に行おうとしている点から、ストック重視の考え方が強化されているといえる。

一方、損益計算においては貸手の原資産に対する関与の度合いから、リース取引の経済的実質を識別し、二つの収益認識パターンが使い分けられる点から、稼得過程に着目する会計利益モデルに依拠する処理が適用されているといえる。そして稼得過程に着目した利益計算を行う立場から、ストックの測定についてもフローを基礎とした原価ベースの測定が行われている。

以上をまとめると、貸手側の使用权モデルに基づくストックのオンバランス処理は、借手側と整合して、リース取引に係る権利義務の認識を厳格に行おうとする考え方が背景にあり、ストック重視の観点が強化されているといえる。一方、利益計算では、稼得過程に着目した二通りの処理が適用されており、ストック重視の考え方は稼得利益計算重視の会計思考の枠組み内でこれを補強する役割として機能しているといえる。よって、2010ED の貸手側処理は借手側と同様、モデル(B)に位置づけることができる。

5. 2013ED （貸手側処理）

5-1. 2010ED 貸手側会計処理の問題点

2010ED では、「貸手が原資産に伴う重要なリスク及び便益に対するエクスポージャーを留保するか否か」によって、リース契約において原資産を認識し続けるか認識を中止するかが決定される。

履行義務アプローチでは、原資産を継続して認識し、これに加えてリースによって生じる貸手の権利義務が認識される。ここでの貸手の義務は、借手にリース期間にわたり原資産の使用を認める義務であり、貸手の権利は、これと引き換えにリース料を受け取る権利とされている。

上記の貸手の義務は 2010 年公表の収益認識公開草案における「履行義務」と整合する概念として提示された⁸²。そこでは、借手に原資産をリース期間にわたり継続的に使用することを認めることにより、連続的に履行義務を充足し、これに伴ってリース収益が認識され

⁸⁰ IASB[2010], pars.49 and 54.

⁸¹ IASB[2010], pars.55, 59 and BC106.

⁸² IASB[2010], BC18.

るという考え方がとられている⁸³。

しかし、履行義務アプローチは2010EDのコメントにおいてほとんど支持されなかった。第一の批判は、貸手が原資産に加えて、リース料受取債権とリース負債(履行義務)を認識することから、貸手の資産負債が膨張するという問題に関連する。2010EDでは、資産の二重計上に対して結合表示によって対処することが提案されているが、借手から受け取る一組のCFがどのようにリース債権と原資産の双方に関連しうるのか疑問が呈された⁸⁴。

第二点に、履行義務アプローチにおける貸手の履行義務の負債性についても疑問が示された。原資産を借手に引き渡した後は、通常貸手は契約条件に従うこと以外に使用権資産に係る追加的義務を負っていないうえ、原資産引き渡し後に貸手の経済的便益の流出は生じないという見方が示された⁸⁵。また、貸手がリース負債を認識することは、借手が無条件のリース料支払債務を負っていないことを意味するとも考えられ、借手側処理との整合性からも問題が指摘された⁸⁶。

さらに2010EDでは、履行義務アプローチ、認識中止アプローチともに、リース料受取債権について実効金利法に基づく利息収益の認識が行われるため、リース期間の初期に多くの収益が計上されるトップヘビーの収益認識パターンとなっている。このような収益認識パターンが、毎期一定額のリース収益が発生すると考えられる賃貸借の事業モデルも含め、あらゆるリース取引について適切といえるかという点に関しても問題が指摘されている⁸⁷。

また、借手側の単一の会計処理モデルに対して、貸手側に二つの会計処理モデルを提案することに関する懸念も示された⁸⁸。この点で2010EDの借手側処理と整合するのは、貸手が使用権資産を借手に移転した時点で履行義務が充足されたと考える認識中止アプローチといえる。しかしその場合、原資産全体の経済的便益に対して低い割合の使用権を借手に移転するリース取引(現行モデルでOLに分類されるリース取引)の場合、認識中止アプローチに従って、リース開始日の一時時点で一度に使用権資産の移転に係る収益が認識されるのは適切ではないとされた⁸⁹。

以上の問題点から履行義務アプローチは2013EDでは棄却されることになった⁹⁰。これに代わり、2013EDでは借手と共通して、リースを原資産の性質(ないし原資産の消費の程度)に基づき二つのタイプに分類し、会計処理を使い分ける二元的アプローチを採用することになった。

5-2. 2013EDの概要

2013EDでは、貸手は借手と共通して、「原資産に組み込まれた経済的便益の重大ではないとは言えない部分を借手が消費すると見込まれるか」、という消費の原則に基づきリース

⁸³ IASB[2010], BC100.

⁸⁴ IASB[2013], BC69.

⁸⁵ IASB[2013], BC69.

⁸⁶ IASB[2010], BC24.

⁸⁷ ASBJ[2010], par.139.

⁸⁸ IASB[2013], BC70.

⁸⁹ ASBJ[2010], pars.26 and 30.

⁹⁰ IASB[2013], BC69.

をタイプ A とタイプ B に分類する⁹¹。このリース分類に基づき、貸手の会計処理には二つの損益認識パターンが適用されることになる。

タイプ B リースには現行基準の OL と同様の処理が適用されるが、タイプ A リースには使用权モデルが適用され、貸手は原資産簿価を借手に移転した使用权資産と、貸手が留保する残存資産に配分し、リース開始日に使用权に相当する部分について原資産の認識を中止する。

5-2-1. タイプ A リース

2013ED によると、借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大ではないとは言えない部分を消費すると見込まれるか否かは、多くの場合、原資産の性質に依存するとされている。そのため、タイプ A には不動産以外の資産に係るリースの大半が分類されることになる。

設備や輸送機器のリースなど、貸手のリース事業モデルが借手への融資の提供の性質⁹²を有する場合、通常貸手は原資産に対する継続的関与を有さない。よって、こうした事業モデルの下では、原資産の一部が売却されたものとして会計処理が行われる⁹³。つまり、タイプ A リースの会計処理には 2010ED の認識中止アプローチに類似する処理が適用される。

タイプ A に分類された場合、貸手は原資産の認識を中止し、リース債権（リース料を受け取る権利）と残存資産（貸手が原資産に関して留保する権利を表す）⁹⁴を認識する。リース債権はリース料総額を貸手が借手に課す利子率で割り引いた現在価値で当初測定され、当初直接コストがあればこれが加算される⁹⁵（図表 6 参照）。

リース開始日直前の原資産の公正価値が帳簿価額よりも高い場合、貸手は原資産の含み益を借手に移転した「使用权資産」と貸手が留保する「残存資産」に配分する⁹⁶。使用权資産に配分された原資産の含み益は利益として開始日に認識される一方、残存資産に配分された額は、残存資産に係る未稼得利益として計上される⁹⁷（図表 7 参照）。残存資産に係る

⁹¹ IASB[2013], p.8, BC50 and BC71.

⁹²ここで想定されているリース取引は日本基準における所有権移転外ファイナンスリースと考えられる。所有権移転ファイナンスリースに分類されるリースで、所有権移転基準または割安購入選択権基準を満たすリースは、2010ED 及び 2013ED の対象外とされる。そのようなリースは原資産の売買として、通常の売買取引にしたがって処理されることになる（IASB[2010], BC59, IASB[2013], BC79-80 及び加藤[2010], p.52）。

⁹³ IASB[2013], BC73(b).

⁹⁴ IASB[2013]では、リース開始日に貸手は原資産の使用权を借手に移転するが、リース期間の終了時点で原資産の一部に対する権利を有していると解釈される。また、原資産に対する所有権など、リース期間中においても原資産に対する若干の権利を留保すると捉えられている。2013ED では、貸手が原資産に対して留保する以上のような権利を残存資産として認識することが求められる（IASB[2013], BC26- BC27）。

⁹⁵ IASB[2013], par.69.

⁹⁶当該配分処理にあたって、貸手に原資産の公正価値評価を要求することの測定上の問題、さらに、使用权資産に係る原資産の含み益をリース開始日に「リースに係る利益」として認識する点について、含み益の算定に誤りがあった場合、将来貸手が損失を計上する可能性が問題点として指摘できる。

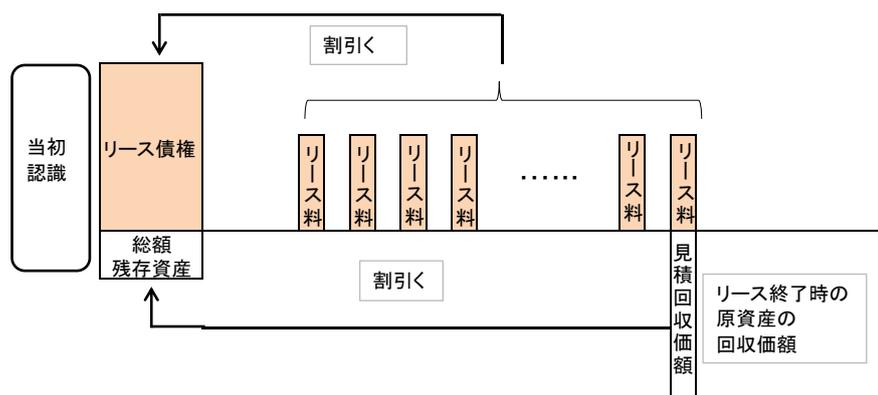
⁹⁷ IASB[2013], par.73.

未稼得利益はリース期間終了後、残存資産が再リースされるか売却されるまで繰り延べられることになる⁹⁸。

残存資産は、リース期間の終了後に貸手が原資産から得ると見込んでいる見積回収価額を貸手が借手に課す利率で割り引いた現在価値⁹⁹から残存資産に係る未稼得利益を控除した額で当初測定される¹⁰⁰。

図表 6

貸手の処理(タイプAリース 当初認識時)



(出典: あずさ監査法人[2013], p.19.)

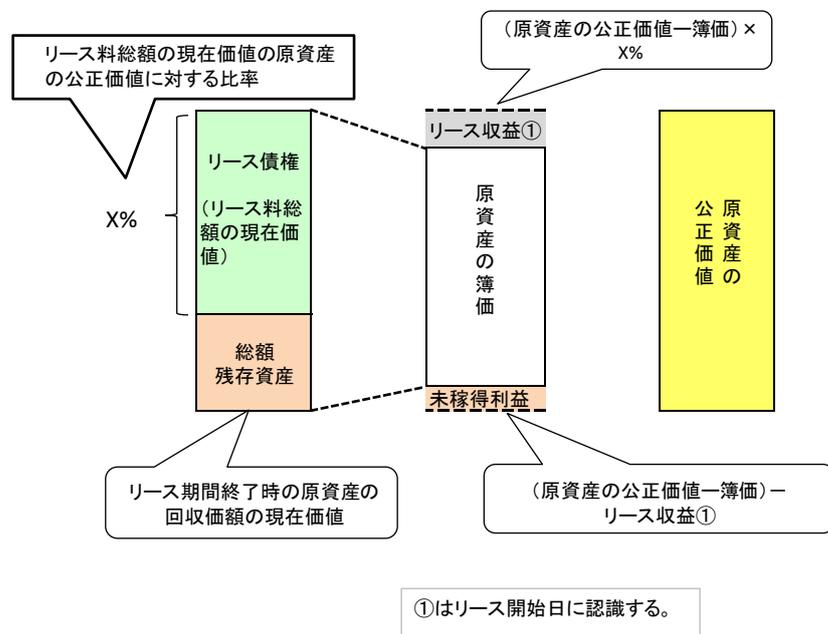
⁹⁸ IASB[2013], BC229.

⁹⁹ 貸手が借手に課す利率を算定する際に変動リース料の予想を反映していて、当該リース料がリース債権に含まれていない場合（使用量に基づく変動リース料など）、貸手は残存資産の当初測定に、リース期間中に獲得すると見込まれる変動リース料の現在価値（貸手が借手に課す利率で割り引く）を含めなければならない。なぜなら、変動リース料をリース債権の測定から除外して、割引率の算定に反映することは、残存資産の当初測定の一部がリース期間中に受け取るべき変動リース料を含んでいることを意味するためである。この場合、予想される変動リース料の現在価値を未稼得利益も含んだ総額残存資産に加算し、残存資産の未稼得利益を控除した金額によって残存資産は当初測定される(IASB[2013], par.72 and BC251)。

¹⁰⁰ IASB[2013], pars.71-75.

図表 7

貸手の処理(タイプAリース： 原資産の認識の中止に係る処理)



(出典: あずさ監査法人[2013], p.20図を一部修正。)

リース債権の事後測定は 2010ED と同様、償却原価法を適用し、減損処理を行う¹⁰¹。残存資産の事後測定については、2010ED では減損処理を除き再測定を行わないとしていた。しかし、残存資産の当初測定に組み込まれた貨幣の時間価値の割り戻しを禁止すると、貸手が残存資産をリース期間中に過小表示し、原資産がリース期間終了時に売却された場合、一度に利益が認識される結果となる¹⁰²。このため、2013 ED では、残存資産の当初測定における時間価値をリース期間にわたって割り戻して残存資産を増額させ、利息収益を認識することが提案された¹⁰³ (図表 8 参照)。

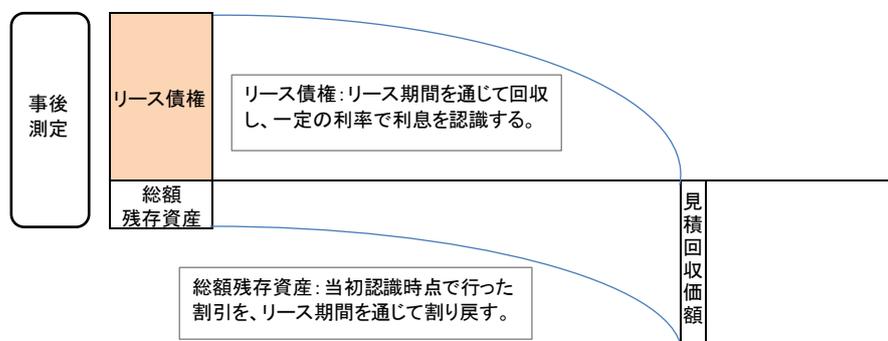
¹⁰¹ IASB[2013], BC230, BC235.

¹⁰² IASB[2013], BC246, ASBJ[2010]par.142.

¹⁰³ IASB[2013], par.82.

図表 8

貸手の処理(タイプAリース 事後測定)



(出典: あずさ監査法人[2013], p.21.)

貸手の留保する残存資産について、割引の戻しに伴って利息収益を認識する処理の正当性は次のように説明されている¹⁰⁴。即ち、タイプ A のリースでは、貸手は原資産のうち借手が消費すると見込まれる部分（使用権資産）に対する投資を回収するためだけにリース料を課すのではなく、残存資産も含めた原資産全体の使用に対して借手にリース料を請求すると考えられ、これが残存資産に係る利息収益を認識する論拠とされている。

なおタイプ A リースの表示方法は、リース債権と残存資産の帳簿価額を合計した金額をリース資産として表示した上で、それぞれの帳簿価額を別個に表示または注記で開示することとされた¹⁰⁵。

以上のタイプ A リースの貸手側会計処理と 2010ED の認識中止アプローチの違いは、残存資産に係る割引をリース期間にわたり割り戻して増額させ、受取利息として認識する点や残存資産に係る未稼得利益の計上等、残存資産の測定に関してより細かな手続きが追加された点にある。

IAS17 では、「資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転」している場合にリースを FL に分類し、それ以外を OL に分類する¹⁰⁶。つまり、現行基準において FL に分類されるリースはリース料総額の現在価値が開始日時点の原資産の公正価値とほぼ等しい額であるため、残存資産の価値やこれに係る未稼得利益の金額的重要性があまり高くなかった点が考えられる。

このように、現行基準では原資産に対して貸手の留保する権利が全くない、もしくはほとんどないリースが FL に分類されているため、FL の原資産の認識中止にあたり、残存資産に係る未稼得利益部分も含めてリース開始日に収益として認識されていることになる¹⁰⁷。

一方、2013 ED の分類規準（借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大ではないとは言えない部分を消費すると見込まれるか）に従うと、売却処理を適用するタイプ A リー

¹⁰⁴ IASB[2013], BC247-BC248.

¹⁰⁵ IASB[2013], pars.88-89.

¹⁰⁶ IASB[2001], par.8.

¹⁰⁷ あずさ監査法人[2013], p.21 参照。

その範囲が現行の FL よりも拡大すると考えられ、残存資産として認識される価値がより大きくなることが予想される。このため、残存資産に係る精緻な会計処理が必要となり、これに関連する修正が 2013ED で提示されたといえることができる。

以上、タイプ A リースの会計処理を示すと以下のとおりとなる¹⁰⁸。

2013ED 貸手側仕訳 (タイプ A リース)

① リース開始日

(借) リース債権*1	××	(貸) リース収益	××
(借) 総額残存資産	××	(貸) 残存資産に係る未稼得利益	××
売上原価	××	原資産*2	××

*1 リース料総額の割引現在価値 *2 原資産全体の帳簿価額

② リース期間中

(借) 現金	××	(貸) リース債権	××
		受取利息	××
(借) 残存資産	××	(貸) 受取利息	××

5-2-2. タイプ B リース

不動産リースの多くは、リース期間中に原資産に組み込まれた経済的便益のうち、ほとんどが消費されないと考えられる。このようなリースがタイプ B に分類されることになるが、タイプ B リースでは、貸手の事業モデルは原資産をリース期間の全体、または当該資産の経済的耐用年数の全体にわたり管理し、原資産から継続的に生み出される CF を回収することが目的となる。この場合、原資産の引渡しの一時点で収益を認識する売却に準じた処理ではなく、リース期間にわたり収益を認識する賃貸借処理の方が貸手の事業モデルを利益計算に適切に反映できると考えられた。そこで、貸手側ではタイプ B リースについて、現行 IAS17 の OL と同様の処理を適用することになった¹⁰⁹。

タイプ B リースでは、貸手は原資産の認識を継続し減価償却を行う一方、リース期間にわたって (通常は定額ベースで) リース収益を認識する¹¹⁰。タイプ B リースの会計処理は以下の仕訳に示される通りである。

2013ED 貸手側仕訳 (タイプ B リース)

リース期間中	(借) 現金	××	(貸) リース収益	××
決算時	(借) 減価償却費	××	(貸) 減価償却累計額	××

5-3. 2013ED の分析 (貸手側処理)

2010ED との違いは、まず借手・貸手の会計処理の整合性から、原資産に組み込まれた経

¹⁰⁸ IASB[2013], 設例 20 を参考に作成。

¹⁰⁹ IASB[2013], p.8.

¹¹⁰ IASB[2013], p.8 and BC73(a).

経済的便益の消費の程度という共通の尺度を基にリースを二分類した点にある。この分類に基づき、主として設備機械等のリースに係る売却及び融資事業、もしくは不動産等のリースに係る賃貸事業という二つの異なる事業モデルを識別し、それぞれに適合する収益認識パターンを反映できる会計処理を使い分けるアプローチが提示されている¹¹¹。事業モデル毎の利益獲得プロセスに着目する点で、ここでは会計利益モデルに立脚する利益計算が行われているといえる。よって、2013EDのリース分類に基づく二元的な利益計算アプローチは会計利益モデルを背景とするものと捉えられる。

また貸手側処理では、タイプBリースには現行基準のOLと同様の処理が適用されるが、タイプAリースには使用权モデルが適用されている。タイプAリースでは、貸手はリース債権と原資産に対して貸手が留保する権利として残存資産を認識するが、その資産性について概念フレームワークの定義に基づいて検討が行われている¹¹²。これは、定義によって貸借対照表能力を判断し、ストックの認識を厳密に行おうとする考え方によるものであり、ストック重視の側面が現行モデルよりも強まっているといえることができる。

一方、2013EDでは、現行基準に比べ売買処理が適用されるリース取引の範囲が拡大し、貸手の留保する残存資産の価値の金額的な重要性が高まることが考えられるため、残存資産に関するより精緻な処理が提案された。それによると、リース開始日直前の原資産の公正価値が帳簿価額よりも高い場合、原資産の含み益は借手に移転した「使用权資産」と貸手が留保する「残存資産」に配分される。借手に移転した使用权資産に係る利得は使用权資産の移転に伴って実現したと捉え、リース開始日にリース収益とともに当期の利益として認識され、残存資産に配分された利得は未稼得利益として、リース期間終了後、残存資産が再リースされるか売却されるまで繰り延べられることになる。

このように、原資産の含み益使用权部分と残存資産に配分して、売却された使用权資産に係る利得を当期の利益として売却（リース開始）時点で認識し、貸手が留保する残存資産に係る含み益は未稼得の利益として繰延処理を行う点は稼得実現概念に基づいた処理といえることができ、会計利益モデルを背景とするものといえる。さらに、資産の測定においてもリース債権、残存資産ともに、2010EDと同様、原価ベースの測定が基礎となっている。

以上、リース取引において異なる事業モデルを識別し、それぞれの稼得プロセスに沿った収益認識を行う二元的アプローチが採用されること、及び残存資産に係る原資産の含み

¹¹¹ IASB[2013], BC73(b).

¹¹² リース債権の資産性の検討は2010EDと同様である。一方、残存資産の資産性については次のように検討が行われている。まず、貸手は、多くの場合、原資産を（リース付きで）売却することや、当初のリース期間のどの時点においてもリース期間終了時に原資産を売却または再リースすることに同意することが可能であり、原資産に対して保持している権利（残存資産）を支配していると述べられている。そして、貸手の原資産に対する権利は過去の事象（原資産の購入、転貸の場合は原リース契約の締結）に起因している。さらに、（リース期間中に当該資産の経済的便益が全て消費されるのでなければ、）リース期間終了時の原資産の売却、再リースまたは使用のいずれかにより、貸手は原資産に対して保持している権利からの将来の経済的便益の流入を期待することができる。よって、貸手が原資産に対して保持している権利はIASBの概念フレームワークの定義を満たすと結論づけられている（IASB[2013], BC24-BC25 and BC27-BC28）。

益が未稼得利益として繰延べられる処理については、稼得実現概念を背景とする処理に位置づけることができる。

一方、タイプ A リースについて、貸手の認識するリース債権と残存資産の資産性について、概念フレームワークの定義に基づく検討を行い、ストックの認識を厳密に行おうとするストック重視の考え方は従来モデルより強まっているといえる。稼得利益計算を重視する会計利益モデルの利益計算の枠組みにおいてストックの認識を厳格に行おうとする考え方が認識面で補完的な役割を果たしていることから、2013ED 貸手側処理はモデル(B)に位置づけられる。

6. むすび

リースプロジェクトでは、概念フレームワークの定義に基づいて、全てのリース取引について認識すべき権利義務を識別すること、及びオフバランスの OL に分類できるようにリース契約の条件を操作する機会を排除することが目的とされていた。そこでは、特に借手側における OL のオフバランス処理の操作可能性を排除することが重要課題に据えられたといえる。そのため、貸手側の二つの会計処理方法の提案（2010ED 及び 2013ED）に対して、当初借手側は分類による操作を排除しオンバランス処理をより厳格に適用するため、売買処理のみを認める単一のリース会計モデルが 2009DP 及び 2010ED において提案されていた。

借手側の単一の使用权モデルは、利益計算よりオンバランス処理を優先させる点においてストック重視の考え方が強まっているといえるかもしれない。しかし、2009DP では使用权資産やリース負債の当初測定及び事後測定に関して会計利益モデルと整合的に原価ベースの測定が提案されている。

更新オプションや変動リース料の見積りの定期的な改定を要求し、これに伴って借手側のリース負債が再測定される点については、償却原価法に基づく測定と矛盾するといえる。しかし、リース負債の再測定の影響額は当期の損益ではなく使用权資産の原価の修正として処理され、(使用权資産の償却費及びリース負債の利息費用として) 将来の期間にわたって配分し、損益認識される。よって、見積りの改定は公正価値モデルに準じた処理ということにはならず、会計利益モデルの枠組みで説明することが可能である。この点については、その後の公表文書においても同様の提案が示されていた。

このように、2009DP では使用权モデルに基づく全てのリース取引に係る権利義務のオンバランス化や、更新オプション及び変動リース料の見積り変更に伴って、フローに依拠せず自律的にリース負債と使用权資産の再測定が行われる点から、ストック重視の会計思考が強化されているといえることができる。しかし、使用权モデルに基づくリースの権利義務のオンバランス化はフローに依拠する利益計算と矛盾する処理とはいえない。また、更新オプションや変動リース料の見積りの変動の影響は直ちに当期の損益に含めず、リース負債及び使用权資産の簿価修正として処理し、将来期間にわたってその影響を配分させる収益費用アプローチに基づいた処理が採用されている。よって、ストック重視の観点からの処理は会計利益モデル下の利益計算の枠組みにおいてこれを補完する役割として機能しているといえ、2009DP で提示された借手側処理はモデル(B)に位置づけることができる。

2013ED は、それ以前の提案内容から大きく変更され、借手、貸手に共通するリースの二

分類が提示された。2013EDのリース分類は、原資産の性質（不動産か不動産以外か）を基礎に貸手の原資産に対する関与の度合いに基づいてリースを分類しようとするものであり、現行のリース分類と類似する考え方をとっている。

借手側についてはOL分類を廃止し、全てのリース取引に対して売買処理を適用することが当初提案されていたが、2013EDでは借手側においても賃貸借の事業モデルを識別し、定額のリース費用を認識する損益認識パターンを認めている。この点で、利益計算を重視する現行モデルに回帰していると捉えることができる。

2013EDにおいて、現行のリース分類と類似する分類が提案されたことにより、借手側処理における現行基準との違いは、リース取引をリース物件の取引と捉える現在の枠組みから、使用权の取引と捉える枠組みにモデルを再構築した点に集約される。そこでは、使用权モデルに基づき、全てのリース取引に共通して生じる権利義務がオンバランスされる論理が構築されている。資産負債の定義が認識要件として機能し、リース取引について生じるストックの認識をより厳格に行おうとする意図が存在しており、2013EDにおいても現行モデルに比ベストック重視の思考が強化されているといえる。

ただし、2013EDは、現行モデルと同様、リースの事業モデルに基づき二つの損益認識パターンを識別する点で、借手側に単一の使用权モデルを提示した当初案から使用权モデルの内容が変化している。使用权モデルでは、リース取引のオンバランス化が一義的目的とされ、損益計算との必然的關係は存在しない。一方、現行基準のFLのオンバランス処理は損益計算から要請される処理であり、この点で使用权モデルにおけるオンバランス処理とは異なる論理的背景をもつといえる。

以上をまとめると、2013EDの借手側処理案では、使用权モデルの枠組みによって、リース取引によって借手側に生じている権利義務を識別し、定義に基づいて、認識要件を満たすか検討する点で、ストックの認識を厳格化しようとするストック指向の考え方が強まっているといえる。一方、利益計算面では個々のリース取引の経済的実質を反映するような費用認識パターンが選択されており、現行モデルと同様、会計利益モデルに依拠する処理が採用されているといえる。つまり、2013EDの使用权モデルにみるストック重視の視点は、会計利益モデルに依拠する利益計算の枠組みと矛盾することなく機能しているため、2013ED借手側提案についても会計利益モデルに依拠するモデル(B)として説明することができる。

以上のプロジェクト展開から、借手側処理については一貫して全てのリース取引に対して使用权モデルが提案されている。リース取引を使用权の移転に基づいて捉えることで、これまで認識されていなかったリース取引に係るストックが認識されている。さらに、概念フレームワークの定義によって、ストックの認識が厳密に行われるようになり、ストック重視の視点が強化されているといえる。

しかし、借手側に売却に基づく単一のアプローチしか認めていなかった当初案においても、使用权資産やリース負債に対して原価ベースの測定が行われ、使用权資産の償却やリース負債の償却原価法に基づく利息計算など、利益計算においては収益費用アプローチに依拠する処理が採用されている。さらに、最新提案ではリースの事業モデルに基づく二つの損益認識パターンが提示され、FLとOLのリース分類を設ける現行基準と類似する考え方がとられている。

貸手側処理に関して最初の提案を示した 2010ED においても、借手と同様、使用権モデルが採用された。リース取引を使用権の移転として捉え直し、リース取引によって生じる権利義務の認識を概念フレームワークの定義に基づいて検討し、ストックの認識を厳密に行おうとしている点で借手側と同じくストック重視の考え方が強化されているといえる。

一方、損益計算においては現行基準と類似して、貸手の原資産に対する関与の度合いから、リース取引の経済的実質の違いを識別している。収益認識プロジェクトと統合的な処理を適用しようとした履行義務アプローチは支持されなかったが、売却処理とそれ以外を区別する点で 2010ED において、各リース取引の稼得パターンの違いを反映させる二つの会計処理を提案しようとした意図は認められる。また、稼得利益を計算する目的上ストックの測定についてもフローを基礎とする原価ベースの測定が行われている。

以上、貸手側の使用権モデルの採用は、借手側と同様、定義に基づいてリース取引によって生じる権利義務の認識を厳密に行おうとする考え方を背景としており、ストック重視の観点が強化されているといえる。一方、利益計算では、現行モデルの背後にある考え方と同じく、稼得パターンを反映させた処理が提案されている。よって、ストック重視の考え方は稼得利益計算の枠組み内で認識面を補完する役割として機能しているといえる。このため、2010ED の貸手側処理は借手側と同様、モデル(B)に位置づけることができる。

2013ED では借手と共通のリース分類が提案され、使用権の売却と融資事業、及び賃貸事業の二つの事業モデル（タイプ A とタイプ B）が識別された。分類に基づいて、各リース取引における利益獲得プロセスに沿った収益認識パターンを反映させる処理が提示され、2013ED の貸手側処理は 2010ED と同様、基本思考において稼得利益計算が重視されている。さらにタイプ B リースには現行 OL と同様の賃貸借処理が適用され、リースの分類規定と合わせ、この点でも現行基準に回帰しているといえることができる。

一方、新モデルでは、現行基準に比べて売却処理が適用されるリースの範囲が拡大し、原資産に対して貸手が留保する残存資産の価値が金額的に重要となることが予想される。このため、2013ED では利益計算の観点から残存資産に関するより精緻な会計処理が提案された。それによると、リース開始日時点の原資産の含み益を使用権部分と残存資産に配分して、売却された使用権資産に係る利得を実現した当期の利益としてリース開始時点で認識し、残存資産に係る含み益は未稼得の利益として繰延処理が提案されている。これは稼得実現概念に基づいた処理といえる。さらに、測定面においてもリース債権、残存資産ともに、2010ED と同様、原価ベースの測定が採用されている。

使用権モデルが採用されるタイプ A リースについて、貸手の認識するリース債権と残存資産の資産性について、定義に基づいた検討が行われる点で、2013ED でもストックの認識を厳密に行おうとする考え方が存在する。ただし、このストック重視の考え方は稼得利益計算を重視する会計利益モデルの枠組み内において機能しているといえるため、2013ED の貸手側提案も 2010ED と同様、会計利益モデルに依拠するモデル(B)に位置づけることができる。

以上からリースプロジェクトでは、いずれの提案においても使用権モデルを基礎としてストックの認識を厳密に行おうとする視点を強化しながら、利益計算面では会計利益モデルに依拠し、ストックの測定も原価が基礎とされる点から、モデル(B)の範囲内で推移しているといえることができる。

参考文献

FASB[1976] SFAS13, *Accounting for Lease*.

IASB[2001] IAS17, *Lease*.

— [2009] Discussion Paper, *Lease*.

— [2010] Exposure Draft, *Lease*.

— [2013] Exposure Draft, *Lease*.

ASBJ[2010] 「リース会計に関する論点の整理」企業会計基準委員会.

秋葉賢一[2010] 「IASB 公開草案における使用权モデル—リース借手の会計情報は有用となるか—」『週刊経営財務』第 2983 号 (2010.9.20), pp.10-13.

加藤久明[2010] 「リース会計に対する新たなアプローチの特徴と問題点—IASB と FASB のディスカッション・ペーパーを中心として—」『企業会計』第 62 巻 第 4 号, pp.113-119.

— [2011], 「レッサー (貸手) の会計処理と実務上の論点」『企業会計』第 63 巻第 4 巻, pp.46-52.

川西安喜[2009] 「討議資料『リース：予備的見解』」『会計・監査ジャーナル』第 21 巻第 7 号, pp.57-64.

— [2013] 「リース会計に関する改定公開草案」『会計・監査ジャーナル』第 25 巻第 8 号, pp.39-48.

小賀坂敦・吉岡亨[2011] 「『リース会計に関する論点の整理』について」『企業会計』第 63 巻第 4 号, pp.24-30.

坂井映子[2010] 「リース会計における資産・負債の認識と費用の測定—オンバランス化の範囲拡大に伴う影響—」『証券アナリストジャーナル』第 48 巻第 5 号, pp.26-35.

佐藤信彦[2010] 「解約可能リース取引におけるリース料支払債務の負債性」『企業会計』第 62 巻第 1 号, pp.97-100.

高橋聡[2009] 「第 2 章 日本のリース会計基準の分析—レシーの会計—」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著『リース会計基準の論理』 税務経理協会.

角ヶ谷典幸[2013] 「リース会計・使用权モデルの変容—借手の会計処理を中心に—」『會計』第 184 巻第 5 号, pp.44-56.

山田辰巳[2011] 「IASB・FASB のリース・プロジェクトの検討経緯と主要論点について」『企業会計』Vol.63 No.4, pp.18-23.

参考 URL

あずさ監査法人[2013] 「IFRS の改訂リース会計 (案) ~公開草案『リース』の解説~」, available at;

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/Documents/ifrs-leases-2013-06.pdf>

(accessed on March 25, 2014).

第8章 研究の総括と今後の課題

1. 研究の総括

1-1. MoUプロジェクトのダイナミズム

本研究では、MoUプロジェクトの個別プロジェクト単位の提案内容が現在までにどのように変化しているか検討することを通じて、そこにみる会計思考の変遷を示し、MoUプロジェクト全体を通して従来の会計基準がどのように変化したといえるのか明らかにすることを目的とした。

まず、金融商品及び金融商品に類似する保険契約に関するプロジェクトでは、最初の公表文書の段階ではいずれも現行基準を包括的公正価値モデルに置き換える提案が示されていた。

第2章で分析した金融資産の分類測定に関しては、最終基準において包括的公正価値モデルの適用を原則としつつ、金融投資とはいえない金融商品の一部（負債性金融商品に限定）に対して従来の会計基準（IAS39）と同様、投資の性質（事業モデル）に基づく処理が採用され、包括的公正価値モデルから一段階会計利益モデルに近づいた内容として位置づけることができる。

金融商品プロジェクトでは、IASC時代に提案された包括的公正価値モデルに依拠する基本思考が受け継がれ、最初の公表文書（2008年討議資料）では、長期的目標として全ての金融商品に対する公正価値会計の適用が提案された。そこでは、公正価値は適時性のある情報を提供するため、全ての金融商品にとって目的適的な測定属性であるという主張が行われ、ストックの公正価値評価が一義的目的におかれていた。

ただし、2008年討議資料では、全ての金融商品を公正価値によって評価することの意思決定有用性の根拠が投資家の意思決定モデルとともに示されていなかったため、画一的な評価方法の採用は、むしろ経営者の意図を会計処理に介在させない政策的目的にあったのではないかという見方もできる。

公正価値は出口価値を表す概念であるため、全ての金融商品に対して画一的に公正価値会計を適用しようとする場合、個々の金融商品の投資の性質に関わらず、売却を前提とした評価が行われることになる。売却を前提とする画一的な測定基準の下では、利益稼得パターンに基づく成果の把握方法の使い分け、即ち稼得実現概念に依拠する処理は否定されることになる。

しかし、2008年金融危機によって、信用収縮期に市場取引が活発に行われない場合、それまで意思決定に有用と主張されてきた時価（公正価値）情報が必ずしも信頼性のある測定値とはならない点が明らかにされた。このため、2009年公開草案以降包括的公正価値モデルの導入は撤回され、公正価値と償却原価の混合属性モデルが提案されることになった。

ただし、2009年公開草案の混合属性モデルは、経営者の保有意図、即ち投資の性質に着目する測定基準に回帰する提案とはいえない。なぜなら、償却原価区分への分類アプローチに示されるように、そこでは契約によって将来CFが規定される負債性金融商品に限定して例外的に償却原価区分への分類が認められており、償却原価区分に分類されない残余の金融商品については原則的に公正価値区分への分類が求められているからである。さらに、

持分金融商品については個々の事業モデル（投資の性質）を識別せず、公正価値による画一的な測定を要求する点については 2008 年討議資料からの変化はない。

負債性金融商品に限り原則区分（公正価値区分）以外の区分に分類可能とする理由としては、貸付金などは契約によって将来 CF があらかじめ決定されているため、その CF の特徴を要件に加えることで、分類にあたっての経営者の裁量が及びにくいという点が一つ考えられるであろう。

一方、より積極的な理由としては次のような点を指摘できる。即ち、負債性金融商品は公正価値変動よりも、他の事業投資と一体となって生み出される CF の獲得が期待されるなど、契約上の CF を回収することの方がより大きな投資の成果を得られると期待され満期まで保有されているケースが考えられる。つまりここでは、満期まで保有して融資契約にしたがって契約上の CF を回収することがその投資にとっての最善の策となる。そこでは、満期到来前の途中の期間における公正価値変動額を利益として計上するよりも、契約で規定された CF のスケジュールにしたがって利益を認識することの方が経営者にとって合理的な選択となる。

包括的公正価値モデル導入を長期的目標においた 2008 年討議資料においても、「将来 CF が固定されているか変動が僅かな金融商品」については、当初見積もられた CF が高い確率で将来発生すると見込まれるため、償却原価がある程度の目的適合性をもつとの記述がなされていた。

このように、契約上の CF の回収を目的に保有される金融商品の業績把握にとって、公正価値会計は必ずしも目的適合的な情報を提供するとはいえないという見方から、償却原価区分を存続させることになったと解釈することもできる。つまり、契約上の CF 回収を目的に満期まで保有される金融商品の投資の成果は、公正価値モデルによって捉えることはできず、会計利益モデルを背景とする配分（償却原価法）に基づく利益認識が必要とされたということができる。

その後 2012 年に公表された公開草案では、IAS39 の売却可能金融資産に相当する区分が一般規定として追加された。ここでも負債性金融商品に限り、契約上の CF の回収と売却の両方の目的で管理される事業モデルを識別し、FVOCI 区分に分類することが要求されている。2009 年に公表された IFRS9 の測定基準では、償却原価区分についての事業モデル（契約上の CF の回収を目的に管理）のみを識別しており、識別される事業モデルが限定的すぎたという理由が測定区分を追加した理由として示されている。このように、負債性金融商品については、IAS39 の売却可能区分に類似する事業モデルが新たに追加され、投資の性質に則した業績評価を行おうとする会計利益モデルの基本思考に回帰しているということができる。

ただし、2012 年公開草案においても、償却原価区分や FVOCI 強制区分に分類される負債性金融商品を金融商品の全体集合から抜き出して、残余を原則区分である公正価値区分に分類するアプローチが採用されている。このアプローチに関して 2009 年公開草案から変化はなく 2012 年公開草案においても包括的公正価値会計の原則が基本思考に据えられているということができる。

さらに、FVOCI オプションに区分される持分金融商品の OCI 累積額にはノンリサイクリング方式が採用されるのに対し、FVOCI 強制区分に分類される負債性金融商品の OCI 累積

額にはリサイリング方式が採用されている。

2012年公開草案が負債性金融商品についての事業モデルを追加した点については、会計利益モデルに回帰する提案と捉えることができる。しかし、同一基準内でリサイクリング規定が不整合なまま残されている点、また分類アプローチでは原則的測定区分を公正価値区分とされている点からも、金融商品の分類測定基準の基本思考は依然として実現概念を重視する会計モデルではなく、包括的公正価値会計を指向する会計モデルに位置づけることができる。

以上をまとめると、金融商品の分類測定基準(案)では、現在も基本思考において純資産モデルを指向し、包括的公正価値モデルを原則としながら、負債性金融商品についてのみ事業モデル(投資の性質)を識別し、それに適合する測定基準や利益計算の方法が選択されており、会計利益モデルを背景とする処理が残されている。

負債性金融商品に限って会計利益モデルに依拠する処理を残すのは、前述のとおり、満期保有による契約上のCFの回収が公正価値変動以上の成果を生み出すと期待され、公正価値会計では投資の成果を捉えることができないと考えられるためである。つまり、公正価値会計では適切な業績把握が行えない負債性金融商品については、会計利益モデルに依拠する処理を残さざるを得なかったのである。

ヘッジ会計プロジェクトについては第2章で分析を行った。当初金融商品の分類測定基準案において包括的公正価値モデルが検討されていたことから、ヘッジ会計の特別な会計処理は不要として2008年討議資料においてはヘッジ会計の全廃に関する議論も行われていた。しかし、公正価値測定されない非金融資産をヘッジ対象とする公正価値ヘッジや未認識の予定取引に係るCFヘッジなど、ヘッジ会計の特別な会計処理なしではヘッジ活動の成果を反映できないケースも存在する。よって、2008年討議資料では、包括的公正価値モデルを指向する分類測定基準に従い、ヘッジの全廃を検討しながら、特定のヘッジ活動についてはヘッジの仕組みを許容する案も示されていた。

その後の提案では、IFRS9において混合属性モデルが維持された点にも影響を受け、ヘッジ会計の全廃案は撤回され、2012年ドラフト基準ではIAS39の公正価値ヘッジとCFヘッジの会計処理方法がほぼ維持されることになった。ただし、ドラフト基準では、IFRS9のノンリサイクリング処理と整合させるため、FVOCIオプション指定の持分金融商品をヘッジ対象とする場合に、ヘッジの非有効部分を純損益に振替えずOCIに残留させる変則的な処理が採用されている。分類測定基準との整合性を追求した、上記の変則的な処理は利益概念から説明可能な処理とはいえない。

本来ヘッジ会計とは、対応原則に則り、認識や測定のミスマッチに伴うヘッジ対象とヘッジ手段の損益のミスマッチを同一期間に対応させ、ヘッジの成果を損益計算に反映させるための処理である。ヘッジ活動によってリスク管理を行う経営者の意図を損益計算に反映させることが目的であり、そこには会計利益モデルを背景とする基本思考が存在している。

上記で示したように、2012年ドラフト基準では、IFRS9のリサイクル規定と整合させるため、一部会計利益モデルでは説明できない変則的な処理も採用されている。しかし、ヘッジ会計の特別な処理によってはじめてヘッジの成果を損益計算に反映できるケースも存在することから、ヘッジ会計の仕組みを存続させる必要性が認められ、包括的公正価値モ

デルの導入を狙った2008年討議資料に比べて会計利益モデルに近づいた基準が示されたといえる。

第3章で分析した金融負債の測定基準に関し、2008年討議資料ではデリバティブ負債以外の金融負債も含め公正価値会計を適用することが提案されていた。しかし、負債のパラドックス問題から、2009年討議資料では、公正価値から信用リスク要素を排除した代替的測定属性によって負債を現在の価値で測定する手法が検討された。これに対し、2010年公開草案以降は、デリバティブ負債以外の金融負債については、公正価値オプションを指定する場合を除き原則的には従来の会計基準(IAS39)と同様の測定(償却原価法)が行われ、会計利益モデルを背景とする処理が維持される結果となった。

トレーディングポジションのデリバティブ負債の場合、信用リスクの変化に伴う利得損失は市場取引を通じて実現されるため、公正価値評価することについての問題は発生しない。しかし、事業に拘束される資金調達ポジションの金融負債は、償還期限まで保有し最終的に契約で定められた金額を決済することが予定されており、各期の時価変動差額を損益認識することに意味はない。また、第三者への移転を仮定して信用リスク低下に伴う評価益を認識したとしても、事業に拘束される以上、再度借入を行わなくてはならない。信用リスク低下によって認識された負債の評価益は、その後の資金調達コストの増加によって打ち消されてしまう利益であり、利益の先取りにしかならない。

以上、負債を発行し、決済するのは報告企業自体であり、最終的に契約上の金額を支払う意思があるのであれば、そのような負債を公正価値で評価し、短期的な価値変動を損益に反映させることに意味は見出せない。つまり、トレーディング目的以外の金融負債については、利益計算の観点から従来の会計基準と同様、原価ベースの測定が求められることになり、公正価値モデルは適合しないということが示されたのである。

第4章では減損会計を分析対象とした。分類測定基準案において償却原価区分が維持された点、また金融危機への対応として早期に信用損失を認識できる減損モデルの開発が必要とされた点を背景として減損会計基準の改定が検討されることになった。そこでは現行の発生損失モデルに代わって予想損失モデルを基礎とした新たな減損モデルの開発が議論されている。

減損プロジェクトでは、いずれの公表文書においても予想損失モデルが提案されているが、予想信用損失の認識方法において提案内容に違いは存在する。当初案では信用損失の当初の見積りが金融資産の価格設定に織り込まれている点に着目し、当初見積もった信用リスクの影響を実効金利の算定に加味し、償却原価法を通じて利息収益と信用損失を対応させ、両者を一体化して認識する方法が提案された。しかし、そのような実効金利を算定する運用上の問題から、簡素化したアプローチとして、2011年補足文書以降は信用リスクを実効金利の算定に含めず、利息収益と信用損失の認識を分離するアプローチ(デカップル方式)が採用されている。

ただし、著しい信用毀損がない金融資産については今後も契約上のCFの回収が見込まれる。そこで、融資契約締結当初の期待を反映させた業績評価を行う目的で、デカップル方式が採用された後も、当初見積もった全期間の予想信用損失を各期に配分し、契約上の利息収益と対応させようとする減損モデルが一貫して提案された。

また、信用リスクの悪化により当初見積られた信用損失を超えた損失の発生が予想され、

減損が認識された後も、投資の継続性を表すため、引き続き当初の実効金利を用いた利息収益が計算される。これも当初案から一貫して提案されている処理である。以上は、全て対応や配分を基礎とする会計利益モデルに立脚する処理といえる。

その一方、減損プロジェクトで提示されたモデルでは、期待将来 CF を每期改定し予想信用損失の見積りを再評価する点において、ストックの適時性のある情報を提供しようとする考え方が反映されている。この処理に関し現行モデルに比べてストック重視の側面が強化されたということは指摘できる。

第 5 章で分析した保険契約プロジェクトでは、保険契約を金融商品と同一視する考え方にに基づき、保険負債の測定に公正価値モデルを適用することが当初提案されていた。しかし、公正価値モデルの下、保険契約によって生じる権利義務を独立的に公正価値で評価することによって、サービス提供前の段階で初日の損益が認識されることが問題視された。さらに、保険会社は営業活動に関連して保険負債を保有しており、これを第三者へ移転することを予定していないため、移転を仮定した現在出口価値は保険負債にとっての適切な測定属性とはいえないという批判的意見が示された。

そこで、保険負債のカレントな測定を維持しながら現在出口価値に対する批判にも対処するため、その後の提案文書では、収益認識プロジェクトとの整合性も考慮し、履行 CF の現在価値が測定属性として提案されている。測定に履行価値概念を導入したことにより、未履行の段階で利益を認識することは不適切とされる。このため、保険契約締結当初の CIF の期待現在価値（保険料）が COF の期待現在価値（保険金・費用）にリスク調整を加えた金額を上回る場合、この部分を残余マージン（2010 年公開草案）ないし契約上のサービスマージン（2013 年公開素案）として認識し、初日の損益を認識することを回避する提案が盛り込まれた。残余マージンないし契約上のサービスマージンは、保険契約の未稼得利益と捉えられており、サービス提供にしたがって保険カバー期間にわたって償却され収益として認識される。このように、測定属性に履行価値概念を導入することにより、マージンについて稼得実現概念に依拠する処理が適用されることになった。

2010 年公開草案においては、マージンを除く保険負債の他の測定要素は每期再評価し、評価差額を直ちに純損益に認識する提案が示されていたため、測定属性を履行 CF の現在価値に置き換えた点以外は当初案と同様、純資産モデルを背景とする処理と捉えることができる。一方、2013 年公開草案では、2010 年公開草案と同様、保険負債の期末現在の価値を提示するため、マージンを除く保険負債の各測定要素を継続的に評価するが、再評価の影響の取扱いについては利益計算の観点から 2010 年モデルを整理した内容となっている。ここでは現在または過去のカバー期間に帰属するものと、将来のカバー期間に帰属するものを区別し、将来期間に帰属するものについては配分によって将来の損益計算に反映させる処理が提案されている。さらに、割引率改定に伴う短期のボラティリティの影響は純損益ではなく OCI に含め、保険業本来の引受け及び運用の業績と区別する提案も示された。

このように、最新提案では、ストックの継続的評価に伴う変動額の取扱いにおいて、純利益を業績指標として位置づける会計利益モデルの考え方が反映されている。つまり、2013 年公開草案では、保険負債と他の金融商品の類似性を捉えて、貸借対照表上、提供するサービスを将来 CF の現在価値をベースに測定することを重視するが、同時に、カバー期間にわたってサービス提供することによって収益を獲得する保険契約のサービス財としての側

面を損益計算書上に反映させようとする考え方も示されたといえる。

以上、保険契約プロジェクトでは、当初純資産モデルへのパラダイム転換を指向し、保険負債の測定に公正価値モデルを適用することが検討された。しかし、公正価値モデルの下では、保険契約のサービス財としての側面を損益計算に反映できないという問題から、公表文書を経る毎に稼得利益計算を重視する会計利益モデルの方向に振り戻されていったといえることができる。ただし、金融商品との類似性を捉えて、保険契約の期末現在のポジションを提示する提案は最新提案においても維持されており、この点でストック重視の会計思考の影響を捉えることができる。

以上、第2章から第5章では、金融商品及びこれに類似する保険契約に関するプロジェクトの展開を示した。分類測定基準において償却原価区分が維持されることに伴って審議が開始された減損プロジェクトを除き、いずれのプロジェクトにおいても当初は純資産モデルを指向し、純粋な公正価値会計を適用しようとする提案が示されていた。しかし、上記で示した通り、事業投資の成果やこれに関連するストックの測定については、フローに基づく会計測定が必要とされ、会計利益モデルの方向に戻らざるを得なかったといえる。その一方、予想損失モデルに基づく減損処理や保険負債の測定に示されるように、利益計算は会計利益モデルに依拠しながら、ストックの評価において適時性のある情報を提供しようとするストック重視の考え方が従来の会計基準に比べて強められているという点は指摘できるであろう。

第6章の収益認識及び第7章のリース会計プロジェクトは事業活動に関連する会計基準を取り扱ったプロジェクトである。これらについては最初のデュープロセス文書の段階で既に会計利益モデルを背景とする提案が示されている。

まず収益認識プロジェクトにおいては、当初、金融商品に適用される公正価値会計を企業の付加価値創造活動にも当てはめる収益認識モデルの導入が試みられた。しかし、公正価値モデルは測定値の信頼性の問題に加え、未履行の段階で初日の損益を認識する問題から、企業の利益獲得活動の結果生じる収益の認識に馴染まないとして2008年討議資料において棄却され、代わりに顧客対価モデルが提案されることになった。

2008年討議資料では、公正価値モデルと同様、契約の正味のポジションの変動に基づいて収益を認識する構造が維持されている。正味のポジションの変動に基づいて収益が認識される構造や、(正味のポジションの変動をもたらす)履行義務の充足が資産に対する支配の移転を判断基準とする点を根拠に、顧客対価モデルは資産負債アプローチに基づく収益認識モデルであることが強調されている。

しかし、正味のポジションの変動の結果収益が認識されるのは、履行義務が充足され、正味のポジションが増加する場合に限られている。即ち、新モデルにおいても稼得過程アプローチと同様、「履行義務の充足」という企業の活動を観察することによって収益認識が行われている点は否めず、ここで正味のポジションの変動に基づいて収益を認識する構造の実質的な意味は失われているといえる。つまり、新モデルにおいても、収益はストックの変動に規定されるのではなく、フロー(企業の活動)に基づいて認識されており、新モデルと稼得実現過程に着目する従来モデルとの間に本質的な差異はないといえることができる。

このように、顧客対価モデルでは、公正価値モデルと同様の計算構造は維持されている

ものの、実際は稼得過程に着目した収益認識が行われているといえ、当初検討された公正価値モデルから会計利益モデルを背景とする収益認識モデルに回帰しているとみることができる。

以上、収益を「契約」というストックの枠組みで捉えなおし、契約の正味のポジションを算定する過程で将来の売上高と結びつく未履行の履行義務残高を提示する点では、ストック重視の側面が強化されたといえるかもしれない。しかし、新モデルでは、収益認識に「履行義務の充足」という従来の稼得実現概念とさほど変わらない概念を用い、企業の活動を観察することによって収益の認識が行われている。

つまり、当初検討された、ストックの評価とその変動から収益を認識しようとする公正価値モデルでは企業の価値創造プロセスを描写することはできず、企業の価値創造活動の結果生み出される収益の認識には依然として稼得実現過程に着目するアプローチが必要とされる点が確認される結果となった。

第7章ではリース会計に関する分析を行った。リースプロジェクトにおける主要課題は、特に借手側において、実質的には資産の購入と捉えられる取引に対して、契約上の操作を行うことにより、資産のオフバランスを図ることを防止する点にあったといえる。つまり、そこではストックの認識が主要なテーマとして扱われており、測定をテーマとした他のプロジェクトと異なる問題が関心事とされていた。

リースプロジェクトでは、使用权モデルの下、リース取引をリース物件の取引ではなく使用权の取引と捉えなおし、借手側において常にリース契約に係る権利義務が認識されるように会計処理の論理が再構築された。そこでは定義によって資産負債アプローチが認識要件として機能し、ストックの認識を厳格に行おうとする点でストック重視の考え方が反映されている。しかし、借手側における使用权資産やリース負債の当初及び事後測定では、会計利益モデルを背景として取得原価主義に基づく測定が採用されている。

一方、損益計算面では、当初、オフバランス処理が可能となるリース分類を排除する目的で借手側には画一的に売買処理を適用する提案が示されていた。しかし、最新提案では、原資産の消費の程度に基づき二つの損益認識パターンが識別されることになり、リース取引の損益認識パターンをOLとFLに区別する現行基準に類似するアプローチが採用される結果となった。

以上、リースプロジェクトの最新提案では、使用权モデルの下、認識面でストック重視の観点を強化しながら、会計利益モデルを背景として原価ベースの測定やリース取引の経済的実質に基づく損益計算が提案されている。つまり、使用权モデルに基づく新提案は会計利益モデルを背景とする現行基準をストックの認識面において補強したものと位置づけることができる。

MoUプロジェクトでは、当初、トレーディングのポジションだけではなく、営業活動に関連する項目についても、純資産モデルを指向し公正価値会計を適用することが提案された。しかし、現在までのところ、純資産モデルを背景とする処理が含まれる基準は金融資産の分類測定基準、及び金融資産の測定ルールの影響を受けたヘッジ会計基準に留まっており、他の基準（案）に関しては一様に会計利益モデルを背景とする処理が採用されている。

また、純粋な公正価値会計を導入しようとした金融商品会計基準においても、市場の平

均的期待が企業にとっての価値に一致しない事業モデルの下で管理される金融商品については、公正価値会計の適用を断念せざるを得ず、従来と同様、原価ベースの測定が採用され、一部会計利益モデルの方向に振り戻されたといえる。

以上の MoU プロジェクトの展開から、公正価値会計によって営業活動ないし事業投資に関連する業績を捉えることはできず、ストックの価値の評価を一義的目的におく、純資産モデルを背景とする基準に一元化することは不可能であったといえることができる。そして、会計利益モデルにおける実現、対応、配分、及び原価主義といった基礎概念は企業会計において依然として重要な役割を果たしていることが改めて確認される結果となった。

会計利益モデルは現在も企業会計の中核に位置づけられるが、MoU プロジェクトを通じて、定義を満たす場合は資産負債をオンバランスさせ、資産負債の評価の側面で適時性のある情報を提供しようとする、ストック重視の会計思考が強化された点は認めることができる。以上、分析対象とした IFRS 改定プロジェクト全体を通じて、このような結論を導いた点が本研究における主要な貢献として位置づけられる。

1-2. 総括—MoU プロジェクトのインパクト—

今日の企業会計の目的は投資家の意思決定に有用な情報を提供することであり、有用な情報とは投資家の企業価値推定に役立つ情報を意味すると理解されている。

本研究では、企業価値評価のインプット情報としての実現利益の計算を重視する伝統的な会計思考を会計利益モデルとおき、これに対してストックの公正価値評価によって純資産簿価から企業価値そのもの（もしくはその近似値）を提示しようとする会計思考を純資産モデルとおいた。これら二つの会計思考の対立構造が MoU プロジェクト混迷の原因と考え、個別プロジェクトの展開を分析し、MoU プロジェクト全体の動きから明らかにされた点を提示することを課題に位置づけた。

会計利益モデルでは、一般的に投資家は企業の資産を投資の性質に基づき金融投資と事業投資に区別し、両者の価値を合算させて企業価値を推定しているという前提の下、企業価値のインプット情報としての実現利益の役立ちに着目した会計処理が採用されている。

事業投資の場合、企業にとっての価値はのれん価値の分だけ市場価値を上回ることが期待されているため、投資にあたって期待されたのれん価値が利益獲得プロセスにおいてキャッシュに転換されて初めて投資の成果が確定したと捉えられる。このように、会計利益モデルでは、投資の成果を把握するために実現概念が重視され、営業活動における反復性の高い利益に基づいて将来 CF を予測し、企業価値を推定することが前提とされている。

したがって、会計利益モデルに依拠する従来の会計基準において、事業投資に関連する業績評価を行う営業利益までの計算過程では、将来 CF の予測能力の高い利益の計算が重要とされ、企業の利益獲得プロセスを描写する、フロー（取引）を基礎とした利益計算が重視される¹。フローを基礎とする利益計算を行う結果、財務諸表の連繫によって貸借対照表のストックの評価は過去の取引に基づいた測定値となるのである。

一方で、金融投資は余剰資金を運用するトレーディング目的で保有される資産であり、のれん価値を有さず、市場価値がそのまま企業にとっての価値となる。このため、金融投

¹ 佐々木[2013], p.26.

資の場合、企業価値評価に役立つ情報はストックの時価情報そのものということになる。

さらにトレーディング目的で保有される金融資産は通常、流動性が高く、いつでも自由に市場で売却し、投資を回収することができる。このため、実際の取引を待たずとも市場価値の変動がそのまま実現した利益と捉えられることになる。

以上、企業の保有する資産には、付加価値創造活動に関連する事業投資と、トレーディング目的の金融投資が存在する。会計利益モデルに依拠する従来の会計基準では、貸借対照表において、営業活動に関連するストック（e.g. 事業用固定資産、棚卸資産）の評価には過去の取引に基づく原価ベースの測定が用いられ、余剰資金の運用に関連するストックの評価には、取引に基づかない時価（公正価値）による測定が行われている。このように企業には性質の異なる投資が存在するため、評価方法の一元化は困難というのが会計利益モデルのとり立場である。

一方、利益計算についていうと、事業投資の業績把握には、稼得過程に着目したフローを基礎とする利益計算が必要であり、金融投資の業績把握にはストックの価値に着目する公正価値会計に依拠する利益計算が必要となる。つまり、会計利益モデルの立場からも、フローを基礎とする利益計算とストックの価値変動に基づく利益計算という二つの視点から利益計算を行うことが必要とされる。

これに対し、純資産モデルでは、会計情報（純資産簿価）によって企業価値そのもの、もしくはその近似値を提示することが意思決定に有用と考えられている。純資産モデルに立脚した IASB の当初の提案では、ストックの公正価値評価が一義的目的とされている。利益概念が存在しないため、公正価値によるストックの評価の結果従属的に決定される利益に業績指標としてどのような意味があるのか、真正面からの議論はほとんど行われていなかった。そこには、利益をインプットとして企業価値を推定する前提がないことから、反復性の高い営業利益の算定のため企業の利益獲得プロセスに焦点を当てようとする考え方は存在せず、企業の活動の全てが金融事業かのように扱われていたといえる。

しかし、包括的公正価値モデルを背景とする IASB の当初提案は、いずれのプロジェクトにおいても棄却されており、現段階での改定基準（案）は個別基準単位で会計利益モデル系列の混合会計もしくは純資産モデル系列の混合会計となった状態といえる。

なお、IFRS 改定プロジェクトの展開をみると、ストック指向の考え方が強められたということ是可以する。典型的にはリース会計に示されるように、利益計算は従来の基準と同じ考え方を基礎としながら、使用権モデルに基づく論理の再構築によってストックの認識を厳密に行おうとする提案や、保険会計のように将来 CF の見積りの変更額を将来期間にわたって配分させるフローの視点を取り入れつつ、再評価によって適時性のあるストック情報を提供しようとする提案などがこれを表している。

一方で、収益認識プロジェクトにも示されたとおり、伝統的会計思考が基礎とする稼得実現概念は今もなお、企業の付加価値創造活動に関連する業績評価において中核的な概念であることが結論づけられた。また、金融商品プロジェクトでは、金融商品といっても全てが公正価値会計に適合することにはならず、市場における評価が企業にとっての価値に一致しない資産負債については、従来と同じく原価ベースの測定が維持されることになった。

企業活動が多様化し、経営の効率化のため事業の一部を売却して撤退を検討する場面な

ど、事業投資にも出口価値に基づく評価の視点が必要となるケースも多くなったといえるかもしれない。しかし、企業には性質の異なる投資が存在し、事業投資ののれん価値の存在により、公正価値による測定基準の一元化が企業価値評価に役立つ情報を提供することにはならない。また、公正価値モデルでは捉えられない事業投資の成果の把握には、現在でも稼得プロセスに着目する利益計算の観点が必要とされるため、会計利益モデルから離れることはできないという点が IFRS 改定プロジェクトの展開から明らかにされた。

以上、IASB の当初意図していた純資産モデルに立脚する会計基準案は修正を重ねた結果、個別基準単位で会計利益モデル系列の混合会計もしくは純資産モデル系列の混合会計となった状態といえる。MoU プロジェクトによって、従来の基準に比べてストック重視の観点が強められたということができるが、現在も会計利益モデルが中心的な地位にあることには変わりはない。

2. 今後の課題

本研究では、以上のように、主に MoU プロジェクトを分析対象として個別プロジェクトの展開からその背後に存在する会計思考の変遷を捉え、MoU プロジェクト全体のダイナミズムを示すことを目的とした。全ての IFRS 改定プロジェクトを分析範囲に含めることはできなかったうえ、分析対象としたプロジェクトのうち保険契約及びリース会計については改訂公開草案公表後に再審議が開始されるなど、残された検討課題は多く存在する。以下で今後の検討課題の一部に言及し、本研究の結びとしたい。

金融商品プロジェクトに関し、2014 年 1 月、FASB は IASB とのコンバージェンスを見送ることを決定した。FASB は金融資産の分類測定に関して IASB と共同で開発した事業モデルに基づく測定モデルの検討を継続しないことを決定し、金融商品会計基準に関する IASB・FASB 間のダイバージェンスが拡大することが予想される。これが我が国をはじめ各国の IFRS を巡る対応にどのように影響するといえるのか、今後も注視していきたい。

IASB の当初提案に多くみられた、公正価値重視、ストック重視の会計思考においては、利益（包括利益）の定義は存在していても真正面から利益概念を取り扱う議論は行われていなかった。このため、本研究では個別プロジェクトの分析にあたり、従来の会計基準にみる利益観と IFRS 改定作業にみる IASB の利益観を対比させようとするのではなく、利益観（会計利益モデル）と純資産観（純資産モデル）を対比させる枠組みを用いることにした。つまり、分析に用いたフレームワークは改定 IFRS には利益概念が存在しないという前提に基づいたものであった。

一方、2013 年 7 月に IASB が公表した概念フレームワーク改定に関する討議資料では、純資産観に立脚する包括利益指向の主張が弱められ、リサイクルに関する提案など、純利益の重要性を認めるような内容が提示されているようである。これは当初包括利益に偏向していた IASB の姿勢の変化を示すものといえる。今回の討議資料に表わされる、純資産観から利益観の方向に回帰する流れは、個別プロジェクトにおいて、会計利益モデルに依拠する提案が多く示されるようになってきている近年の動向と共通する。

包括利益に偏向する IASB の当初の姿勢は、2004 年 4 月に FASB と共同で立ちあげられた業績報告プロジェクト（2006 年に財務諸表の表示プロジェクトに変更）において観察することができる。そこでは、純利益を排除し、包括利益に業績報告を一元化させようとす

る議論が行われていた。

利益観対純資産観の構図は本研究の分析のフレームワーク提示にあたって前提におかれているが、そのような分析の視座を提供した IASB・FASB の業績プロジェクトの検討は本研究において十分に行われたとはいえない。純資産観を示した IASB・FASB の業績プロジェクト、及び利益観に回帰する提案を示した 2013 年の概念フレームワーク討議資料について検討し、IFRS における利益の位置づけの変化について分析を行うという課題は残されている。

上記の 2013 年の討議資料では、現行 IFRS におけるリサイクル問題の不整合をどのように取り扱うか審議されている。本研究においてもリサイクリング方式とノンリサイクリング方式が同じ会計基準内で並存している問題を取り上げた。そこでは、リサイクルを禁止すべきケースと要求すべきケースの判断基準が明確に識別されておらず、現状ではリサイクルの手続きに関してピースミールの基準のままとなっている。

2013 年討議資料では、リサイクルを実施しない可能性に含みを残しつつ、OCI に含めた項目を原則としてリサイクルの対象とする予備的見解が示されており²、概念フレームワークプロジェクトにおいて今後このテーマがどのように進展していくか検討することも今後の研究課題としたい。

また、IFRS 改定プロジェクトでは、当初金融負債や保険負債をはじめ、負債会計にも公正価値モデルを導入する提案が示されていた。しかし、コメントへの対応のために修正を重ねた結果、最終的な提案では、現行モデルと同様、会計利益モデルに依拠する処理が採用されている。

本研究では検討範囲に含めなかった IAS37 改定プロジェクト（非金融負債に関する会計基準）においても、期待値法を用いた現在価値による測定によって、引当金や偶発債務などの不確実性を認識面ではなく測定面に含め、負債を「企業が期末日において現在の義務から解放されるために支払う金額」、即ち出口価値の文脈で測定することが提案された³。

トレーディングポジション以外の負債を画一的に出口価値で測定しようとする提案内容は金融負債や保険負債の当初提案とも共通する内容といえる。しかし、IAS37 改定プロジェクトでは 2011 年前半に予定されていた最終基準化が見送られ、現在はプロジェクト自体が休止している。

このように、負債の会計処理に公正価値モデルを適用することを試みた IASB 当初案はことごとく棄却されているといえる。負債会計に焦点を当て、公正価値モデルに移行できない背景にある共通の論理を整理する作業は今後の課題としたい。

参考文献

IASB[2010] Exposure Draft, *Measurement of Liabilities in IAS37, Limited Re-exposure of Proposed Amendment to IAS37*.

——[2013] Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial*

² IASB[2013], par.8.26 and 8.91-8.92 及び米山[2014], pp.45-46.

³ IASB[2010], par.36A.

Reporting.

佐々木隆志[2013]「二つの損益計算思考の接合に関する一考察」『會計』第 184 卷 1 号, pp.16-28.

米山正樹[2014]「IFRS 概念フレームワークをめぐる論点」『企業会計』第 66 卷第 1 号, pp.43-51.

参考文献一覧

—本文及び脚注でふれたもののみ揚げる—

ASB(Accounting Standards Board), FRS3, *Reporting Financial Performance*, October 1992.

Beaver, W. H., *Financial Reporting: An Accounting Revolution, 3rd Edition*, Prentice Hall, 1997. (伊藤邦雄訳『財務報告革命 第3版』白桃書房, 2010年.)

FASB(Financial Accounting Standards Board), SFAS13, *Accounting for Lease*, November 1976.

FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, December 1976. (津村常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年.)

FASB, SFAC5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年.)

FASB, SFAC6, *Elements of Financial Instruments, a replacement of FASB Concepts Statement No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No.2)*, December 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年.)

FASB, SFAC7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年.)

FASB, SFAS No.157, *Fair Value Measurements*, September 2006.

FASB, Proposed Accounting Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, May 2010.

IASB(International Accounting Standards Board), IAS11, *Construction Contracts*, April 2001.

IASB, IAS17, *Lease*, April 2001.

IASB, IAS18, *Revenue*, April 2001.

IASB, IFRS4, *Insurance Contracts*, March 2004.

IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Insurance Contracts*, May 2007.

IASB, IFRS3, *Business Combinations*, January 2008.

IASB, Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, March 2008.

IASB, IAS39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement (2008 Revised)*, July 2008.

IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with*

Customers, December 2008.

IASB, Discussion Paper, *Lease*, March 2009.

IASB, Discussion Paper, *Credit Risk in Liability Measurements*, June 2009.

IASB, Exposure Draft, *Financial Instruments: Classification and Measurements*, July 2009.

IASB, Snapshot, *Financial Instruments: Classification and Measurements*, July 2009.

IASB, Exposure Draft, *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment*, December 2009.

IASB, Exposure Draft, *Measurement of Liabilities in IAS37, Limited Re-exposure of Proposed Amendment to IAS37*, January 2010.

IASB, Exposure Draft, *Fair Value Option for Financial Liabilities*, April 2010.

IASB, Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, June 2010.

IASB, Exposure Draft, *Insurance Contracts*, July 2010.

IASB, Exposure Draft, *Lease*, August 2010.

IASB, Conceptual Framework for Financial Reporting, September 2010.

IASB, IFRS9(2010), *Financial Instruments*, October 2010.

IASB, Exposure Draft, *Hedge Accounting*, December 2010.

IASB, Supplementary Document, *Financial Instruments: Impairment*, January 2011.

IASB, IFRS 13, *Fair Value Measurement*, May 2011.

IASB, Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, November 2011.

IASB, Draft Requirements, *IFRS 9 Chapter 6 Hedge Accounting*, September 2012.

IASB, Exposure Draft, *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9*, November 2012.

IASB, Exposure Draft, *Financial Instruments: Expected Credit Losses*, March 2013.

IASB, Exposure Draft, *Lease*, May 2013.

IASB, Exposure Draft, *Insurance Contracts*, June 2013.

IASB, Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July 2013.

IASB/FASB, Information for Observers, *Revenue Recognition, Measurement model summary (Agenda Paper 5B)*, 22 October 2007.

IASB/FASB, Information for Observers, *Revenue Recognition, Allocation model summary (Agenda Paper 5C)*, 22 October 2007.

IASB/FASB, Information for Observers, *Revenue Recognition, Summary of the Key Features of the Measurement and Allocation Model (Agenda Paper 5D)*, 22 October 2007.

IASC(International Accounting Standards Committee), Discussion Paper, *Accounting for financial Assets and Financial Instruments*, March 1997. (国際会計基準委員会『金融資産及び金融負債の会計処理』, 1997年.)

IASC, Issues Paper, *Insurance*, December 1999.

JWG(Joint Working Group of Standard-Setters), Draft Standard, *Financial*

Instruments and Similar Items, December 2000. (日本公認会計士協会訳『金融商品及び類似項目』, 2001年.)

Nissim/Penman, *Principles for the Application of Fair Value Accounting*, Columbia Business School, 2008. (角ヶ谷典幸・赤城論士訳『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社, 2012年.)

Ohlson, J.A., *Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation*, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, Spring 1995, pp.661-687.

Paton & Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940. (中島省吾訳『ペイトン=リトルトン会社会計基準序説』森山書店, 1953年.)

ASBJ(企業会計基準委員会), 「ディスカッションペーパー『顧客との契約における収益認識に関する予備的見解』に対するコメント」, 2009年6月.

ASBJ, 「リース会計に関する論点の整理」, 2010年12月.

秋葉賢一, 「IASB 公開草案における使用権モデル—リース借手の会計情報は有用となるか—」『週刊経営財務』第2983号, 2010年9月20日, pp.10-13.

あらた監査法人, 「負債測定における信用リスクの取扱い」『企業会計』第61巻第11号, 2009年11月, pp.88-92.

壺岐芳弘, 「第4章 時価主義と計算構造」北村敬子/新田忠誓/柴健次編著『企業会計の計算構造』中央経済社, 2012年, pp.93-126.

上野雄史, 「保険契約の会計基準による経済的影響の予測」『保険学雑誌』第604号, 2009年3月, pp.165-184.

小川淳平, 「保険業における公正価値の開示」『生命保険論集』第168号, 2009年9月, pp.65-87.

興津裕康, 「第7章 静的貸借対照表論の論理」北村敬子/新田忠誓/柴健次編著『企業会計の計算構造』中央経済社, 2012年, pp.175-200.

越智信仁, 「保険負債の測定属性と会計目的—測定・監査可能性の視点を交えて—」『産業経理』第71巻第1号, 2011年4月, pp.122-135.

加藤久明, 「リース会計に対する新たなアプローチの特徴と問題点—IASBとFASBのディスカッション・ペーパーを中心として—」『企業会計』第62巻第4号, 2010年4月 pp.113-119.

加藤久明, 「レッサー(貸手)の会計処理と実務上の論点」『企業会計』第63巻第4巻, 2011年4月, pp.46-52.

川西安喜, 「討議資料『リース:予備的見解』」『会計・監査ジャーナル』第21巻第7号, 2009年7月, pp.57-64.

川西安喜, 「リース会計に関する改定公開草案」『会計・監査ジャーナル』第25巻第8号, 2013年8月, pp.39-48.

草野真樹, 「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」IMES Discussion Paper No.2010-J-12, 2010年4月.

草野真樹, 「金融負債の公正価値測定動向と報告企業の信用状態の変化」『會計』第178

- 巻第4号, 2010年4月.
- 草野真樹, 「会計モデルの変容と会計情報(1)」『会計』第181巻5号, 2012年5月, pp.15-26.
- 小賀坂敦・吉岡亨, 「『リース会計に関する論点の整理』について」『企業会計』第63巻第4号, 2011年4月, pp.24-30.
- 斎藤静樹編著, 『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社, 2008年.
- 斎藤静樹, 『会計基準の研究 増補版』中央経済社, 2010年.
- 坂井映子, 「リース会計における資産・負債の認識と費用の測定—オンバランス化の範囲拡大に伴う影響—」『証券アナリストジャーナル』第48巻第5号, 2010年5月, pp.26-35.
- 坂本道美, 「IFRS9号の論点と課題」『企業会計』第62巻第4号, 2010年4月, pp.28-36.
- 佐々木隆志, 「二つの損益計算思考の接合に関する一考察」『会計』第184巻1号, 2013年1月, pp.16-28.
- 佐藤信彦, 「解約可能リース取引におけるリース料支払債務の負債性」『企業会計』第62巻第1号, 2010年1月, pp.97-100.
- 辻山栄子, 「利益の概念と情報価値(1) —実現の考え方—」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社, 2002年, pp.349-374.
- 辻山栄子, 「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』第19巻第11号, 2007年11月, pp.30-39.
- 辻山栄子, 「第6章 財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2版』中央経済社, 2007年, pp.135-153.
- 辻山栄子, 「収益認識と業績報告」『企業会計』第60巻第1号, 2008年1月, pp.39-53.
- 辻山栄子, 「正味のポジションに基づく収益認識—その批判的検討」『企業会計』第61巻第9号, 2009年9月, pp.6-15.
- 辻山栄子, 「会計におけるパラダイムシフトの再検討」『証券アナリストジャーナル』第48巻第5号, 2010年5月, pp.5-16.
- 辻山栄子, 「会計基準の国際化と会計基準のメタルール」『会計』第179巻1号, 2011年1月, pp.52-67.
- 辻山栄子, 「現代会計のアポリアー対立する2つのパラダイム—」早稲田商学第434号, 2013年1月, pp.163-194.
- 高橋聡, 「第2章 日本のリース会計基準の分析—レシーの会計—」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著『リース会計基準の論理』 税務経理協会, 2009年, pp.31-62.
- 角ヶ谷典幸, 「リース会計・使用権モデルの変容—借手の会計処理を中心に—」『会計』第184巻第5号, 2013年5月, pp.44-56.
- 徳賀芳弘, 「第6章 公正価値会計の意味 —概念の明確化と経済社会へのインパクト—」シャム・サンダー・山地秀俊編『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』, 2009年, pp.121-164.
- 徳賀芳弘, 「会計基準における混合属性会計モデルの検討」 IMES Discussion Paper Series No.2011-J-19, 2011年11月.
- 西川郁生, 「時価評価の論点」『企業会計』第62巻第1号, 2011年1月, pp.22-25.

- 福井義高, 「公正価値会計の経済的帰結」IMES Discussion Paper No.2011-J-4, 2011年3月.
- 藤田晶子, 「会計基準論のパラダイム変革と会計測定」『会計』第175巻第1号, 2009年1月, pp.12-23.
- 藤井秀樹, 『現代企業会計論』森山書店, 1997年.
- 藤井秀樹, 『制度変化の会計学』中央経済社, 2007年.
- 万代勝信, 『現代会計の本質と職能』森山書店, 2002年.
- 万代勝信, 「財務報告の役割の再考」『JICPA ジャーナル』第16巻第1号, 2004年1月, pp.52-54.
- 万代勝信, 「収益認識プロジェクトの概要」『企業会計』第60号第8巻, 2008年8月, pp.18-19.
- 万代勝信, 「IASB・FASBの『収益認識プロジェクト』に係る問題」『会計』第177巻第4号, 2010年4月, pp.21-33.
- 万代勝信, 「第8章 測定属性」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社, 2011年, pp.335-362.
- 万代勝信, 「収益認識プロジェクトの展開」『会計』第184巻第3号, 2013年3月, pp.1-14.
- 山田辰巳, 「IASB・FASBのリース・プロジェクトの検討経緯と主要論点について」『企業会計』, Vol.63 No.4, 2011年4月, pp.18-23.
- 吉田康英, 「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』の概要と論点」『企業会計』第62巻第4号, 2010年4月, pp.37-44.
- 米山正樹, 『(増補版) 減損会計—配分と評価—』森山書店, 2003年.
- 米山正樹, 「IFRS概念フレームワークをめぐる論点」『企業会計』第66巻第1号, 2014年1月, pp.43-51.

参考 URL 一覧

—本文及び脚注でふれたもののみ掲げる—

FSF(Financial Stability Forum), *Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System*, April 2, 2009, available at;

http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_0904a.pdf (accessed on March 16, 2014.)

IASB, 2009ED IASB Staff Example, 2009, available at;

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IAS-39-Financial-Instruments-Recognitio/Impairment/IASB-Staff-Examples/Pages/IASB-Staff-Examples.aspx> (accessed on March 16, 2014).

IASB, IASB meeting summaries and observer notes, October 2012, available at;

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IAS-39-Financial-Instruments-Recognitio/Impairment/Meeting-Summaries/Pages/IASB-Oct-2012.aspx> (accessed on March 16, 2014).

IASB/FASB, IASB/FASB Meeting Agenda 3A, *Insurance Contracts, Risk adjustment: the story so far*, 16 May 2011, available at:

http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Documents/2011/may_2011_3A_Risk_adjustment_The_story_so_far.pdf (accessed on 6 Jan, 2014).

IASB/FASB, *Joint Update Note from the IASB and FASB on Accounting Convergence, Note from IASB on Governance Enhancements*, April 2012, available at:

http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Global%20convergence/Convergence-with-US-GAAP/Documents/r_120420d.pdf (accessed on April 1, 2014).

あずさ監査法人, 「IFRS 最新基準書の初見分析: IFRS 第9号『金融商品』」, 2009年12月, available at:

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/ifrs-briefing-sheet/Pages/ifrs-briefing-sheets-160.aspx> (accessed on February 9, 2014).

あずさ監査法人, 「IFRS 最新提案の解説: 保険契約 (公開草案 ED/2010/8)」, 2010年9月, available at:

http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2012/07/30/insurance-contracts-2010-09_j.pdf (accessed on 6 Jan, 2014).

あずさ監査法人, 「IFRS 最新提案の解説: ヘッジ会計」, 2011年1月, available at:

http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/new-on-the-horizon/Documents/hedge-accounting-2011-01_j.pdf (accessed on February 9, 2014).

あずさ監査法人, 「IFRS 最新提案の解説: オープンポートフォリオで管理される金融資産の減損」, 2011年2月, available at:

http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2012/07/30/new-on-the-horizon-impairment-of-financial-assets-2011-02_j.pdf (accessed on March 16, 2014).

あずさ監査法人, 「IFRS 最新提案の解説: 金融商品—予想信用損失」, 2013年3月, available at:

http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2013/04/30/expected-credit-losses-2013-03.pdf (accessed on March 16, 2014).

あずさ監査法人, 「IFRS の改訂リース会計 (案) ~公開草案『リース』の解説~」, 2013年6月, available at:

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/Documents/ifrs-leases-2013-06.pdf> (accessed on March 25, 2014).

あずさ監査法人, 「IFRS 最新提案の解説: 保険契約 (公開草案 ED/2013/7)」, 2013年7月, available at:

http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/media/publication/new-on-the-horizon/_icsFiles/afieldfile/2013/10/16/insurance-contracts-2013-07.pdf (accessed on 6 Jan, 2014).

あずさ監査法人, 「IASB ヘッジ会計の改訂を含む IFRS 第9号 (2013年版) を公表」, 2013年11月, available at:

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/ifrs-news-flash/Documents/ifrs-news-flash->

[2013-11-22.pdf](#) (accessed on February 9, 2014).

須田一幸・竹原均, 「フリーキャッシュフローモデルと残余利益モデルの比較: 株価説明力と超過リターンの獲得」, 2003年11月, available at;

<http://infoshako.sk.tsukuba.ac.jp/~databank/thesis/2003/a2003takehara.pdf> (accessed on April 1, 2014).

羽根佳祐, 「IASB 保険会計プロジェクトの批判的検討」 Waseda Accounting Research Center, *Occasional Paper*, 2012年11月, available at;

[http://w-arc.jp/OP20130201\(Hane\)Japanese.pdf](http://w-arc.jp/OP20130201(Hane)Japanese.pdf) (accessed on 6 Jan, 2014).